

令和 4 年度

京都府包括外部監査報告書

令和 5 年 3 月

京都府包括外部監査人

公認会計士 人見 敏之

令和4年度京都府包括外部監査

監査テーマ

「府税事務所等のあり方について」

第 1	外部監査の概要	1	-	1	-
1	外部監査の種類	1	-	1	-
2	外部監査のテーマ	1	-	1	-
2.1	選定したテーマ	1	-	1	-
2.2	テーマの選定理由	1	-	1	-
3	外部監査の実施期間	2	-	2	-
4	外部監査の方法	2	-	2	-
4.1	監査の要点（着眼点）	2	-	2	-
4.2	監査対象	2	-	2	-
4.3	主な監査手続	2	-	2	-
4.4	往査の実施状況	3	-	3	-
5	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	4	-	4	-
5.1	包括外部監査人	4	-	4	-
5.2	外部監査補助者	4	-	4	-
6	利害関係	4	-	4	-
第 2	過年度の包括外部監査の状況	5	-	5	-
1	過年度の包括外部監査のテーマ	5	-	5	-
2	包括外部監査の結果報告後の流れ	6	-	6	-
2.1	包括外部監査の結果報告	6	-	6	-
2.2	措置の定義	6	-	6	-
2.3	措置に至るまでのプロセス	7	-	7	-
3	過年度の措置状況	8	-	8	-
3.1	指摘事項の措置状況と今後の措置予定	8	-	8	-
3.2	長期未定項目の状況	9	-	9	-
3.3	令和 4 年度の監査テーマ	10	-	10	-
4	包括外部監査「意見」への対応	10	-	10	-
4.1	他の都道府県の状況	11	-	11	-
4.2	京都府の対応方針	12	-	12	-
4.3	小括	12	-	12	-
5	部局の措置に対する有効性確認について	13	-	13	-
5.1	措置の有効性確認状況	13	-	13	-
5.2	小括	15	-	15	-
第 3	府税の状況	16	-	16	-
1	府税の概要	16	-	16	-
1.1	地方公共団体の税	16	-	16	-
1.2	京都府財政と税収の状況	18	-	18	-
1.3	京都府の税務運営方針	20	-	20	-
2	組織・体制	22	-	22	-
2.1	京都府の税務機構	22	-	22	-
2.2	京都地方税機構	26	-	26	-

3	京都地方税機構に移管していない税目	- 31 -
3.1	個人府民税	- 31 -
3.2	個人事業税	- 44 -
3.3	自動車諸税	- 64 -
3.4	不動産取得税	- 93 -
3.5	軽油引取税	- 102 -
3.6	その他諸税	- 113 -
4	京都地方税機構に移管した税目	- 119 -
4.1	法人府民税・事業税	- 119 -
4.2	制度概要	- 120 -
4.3	事務の流れ	- 125 -
4.4	事務の特徴	- 126 -
4.5	税収の状況	- 128 -
4.6	事務の状況	- 137 -
5	徴収・滞納整理	- 153 -
5.1	概要	- 153 -
5.2	申告・納期限	- 154 -
5.3	京都地方税機構の事務	- 155 -
5.4	滞納処分の停止・不納欠損	- 161 -
5.5	府税の徴収率	- 165 -
5.6	小括	- 166 -
6	徴税に要する費用	- 167 -
6.1	概要	- 167 -
6.2	徴税費全国比較	- 167 -
6.3	徴税にかかる人件費	- 170 -
6.4	委託の状況	- 173 -
6.5	府税事務所の賃借料	- 177 -
6.6	京都地方税機構を含めた検討	- 178 -
6.7	京都地方税機構の負担金	- 180 -
7	府税関連の情報システム	- 184 -
7.1	概要	- 184 -
7.2	措置状況の検討	- 184 -
7.3	措置内容の問題点	- 189 -
7.4	過年度指摘事項以外の問題点	- 193 -
7.5	外部からのデータ取得について	- 196 -
8	課税客体の捕捉	- 197 -
8.1	概要	- 197 -
8.2	捕捉状況の検討	- 198 -
8.3	法人府民税及び法人事業税	- 198 -
8.4	個人事業税	- 199 -
8.5	不動産取得税	- 203 -

8.6	小括	- 204 -
9	人事の状況	- 204 -
9.1	概要	- 204 -
9.2	税務職員の平均年齢等	- 204 -
9.3	年齢構成、人数について	- 205 -
9.4	税務職員の税務経験年数	- 208 -
9.5	教育訓練制度	- 209 -
9.6	超過勤務の状況	- 211 -
第4	府税事務所のあり方	- 213 -
1	平成17年度包括外部監査の指摘	- 213 -
1.1	指摘内容の整理	- 213 -
1.2	同指摘事項に対する京都府の考え方	- 214 -
2	府税事務所の状況	- 214 -
2.1	3府税事務所の事務の現状	- 214 -
2.2	政令指定都市を有する他道府県の状況	- 216 -
2.3	統合の方向性の提案	- 217 -
3	統合試案	- 219 -
3.1	全体像	- 219 -
3.2	集約場所の検討	- 220 -
3.3	統合試案の強化策	- 224 -
3.4	更なる可能性への提言	- 228 -

< 指摘事項・意見一覧表 >

※ 本報告書における「指摘事項」は、法律・条例・規則等への適合性・合规性のみならず、経済性・効率性・有効性の観点から、法令や規則等で強制されていない事項でも直ちに改善を求める事項である。また、「意見」は、「指摘事項」以外で改善の検討を求める事項である。

※ 本報告書内で用いている表中の数値については、四捨五入等の関係で合計が一致しない場合がある。

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項及び京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年京都府条例第1号）の規定に基づく包括外部監査

2 外部監査のテーマ

2.1 選定したテーマ

府税事務所等のあり方について

2.2 テーマの選定理由

平成11年度の外部監査制度導入から20年以上経過してきている中、これまでに実施された包括外部監査において、監査人からの指摘事項に対して「未措置」のものが一定数残っている状況である。これらの事項について改めて状況を確認することは、今後の府政運営にとって有意義であると考えた。

中でも、平成17年度に実施された府税の賦課徴収に関する事務の執行についての包括外部監査での指摘事項のうち、滞納整理業務に関しては、市町村と共同で実施する組織である京都地方税機構を設立する等、円滑かつ効率的な賦課徴収事務を推進されてきているところではあるが、3府税事務所の統合については、目立って進展しているようには見受けられない。

また、府税の賦課徴収の状況に関しては、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の適用等により減収となった後、令和3年度の府税収入は増加（令和2年度比110.6%、約279億円増）しているものの、府税収入の確保のためには、より効率的かつ効果的な賦課徴収業務の推進及び更なる徴収コストの削減が求められている。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人と人との接触機会の低減等が求められ、納税者の生活スタイルとして定着していることを踏まえると、デジタル化の推進により来所不要となる環境の整備等、より一層、納税者の利便性向上の取組を推進していく必要がある。

こうした状況の中で、昨今の厳しい行財政状況を踏まえると、自主財源の確保という観点から府税収入は非常に重要であることから、今回、改めて税務部門について着目した。

このため、京都府の税務行政の現状や課題等を分析し、納税者の利便性向上及び府税の徴収コスト削減の観点から、今後のあり方について検証することは、これまでの課題解決に加え、今後の府税事務所等のあり方を考える上でも有意義と考え、本テーマを選定した。

3 外部監査の実施期間

令和4年6月から令和5年3月まで

なお、監査の対象期間は、原則として令和3年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、令和4年度の状況等についても言及している。

4 外部監査の方法

4.1 監査の要点（着眼点）

府税事務所等のあり方について、法令遵守、合规性、経済性、効率性及び有効性の観点から、特に以下の点に留意して監査を実施した。

- ・ 財務事務の合规性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から合理的かつ適正に対応できているか。
- ・ 納税者の利便性向上及び府税の徴収コスト削減の観点から合理的かつ適正に対応できているか。

4.2 監査対象

監査対象は以下のとおりとした。

- ・ 総務部税務課（以下「本庁税務課」という。）
- ・ 各府税事務所及び自動車税管理事務所並びに広域振興局税務課及び府税出張所

4.3 主な監査手続

① 関係書類の閲覧

監査対象の担当課及び京都地方税機構から各種関係書類や資料の提供を受けるとともに、これらの通査・閲覧を通して事務の状況等について理解を深め、問題点等の検出に努めた。

なお、府税事務の一部を京都地方税機構に移管しているため、必要に応じ

て同機構の協力を求める形で監査を実施した。

② 関係者への質問

関係書類の閲覧等を通じた理解のみでは不十分な点については、京都府の担当者や京都地方税機構に質問を行い、回答を得るという形で監査を進めた。

③ 現場視察

各府税事務所等へ赴き、施設の状況や運営状況を把握するとともに、質問等により現地における事務の状況について確認を行い、問題点の検出等に努めた。

④ 上記手続を通じて検出された問題点についての改善策等の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもないが、それに留まらず、検出された問題点をどのように改善するべきかについて提案・提言等を行うことも監査の重要な役割である。こうした監査の役割に留意しつつ、可能な限り改善策について検討を加え、積極的に提案・提言に繋げられるように努めた。

4.4 往査の実施状況

前述のとおり各府税事務所等へ赴き、各所における府税事務の状況を把握した。本庁税務課や京都地方税機構本部を除く現地往査の実施状況は以下のとおりである。

府税事務所等	京都地方税機構	往査日	往査監査人・補助者
京都東府税事務所	京都東地方事務所	8月17日	包括外部監査人及び補助者3人
京都南府税事務所	京都南地方事務所	9月6日	包括外部監査人及び補助者7人
京都西府税事務所	京都西地方事務所		
自動車税管理事務所	自動車関係税申告受付センター		
山城広域振興局税務課	山城中部地方事務所	9月7日	包括外部監査人及び補助者6人
山城南府税出張所			

南丹広域振興局税務課	中部地方事務所	9月13日	包括外部監査人 及び補助者5人
中丹広域振興局税務課	中丹地方事務所		
中丹西府税出張所			
丹後広域振興局税務課	丹後地方事務所	9月14日	

5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

5.1 包括外部監査人

公認会計士・税理士 人見 敏之

5.2 外部監査補助者

公認会計士 浅野 良治

公認会計士・税理士 四方 浩人

公認会計士 松原 広幸

税理士 松本 慎太郎

公認会計士 山尾 勇介

公認会計士 山川 和哉

公認会計士・税理士
システム監査技術者 山田 洋平 (五十音順)

6 利害関係

京都府と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 過年度の包括外部監査の状況

1 過年度の包括外部監査のテーマ

京都府の包括外部監査は平成11年度から実施され、令和4年度で24年目となる。過去に取り上げられた監査テーマは以下のとおりである。

包括外部監査結果に係る措置状況一覧（過年度分）

監査年度	監査テーマ	指 摘 事項数	改善中 項目数
R3	収益事業特別会計(向日町競輪場の課題解決と今後の可能性等)について	7	—
R2	勤労者福祉会館の現状と課題について	9	1
R1	京都産業の新展開に向けた産業支援機関及び物流拠点の現状と課題について	11	4
H30	財務事務をはじめとしたリスクマネジメントの課題と対応について	7	1
H29	地方三公社の現状と課題について	18	1
H28	受託事業等に係る財務事務の執行について	17	0
H27	事務事業の外部委託の現状と今後について	13	0
H26	未収金に関する事務の執行及び管理について	30	1
H25	人材育成機関の現状と課題について	31	3
H24	情報システムに係る財務事務の執行について	65	13
H23	公立大学法人化などの府大学改革の成果と課題について	44	9
H22	府営住宅・住宅関係施策の成果と課題について	5	1
	使用料収入・手数料収入の事務の執行について	2	0
	商工関連試験研究機関等の成果と課題について	10	0
H21	府民利用施設の運営について(京都府立植物園)	2	0
	府民利用施設の運営について(京都府立図書館、京都府立郷土資料館)	3	0
H20	道路事業(計画・整備・維持管理)の費用対効果について	4	0
	府立学校(高等学校・附属中学・特別支援学校)の運営について	9	0
H19	指定管理者制度導入施設の事務執行について	16	0
	府有財産(不動産)の有効活用について	13	3
H18	公営3企業の経営管理の是非と将来の姿について	9	1
	北近畿タンゴ鉄道株式会社の現状における問題点と将来のあり方について	15	0
H17	農業関係の試験研究機関における財務に関する事務の執行、研究及びその成果の還元について	8	0
	府税の賦課徴収に関する事務の執行について	12	1
H16	京都府立3病院(府立洛東病院・府立洛南病院・府立与謝の海病院)	8	0
	京都府立医科大学附属病院	6	0
	京都府農業補助金	4	0
H15	京都府住宅供給公社	12	1
	京都府下水道公社	3	0
	京都府立総合資料館、京都府立体育館	8	0
H14	京都府立洛南寮及び京都府立心身障害者福祉センター	11	0
	環境ISO(京都府庁及び京都府企業局)	5	0
	環境会計(企業局水道事業)	5	0
H13	京都府営向日町競輪事業	11	0
	京都府商工部所管の中小企業制度融資	9	0
	京都府畜産研究所並びに京都府碓高原総合牧場	16	0
H12	(財)京都府民総合交流事業団(京都テルサ、コミュニティ嵯峨野)	23	0
	(財)京都文化財団(京都文化博物館、堂本印象美術館)	12	0
	(財)京都府公園公社	9	0
	(財)京都府森と緑の公社	5	0
H11	府立洛東病院、府立洛南病院、府立与謝の海病院	13	—
	府立医科大学附属病院	25	—
	企業会計的見地からみた京都府の財政状況の現状と課題	9	0
	計(R3を除く)	547	40

(令和4年6月時点)

府立病院や地方三公社など、複数回にわたって取り上げられているテーマ

がある一方で、過年度の指摘事項が改善されずに未措置のまま残っている状況も見受けられる。

包括外部監査制度が始まって 20 年以上経過しているなかで、令和 4 年度の包括外部監査の監査テーマを決定するに当たっては、まずこうした未措置の内容に着目することとした。

2 包括外部監査の結果報告後の流れ

2.1 包括外部監査の結果報告

包括外部監査の結果に関する報告に関しては、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項において「包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。」とされており、これまで京都府の行財政運営に対して様々な結果の報告がなされてきた。

ここで、監査の結果に関する報告とは、違法又は不当な事項の指摘とその改善措置を求めることをいい、違法な事項とは法令、条例、規則等の違反を、不当な事項とは、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に著しく反する事項、すなわち、著しい不経済事項、著しい非効率事項及び当初の目標・成果を達成しない有効性に著しく欠ける事項をいう¹。

2.2 措置の定義

監査の結果に関する報告に関しては、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項において、「前条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置

¹ 日本監査研究学会リサーチ・シリーズⅢ「政府監査基準の構造」鈴木豊編著 同文館出版(2005年5月)P204、P207、「監査委員監査の基礎知識」原典雄著 ぎょうせい(平成14年7月10日)P59

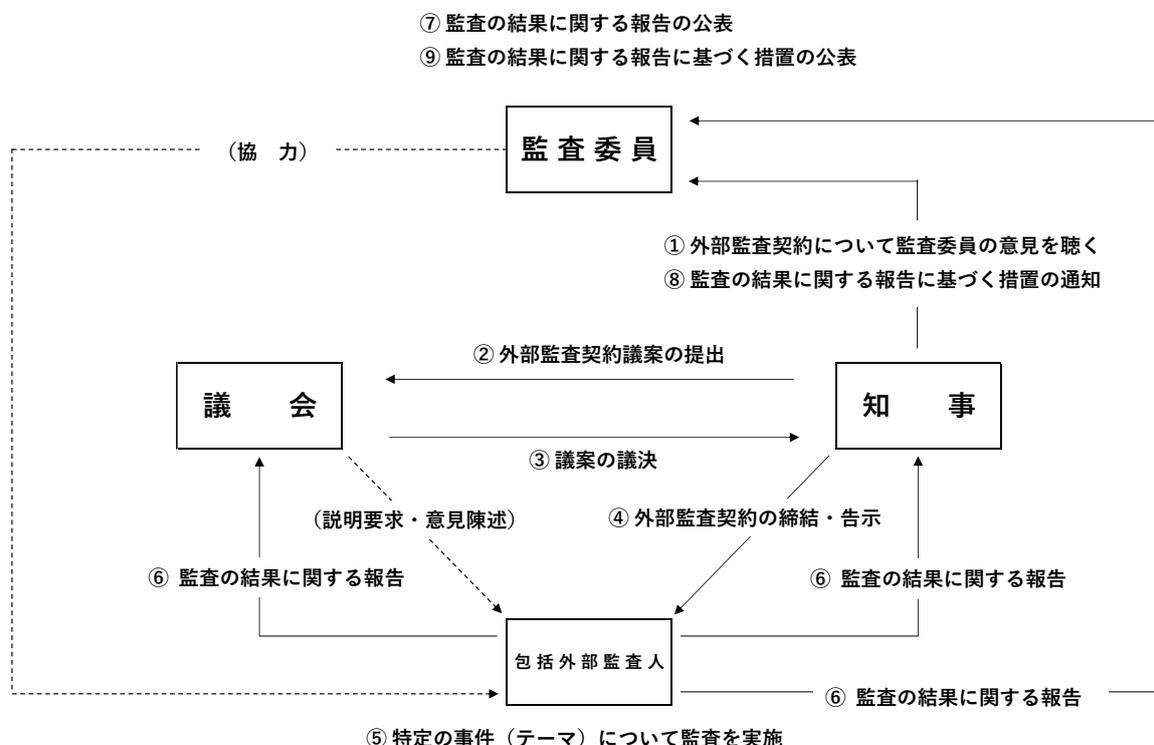
を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」と定められており、自治体は、監査の結果を踏まえて、何らかの改善策を講じ、監査の結果に関する報告に対して講じた措置を公表することが求められている。

2.3 措置に至るまでのプロセス

監査人から指摘を受けてから、京都府が対応方針を検討し、実際に措置を講じ、公表するまでの一般的な流れは以下の図のとおりである。

指摘事項への対応方針については所管課（部局）において検討し、対応を実施する。そして、部局の検討・対応状況について、毎年度、人事課から所管課に対し、措置を講じたことが確認できる資料の提出及びヒアリングの実施により客観的に確認した上で、措置を講じたものについて、知事まで内容を報告し、その適否について調整している。その後、議会に対して報告を行い、知事が措置を講じた旨を監査委員に通知し、監査委員が公表を行っている。

▼包括外部監査フロー



3 過年度の措置状況

3.1 指摘事項の措置状況と今後の措置予定

包括外部監査制度が開始された平成 11 年度から令和 2 年度までの各年度のテーマと指摘の数、令和 4 年 6 月末時点における措置の状況は前述 1 のとおりである。

平成 11 年度から 22 回の包括外部監査における指摘事項は 547 個、それに対して令和 4 年 6 月末現在における措置済は 507 個、未措置は 40 個となっており、措置済率は 92.7%となっている。措置率は 90%を超えており、指摘された事項については措置対応が真摯に進められていることが伺える。

なお、指摘事項に対する措置は、京都府においては「措置済み」「改善中」「措置しない」の 3 つに区分され、措置 507 個のうち、「措置済み」が 498 個、「措置しない」が 9 個であり、未措置 40 個が「改善中」に分類される。

令和 4 年 6 月末時点において未措置となっている項目 40 個に対して、今後の措置予定について確認したところ、以下の回答が得られた。

<未措置のうち、措置が見込まれる時期>

経過年数	年度	指摘事項	措置済	未措置	R4年	R5～6年	長期・未定
1	R2	9	8	1		1	
2	R1	11	7	4	1	1	2
3	H30	7	6	1	1		
4	H29	18	17	1			1
5	H28	17	17	0			
6	H27	13	13	0			
7	H26	30	29	1		1	
8	H25	31	28	3			3
9	H24	65	52	13	6	3	4
10	H23	44	35	9			9
11	H22	7	6	1			1
12	H21	15	15	0			
13	H20	13	13	0			
14	H19	29	26	3			3
15	H18	24	23	1		1	
16	H17	20	19	1			1
17	H16	18	18	0			
18	H15	23	22	1			1
19	H14	21	21	0			
20	H13	36	36	0			
21	H12	49	49	0			
22	H11	47	47	0			
計		547	507	40	8	7	25
				割合	20.0%	17.5%	62.5%

結果、未措置項目 40 個のうち、令和 4 年度中に対応が予定されているものが 8 個（20.0%）、令和 5 年度～令和 6 年度にかけて対応が予定されているものが 7 個（17.5%）、対応が令和 7 年度以降の長期間かかるもの、又は方針が未定のものが 25 個（62.5%）であった。

全体の指摘に対する措置の割合としては 92.7%と高くなっているが、未措置項目 40 項目に関しては、長期又は方針が未定となっているものの割合が 62.5%と高くなっており、10 年以上経過しているにもかかわらず長期・未定となっているものも 15 個あった。

3.2 長期未定項目の状況

対応が長期又は未定となっている項目 25 個について、その内容を確認した。

<長期・未定項目一覧>

年度	監査テーマ	残数	内容
R1	産業支援機関及び物流拠点の現状と課題	1	舞鶴港経営関係収支の黒字化
		2	指定管理者制度の検討
H29	地方三公社の現状と課題	1	公営住宅管理の府市連携のさらなる推進
H25	人材訓練機関の現状と課題	1	本部組織の設置
		2	用庁務担当の常勤正職員の見直し
		3	備品、施設の有効活用
H24	情報システムに係る財務事務の執行	1	システム外部監査の実施
		2	情報漏洩リスクの評価
		3	パスワードポリシーを遵守するためのシステム上の制限の設定
		4	サーバー機器等の設置場所の見直し
H23	公立大学法人化などの府大学改革の成果と課題	1	人件費（法人独自の給与体系等の検討）
		2	教職員数の効率化
		3	事務局職員の派遣
		4	専門職の育成による事務部門等の機能強化
		5	人事全般（効率的な体制の検討）
		6	精華農場の有効活用
		7	耐震・防犯の検討
		8	部門別損益計算への取組
		9	診療科別原価計算などへの取組
H22	府営住宅・住宅関係施策の成果と課題	1	滞納家賃の回収
H19	府有資産の有効活用	1	類似施設の所管・統廃合検討（元白南風荘跡地隣接地）
		2	類似施設の所管・統廃合検討（農業資源研究センター隣接地）
		3	活用の検討（世屋高原家族旅行村）
H17	府税の賦課・徴収	1	3 府税事務所の統合検討
H15	京都府住宅供給公社	1	代行取得した受託事業用地（552㎡）の法的担保

未措置項目については一覧化されており、今後の措置予定についても、令和 4 年度に措置予定、令和 5 年度～令和 6 年度に措置予定、長期・未定に区

分されて、予定化されている点は評価できる。また、令和3年度から、特に長期間未措置となっている項目に関しては、人事課から年度末時点での措置状況の確認だけでなく、年度途中時点における措置の検討状況・予定の確認を行っている。

しかしながら、指摘を受けてから、10年以上経過しているにもかかわらず、措置予定が長期・未定となっているものが15個あり、これらについては、早期に措置の方針に道筋をつける必要がある。

この点、措置の期間に期限を設けることは難しいと考えるが、長期にわたって措置方針に道筋がつかない事態を防止するために、措置の方針に道筋をつけるまでの期間については、目安や期限を設定し、早期に方針に道筋をつけていくべきであろう。

一方で、行政として現実的に対応不可能な指摘に関しては、十分に検討・議論を重ねた上で、「措置しない」ということを決定することも大切だと考える。

3.3 令和4年度の監査テーマ

上記の状況を考慮し、本年度の監査テーマを決定するに際しては、措置予定が長期・未定となっている項目のうち、京都府以外の団体の意思決定が不可欠である内容を除いて最も古い指摘である平成17年度の「府税の賦課・徴収」を取り上げることとした。

府税事務に関しては、この間に市町村と共同で京都地方税機構を設立し、滞納整理業務や法人二税に関する業務を移管するほか、地方税ポータルシステム(eLTAX)などのデジタル化が進み大きな環境変化があった。そうした環境変化を考慮しつつ、当初の指摘事項が京都府にとって変わらず有益であるか、措置ができない理由は合理的であるかの観点を含め監査することとした。

監査テーマは上記のように決定したが、今回措置状況を検討して気になった箇所に対し少し言及することとする。

4 包括外部監査「意見」への対応

地方自治法第252条の38第2項においては、監査の結果報告書に添えて提出する意見として、「包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要がある

と認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。」と定められており、違法性又は不当性が著しくないものや、組織・法令等に欠陥があり早急には改善しないものの、現状は明らかに満足し得ない状況にあるもの等に対する意見を述べることができる²。

監査の結果報告書に添えて提出する意見に対しては、地方自治法において措置状況の報告が求められているわけではないが、地方自治法において意見を述べる事が認められていることに鑑み、改善に向けて検討をしていくことが望ましい。

4.1 他の都道府県の状況

監査の結果（指摘事項）と意見への対応方針については、様々な考え方があり、指摘事項と意見とを区分せずに同じ対応で措置を進めている都道府県もあれば、指摘事項と意見とを明確に区分している都道府県もある。平成 29 年 3 月に京都府が調査した内容によれば、当時の 47 都道府県の状況は以下のとおりであった。

<47 都道府県における対応状況>

・意見への措置公表	有：41（87%）	無：6（13%）
・区分表示	有：11（27%）	無：30（73%）
・公表回数	1 回（直近の報告時期）	: 18（44%）
	2 回	: 2（5%）
	対応済みとなるまで	: 12（29%）
	対応済みとなった段階で 1 回	: 9（22%）

監査の結果報告書に添えて提出する意見に対する対応状況を公表している都道府県は 41 団体、公表していない都道府県は 6 団体であった。

また、意見に対する対応状況を公表している都道府県のうち、対応の結果について、「対応済み」「改善中」「対応しない」等の区分に表記して公表して

² 日本監査研究学会リサーチ・シリーズⅢ「政府監査基準の構造」鈴木豊編著 同文館出版（2005 年 5 月）P212

いる都道府県は 11 団体、区分表記はせず、意見に対する対応の内容を記載することとしている都道府県は 30 団体であった。

さらに、公表する際の公表回数については、直前の年度に対する報告を 1 回のみ行う都道府県が 18 団体、2 回行う都道府県が 2 団体となっている一方で、回数を限定せずに対応済みとなるまで公表し続けるとした都道府県が 12 団体、対応済みとなるまでは公表せずに対応済みとなった段階で公表を 1 回行う都道府県が 9 団体という結果となった。

4.2 京都府の対応方針

京都府においては、指摘事項と意見とで異なる取扱いをしており、特に平成 28 年度までは、「指摘」は措置されるまで進捗管理を行うが、「意見」については対応状況の公表はされていなかった。

平成 29 年度において、包括外部監査「意見」への対応状況について、地方自治法上、監査委員への通知や公表は規定されていないことから、京都府においては監査結果（指摘事項）への措置状況のみ監査委員へ通知等されていたが、多くの都道府県が指摘事項に限らず、意見に対する対応状況を公表していることや、府民に対する説明責任の観点からも、平成 29 年 6 月定例会から監査意見への措置状況も公表等することとなり、意見についても公表が行われるようになった。

ただし、公表の内容については、指摘の際のような「措置済み」「改善中」「措置しない」の種別を設けず、意見に対する「対応の内容」を記載することとしており、また、公表の回数についても、指摘事項については措置されるまで進捗管理を行うが、意見に関しては監査実施翌年度の対応状況についてのみ、議会報告・公表することとされている。

4.3 小括

京都府においては、平成 28 年度まで意見に対する対応状況については議会への報告・公表が行われていなかったが、他府県の動向を踏まえ、平成 29 年度から、監査実施翌年度の対応状況について議会報告・公表が行われることとなった。

確かに、意見に対する議会報告・公表が行われることとなった点に関してはとても望ましいことではあるが、公表が行われるのは監査実施翌年度のみ

であり、それ以降に実際に対応がなされたかどうかまでは確認することはできず、京都府においても追跡調査は実施していないとのことであった。

この点、意見に対する対応状況を公表している都道府県 41 団体のうち、京都府と同様に監査実施翌年度に 1 回のみ行うとしている都道府県は 18 団体あるものの、措置済みとなるまで公表し続けるとした都道府県が 12 団体、措置済みとなった段階でのみ 1 回公表するとした都道府県が 9 団体あることから、措置ができるまで追跡している都道府県の方が半数を超えている状況となっている。

監査機能の独立性・専門性を一層充実させ、監査機能に対する住民の信頼を高めるために包括外部監査制度が創設された点からすれば、他の都道府県の状況も踏まえると、京都府においても、意見に対する措置状況を追跡すること等、意見に対する取扱いを検討することは重要であると考えます。

例えば、「措置しない」という判断も含めて）意見への措置がなされるまで追跡調査を行い、措置済みとなるまでもしくは措置済みとなった段階で公表する方策も検討されたい。

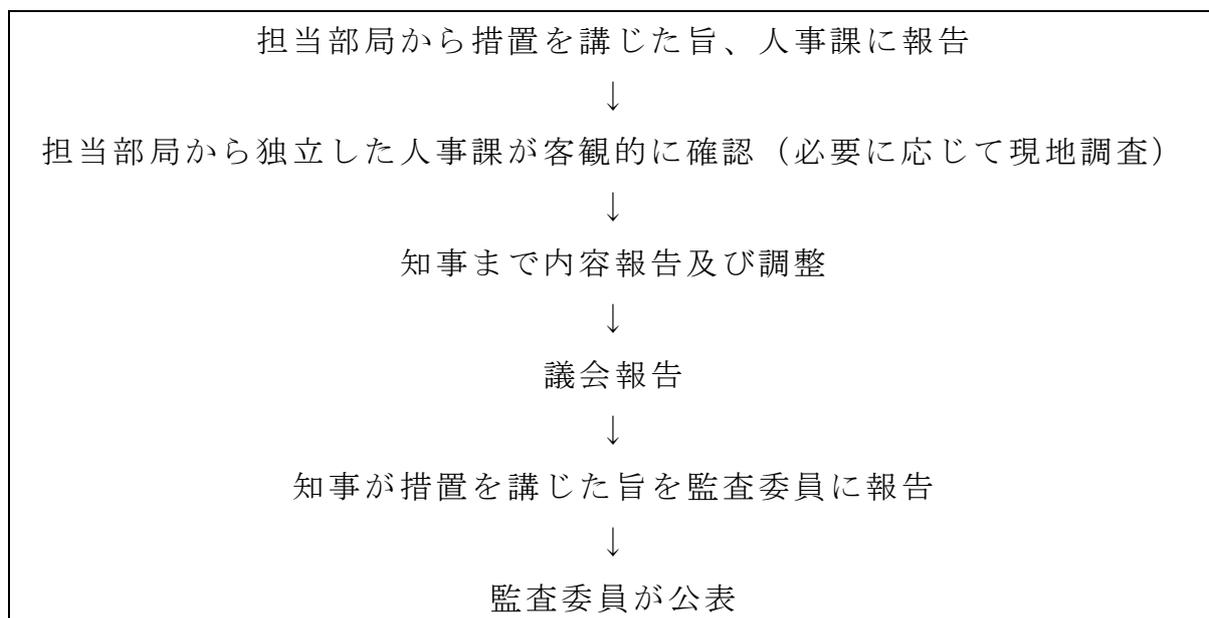
5 部局の措置に対する有効性確認について

5.1 措置の有効性確認状況

監査人の指摘事項や意見に対して、どのような改善措置をとるかについては、対象部局の自己評価・自己処理だけに任せてしまっはいけない。なぜなら、指摘を受けた部局が措置を講じたとしても、その措置が中途半端であったり、表面的な対応であったり、論点がずれている対応をしている場合には、せっかく監査人から指摘を受けたとしても、有効な措置がとられたことにはならなくなってしまうからである。そのため、措置の有効性を高める仕組みの構築が重要となる。

この点、措置を講じたかどうかの判断は誰がするのか、また、担当部局が実際に措置を講じたかどうかを担当部局と別の部局が判断（例えば人事課が措置内容を確認・検証・適切性の判断等）するような仕組みがあるのかどうかについて確認したところ、「実際に改善されているかは他部局である人事課が各エビデンス等により確認している。その後、監査委員会議でも措置状況報告により内容が確認されている。最終的には京都府知事が判断し、議会に対して報告した上で、知事から監査委員宛て、措置を講じた旨通知している。」

との回答が得られた（以下の図を参照）。



上記により、担当部局以外の部局が措置に関する事実確認（必要に応じた現地調査）を行っていることから、措置の有効性を高めるための一定の仕組みは構築されていると言えるであろう。

その上で、包括外部監査の結果を更に有効に機能させるための先進的な取組として、東京都においては、措置に関する対応策について、関与した監査人が、追跡（モニタリング）する仕組みを採用している³。具体的には以下のような仕組みとなっている。

【東京都の仕組みの概要】

- ・ 監査結果に対する改善措置の状況について、監査をした監査人が監査後から3年間追跡する
- ・ 具体的には進捗管理や改善計画の確認等を行う
- ・ 包括外部監査契約とは別契約
- ・ 3年経過後は事務局で進捗管理する

³ 平成22年度沖縄県包括外部監査報告書 P40

5.2 小括

問題の所在と改善の方向を最もよく知っているのは、当該指摘・意見を述べた過年度の監査人である。したがって、契約期間終了後も、対象部局の考える改善策に対して、当該監査人による検証を加えることはとても有効であると考えられる。

この点、措置の実効性を高めるため、東京都のように、取りまとめ部署が取りまとめだけでなく、措置内容が適切か検証を行う権限を持つ、又は監査人が措置状況の検証を実施する等の施策を実施していくという考えについて、どのように思われるか京都府に確認したところ、「監査委員事務局による定期監査や財政援助団体監査等で、監査人の指摘事項や意見に十分留意して調査を行っているところであるが、措置の実効性を高めるため、監査人が監査委員と指摘内容を踏まえた措置について十分なコミュニケーションを図ることがまずは重要と考える。」との回答であった。

回答内容は納得できるものであり、監査実施年度以降も、監査委員が監査人に直接、措置の内容についての見解を聞けるような機会を設ける等、監査人と監査委員とが十分なコミュニケーションができる体制を整えていくことが望まれる。

第3 府税の状況

1 府税の概要

1.1 地方公共団体の税

(1) 地方税の歴史と機能

税とは国費・公費支弁のため、国家・地方公共団体の権力により、国民・住民から強制的に徴収する金銭などと定義される。日本国憲法第30条は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定めており、租税は強制力・権力性・一方的な性質を有している。

税の歴史は古く、日本では645年の大化の改新や701年の大宝律令「租・庸・調」にまで遡る。近代では1873年の地租改正に端を発し、1878年に府県税の法制化、1888年に市町村税の法制化が行われ、地方税の歴史が本格的に始まった。現行の地方税制は、第二次世界大戦後のシャウプ勧告に基づくもので、軍が暴走した中央集権的な体制から民主的な地方自治の体制へと移行すべく、地方公共団体の財政力を強化する目的で、1950年に現行の地方税法（昭和25年法律第226号）が成立し、以降も毎年改正がなされ現在に至っている。

国や地方公共団体が税を財源として公共サービスを提供するほか、税には所得の再分配機能や、経済の安定化機能の役割があると言われる。後二者は主に国が担うべき機能とされており、地方公共団体は特定地域に便益が帰属する地方公共財（警察・教育・公営住宅建設など）を担うべきとされる。

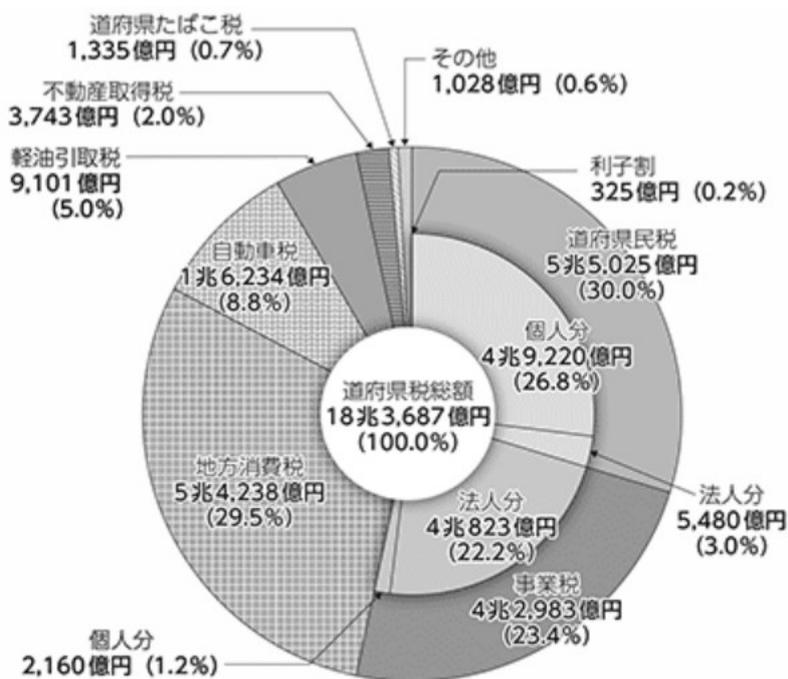
(2) 地方税の種類

地方公共団体は、その自主性を発揮するため、地方税の税目や税率設定について一定の裁量を与えられている（課税自主権）。地方分権の流れの中で、各地方団体が歳入を確保し自立した運営を行うため、課税自主権が拡充された。このため、地方税法上に定められた税目（法定税）以外に、条例により税目を新設（法定外税）することができ、一定の枠内で超過税率を課したり（超過課税）、課税標準や税額について一定条件で独自の軽減措置を行うことが可能である（わがまち特例）。

税を課する論拠の別では、応能原則に合致した所得税や法人税のような税目と、応益原則に合致した固定資産税のような税目がある。広域自治体である都道府県と、基礎自治体である市町村とで課される税目は異なるが、課税

標準が同一の税目も複数存在している。

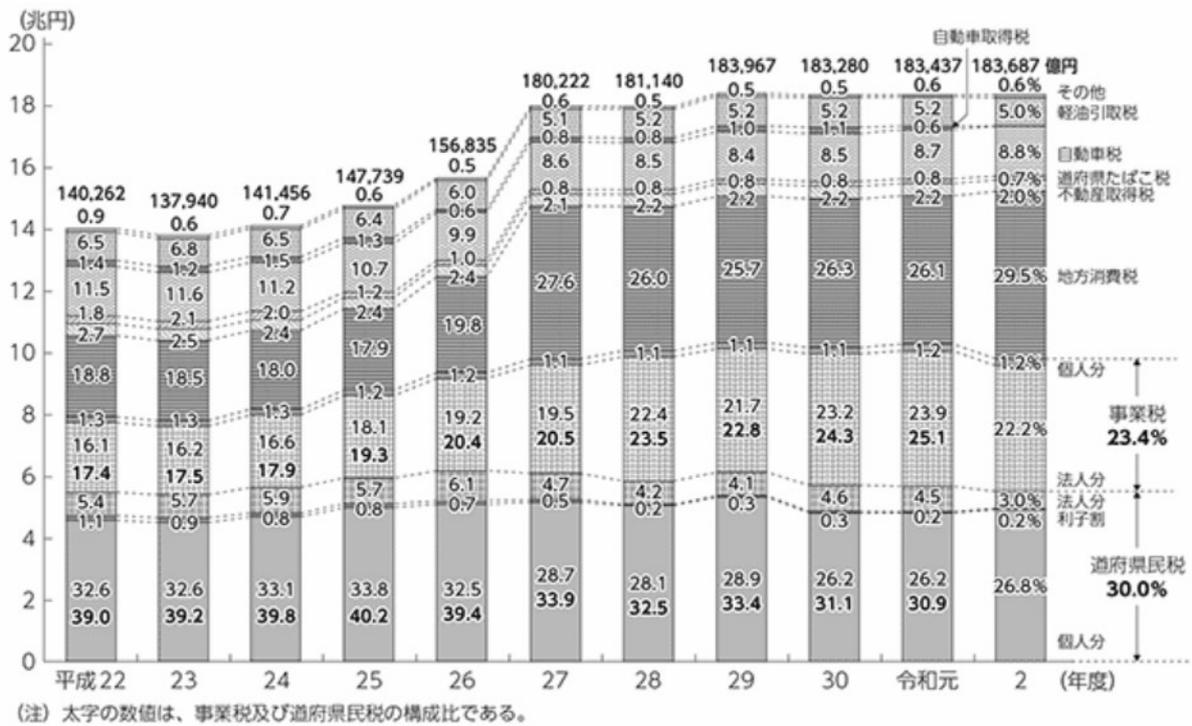
地方税の全体の課税件数の9割以上は、地方公共団体が調査の上で税額を決定し通知する賦課課税方式であり、納税義務者が自ら納税額を申告する申告納税方式は多くない。賦課課税方式のほとんどは納税者に納税通知書を交付する普通徴収による納税であるが、特別徴収義務者が納税者から税を預り納入する特別徴収もある。



日本全国における令和2年度道府県税の税目別割合は上記円グラフのとおりである。このうち約3割を占める地方消費税は、国が消費税と併せて徴収した後、都道府県に払い込み、都道府県がその一部を市町村に交付する形態となっている。残り7割の内訳は多い順に、道府県民税(個人)26.8%、事業税(法人)22.2%、自動車諸税8.8%、軽油引取税5.0%である。

(3) 道府県税の推移

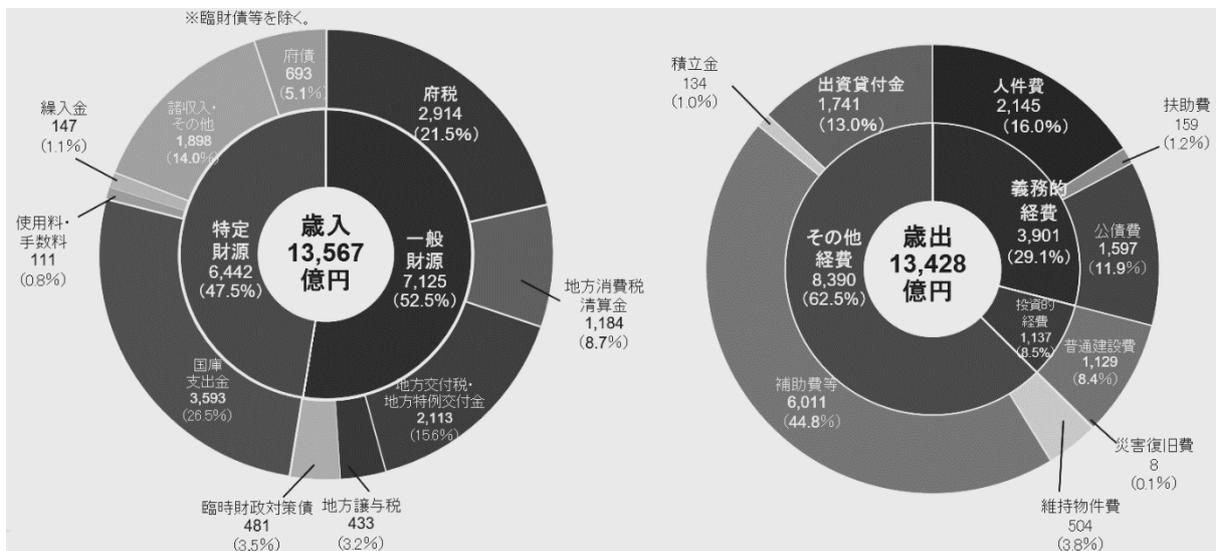
全国における道府県税の推移は下記グラフのとおりである。平成26~27年度の地方消費税増加により18兆円水準に達し、近年は18.3兆円台で安定している。



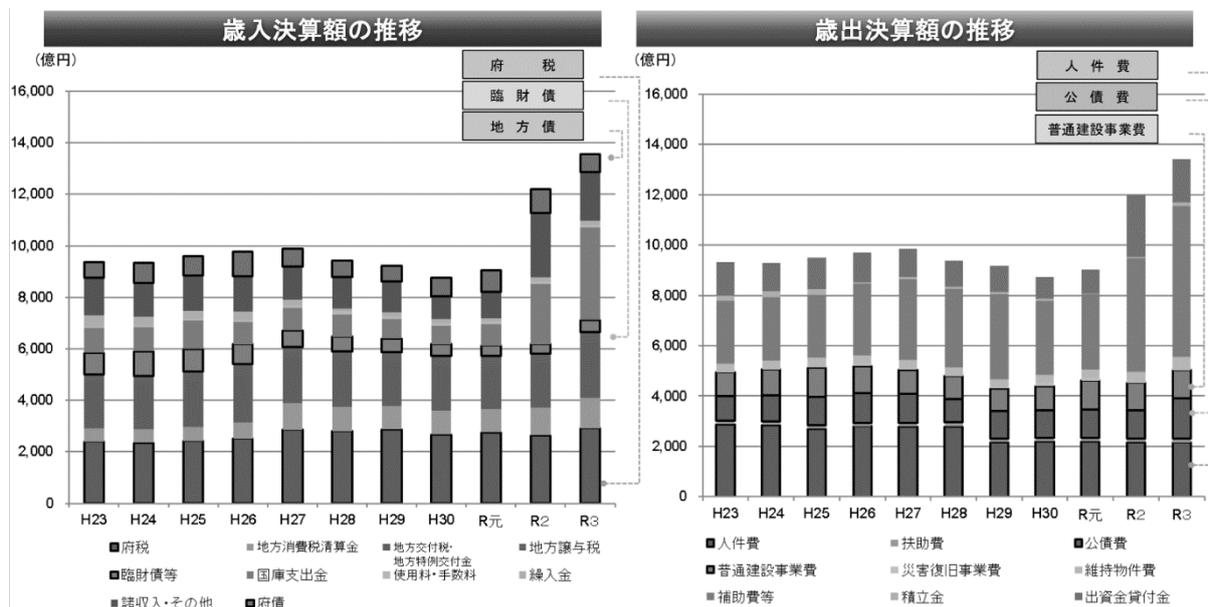
1.2 京都府財政と税収の状況

(1) 歳入と歳出の内訳

京都府の令和3年度一般会計の歳入歳出内訳は、下記円グラフのとおりである。令和3年度の歳出では、新型コロナウイルス感染症対策のため補助費等が突出しており、対応する財源として国庫支出金が歳入の4分の1を超えているが、一般財源比率は5割を維持している。



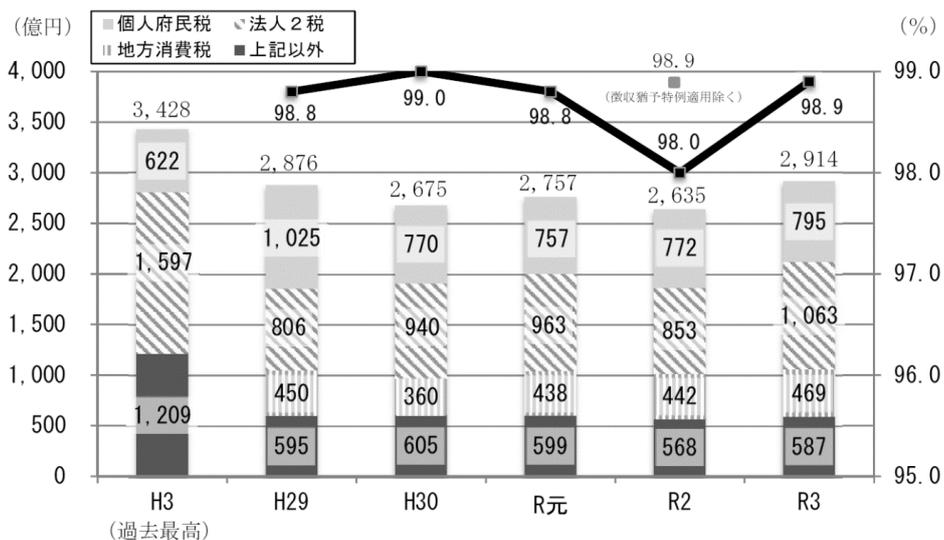
近年の歳入・歳出の推移は下記グラフのとおりである。令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策で非常時の決算が継続している。



歳入の中で府税は堅調に推移しているが、1.1(3)に掲げた全国道府県税の推移と比較すると、個人道府県税の政令指定都市への税源移譲に伴い、平成30年度は逆に減収となった特徴がある。

(2) 府税収入の推移

近年5年間の府税収入の推移は下図のとおりである（折れ線は徴収率）。



※ 府税収入には還付未済額を含み、徴収率は収入額に還付未済額を含めて算出

令和3年度は企業業績の回復により法人二税が約210億円増収となった。税目ごとの収入額詳細は下表のとおりである。

(単位：百万円)

税目		調定額	収入済額	構成比
府民税	個人府民税	80,935	79,464	27.3%
	法人府民税	10,996	10,859	3.7%
	府民税利子割	542	542	0.2%
事業税	個人事業税	4,397	4,305	1.5%
	法人事業税	95,818	95,413	32.7%
地方消費税		46,911	46,911	16.1%
不動産取得税		10,102	9,598	3.3%
府たばこ税		2,527	2,527	0.9%
ゴルフ場利用税		754	754	0.3%
軽油引取税		14,692	14,407	4.9%
自動車税	環境性能割	1,873	1,873	0.6%
	種別割	24,729	24,561	8.4%
その他の税	産業廃棄物税	153	153	0.1%
	狩猟税	18	18	0.0%
	鉦区税	1	1	0.0%
旧法による税	軽油引取税	1	0	0.0%
	自動車取得税	1	1	0.0%
	自動車税	173	43	0.0%
府税収入		294,623	291,429	100.0%

※ 収入済額には還付未済額を含む。

京都府下の企業業績の回復もあって、令和3年度は法人事業税が税収の約3分の1を占めており、個人府民税を上回っている点が全国的な状況と異なる。本報告書においては、収入済額1億円以上の税目についてのみ検討を行うこととした。

1.3 京都府の税務運営方針

京都府総務部では各年度の税務運営方針を策定している。経済環境としては回復基調にあるものの、長引くコロナ禍の影響と、国際情勢の不安定化等による原油価格や原材料価格の高騰により、京都府民や京都府内中小企業の大多数は厳しい状況に置かれている。令和4年度の運営方針の概要は以下のとおりである。

No.	内 容
1	公平・公正で府民から信頼される税務行政の推進
2	納税者の理解の促進と満足度を向上する取組の推進
	(1)府民に分かりやすい税務行政の推進
	(2)納税者の利便性向上
3	適正な課税と税収確保対策の推進
	(1)適正な課税業務の執行
	(2)税収確保対策の推進
	(3)組織・部門間連携
4	計画的・組織的な業務執行と進捗管理
5	業務改革
6	人材育成
7	課税事務の共同化
8	災害に係る被災者や社会経済情勢の急変により厳しい状況にある納税者への対応

また、令和4年度の重点目標として「税収確保の取組」を掲げ、「新型コロナウイルス感染症などの影響により厳しい状況にある納税者に対し、京都地方税機構とも連携しながら、親切、丁寧にご相談に応じ、個々の納税者の実情に応じて適切に対応するとともに、新しい生活様式を踏まえ、キャッシュレス納税の利用を一層推進するなど、納税者の利便性向上を図る。」こととしている。具体的な数値目標としては、キャッシュレス納税の利用率10%を掲げている。

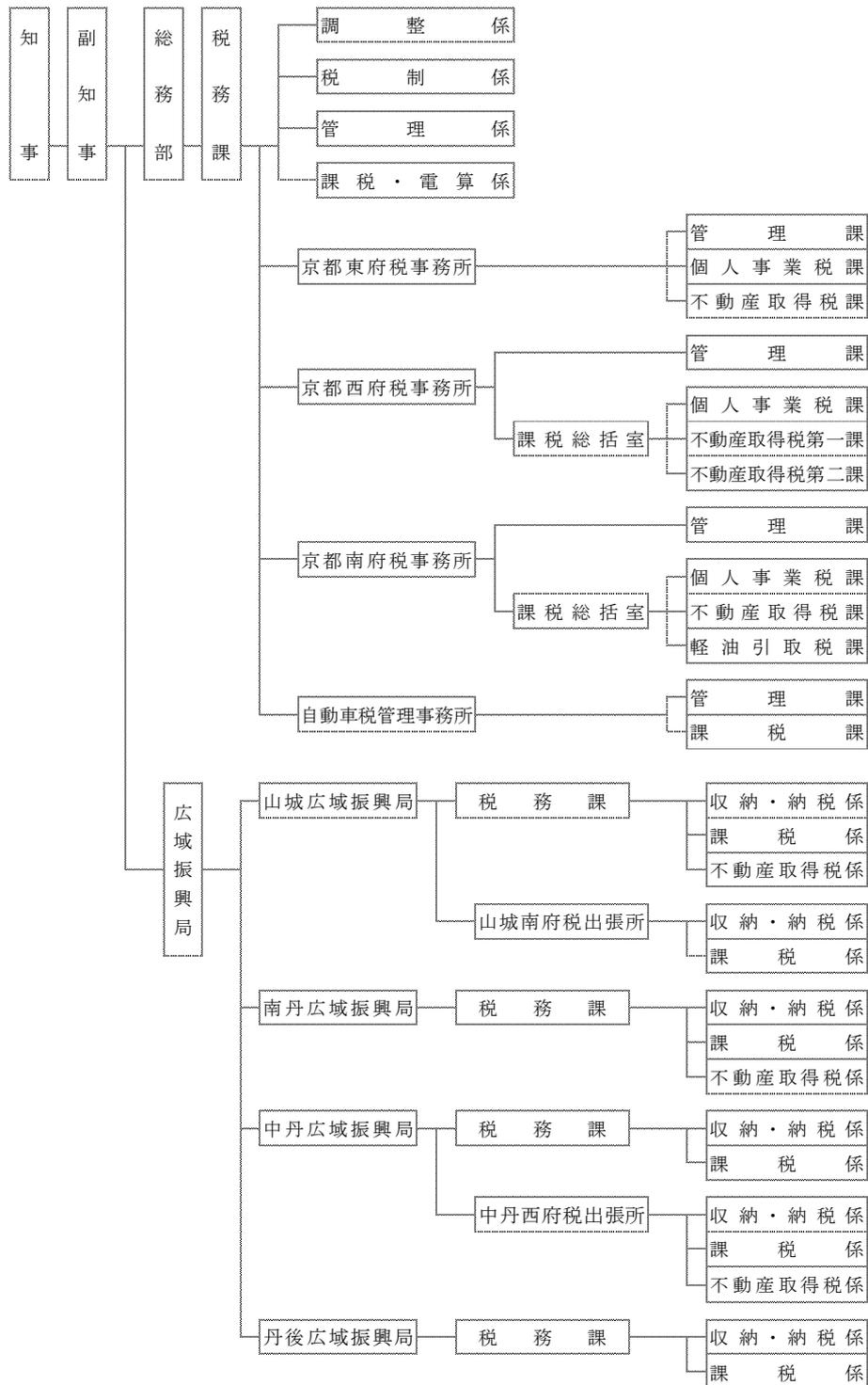
2 組織・体制

2.1 京都府の税務機構

令和4年5月1日現在の京都府の税務機構は下図のとおりである。

京都府税務機構一覧表

(令和4年5月1日現在)



2.1.1 総務部税務課

本庁機関としては、京都府部制設置条例（平成 19 年条例第 61 号）によって府税に関する事務を分掌する総務部がある。京都府組織規程（昭和 30 年規則第 32 号）によって総務部の中に税務課が配置され、府税に関する次の事務をつかさどることとされている。

- (1) 税務行政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 府税職員の監察指導に関すること。
- (3) 府税の犯則取締りに関すること。
- (4) 府税の賦課徴収に関すること。
- (5) 府税の課税標準の調査及び検査の指導監督に関すること。
- (6) 法人の府民税及び事業税の分割に関すること。
- (7) 府税の審査請求及び訴訟に関すること。
- (8) 税務関係予算の経理に関すること。
- (9) 納税貯蓄組合に関すること。
- (10) 税理士に関すること。
- (11) 府税事務所等に関すること。

上記内容は前回（平成 17 年度）の包括外部監査時点とほとんど変わっていない。以下、本報告書では総務部税務課を「本庁税務課」と表現する。

2.1.2 府税事務所と自動車税管理事務所

① 組織と事務

本庁税務課の出先機関としては、京都府行政機関設置条例（平成 12 年条例第 3 号）第 3 条により、府税に関する事務を分掌させるため、京都府府税事務所および京都府自動車税管理事務所を設置するとされ、3つの府税事務所と1つの自動車税管理事務所が設けられている。

事務所名	京都東府税事務所	京都西府税事務所	京都南府税事務所	自動車税管理事務所
所在地	中京区烏丸通六角下る七観音町634 カラスマプラザ21 3階	右京区西院平町25 ライフプラザ西大路四条 4,5階	南区東九条下殿田町13 九条CIDビル 2～5階	伏見区竹田向代町51-7 (近畿運輸局京都運輸支局構内)
延床面積	564.75㎡	759.52㎡	741.16㎡	841.59㎡
土地建物	民間ビル	民間ビル	民間ビル	土地:京都自動車会館所有 京都府自動車整備振興会所有 建物:府(S47竣工等)
所管区域	左京区、中京区 東山区、山科区	北区、上京区、右京区、西京区 向日市、長岡京市、大山崎町	下京区、南区、伏見区	府全域
面積	290.36k㎡	486.08k㎡	84.25k㎡	
世帯数等	230,967世帯 441,800人	332,655世帯 699,018人	231,089世帯 457,219人	
税務署	中京、左京、東山	上京、右京	下京、伏見	
集中税目 (京都市・乙訓地域)	ゴルフ場利用税 鉦区税、狩猟税	不動産取得税 (新築家屋の評価)	軽油引取税	自動車税(府全域)

府税事務所と自動車税管理事務所の中には、京都府組織規程第 74 条により、以下の組織がそれぞれ置かれている。

京都東府税事務所		管理課、個人事業税課(※1)、不動産取得税課
京都西府税事務所		管理課
	課税総括室	個人事業税課、不動産取得税第一課、不動産取得税第二課(※2)
京都南府税事務所		管理課
	課税総括室	個人事業税課、不動産取得税課、軽油引取税課(※3)
自動車税管理事務所		管理課、課税課

(※1)各府税事務所の所管区域におけるゴルフ場利用税、鉦区税、狩猟税の事務を所管している。

(※2)各府税事務所の所管区域における家屋評価の事務を所管している。

(※3)各府税事務所の所管区域における軽油引取税の事務を所管している。

各府税事務所が行う主な事務は、個別税目の申告指導及び賦課に関すること及び管理課での収納・還付・納税証明ほか各種対応となっている。自動車税管理事務所は減免申請受付や申告データ等の審査も主な事務となっている。

② 沿革

府税事務所の近年の変遷は以下のとおりである。

平成 13 年 1 月	京都府行政機関設置条例に基づき、京都市内にあった 9 府税事務所を京都東・京都南・京都西の 3 事務所に統合した。
-------------	---

平成 17 年 4 月	京北町が京都市(右京区)に編入され、南丹広域振興局から京都西府税事務所の所管へ移った。
平成 22 年 4 月	京都地方税機構の発足に伴い、滞納整理事務を所掌していた各府税事務所の納税総括室を廃止
平成 24 年 4 月	法人二税課税業務の京都地方税機構への移管に伴い、京都東府税事務所の課税統括室を廃止

また、自動車税管理事務所の沿革は以下のとおりである。

昭和 40 年 4 月	本庁税務課に自動車税係設置
昭和 46 年 6 月	京都府事務所設置条例に基づき京都府自動車税管理事務所を設置（京都自動車会館内に仮設置）
昭和 58 年 4 月	自動車税についてオンラインシステムを導入
平成 29 年 4 月	自動車取得税及び自動車税の申告受付業務を京都地方税機構へ移管（庁舎内に自動車関係税申告センター開設）

2.1.3 広域振興局税務課と府税出張所

① 組織と事務

京都府行政機関設置条例第 2 条により、知事の権限に属する事務を分掌させ地域の振興を図るため、京都府広域振興局を設置するとされ、下記のとおり 4 つの広域振興局が設けられている。

名称	所在地	所管区域
京都府山城広域振興局	宇治市	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡
京都府南丹広域振興局	亀岡市	亀岡市、南丹市、船井郡
京都府中丹広域振興局	舞鶴市	福知山市、舞鶴市、綾部市
京都府丹後広域振興局	京丹後市	宮津市、京丹後市、与謝郡

※ 向日市、長岡京市、乙訓郡については京都西府税事務所が所管

京都府組織規程第 71 条の 2 により、各広域振興局に税務課が置かれる。

さらに同規程第 71 条の 4 により、京都府山城広域振興局および京都府中丹広域振興局には、地理的要因を考慮して、木津川市と福知山市に府税出張所が設置されている。

名称	所属	所在地	所管区域
山城南府税出張所	京都府山城広域振興局	木津川市	木津川市、相楽郡
中丹西府税出張所	京都府中丹広域振興局	福知山市	福知山市、綾部市

なお、京都府組織規程第 72 条により振興局税務課および府税出張所がつかさどる府税事務は次のとおりとされている。

(1) 府税の賦課徴収に関すること。
(2) 府税に関する検査及び犯則の取締りに関すること。
(3) 軽油引取税の免税証の交付に関すること。

② 沿革

広域振興局税務課の沿革は以下のとおりである。

平成 16 年 5 月	京都市を除く 12 地域にあった地方振興局を 4 つの広域振興局に統合した。統合に伴い、振興局税務室も統合したが、一部は府税出張所として残った。
平成 17 年 4 月	[再掲]京北町が京都市(右京区)に編入され、南丹広域振興局から京都西府税事務所へ所管が移管された。

2.2 京都地方税機構

2.2.1 概要

京都地方税機構は、地方自治法第 284 条第 3 項による特別地方公共団体として、平成 21 年 8 月に設立された広域連合である。

三位一体改革による国から地方への税源移譲に伴い、地方自治体の歳入に占める地方税の比重が高まる中では、確実に税収を確保することが強く求められた。地方自治体は厳しい財政状況の下で、コスト・人員の削減が求められる一方、社会・経済活動の複雑化や I T 技術の普及に伴い、コンビニ納税・クレジット納税・電子納税など多様な手法に対応し、納税者の利便性向上を果たしつつ、効果的・効率的な税務行政を実現させなければならない。しかし、自治体職員が減少傾向にある中では、そうした流れに対応できない自治体が出てくる可能性もあり、地域格差が生じる懸念もあった。

京都府と府内 25 市町村（京都市を除く）は、協議検討の結果、公平・公正かつ効果的・効率的な税務行政を実現するためには、地方自治体ごとに対応するのではなく、課税権は府・市町村に存することを前提に、税業務の一部を共同で実施する組織として、広域連合「京都地方税機構」を設立した。当

時から将来的な課税に関する事務の共同化も視野に入れ、地方税額を共同で算定するために必要な電算システム整備も行ってきた。

2.2.2 沿革

平成 22 年 1 月に徴収業務の一部を開始して以降、以下のように事務範囲を拡大させている。

平成 22 年 1 月	徴収業務の一部開始
平成 22 年 4 月	徴収業務の本格実施
平成 24 年 4 月	法人関係税課税業務の実施
平成 28 年 4 月	軽自動車税課税業務の一部開始
平成 29 年 4 月	自動車関係税課税業務の本格実施
令和 2 年 4 月	償却資産に係る固定資産税課税業務の実施

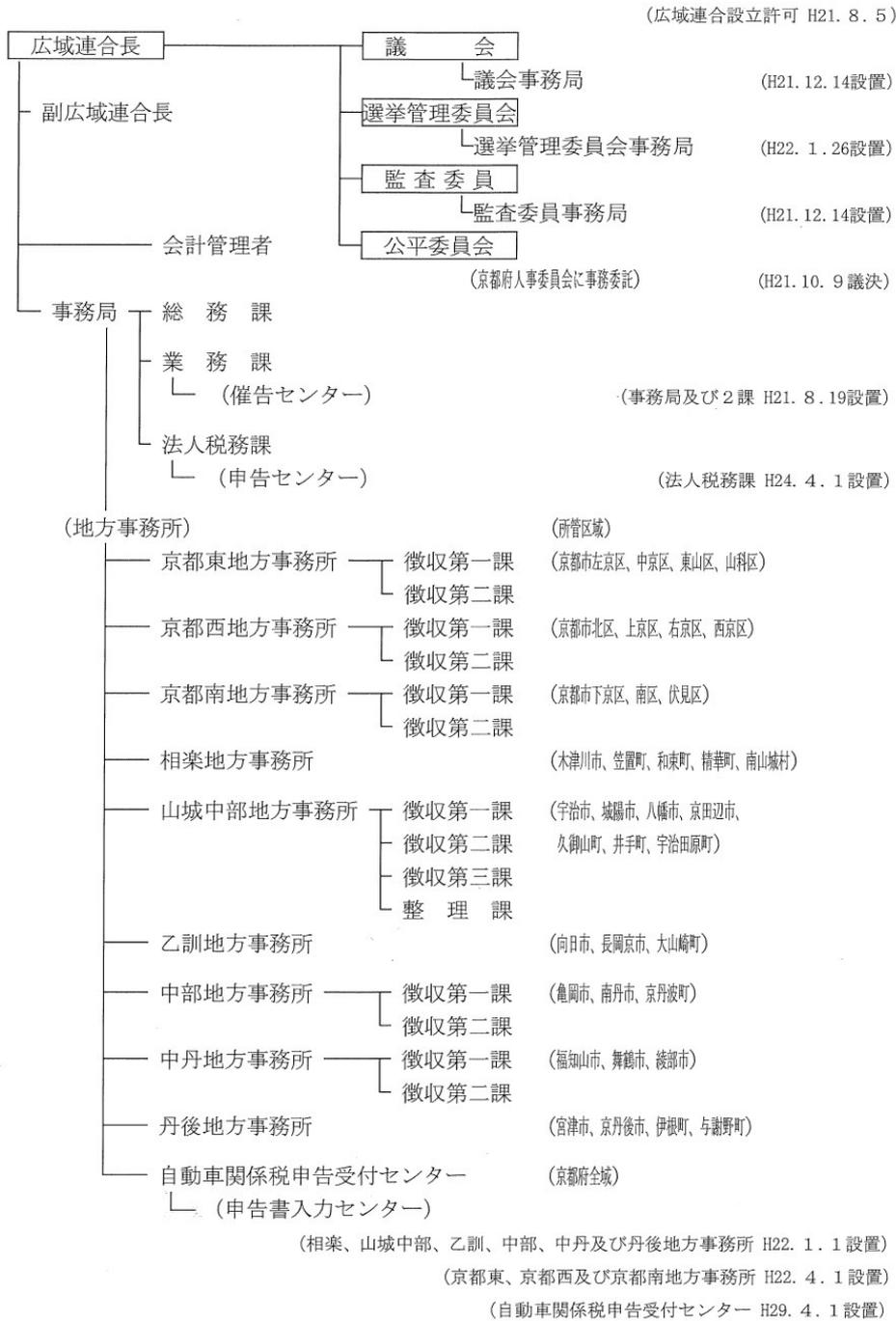
地方税機構が現在処理する事務内容は次のとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 法人関係税（法人住民税、法人事業税）に係る申告書等の受付、税額の算定、調査等の課税事務(2) 自動車税及び軽自動車税（軽自動車、二輪の小型自動車）に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びデータの作成等(3) 固定資産税のうち償却資産に係る申告書等の受付、当該償却資産の価格の算定、調査等の課税事務(4) 地方税及び国民健康保険料に係る滞納事案のうち機構に移管されたもの滞納処分(5) 構成団体職員に対する研修及び構成団体からの相談、支援(6) 地方税を共同で算定するために必要な電算システムの整備 |
|--|

2.2.3 組織

京都地方税機構の組織体制は下図のとおりである。

京都地方税機構組織図



上記組織のうち、事務局は京都府庁内に置かれ、京都市内の地方事務所は京都市域の府税事務所と同所に隣接して設置されている。

府税事務所等と所在地		地方税機構と所在地	
京都東府税事務所	京都市中京区	京都東地方事務所	同所
京都西府税事務所	京都市右京区	京都西地方事務所	同所
		乙訓地方事務所	向日市上植野町
京都南府税事務所	京都市南区	京都南地方事務所	同所
自動車税管理事務所	京都市伏見区	自動車関係税申告受付センター	同所
山城広域振興局税務課	宇治市宇治	山城中部地方事務所	宇治市伊勢田町
山城南府税出張所	木津川市木津	相楽地方事務所	同所
南丹広域振興局税務課	亀岡市荒塚町	中部地方事務所	同所
中丹広域振興局税務課	舞鶴市浜	中丹地方事務所	福知山市大江町
中丹西府税出張所	福知山市篠尾		
丹後広域振興局税務課	京丹後市峰山町	丹後地方事務所	京丹後市大宮町

広域振興局では相楽、南丹を除いて地理的にやや離れた場所に設置されているが、山城中部地方事務所は京都府が所有する城南勤労者福祉会館⁴に、中丹地方事務所は福知山市大江支所（旧大江町庁舎）に、丹後地方事務所は京丹後市大宮庁舎（旧大宮町庁舎）に置かれており、構成団体外に支払う賃料は発生していない。

京都地方税機構の職員については下表のとおり、構成団体からの派遣によって構成されている。

⁴ 厳密には国(独立行政法人 雇用・能力開発機構<旧 雇用促進事業団>)の城南地域職業訓練センターとの合築である。

令和3年度職員構成

区分 派遣元 構成団体名	事務局	京都東 地方事務 所	京都西 地方事務 所	京都南 地方事務 所	相楽地 方事務 所	山城 中部地 方事務 所	乙訓地 方事務 所	中部地 方事務 所	中丹地 方事務 所	丹後地 方事務 所	自動車 関係税 申告受 付セン ター	計
京都府	34	16	16	17	3	14	5	5	10	4	10	134
木津川市	2				3							5
笠置町					1							1
和束町					1							1
精華町					2							2
南山城村					1							1
宇治市	2					12						14
城陽市	1					4						5
八幡市	1					6						7
京田辺市	1					4						5
久御山町	1					2						3
井手町						1						1
宇治田原町						1						1
向日市	1						3					4
長岡京市	1						4					5
大山崎町	1						1					2
亀岡市	1							9				10
南丹市	1							3				4
京丹波町								3				3
福知山市	1								5			6
舞鶴市	1								3			4
綾部市	1								2			3
宮津市	1									1		2
京丹後市	1									3		4
伊根町										1		1
与謝野町										2		2
計	52	16	16	17	11	44	13	20	20	11	10	230

全職員の過半は京都府からの派遣であり、人数の面でも京都府が京都地方税機構のリーダーシップを取っている。その他の構成団体は主に所在する地域の地方事務所に職員を派遣している。

3 京都地方税機構に移管していない税目

3.1 個人府民税

3.1.1 制度概要

府民税は、社会運営費用の一部を社会の構成員である府民に広く負担してもらうものであり、個人府民税と法人府民税で構成されている。このうち個人府民税には、「均等割」「所得割」「利子割」「配当割」「株式等譲渡所得割」があり、均等割と所得割は市町村民税と合わせて「住民税」と呼ばれている。

3.1.2 均等割・所得割

(1) 納税義務者

均等割は所得の額に関係なく税金を負担する能力のある人全てが均等の税額を納め、所得割は前年中の所得に応じて課税される。

納税者の区分により均等割のみを納める個人と、均等割と所得割の両方を納める個人がいる。

納税義務者	種類	
	均等割	所得割
・毎年1月1日現在京都府内に住所がある個人	課税	課税
・京都府内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷等がある個人	課税	—

個人府民税が非課税とされる場合は以下のとおりである。

非課税となる場合	種類	
	均等割	所得割
・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の人	非課税	非課税
・前年の合計所得額が市町村の条例で定める金額以下である人	非課税	—
・前年の総所得金額が次の算式で求めた額以下である人 ◇ 同一年計配偶者又は扶養親族がいる場合 = 35万円×(本人+同一年計配偶者+扶養親族)の人数+42万円 ◇ 同一年計配偶者又は扶養親族がいない場合=45万円	—	非課税

さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく所得が減少し、又は失業し、府・市町村民税を納めることが困難な場合には、市町村の条例で定めるところにより税額を減免できる制度がある。

このコロナ減免の京都府での対応件数、額、他府県比較などの実施状況を質問したところ、「コロナ減免については、各市町村長の判断で行うものであり、京都府では個別に状況を把握していない」との回答であった。

後述 3.1.3(1)で記すように、個人住民税の賦課徴収は市町村が主体となって実施されており、個人府民税の課税・非課税は市町村の決定に追随する面がある。

(2) 税率

府民税のほか市町村民税が合わせて課税される。「均等割」は一律 2,100 円の金額となっている。「所得割」は、所得税（国税）の所得金額を元にして税額が計算される。所得税と府民税は、算出の基礎が共通するため、所得税の申告に誤りがあれば、個人府民税も誤りとなる関係にある。

① 均等割

区分	府民税	市町村民税	計
標準税率	1,000 円	3,000 円	4,000 円
標準税率の引き上げ分 (平成 26 年度から令和 5 年度)	500 円	500 円	1,000 円
豊かな森を育てる府民税 (平成 28 年度から令和 7 年度)	600 円	—	600 円
合計	2,100 円	3,500 円	5,600 円

「標準税率の引き上げ分」は、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成 26 年度から令和 5 年度までの間、府民税、市町村民税の標準税率がそれぞれ年間 500 円引き上げられている。

また、平成 28 年度から令和 7 年度までの間、森林の整備・保全を進めるため、「豊かな森を育てる府民税」が年間 600 円加算されている。

② 所得割

所得割の税率は以下のとおりである。

	府民税	市町村民税	計
京都市以外に居住	4%	6%	10%
京都市に居住	2%	8%	10%

また、所得割額の計算方法は、以下のとおりである。

所得金額の計算	収入金額－必要経費等（給与所得控除など）
課税所得金額の計算	所得金額－所得控除額
所得割額の計算	課税所得金額×上記の税率

(3) 申告と納税

① 申告

原則として毎年3月15日までに、その年の1月1日現在の住所所在地の市町村に個人の市町村民税・府民税申告書を提出することになる。

なお、㉞「所得税の確定申告をした」人、㉟前年の所得が「給与のみ」で、支払者から市町村に給与支払報告書が提出されている人、㊱前年の所得が「年金のみ」で、支払者から市町村に公的年金等支払報告書が提出されている人、㊲前年の総所得金額等から分離課税にかかる特別控除を引いた金額が基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の合計額以下の人については申告義務はないが、㉟及び㊱の人で、雑損控除、医療費控除や寄附金税額控除などの控除を受けようとする人や、純損失の金額の控除又は純損失若しくは雑損失の繰越控除を受けようとする人は申告書の提出が必要になる。

② 納税

納税の方法には、住民が納税通知書により自ら納付する普通徴収と、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、本人に代わって納入する特別徴収の2つがある。

特別徴収は、税額の計算を市町村が行い、会社が住民に代わって納入するため、確実に徴収でき、正確かつ効率的な事務が実施できる。

京都府及び府内26市町村は、平成30年度から、原則として、全ての事

業主を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底している。普通徴収は、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払っている場合等にのみ認められている。

普通徴収	事業所得者の方などの市・府民税については、申告書等に基づき計算した市・府民税額を6月初旬頃に納税通知書により通知	6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて納付
特別徴収 (給与所得者)	給与所得者の市・府民税については、給与支払者からの給与支払報告書に基づき、税額を計算し、その税額を給与支払者(特別徴収義務者)と給与支払者を通じて納税者に通知	給与支払者(特別徴収義務者)が6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与支払の際に、納税者の給与から差し引いて(特別徴収)、翌月10日までに、市町村に納入
特別徴収 (年金受給者)	令和4年4月1日現在65歳以上の公的年金等受給者の方の市・府民税については、年金保険者等(日本年金機構など)から提出された年金支払報告書に基づき年金所得に係る税額を計算し、その税額を年金保険者と納税者に通知	年金保険者(特別徴収義務者)が、年金の支払の際に納税者の年金から差し引いて(特別徴収)、翌月10日までに、市町村に納入 ※ 令和4年4月1日現在で65歳未満の年金受給者の方については、普通徴収又は給与からの特別徴収の方法により納入

3.1.3 事務の流れ

(1) 賦課徴収事務の実施主体

個人府民税の賦課や徴収は、地方税法第41条に基づき、府内市町村が市町村民税と合わせて行うこととされている。

<p>地方税法 (個人の道府県民税の賦課徴収) 第41条 個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。〈以下省略〉</p> <p>(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入等) 第42条 個人の道府県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その道府県民税に</p>

係る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これとあわせて納付し、又は納入しなければならない。

(2) 徴収取扱費の交付

府は、地方税法第 47 条の規定により、市町村が賦課徴収に関する業務を行うために要した費用を補償するため、京都府府税条例（昭和 25 年京都府条例第 42 号）第 36 条の規定により徴収取扱費を交付する。

当該交付のため、市町村長は、算定期間中の事実に基づき、規則で定める様式による計算書によって徴収取扱費を計算し、提出期限までに知事に提出するものとなっている。

地方税法 (個人の道府県民税に係る徴収取扱費の交付) 第 47 条 道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、次に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として市町村に対して交付しなければならない。＜以下省略＞	
京都府府税条例 (個人の府民税に係る徴収取扱費の交付) 第 36 条 知事は、個人の府民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対して、徴収取扱費として、次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。＜以下省略＞	

徴収取扱費の算定基礎、算定期間、提出期限は以下のとおりである。

計算書		算定基礎		算定期間	提出期限
第 1 回	現様式	(1) 納税義務者の数に 3,000 円を乗じて得た金額(12 月 31 日現在)	左の金額の 12 分の 9	4 月 1 日から 12 月 31 日まで	1 月 20 日
		(2) 還付(充当)した過誤納金に相当する金額	「算定資料(特定按分率)」により算定		
		(3) 還付(充当)した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額			
		(4) 納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	「算定資料(報奨対象税額比率)」により算定		
	(5) 還付(充当)した配当割額又は株式等譲渡所得割額に相当する金額	「算定資料(府民税額の積み上げ)」により算定			
旧様式	(6) 府に払い込んだ金額に 100 分の 7 を乗じて得た金額	「(付表) 個人の府民税の払込金額の明細書(特定按分率)」により算定	4 月 1 日から翌年 1 月 10 日まで		

第2回	現様式	(1)納税義務者の数に3,000円を乗じて得た金額(3月31日現在)	左の金額から第1回(1)の金額を控除した金額		1月1日から3月31日まで	6月30日	
		(2)控除すべき納税義務者の数に3,000円(各課税年度の政令で定める金額)を乗じて得た金額	め政 る 令 金 で 額 定	H19,20年度課税			4,000円
				H21,22年度課税			3,300円
				H23年度以降課税			3,000円
		(3)還付(充当)した過誤納金に相当する金額	「算定資料(確定按分率)」により算定				
		(4)還付(充当)した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額					
	(5)納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	「算定資料(報奨対象税額比率)」により算定					
(6)還付(充当)した配当割額又は株式等譲渡所得割額に相当する金額	「算定資料(府民税額の積み上げ)」により算定						
旧様式	(7)府に払い込んだ金額に100分の7を乗じて得た金額	「(付表)個人の府民税の払込金額の明細書(確定按分率)」により算定		1月11日から6月10日まで			

個人府民税について、無申告に関する調査、個人府民税の減免の妥当性の検証、誤課税の状況について質問したところ「それらは市町村において行うものであるため、京都府では把握していない」との回答であった。

3.1.4 利子割・配当割・株式等譲渡所得割

(1) 利子割

金融機関等から利子等の支払を受ける個人が納める府民税であり、金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、京都府に納入する。税率は支払を受けるべき利子等の5%である。

(2) 配当割

府内に住所を有する個人で特定配当等の支払を受ける人が納める府民税であり、特定配当等の支払をする株式会社等が、その支払の際に徴収し、京都府に納入する。税率は支払を受けるべき配当等の5%である。

(3) 株式等譲渡所得割

府内に住所を有する個人で源泉徴収選択口座内において特定株式等(上場株式等)の譲渡所得等が生じた人が納める府民税であり、特定口座が開設された証券会社等が、その支払の際に徴収し府に納入する。税率は源泉徴収選

扱口座内での特定株式等譲渡所得等の額の5%である。

3.1.5 税収の状況

(1) 税収の年度推移

平成22年度から令和3年度までの個人府民税の調定額・収入額の状況は以下のとおりである。

<個人府民税の調定額・収入額推移>

単位：百万円

年度	現年課税		滞納繰越		合計	
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
H22	89,033	87,311	4,383	1,628	93,416	88,939
H23	87,110	85,566	4,240	1,480	91,351	87,047
H24	90,203	88,680	4,169	1,468	94,372	90,148
H25	95,819	94,265	3,954	1,525	99,773	95,790
H26	97,483	96,219	3,665	1,459	101,148	97,678
H27	99,582	98,285	3,164	1,440	102,746	99,724
H28	97,410	96,232	2,725	1,367	100,135	97,599
H29	102,414	101,311	2,321	1,182	104,735	102,493
H30	76,982	75,918	1,958	1,081	78,939	76,999
R1	75,623	74,756	1,718	953	77,341	75,710
R2	77,316	76,312	1,428	869	78,744	77,181
R3	79,541	78,591	1,395	873	80,935	79,464

※ 「収入額」には、還付未済額は含まない。

平成30年度以降の市民税・府民税について、政令指定都市に限り、市民税8%（改正前は6%）、府民税2%（改正前は4%）に税率が変更となっている。これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）に基づき、県費負担教職員の給与等の負担事務が都道府県から指定都市に移譲されたことに併せて、京都市へ個人住民税所得割の税率2%相当分が税源移譲されたことによる。

(2) 全国比較

全国の令和3年度の個人都道府県民税の現年課税の調定額について、降順に整理したものは以下のとおりである。

< 個人都道府県民税の調定額・収入額(全国) > (単位：百万円)

順位	都道府県名	現年課税		滞納繰越		合計	
		調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
1	東京都	1,021,987	1,011,823	21,505	10,465	1,043,492	1,022,288
2	神奈川県	356,792	353,431	7,920	3,010	364,712	356,441
3	愛知県	321,337	318,808	9,005	2,569	330,342	321,377
4	大阪府	313,052	310,409	7,386	3,092	320,439	313,501
5	埼玉県	302,142	299,063	8,407	3,207	310,549	302,270
6	千葉県	277,595	274,402	10,584	3,464	288,178	277,866
7	兵庫県	216,868	215,391	6,391	1,948	223,258	217,340
8	北海道	143,724	142,365	4,260	1,430	147,984	143,795
9	福岡県	142,240	141,061	4,745	1,408	146,986	142,469
10	静岡県	125,349	124,278	3,706	1,231	129,055	125,510
11	茨城県	115,624	114,383	3,061	1,070	118,685	115,454
12	広島県	89,086	88,412	2,737	734	91,822	89,145
13	京都府	79,541	78,591	1,395	873	80,935	79,464
22	滋賀県	57,403	56,926	1,772	511	59,175	57,437
24	奈良県	55,751	55,441	1,348	388	57,098	55,829
38	和歌山県	31,904	31,680	690	209	32,594	31,889
	合計	5,025,906	4,980,787	132,875	47,380	5,158,781	5,028,167

※ 「収入額」には、還付未済額を含む。

京都府の令和3年度の個人府民税の現年調定額は79,541百万円で、都道府県別で13番目の水準になる。京都府は政令指定都市である京都市の比率が相対的に大きいため、税源移譲の影響も大きかった。なお、滞納繰越額は調定上位の都道府県と比べて、現年調定額比で低く、下位の滋賀県より少額となっている。

3.1.6 事務の特徴

(1) 徴収取扱費の推移

前述のとおり、個人府民税の賦課や徴収は、府内の市町村が、市町村民税と合わせて行うことが事務の特徴となる。その費用の補償として、京都府が各市町村に交付する徴収取扱費の過去5年間の推移は以下のとおりである。

< 徴収取扱費の推移 >

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人府民税徴収取扱費：A	3,725,046	3,764,793	3,758,804	3,790,183	3,779,097
個人府民税現年課税調定額：B	102,414,391	76,981,535	75,623,047	77,316,389	79,540,912
割合：A/B	3.6%	4.9%	5.0%	4.9%	4.8%

教職員給与の負担見直しにより平成30年度から府民税額の一部が政令指定都市へと制度的に移譲された結果、個人府民税現年課税調定額は減少したものの、徴収取扱費の水準が変わっていない。

この点、徴収取扱費と費用対効果の妥当性を京都府に質問したところ、徴収取扱費については賦課徴収費用と対応する「納税義務者数⁵」を基礎としたものとなっており、納税義務者数は税源移譲によって変わるものではないことから、税源移譲以後も同じ算定方法であるとの回答であった。

< 算定の基礎となる納税義務者数 >

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
京都市	624,373	630,124	636,853	645,219	639,780
他14市	477,564	482,138	485,847	489,944	488,935
11町村	63,400	63,866	63,830	64,081	64,019
合計(京都府)	1,165,337	1,176,128	1,186,530	1,199,244	1,192,734

算定の基礎となる納税義務者の数は上表のように微増傾向にあり、徴収取扱費の推移と整合する。これは財源移譲が検討される際、国は徴収取扱費まで検討対象に含めなかったためであると推察される。

税源移譲という制度改正を契機とした算定方法変更については、一部道府県から総務省へ負担見直しの意見が出されていたが、現行どおり納税義務者数を基礎とすることとされ見直しは行われなかった。

(2) 特別徴収の実施率

京都府の特別徴収の実施率は、以下のとおり全国平均より低い。

⁵ 普通徴収者数と特別徴収者数を合計し、重複者数を控除して算出される。

年度	京都府			全国平均		
	a) 給与所得者	b) うち特別徴収 納税義務者	b / a	c) 給与所得者	d) うち特別徴収 納税義務者	d / c
H29	924,751	715,762	77.4%	48,804,776	40,628,332	83.2%
H30	937,711	766,380	81.7%	49,534,459	41,831,087	84.4%
R1	951,358	782,420	82.2%	50,281,032	42,760,868	85.0%
R2	962,127	793,904	82.5%	50,869,760	43,435,170	85.4%
R3	955,779	797,875	83.5%	50,784,953	43,874,084	86.4%

京都府は特別徴収の徹底のため、平成 28 年度、平成 29 年度に近畿府県と共同で、特別徴収の推進のための共同アピールを行い、平成 30 年度には京都府と府内全市町村が共同で、地方税法上特別徴収義務のある全ての事業主を特別徴収義務者に一斉指定する取組を行った。

この取組により、全国平均との特別徴収実施率の差は、平成 29 年度の 5.8 ポイントから令和元年度の 2.8 ポイントまで縮小されたが、以後は縮まっていない。

【意見 1】 特別徴収率の更なる向上

会社等の事業主が個人に代わって住民税を納付する特別徴収は、より確実に税を徴収することが可能であり、京都府の事務も正確かつ効率的な実施が可能となる。京都府の特別徴収の実施率は全国平均より低く、まだ改善の余地はあると思料する。更なる特別徴収の徹底への取組が期待される。

3.1.7 徴収率等の状況

(1) 徴収率の推移

平成 22 年度から令和 3 年度までの個人府民税の調定額・収入額の状況は以下のとおりである。

< 個人府民税の徴収率の状況 >

年度	収入額/調定額		
	現年課税	滞納繰越	計
H22	98.1%	37.1%	95.2%
H23	98.2%	34.9%	95.3%
H24	98.3%	35.2%	95.5%
H25	98.4%	38.6%	96.0%
H26	98.7%	39.8%	96.6%
H27	98.7%	45.5%	97.1%
H28	98.8%	50.2%	97.5%
H29	98.9%	50.9%	97.9%
H30	98.6%	55.2%	97.5%
R1	98.9%	55.5%	97.9%
R2	98.7%	60.8%	98.0%
R3	98.8%	62.6%	98.2%

※ 徴収率は、収入額に還付未済額を含めずに算出している。

滞納繰越の徴収率が平成 22 年度以降、毎年上昇している。この理由は、京都地方税機構の稼働により滞納整理が進み、分母となる滞納繰越額が減少したことが大きいためである。京都府は、京都地方税機構がその発足以来、滞納初期段階における催告を行うことで滞納件数の圧縮に努めるとともに、滞納額 500 万円以上の高額案件につき、令和元年度まで京都地方税機構業務課の専門チームが重点的に滞納整理を進めてきた効果が大きいと分析している。

(2) 全国比較

全国の令和 3 年度の個人都道府県民税の徴収率について、降順に整理したものは以下のとおりである。

< 個人都道府県民税の徴収率全国比較 >

順位	都道府県名	徴収率
		現年課税
1	島根県	99.5%
2	奈良県	99.4%
3	鳥取県	99.4%
46	沖縄県	98.8%
47	京都府	98.8%
全国平均		99.1%

順位	都道府県名	徴収率
		滞納繰越
1	京都府	62.6%
2	東京都	48.7%
3	高知県	44.5%
4	愛媛県	42.9%
5	大阪府	41.9%
全国平均		35.7%

順位	都道府県名	徴収率
		合計
1	愛媛県	98.7%
2	島根県	98.6%
3	高知県	98.4%
4	長野県	98.3%
5	京都府	98.2%
全国平均		97.5%

※ 徴収率は、収入額に還付未済額を含めて算出している。

京都府の徴収率は、現年課税分は 98.8%で最下位、一方、滞納繰越分は 62.6%でトップ、合計では 98.2%で全国 5 位となっている。この特徴的な順位は、現年課税の低さは、低い特別徴収実施率と、コロナ禍での徴収猶予が終了した直後で事業者が回復途上にあること、滞納繰越分の徴収率の高さは、京都地方税機構の貢献による滞納繰越額(分母)の圧縮という要因が大きいと考えられる。

(3) 滞納繰越・不納欠損

過去 3 年度における滞納繰越・不納欠損の状況は以下のとおりである。

金額単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	調定比(R3)
調定額	77,341,404	78,743,940	80,935,433	100.00%
収入額	75,709,631	77,180,571	79,464,010	98.18%
収入額/調定額	97.89%	98.01%	98.18%	
滞納繰越額	1,446,235	1,401,995	1,318,242	1.63%
滞納額/調定額	1.87%	1.78%	1.63%	
不納欠損額	185,538	161,374	153,181	0.19%
不納欠損額の内訳				
滞納処分の停止に係るもの	185,538	161,374	153,181	0.19%
即時消滅	11,477	6,749	10,553	0.01%
期間満了	126,170	116,042	118,924	0.15%
時効完成	47,890	38,584	23,705	0.03%
時効完成に係るもの	—	—	—	0.00%

※ 「収入額」には、還付未済額は含まない。

直近では収入額(率)が増えて、不納欠損額(率)が減少している傾向にある。なお、府民税の納入義務者数についても増加している傾向にあり、国税庁の民間給与実態統計を踏まえると、高齢者の納税義務者数の増加によるものと推察されるほか、60歳以上と29歳以下では前者の方が一人当たりの給与が高いため、高齢者である給与所得者の増加は、府民税の収入額の増加に寄与すると分析できる。

また、不納欠損率の低下は、特別徴収による徴収率が極めて高いため、特別徴収実施率が向上したことが主な理由となっている。

なお、個人府民税の滞納整理については、納期限までに納付がなく督促状

が発付された場合に、督促状の発付と同時に京都地方税機構にその徴収が移管される。個人府民税において、徴収率を上げるために京都府と市町村の連携、高額・徴収困難案件などの情報共有、府民の個人の所得情報の共有、滞納者に対する市町村の保有する税情報の共有などについて質問したところ、「連携や情報共有はされていない」との回答であった。

【意見2】現年課税徴収率の向上に向けた取組

個人府民税の賦課徴収は、地方税法の定めにより、市町村で行うこととされている。そのため、京都府は府民の住民税に関する納税義務者の個々の所得情報を持っていないことは理解できる。

しかし、徴収率を上げていくためには、京都府としても、特に高額、徴収困難な案件については積極的に関与し、滞納が長期化する前に解決策を模索していくことも重要であると考えます。

個人府民税の現年課税徴収率が全国最下位ということは、同時に府内市町村の個人市町村民税の現年課税徴収率も全国最下位水準にあると推定される。このため、京都府においても、京都地方税機構及び京都市との情報の共有化、意見の交換、協議の機会を充実し、徴収率向上のための連携を図っていくことが望まれる。

(4) 徴収猶予・換価猶予

個人府民税の徴収猶予・換価猶予の対応件数、額、他府県比較などの実施状況を質問したところ、「徴収猶予・換価猶予は各市町村長の判断で行うものであり、京都府では個別に状況を把握していない」との回答であった。

3.1.8 小括

個人府民税の賦課徴収は市町村次第であるのが現実であるが、京都府人口の過半は京都市に偏在しているため、京都府の現年課税徴収率の低さは京都市の徴収率が低いためであると合理的に推測される。政令指定都市との連携に当たっては、利害関係は共通しているため、既存の枠組みに囚われることなく積極的に動かせたい。

3.2 個人事業税

3.2.1 制度概要

個人事業税は、個人が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定業種）に対して課税される都道府県税である。個人で事業を行う場合に道路等の各種公共施設を利用するなどの行政サービスを受けていることから、その経費の一部を負担する趣旨で課税される。

(1) 納税義務者及び税率

個人事業税の課税対象は、法定業種と呼ばれる 70 業種であり、更に第 1 種から第 3 種の 3 つに区分され、どの事業区分になるかによって税率が異なる。

< 事業税の業種区分（課税客体） >

区分	業種	税率
第 1 種 事業	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶定係場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業（第 3 種事業以外のもの）、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業	課税所得額の 5%
第 2 種 事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	課税所得額の 4%
第 3 種 事業	医業、歯科医業、薬剤師業、あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、獣医業、装蹄師業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業（銭湯）、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業	課税所得額の 5% あん摩・マッ サージ又は指 圧・はり・き ゅう・柔道整 復その他の医 業に類する事 業、装蹄師業 は課税所得額 の 3%

業種区分の認定及び事業性の判断が課税実務上の重要なポイントとなり、

地方税法、部長通達、個人事業税業種認定参考資料等をもとに、業種区分の認定及び事業性の判断が行われている。

(2) 申告と納税

① 申告

個人事業税の税額は、所得税の「青色申告特別控除」を差し引く前の課税所得額を基準に計算を行う。その課税所得額のうち課税対象となる所得額から、事業主控除の 290 万円（年額、月額計算あり）を差し引いた金額に、上記税率を乗じた金額が税額となる。すなわち、事業主控除前の事業所得が 290 万円を上回るかがポイントとなる。

前年中の事業所得の金額が事業主控除額（290 万円）を超える者は、毎年 3 月 15 日までに前年中の事業所得、事業者専従者控除に関する事項等を記載した申告書を府税事務所に提出しなければならない。ただし、個人事業税の額は、基本的には所得税のデータを取り込んで、申告書の事業所得の金額ベースに算定した課税所得金額に基づき計算されるため、所得税の確定申告又は住民税の申告書を提出した場合には、事業税の申告書を提出したとみなされるため、提出する必要はない。

また、年の途中で事業を廃止（法人成りを含む。）した場合には、事業廃止後 1 か月（事業主の死亡による時は、4 か月）以内に申告書を提出しなければならない。一方、年の途中の開業については、その年の確定申告をもって翌年度に定期課税を行う。

② 納税

個人事業税の徴収は普通徴収によって行われ、京都府から送付される納税通知書によって、8 月と 11 月の 2 回に分けて納める。これを「定期賦課」という。

一方、年の途中で事業を廃止した場合（死亡によるものを含む。）、また、所得税の修正申告、更正・決定が行われた場合等には、定期課税以外の納期を定めることができる。これを「随時賦課」という。

また、個人事業税の納税方法は、昭和 48 年度から「口座振替の導入」が開始され、平成 24 年度には、「ゆうちょ銀行の口座振替」が開始された。そして令和元年度には、クレジットカード、ネットバンキング、スマホ決

決済アプリ（LINE Pay）によるキャッシュレス納付を導入され、令和2年7月からスマホ決済アプリが追加（PayPay、au PAY）されている。キャッシュレス納付は、納税者の利便性向上や社会コスト縮減の観点から有用である。キャッシュレス納付の利用件数及び利用率は以下のとおりである。

<キャッシュレス納付の状況>

		R元	R2	R3
口座振替	口座振替件数	12,300	12,384	12,362
	収納件数に占める割合	28.2%	28.3%	27.7%
クレジットカード	クレジットカード納付件数	271	284	439
	収納件数に占める割合	0.6%	0.6%	1.0%
スマホ決済アプリ	スマホ決済アプリ納付件数	34	315	910
	収納件数に占める割合	0.1%	0.7%	2.0%
ネットバンキング	ネットバンキングの納付件数	27	37	97
	収納件数に占める割合	0.1%	0.1%	0.2%
合計	キャッシュレスの納付件数	12,632	13,020	13,808
	収納件数に占める割合	29.0%	29.8%	30.9%

京都府はキャッシュレス納付を推進するため、府民だより等の広報誌での広報、納付書等を送付する際にチラシを同封するなどにより、広報に努めている。

更に令和5年度から、地方税共同機構による共通納税システムを利用した納付について、利用できる税目の拡大が予定されており、京都府においても令和5年度中に全税目の対応（自動車税種別割は4月から開始）を目指して対応中である。

共通納税に対応すると同時にQRコード⁶を利用した納付が可能となり、クレジットカード及びスマートフォン決済アプリを利用した納付が利用しやすくなって、利用の拡大が期待できる。

(3) 減免

⁶ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標である。

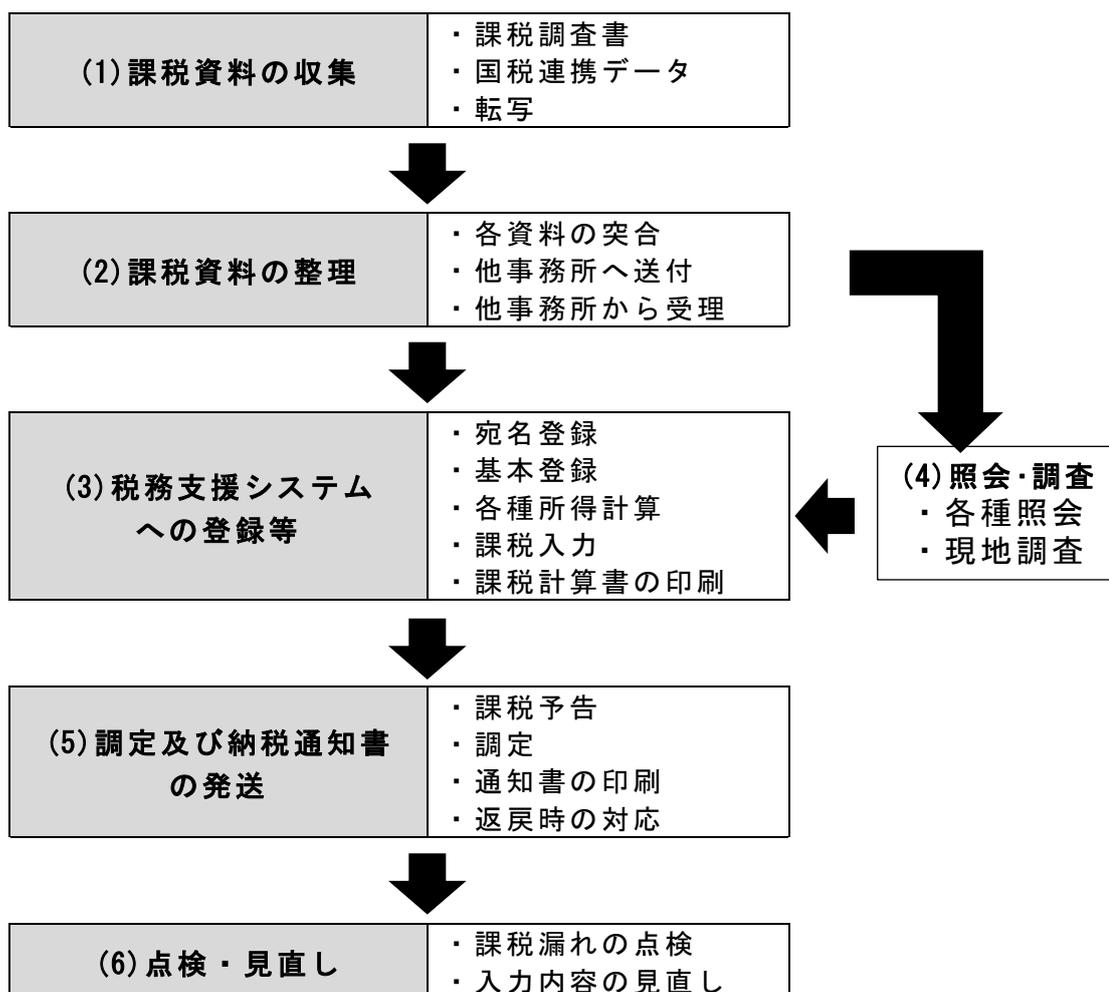
個人事業税においても減免・猶予措置が京都府府税条例及び京都府府税規則によって規定されている。適用できるのは、災害等により被害を受けた者、生活が困難な者、傷病等により事業を休止した者、身体障害者等、家内工業者の5つの場合があるが、過去5年間に減免の実績はないとのことである。

3.2.2 事務の流れ

個人事業税の業務フローは、下記フロー図のとおりである。

個人確定申告書が e-Tax による電子申告や紙申告として国税庁に提出され、所得税確定申告書のデータ送信システム（以下「国税連携システム」という。）をとおして申告データが各団体に連携される。ただし、連携されないデータが存在し、それらは税務署での転写作業が必要となる。収集したデータは税務支援システムに登録され、課税事務が行われる。

<個人事業税事務処理の流れ>



(1) 課税資料の収集

個人事業税は、原則として申告制度をとっているものの、所得税の申告があればこれを個人事業税の申告とみなすという規定が地方税法第 72 条の 55 の 2 及び府税条例第 42 条の 19 第 2 項に定められている。したがって、個人事業税の課税事務は、所得税の課税資料を収集することから始まる。

平成 23 年から国税連携システムが本格稼働したことに加え、税務支援システムの大規模な改修が行われ、国税連携システムで配信されるデータ（以下「国税連携データ」という。）をもとに「課税調査書」が作成されるようになった。

すなわち、課税資料の収集は、①課税調査書の利用、②国税連携データの利用、③税務署での転写の 3 つを組み合わせで行われている。

① 課税調査書の利用

課税調査書とは、基本情報、前年の課税情報といった、税務支援システムに登録されているデータと、「国税連携データ」に基づく今年度の申告情報等を、一体的に表示するものである。

課税調査書は、税務支援システムを通じて各事務所等に配信される。配信ペースは、繁忙期で週 1 回程度、通常期では月 1～2 回程度とのものである。各事務所等では、同システムから課税調査書を印刷する。

② 国税連携データの利用

国税連携データは、電子申告によって作成される「e-Tax データ」と、紙申告によって作成される「KSK データ」の 2 種類がある。それぞれの国税連携対象データは以下の表のとおりである。国税連携対象データについては各事務所等で印刷し、対象データ以外は税務署で転写する。

なお、イメージとは紙で申告された場合に作成されるイメージデータで、申告をスキャナで取り込みイメージデータにしたものである。

< 国税連携対象データ >

所得税申告書等データ		データ	イメージ
e ・ T a x	確定申告書第 1 表	○ ※形式は XML	× (データそのものが 原本であるため)
	〃 第 2 表		
	〃 第 3 表		
	〃 第 4 表		
	〃 第 5 表		
	添付資料(郵送分を除く)		
K S K	確定申告書第 1 表	△ ※第 2 表を除く ※形式は XML	△ ※更正決議 (決定通知)を除く ※形式は TIFF
	〃 第 2 表		
	〃 第 3 表		
	〃 第 4 表		
	〃 第 5 表		
	更正決議 (決定通知)		
	添付資料(郵送分を含む)	×	×

③ 税務支援システムへの登録等

KSK での添付資料や e-Tax で別途紙により申告された資料等、国税連携システムで配信されない資料は、税務署で転写をする。特に KSK では、確定申告書添付資料は連携されていないため、税務署での転写作業が e-Tax よりも多くなる。

転写する主なものは、紙申告 (KSK) の確定申告書第 2 表及び添付資料 (決算書、収支内訳書、不動産の収入内訳書等) であるが、実際の転写事務は各税務署の担当者と協議して進めているとのことである。

税務署での転写は、確定申告期に当たっては京都府の複写機、それ以外は税務署の複写機を借用して行われている。確定申告期には 1、2 か月複写機を京都府独自で設置し、各事務所の担当が税務署に出向いて転写実務を行っている。京都府における転写枚数は、令和 3 年度には 4.3 万枚とのことである。

もちろん、平成 23 年から開始された国税連携システムにより、大幅に転写事務が減っているものの、一部のデータについては連携されないため、引き続き転写実務は必要となっている。

これについて、全データが連携されるように各都道府県から国に要請されているが、一方で国からは、e-Tax であれば、より多くのデータが連携されることから、e-Tax による所得税の申告の利用促進の取組を要請され

ており、全データ連携の目途は立っていない状況である。

データ連携は事務作業の効率化や事務経費の削減に繋がる。国の協力なしではできないことであるが、他府県も同様の課題を抱えているのであるから、引き続き各都道府県連携の上、国への要請を継続されたい。

(2) 課税資料の整理

次に「課税資料の収集」手続により、入手した課税資料の整理を行う。具体的には同一納税者の課税調査書、確定申告書、決算書、収支内訳書、その他資料を整理した上で課税作業に入る。

整理作業の中で、他事務所等、他都道府県税事務所に係るものが抽出された場合には、相手事務所等が処理を行いやすいようにできるだけ速やかに通知し、「国税連携システム団体間回送手順書」に従って、国税連携データを団体間回送する。

また、以前に他事務所から送付を受けたことがある者で、今回送付のない者については、必要に応じて該当事務所等に課税資料の請求を行う。前年度まで課税があるにもかかわらず、今年度課税されていない者については、課税漏れの可能性があるので、必要に応じて国税連携システム等で調査を行う。

さらに、納税者等から照会があった時に速やかに対応できるように、また、翌年度の課税事務に参考になるように留意し、課税資料の編綴を行う。

業務におけるペーパーレス化の取組については、課税審査において多くの項目を複数の担当で審査しており、現状は紙による審査の方が効率的であると考えられているが、申告書に含まれている完全に不必要な資料は印刷しないようにしている状況である。

(3) 税務支援システムへの登録等

個人事業税の課税事務は、基本的に税務支援システム端末の操作により行われる。

税務支援システムを使って個人事業税の課税業務を行うには、「宛名管理システム」に宛名が登録されている必要があるため、まず「税務電算操作マニュアル」に沿って、宛名管理システムに宛名の登録を行う。

税務支援システムは、基本登録を行うことによって初めて課税番号が採番

され、課税データの入力が可能となる。仮に基本登録がされていない場合は、課税入力を行う前に、「個人事業税税務電算操作マニュアル」に従って、税務署 CD（コード）、国税番号、納税者番号、業種、青白区分、送付区分、分割区分、開業日、事業所住所などの基本登録を行う必要がある。

基本登録が行われ、課税番号が採番されたものについては、所得金額等の入力及び計算が可能となる。

入力した事項については、「課税計算書」として出力したものを利用して、チェックを行う。課税計算書とは、税務支援システムで課税入力された内容を一体的に表示するもので、課税台帳として利用されている。

(4) 照会・調査

個人事業税の課税事務の大半は、税務支援システム端末の操作により行われるため、個人事業税の課税標準額、税額等は、所得金額等を入力することで自動的に算出される。ただし、これは正しい入力が行われて初めて機能するものである。

一部非課税や対象外となる所得がある者や業種認定の困難なものについては、端末入力の前に、照会・調査等を行い、課税所得金額及び非課税所得金額又はこれら所得金額の算定基礎となる収入金額等を明らかにしておく必要がある。確定申告書等では分からない事業内容や収入内訳など、個人事業税の課税のために必要情報を収集すべく、必要に応じて納税者等に文書照会等を行う。

(5) 調定及び納税通知書の発送

定期課税分については、税務支援システムから出力された課税計算書等について、各事務所等の決裁規定に則った決裁を受けた後、決定された通知日に納税通知書を納税者に送付する。

仮に返戻された場合は、納税通知書の住所・氏名を課税資料と照合し、照合の結果、誤りがない場合は、住民票の確認、税務署におけるその他資料、本人への架電又は現地調査等を行い、所在地の発見に努める。

そして、正しい住所・氏名が判明した場合には、宛名画面において基本住所・税目共通住所等を変更し、納税通知書を改めて印刷し、再送付する。

調査してもなお住所地等が判明しない場合は、公示送達を行う。公示送達

は、公示送達処理簿に必要事項を記載し、返戻された納税通知書及び調査の経過を記録した文書を添付して決議を受け、公示送達書を掲示板に掲示することにより行う。

納税通知書の返戻件数、公示送達件数、現地調査件数は以下のとおり。

●返戻件数

課税年度	京都東	京都西	京都南	山城	山城南	南丹	中丹	中丹西	丹後	合計
令和3年度	20~30	14	4	2	0	1	0	-	2	42~52
令和2年度	20~30	5	3	1	1	0	0	-	1	31~41
令和元年度	20~30	4	0	2	0	0	0	-	1	27~37
合計	60~90	23	7	5	1	1	0	0	4	100~130

集計無し

●公示送達件数

課税年度	京都東	京都西	京都南	山城	山城南	南丹	中丹	中丹西	丹後	合計
令和3年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
令和2年度	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2

●現地調査件数

課税年度	京都東	京都西	京都南	山城	山城南	南丹	中丹	中丹西	丹後	合計
令和3年度	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4

【意見3】納税通知書の返戻管理

納税通知書の返戻件数を把握していない事務所があった。返戻された通知書をベースに現地調査等を行い、所在地の発見に努めるのであれば、返戻件数も各事務所において把握すべきデータであると思料する。各事務所における管理手法の統一化が望まれる。

(6)点検・見直し

個人事業税は、短期間に大量の課税事務を行わなければならないことから、誤入力、誤謬調定等を防止する必要がある。

税務支援システムでは、矛盾した内容の入力があった場合には、エラーメッセージ等により警告するものになっているが、所得金額の入力に誤り等が

あった場合はシステムでの対応は難しい。そのため、入力内容の点検が肝要となる。

具体的な点検方法としては、課税計算書と、課税調査書又は申告書との突合を担当上司等の協力を得て行うこととされている。点検時期は、特に定期課税分については、調定後においても全件点検する程の慎重な姿勢が必要となる。さらに、点検箇所の参考として、「個人事業税点検チェックシート」が作成されている。

京都府で過去に発生した誤謬調定の統計や内容について、資料やデータの提供を求めたところ、作成していないとの回答であった。

【意見4】過去の誤謬事例等の共有

個人事業税は、短期間に大量の課税事務を行うことから、誤入力や誤謬調定等を防止するため、過去の誤謬事例等を共有化して研修の材料とすることが、将来の適正課税に資すると思料する。

3.2.3 事務の特徴

(1) 業種判定

個人事業税の課税対象は法定 70 業種の限定列举方式であり、業種区分によって課税・非課税が分かれ、税率も異なる。したがって、業種区分の認定及び事業性の判断が課税実務上の重要なポイントとなる。

業種判定等について、チェックリストを活用した業務標準化・均一化の可能性について質問を行ったところ、「個人事業税は特に近年において多種多様な事業形態が存在し、一概にチェックリストにより区別することが難しく、個別具体的かつ総合的に判断することが求められており、京都府としても業種認定参考資料等で一定の判断基準は示しているが、必ずしもチェック項目に該当するからといって課税になるケースばかりではないと考えている」旨の回答を得た。

(2) 業種ごとの文書照会

各事務所等は業種区分の認定及び事業性の判断に当たって、確定申告書等では分からない事業内容や収入内訳など、個人事業税の課税のために必要情報を収集するため、必要に応じて納税者等に文書照会等を行う。文書照会を

発送する際には、回答を促す意味からも、返信用封筒を同封する。仮に返信がない場合は、再送、電話、顧問税理士等へ確認等の対応を実施している。

これらの照会業務を効率化する方法については、「申告内容は納税者、年によって異なるため、照会の必要性については、1件ずつ確認することが必要であり、省略化が難しい。」と認識されている。

業種ごとの照会件数の推移は以下のとおりである。

① 不動産貸付業及び駐車場業

不動産貸付業及び駐車場業については、「個人事業税における不動産貸付業及び駐車場業の認定等について」（平成5年3月29日付け5税第187号総務部長通達）で認定基準⁷が定められており、その基準以上の貸付規模がある場合についてのみ事業と認定し、その所得を課税標準に算入することとなる。

したがって、不動産所得があるものについては、貸付内容を確認する必要があり、決算書・内訳書等から判明できない場合について、照会や調査を行っている⁸。

<照会件数>

	京都東	京都西	京都南	山城	山城南	南丹	中丹	中丹西	丹後	計
平成30年度	84	140	56	66	17	24	31	18	25	461
令和元年度	120	261	67	12	17	19	23	46	11	576
令和3年度	89	120	39	58	13	19	7	58	19	422

不動産貸付業・駐車場業の現地調査を行った件数、調査の結果課税した件数の過去3年実績は以下のとおりである。

<調査件数>

	京都東	京都西	京都南	山城	山城南	南丹	中丹	中丹西	丹後	計
令和元年度	0	3	5	1	0	0	0	0	0	9
令和2年度	0	1	3	0	1	0	0	0	0	5
令和3年度	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3
計	0	4	10	1	2	0	0	0	0	17

⁷ 例として、住宅用家屋10棟以上や10室以上、建物貸付総面積600㎡以上かつ当該建物に係る賃貸料収入金額が年1,000万円以上、青空駐車場10台以上など。

⁸ 照会件数について令和2年度分は未集計。以下、本項目で掲載する表につき同様。

< 課税件数 >

	京都東	京都西	京都南	山城	山城南	南丹	中丹	中丹西	丹後	計
令和元年度	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2

近年は各種地図サイトを用いて、マンションの室数や、駐車場の駐車可能台数を一定高い精度で確認することが可能となっており、京都府としても課税調査の一手法として有効活用し始めている。このため、現地へ赴いての調査件数は減少している。

② 医業等の社会保険診療所得

社会保険診療に係る所得は、当該部分を除外して課税標準を算定する必要がある。したがって、医業、歯科医業、薬剤師業、あん摩等その他医業の各業種に該当するときは、当該所得の有無を確認の上で所得額を算出し、総所得金額から控除する。この場合、申告書の「事業税に関する事項」の非課税所得欄・申告書第二表・決算書・収支内訳書・所得の内訳等を確認するが、いずれからも判明できない場合について照会をしている。

< 照会件数 >

	京都東	京都西	京都南	山城	山城南	南丹	中丹	中丹西	丹後	計
平成30年度	121	183	88	88	26	21	24	57	30	638
令和元年度	125	85	83	43	25	7	24	48	33	473
令和3年度	126	156	90	36	12	12	23	56	31	542

③ その他の課税対象外所得

例えば、請負業で雇用による所得（給与に近いもの）を併せ持つもの、デザイン業で芸術作品の創作に係る所得を含むもの等については、当該部分を除外して課税標準を算定する必要がある。この場合、除外する所得の計算の基礎となる収入金額については、照会等で判断している。

<照会件数>

	京都東	京都西	京都南	山城	山城南	南丹	中丹	中丹西	丹後	計
平成30年度	245	271	219	203	41	119	96	118	77	1,389
令和元年度	310	485	273	91	41	106	74	126	57	1,563
令和3年度	440	315	367	168	54	90	40	206	94	1,774

個人事業税の照会をするかどうかの一定の判断基準について質問したところ、京都府からは「最終的な課税判断は各事務所となるため、照会するかどうかの判断は各事務所に任せている。ただ、基本的には、申告書等で事業内容が分からない、件数が不明、所得の内訳が不明などの場合に照会している。」との回答であった。

なお、個人事業税の照会・調査等で税理士会との連携はなく、京都府において個人の申告に税理士が関与している割合も把握していなかった。

また、不動産貸付業、駐車場業、医業等で社会保険診療所得を有するもの、請負業で雇用による所得を併せ持つものなど、個人事業税の賦課に判断を迷うものを事業主に周知することは、個人によって、事業内容は様々であるため、画一的な周知は行っていないとの回答を得ている。

【意見5】 税理士会との連携

個人事業主の確定申告においては、一定の割合で税理士が関与している。税理士は税の専門家であるが、地方税は税理士試験の必須科目にないこともあり、国税に比べると制度に通じていない税理士も若干存在すると思われる。税理士が雇用する補助者については尚更である。税理士会の会報に制度や修正決定事例を掲載したり、確定申告時研修へ講師を派遣するなどの手法を検討されたい。

複雑で余り知られていない個人事業税の制度については、まずは税理士への啓発が有効ではないかと思料するため、顧問税理士を通じて事業者への周知徹底が望まれる。

(3) 開廃業の確認

開廃業の確認は、税務署に提出された開廃業届を確認するのが最も合理的

であると考え、京都府によると、開廃業届は提供が義務付けられている書類とされていないため、税務行政運営上の相互協力に係る依頼も難しい現状にあるとのことである。そのため、京都府は開廃業日を、照会文書を出す、インターネットで確認する、顧問税理士に確認する等の方法で確認している。

例えば、年末に開業が行われた場合には、事業主控除の 290 万円が月割となるため、暦年で控除額が適用される所得税は発生しないにもかかわらず、事業税のみ課税が生じることがあり得る。そのため個人事業税では、年後半に開業した事業者の開業日確認が、課税漏れを防ぐ上で重要度が高くなる。

【意見 6】開廃業届の閲覧に向けた要望

所得税では個人が生存する限り暦年単位で控除額が適用されるが、個人事業税の 290 万円事業主控除は月割りであるため、適正な課税を実現するには、個人事業主の開廃業日を確認する必要がある。現在のところ開廃業届は都道府県が税務署から提供される書類に含まれていないため、多種多様な方法で独自に調査しなければならない状態である。

国が定めた地方税法に基づく適正課税を遂行するには、当然に閲覧できるべきものと考えられるため、京都府は他の都道府県とも連携して、税務署に提出された開廃業届を閲覧できるよう、制度改正を要望されたい。

3.2.4 税収の状況

(1) 税収の年度推移

平成 22 年度から令和 3 年度までの個人事業税の調定額・収入額の状況は以下のとおりである。

< 個人事業税の調定額・収入額推移 >

単位：百万円

年度	現年課税		滞納繰越		合計	
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
H22	3,514	3,452	204	39	3,718	3,491
H23	3,452	3,397	174	46	3,625	3,443
H24	3,363	3,311	168	49	3,531	3,360
H25	3,400	3,358	164	54	3,564	3,412
H26	3,585	3,549	136	44	3,720	3,593
H27	3,719	3,693	121	40	3,839	3,732
H28	3,881	3,851	98	36	3,979	3,887
H29	3,920	3,886	78	29	3,998	3,915
H30	4,007	3,965	77	28	4,084	3,992
R1	4,175	4,127	87	32	4,262	4,159
R2	4,264	4,214	97	42	4,361	4,256
R3	4,295	4,258	103	46	4,397	4,304

※「収入額」には、還付未済額は含まない。

個人事業税の調定額が毎年度増加しているが、令和3年度課税(令和2年所得分に対応)の調定額の増加は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者向け補助金は影響しておらず、不動産貸付関連業の増加によるものとのことである。

なお、令和4年度の定期課税(令和3年所得分に対応)については、料理店業や飲食店業の調定額が昨年度比で10倍近くに増加しており、事業者向け補助金が影響しているとのことである。

(2) 全国比較

全国の令和3年度の個人事業税の現年課税の調定額について、降順に整理したものは以下のとおりである。

< 個人事業税の調定額・収入額(全国) >

(単位：百万円)

順位	都道府県名	現年課税		滞納繰越		合計	
		調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
1	東京都	56,462	56,062	1,134	521	57,596	56,583
2	神奈川県	19,939	19,810	371	122	20,310	19,932
3	大阪府	16,249	16,152	337	142	16,586	16,293
4	愛知県	14,903	14,756	301	142	15,204	14,898
5	埼玉県	14,802	14,675	224	112	15,026	14,787
6	千葉県	9,146	9,074	159	67	9,305	9,141
7	兵庫県	7,673	7,610	165	79	7,838	7,689
8	福岡県	7,639	7,566	241	87	7,880	7,653
9	静岡県	6,398	6,325	131	60	6,529	6,386
10	北海道	5,287	5,208	299	74	5,586	5,282
11	京都府	4,295	4,259	103	46	4,397	4,305
12	広島県	4,269	4,218	101	26	4,370	4,245
13	茨城県	3,506	3,467	97	27	3,603	3,494
26	滋賀県	1,763	1,753	47	16	1,810	1,768
30	奈良県	1,473	1,467	16	12	1,489	1,479
33	和歌山県	1,255	1,253	6	4	1,260	1,257
	合計	224,421	222,526	5,067	1,972	229,487	224,498

※「収入額」には、還付未済額を含む。

京都府の令和3年度の個人事業税の現年調定額は4,295百万円で、都道府県別では11番目に位置する。個人事業税は税源移譲もなかったため、個人府民税での13番目より高位となる。

3.2.5 徴収率等の状況

(1) 徴収率の推移

平成22年度から令和3年度までの個人事業税の調定額・収入額の状況は以下のとおりである。

< 個人事業税の徴収率の状況 >

年度	収入額/調定額		
	現年課税	滞納繰越	計
H22	98.2%	19.1%	93.9%
H23	98.4%	26.4%	95.0%
H24	98.5%	29.3%	95.2%
H25	98.8%	32.7%	95.7%
H26	99.0%	32.8%	96.6%
H27	99.3%	32.7%	97.2%

H28	99.2%	36.5%	97.7%
H29	99.1%	37.3%	97.9%
H30	98.9%	36.2%	97.8%
R1	98.9%	36.4%	97.6%
R2	98.8%	43.2%	97.6%
R3	99.1%	44.9%	97.9%

※ 徴収率は、収入額に還付未済額を含めずに算出している。

個人事業税の徴収率は、平成 22 年度以降、滞納繰越分が着実に上昇している。この理由は、京都地方税機構の稼働により滞納整理が進み、分母となる滞納繰越額が減少したことが大きい。現年課税分は近年 99%程度とまずまずの水準を維持している。

(2) 全国比較

全国の令和 3 年度の個人事業税の徴収率について、降順に整理したものは以下のとおりである。

< 個人事業税の徴収率全国比較 >

順位	都道府県名	徴収率 現年課税	順位	都道府県名	徴収率 滞納繰越	順位	都道府県名	徴収率 合計
1	和歌山県	99.8%	1	奈良県	74.5%	1	和歌山県	99.7%
2	宮崎県	99.8%	2	和歌山県	65.4%	2	奈良県	99.3%
22	兵庫県	99.2%	10	東京都	46.0%	22	青森県	97.9%
23	京都府	99.2%	11	京都府	44.9%	23	京都府	97.9%
24	埼玉県	99.1%	12	岐阜県	43.0%	24	新潟県	97.9%
46	石川県	98.4%	46	鳥取県	17.9%	46	北海道	94.6%
47	岐阜県	98.3%	47	熊本県	15.3%	47	福島県	94.0%
全国平均		99.2%	全国平均		38.9%	全国平均		97.8%

※ 徴収率は、収入額に還付未済額を含めて算出している。

京都府は、現年課税分は 99.2%で 23 位と平均水準、一方、滞納繰越分は 44.9%で 11 位と高位、合計の徴収率では、97.9%で全国 23 位のほぼ平均水準となっている。滞納繰越額の絶対額が少ないため、滞納繰越分の影響は余り大きくない状況である。

(3) 滞納繰越・不納欠損

個人事業税の滞納は、督促状の発付と同時に京都地方税機構へ移管される。直近5年間の京都地方税機構への移管件数は以下のとおりである。

年度	H29	H30	R元	R2	R3
移管件数	2,217	2,335	2,410	2,125	2,108

なお、移管後も各事務所単位で、京都地方税機構との間で分割納付の相談等の情報共有や定期的な会議が行われている。

個人事業税の過去3年間における滞納繰越額・不納欠損額の状況は以下のとおりである。

< 個人事業税の滞納繰越額・不納欠損額 >

金額単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	調定比(R3)
調定額	4,262,193	4,360,507	4,397,302	100.00%
収入額	4,159,329	4,255,789	4,304,052	97.88%
収入額/調定額	97.59%	97.60%	97.88%	
滞納繰越額	96,852	102,622	89,614	2.04%
滞納額/調定額	2.27%	2.35%	2.04%	
不納欠損額	6,012	2,095	3,636	0.08%
不納欠損額の内訳				
滞納処分の停止に係るもの	6,012	1,953	3,562	0.08%
即時消滅	—	89	39	0.00%
期間満了	5,413	1,185	2,659	0.06%
時効完成	599	679	863	0.02%
時効完成に係るもの	—	142	74	0.00%

※「収入額」には、還付未済額は含まない。

滞納繰越額は現在、調定額の約2%程度で推移している。

(4) 徴収猶予・換価猶予

個人事業税の平成29年度から令和3年度における徴収猶予・換価猶予の実績は以下のとおりである。

年度	徴収猶予		換価猶予	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
平成 29 年度	0	0	11	752
平成 30 年度	0	0	6	667
令和元年度	3	847	7	6,766
令和 2 年度	144	20,643	8	3,134
令和 3 年度	5	538	6	885

令和 2 年度において、徴収猶予の件数及び金額が顕著に増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症拡大に係る徴収猶予の特例制度が設けられ、同制度の利用者が含まれることによる。

なお、同制度は令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する府税への適用をもって終了しており、適用件数も急激に減少している。

3.2.6 小括

個人事業税の歴史は明治 11 年制定の営業税を源とし、営業(第 1 種事業)のみに課税していたところ、昭和 23 年の地方税法制定に伴い、原始産業を第 2 種、自由業を第 3 種として課税対象を広げた経緯がある。その趣旨は担税力のある事業に対して税を課すものであり、業種が限定列挙となったのは、個人の生活関係は複雑で、所得源泉も多種多様に上ることから、混乱を防ぐためであった⁹。

近年はビジネスの多様化が進み、また、フリーランスやギグ・ワーカー¹⁰等、既存の枠にとらわれない仕事の請け方や働き方に従事する人が増加している。事業形態の多様化にもかかわらず、個人事業税では平成 19 年度の小規模な改正¹¹以後、業種区分や事業性の見直しは行われていない。

そのため、事業税の対象となるような十分な事業性が認められるにもかかわらず、当該 70 業種に該当しないことから課税されない事業がある。また、個人の就業形態が多様化・複雑化する中で、事業性の認定が困難な場合が生じている。例えば、アフィリエイトや YouTuber が受領する広告料が広告

⁹ 平成 29 年度東京都税制調査会第 1 回小委員会資料 7 個人事業税に関する資料より

¹⁰ インターネット上のプラットフォームを通じて単発の仕事を請け負う個人事業主

¹¹ 僅少となった助産師業の除外のみ

業に該当するか、アニメーターや学習教材編集者などが請負業に該当するか、などは極めて微妙な判断となっている。

個人事業税の法定対象事業について、法と実態との乖離が拡大するとともに、事業性の認定が更に複雑困難化する懸念がある。

現状では、「個人事業税業種認定参考資料（京都府総務部税務課）」などにより担当者が判断し、上司が承認しているが、都道府県間でその判断が異なり取扱いが異なる事案が発生している。例えば YouTuber の広告収入は、各都道府県で課税に慎重な姿勢であったが、令和4年には石川県の県税事務所が広告業と認定して課税処分を下している。

京都府はこうした微妙な課税に対しては、比較的慎重に論拠を整えて判断する姿勢に見受けられる。

【意見7】個人事業税の判定について

個人事業税の事業性の判断や業種判定は複雑で、かつ近年のビジネスの多様化の中で、判断が極めて難しいケースが散見されている。

事業性の判断や業種判定において、ノウハウの蓄積は当然のこと、総務省や他都道府県と積極的に情報共有を行い、国への提言等も含めて積極的な対応を検討されたい。

監査人の私見では、個人の事業形態は、税制制定時に想定されていなかった範囲まで多様化しており、課税の公平性という点でかえって弊害をもたらし、更に課税主体である都道府県の事務に混乱を生じせしめている。現下の社会では、原則全ての事業主を課税対象とし、一部政策的に非課税事業を設定しつつ、所得額の多寡に応じて段階的に税を負担させる方法が望ましいと考える。

公平かつ事務負担の少ない課税が実現するよう、京都府としてもあるべき税制への提言を続けられたい。

3.3 自動車諸税

3.3.1 制度概要

自動車税(環境性能割)は、自動車もたらすCO²排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音等の様々な社会的コストにかかる行政需要に着目した原因者負担金的性格を有する。

一方で、自動車税(種別割)は、自動車の所有者に課税される財産税の一種であるとともに、道路を利用することに対して、その整備費などを負担してもらうという趣旨での道路損傷負担金としての性格も有する税金である。

従来の自動車取得税が廃止され、令和元年10月1日から自動車税の環境性能割が導入されている。また、同日付で従来の自動車税は自動車税の種別割に名称が変更されている。

3.3.2 自動車税(環境性能割)

(1) 納税義務者

自動車税(環境性能割)の納税義務者は、取得価額が50万円超の自動車(特殊自動車・二輪車を除く。)を取得した者である。

なお、取得価額が50万円以下の場合は、課税されない。

(2) 税率

自動車の通常の取得価額(課税標準額) × 税率

環境性能割の税率は、自動車の燃費性能等に応じて、自家用の登録車は0～3%、営業用の登録車と軽自動車は0～2%である。

<環境性能割の税率(乗用車の例)>

燃費性能等	税率			
	登録車		軽自動車	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車等				
★★★★かつ令和12年度燃費基準85%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税	非課税	非課税

★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 75%達成車かつ令和 2 年度燃費基準 達成車	1.00%			
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 65%達成車かつ令和 2 年度燃費基準 達成車	2.00%	0.50%	1.00%	0.50%
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成車かつ令和 2 年度燃費基準 達成車		1.00%		
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 55%達成車	3.00%	2.00%	2.00%	1.00%
上記以外				2.00%

★★★★は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75%
低減達成車

(3) 申告と納税

新規登録、移転登録、使用の届出等の際に自動車税申告書を提出し、同時に納める。

なお、京都府に納められた自動車税(環境性能割)の 40.85% (令和元年度 10 月 1 日～令和 3 年度は 44.65%) は、京都府内の市町村に対して、市町村道の面積と延長に応じて交付される(地方税法施行令第 44 条の 7、第 44 条の 8 及び地方税法第 177 条の 6)。

さらに、政令指定都市である京都市に対しては 33.25%に京都府と京都市の国道、府道の面積と延長の割合を乗じて得た額が加算して交付される(地方税法施行令第 44 条の 7、第 44 条の 9 及び地方税法第 177 条の 6 第 2 項)。

3.3.3 自動車税(種別割)

(1) 納税義務者

自動車税(種別割)の納税義務者は、4 月 1 日を基準日として、京都府内に主たる定置場のある自動車の所有者である。

なお、割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主が納税義務者となる。

また、消防車・救急車、保育・教育関係、福祉事業関係の車両所有者は課税が免除されている。

(2) 税率

① 通常税率

自動車の種類・用途・排気量等によって年税額（4月～翌年3月の1年間）が定められている。

なお、年度の途中で廃車・新規登録をした場合は、月割の税額となる。

<自動車税(種別割)の税率(乗用車の例)>

区分	営業用	自家用	
		初回登録日	
		～R1. 9. 30	R1. 10. 1～
総排気量 1 リットル以下又は電気を動力源とするもの	7,500 円	29,500 円	25,000 円
総排気量 1 リットル超 1.5 リットル以下	8,500 円	34,500 円	30,500 円
総排気量 1.5 リットル超 2 リットル以下	9,500 円	39,500 円	36,000 円
総排気量 2 リットル超 2.5 リットル以下	13,800 円	45,000 円	43,500 円
総排気量 2.5 リットル超 3 リットル以下	15,700 円	51,000 円	50,000 円
総排気量 3 リットル超 3.5 リットル以下	17,900 円	58,000 円	57,000 円
総排気量 3.5 リットル超 4 リットル以下	20,500 円	66,500 円	65,500 円
総排気量 4 リットル超 4.5 リットル以下	23,600 円	76,500 円	75,500 円
総排気量 4.5 リットル超 6 リットル以下	27,200 円	88,000 円	87,000 円
総排気量 6 リットル超	40,700 円	111,000 円	110,000 円

ロータリーエンジンを搭載したものは、単室容積×ローター数×1.5により算出した数値を総排気量として、上表の乗用車の区分で対応する税額となる。

② 自動車税(種別割)のグリーン化税制

自動車排出ガスに窒素酸化物や二酸化炭素等をあまり含まない、環境負荷の小さい車は税率を軽くし、一方では環境負荷の大きい車は重くするという仕組が設けられている。

(3) 申告と納税

① 自動車を購入・廃車・登録事項の変更をした場合

自動車の登録を行うときは、その都度、自動車税申告書を提出し、新規登録の場合には、申告のときに自動車税（種別割）を納める。

② 4月1日時点で自動車を所有している場合

京都府から送付される納税通知書によって5月末日までに納める。

3.3.4 事務の流れ

自動車税は、自動車税を専門的に取り扱う自動車税管理事務所が京都市伏見区に設置されており、納税者が自動車登録申請に関する手続を効率的に進めるための一環として、基本的に京都府内の自動車税は自動車税管理事務所の1拠点で処理されている。

なお、自動車の新規登録、移転登録、使用の届出等の申告受付業務は京都府地方税機構に移管しており、京都府地方税機構自動車関係税申告受付センターが業務を行っている。

(1) 自動車税申請手続

自動車関係税申告受付センターの業務フロー（新車の場合）

自動車の購入者等

1. 運輸支局又は軽自動車検査協会が発行された「自動車検査証(以下「車検証」という。)」を持参
2. 「自動車税申告書」or「軽自動車税申告書」に記入（必要事項と「税額」を記入）
 - 自動車の登録時に発生する自動車税の納期限は登録の時となる。
3. 「車検証」と「自動車税申告書」をセンターに提出

センター職員

1. 車検証と照らし合わせて税額をチェック
2. 税額が正しければ車検証を預かり、申告書を一旦返却
3. 申告書を持って窓口で税額を支払うよう案内

自動車の購入者等

1. 窓口で支払い、自動車税申告書の「証紙代金収納表示欄」に税額を印字
2. センター窓口に戻り、再度、申告書を提出

窓口：「証紙代金収納計器取扱指定業者」

地方税法で定められた証紙売払業者。都道府県が指定する。指定業者は先に京都府に証紙代金を納入。京都府が貸与した計器により納入金額まで申告書に証紙代金を印字できる仕組。

その対価として税額に応じ「証紙代金収納計器取扱手数料」が交付される。

センター職員

1. 申告書を受理し、車検証を返却
2. ナンバープレートの受取に別窓口を案内

自動車の購入者等

1. 別窓口で自動車税の納付確認後、ナンバープレートを受領

別窓口：京都府自動車整備振興会。運輸支局からナンバープレート交付業務を受託。

自動車を登録する際に課税される自動車税は、証紙代金収納計器取扱指定業者が納付される現金を管理しており、自動車税管理事務所での現金の取扱いに関するリスクは除かれている。

(2) 自動車税申告書の処理手続

自動車関係税申告受付センターで受け付けた「申告書」は、登録車（普通車と小型車）と届出車（軽自動車）とに分別し、登録車は税務支援システム入力業務を行う。

令和3年度においては、年間21万台（普通車：新規10万台、廃車6万台、名義変更等5万台）を処理している。入力事務の流れは以下のとおり。

① OCR 読込

- ・ 自動車税申告書全件（前日分）をOCRで読み取り仮データを作成
- ・ 併せて納税義務者等をチェック・修正

② 分配（データの突合）

- ・ 運輸支局から提供される登録データと先の仮データを突合（月2回）
- ・ 運輸支局からの抹消登録、転出登録等の取込
- ・ 互いのデータに齟齬がないか、課税漏れがないかをチェック

※ 運輸支局のデータでは住所番地までのため、自動車関係税申告受付センターは

申告書から読み取ったマンション名等のデータを付加している。

③ 宛名割チェック

- ・ 新データの宛名の名寄せが正しいか等をチェック

④ 税務支援システム取込

- ・ 突合済データを税務支援システム（自動車税基本マスタファイル）に取込

(3) 自動車税（種別割）徴収事務手続

京都府では約 75 万 5 千台（軽自動車を除く。）が登録されており、ここから障害者減免約 3 万台、課税保留約 2.3 万台、課税免除約 2 千台、非課税約 6 千台を除き約 69 万通の納税通知書を、5 月 1 日に発送している。

各府税事務所では宛先不明等で返送された「納税通知書」に対して、納税者の所在確認を実施している。

納税者が他の都道府県から京都府内へ転入する際、車両を保有していれば、運輸支局へ「車検証」等を添えて「申請書」を届出することで、翌年度から京都府で自動車税（種別割）が課税されることになる。しかし、納税者が市役所等へ転入届を提出した後、運輸支局への届出が網羅的になされるための仕組みはない。

【意見 8】府税の納税地情報と車両登録情報の連携

住所を移した納税者が市役所等へ転入・転出届を提出した後、運輸支局への届出が網羅的になされる仕組みが整備されていないため、京都府として課税漏れ又は対象外の課税を行っている可能性がある。

ナンバープレートの再発行まで求めると現実的でなく、現状では自治体間でのプラスマイナスはやむを得ないと考えられているが、適切な課税を実現するために、更なる取組が求められる。

5 月 31 日（土日の場合は翌営業日）の納期限を過ぎ、督促状が発送されて滞納となった案件は、所管を自動車税管理事務所から各府税事務所等に引き継いだ後、徴収事務を京都地方税機構に移管する。

R4. 5. 1 納税通知書発送	R4. 7. 13 督促状発送	R4. 8. 10 税機構移管
69 万件	3 万 7 千件	2 万 3 千件 (対全件：3.3%)
249 億円	14 億 6 千万円	8 億 8 千万円 (対総額：3.5%)

費用負担 55 百万円

費用負担 7 百万円

※費用：帳票印刷・封入封緘・郵送料の合計

(4) 障害者減免の事務手続

京都府では、心身に障害のある者が地域社会を構成する一員として、安心して日常生活を営み、社会に参加することができるよう、一定の要件に該当する場合に自動車税の減免を行っている（京都府府税条例第 63 条の 14 及び同第 69 条）。

① 減免対象者

ア. 身体障害者の方

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳に記載された、各障害の指定等級に該当する方

イ. 知的障害者の方

療育手帳に記載された障害の程度が「A」の方

※ 療育手帳がない場合は、権限ある機関が発行する「重度の知的障害者」であること（「A判定」）の証明書が必要である。

ウ. 精神障害者の方

精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の程度が 1 級の方、国民年金法施行令別表に定める 1 級の精神障害の状態と同程度の状態の方で、かつ、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている方

② 申請手続

初回の減免申請手続（R3 受付実績：約 3 千件）

減免申請の際には、手帳の確認及び減免した自動車の登録番号等の手帳への記入のため、原則、来所しての手続が求められている。（障害者 1 人

につき 1 台の減免。軽自動車との重複も防いでいる。)

翌年度以降の減免申請手続 (R3 送付実績：約 31 千通)

前年度の減免対象者全員に照会文書（往復はがき）を送付して、回答を受領する。回答が返送されない場合は、翌年度から課税として取り扱っている。

変更なしとの回答であれば翌年度も減免を継続し、変更ありとの回答であれば、原則、減免を取り消し、必要に応じ再度減免申請を求めている。

③ 随時調査

減免措置が適切かどうかを調べるため随時調査を実施している（高齢者、用途変更等）。直近の調査結果は下表のとおり。

実施時期	調査項目	実施件数	結果 減免対象外 とした件数	減免対象外 とした理由
R2 年度	高齢者(90歳以上)の障害者自身が運転する減免対象について、実際に運転を継続しているか否かを調査	120	35	免許返納 運転者変更 調査未回答
R2～R3 年度	改造減免(車いす移動車等)対象について用途変更の有無を調査	331	84	用途消滅 調査未回答

個別調査の結果実施件数の 2 割～3 割が対象外となり、調査の効果が上がっている。

(5) 還付業務の事務手続

年度途中での廃車に対し、自動車税（種別割）を月割で還付する。

自動車税管理事務所での手続

運輸支局で抹消登録 車両抹消登録



抹消データ取込 運輸支局からの抹消データを税務支援システムに取込む



還付予定リスト出力 還付対象者のデータ、還付金額の帳票を出力する



支払内容等精査 内容、滞納の有無等をチェックする



還付確定処理 還付額を確定し、統合財務システムで処理を行う



還付通知書納品



還付通知書発送

車の所有者は運輸支局での抹消登録手続を行う。

<自動車税等の還付発生件数・金額>

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
件数 合計 (件)	56,856	59,335	57,541	54,447	52,737
環境性能割			0	9	10
自動車取得税	32	57	15	5	0
種別割			368	54,203	52,635
旧法自動車税	56,824	59,278	57,158	230	92
金額 合計 (千円)	924,647	956,678	965,171	870,709	878,344
環境性能割			0	1,959	944
自動車取得税	1,641	3,299	1,327	746	0
種別割			2,728	861,544	874,112
旧法自動車税	923,006	953,379	961,116	6,460	3,288

主な還付理由は、抹消、誤納等とのことであるが、還付理由ごとの集計はなされていない。申告書受領時のチェックが不十分であったために発生する府側に起因する誤納も稀にあるが、ダブルチェックを行っており、年に1件あるかないかとのことである。

還付理由の大半は抹消(廃車等)で納税者側の通常の行為に起因するもので、自動車税(種別割)が年払であることから発生は不可避であると考えられる。

3.3.5 事務の特徴

(1) 障害者減免の範囲

① 減免の対象となる自動車

ア. 自動車の使用状況

- ・ 障害者本人が運転する自動車
- ・ 障害者と生計を一にする方が、もっぱら障害者の移動手段として継続的に運転する自動車
- ・ 障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する方が、もっぱら障害者の移動手段として継続的に運転する自動車

イ. 自動車検査証等に「自家用」と記載されているものであり、障害者 1 人につき 1 台（軽自動車・バイクを含む。）に限る。

ウ. 自動車の所有（取得）者と運転者の関係

障害者の状況・障害の程度等		所有（取得）者	運転者
障害者の方が 18 歳以上の場 合	㉞障害者の方が生徒又は学生	障害者本人 又は障害者と生計 を一にする方	障害者本人 又は障害者と生計 を一にする方
	㉟重度の障害者の方（身体障害者手帳の 1 級又は 2 級、戦傷病者手帳の特別項症から第 3 項症、療育手帳 A）		
	㊱精神障害の程度が 1 級又は 1 級と同程度の方		
	上記㉞～㊱以外の場合	障害者本人	障害者本人 又は障害者と生計 を一にする方
障害者の方が 18 歳未満の場合		障害者と生計を一にする方	障害者と生計を一にする方
音声機能障害の方の場合		障害者本人	障害者本人
障害者のみで構成される世帯の障害者の方の場合		障害者本人	常時介護する方

例えば下肢機能障害 4 級の障害者の場合、所有者は「障害者本人」に限定されるが、運転者は「障害者本人」及び「障害者と生計を一にする方」が適

用対象となり得る。

②の減免対象範囲の表によると、京都府は他の都道府県と比べ、比較的手厚く減免を設定している。「障害者と生計を一にする方」が運転者の場合に適用される点で、京都府は対象を広く設定している。

② 減免対象範囲の全国比較

減免対象範囲に関する全国的な調査としては、令和2年7月に長野県が実施した全国照会がある。京都府の減免対象範囲と、全国実施状況との比較は下表のとおりである。

なお、「各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛て厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知」（平成9年3月27日付）に基づく減免対象を調査対象とされているため、下表の「本人」「家族」は自動車の運転者を意味し、「家族」とは「障害者本人と生計を一にする方」を指す。

7. 視覚・聴覚等

	障害名	視覚障害						聴覚障害				平衡機能障害		音声機能障害		
		等級	1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4
京都府	本人	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○		
	家族	○	○	○	○			○	○	○		○	○			
減免対象とする都道府県数	本人	45	47	47	46	3	1	47	47	4	1	47	9	47	1	
	家族	47	47	47	47	2	0	47	47	3	0	47	7	21	1	

他の都道府県と比較すると、聴覚障害4級（本人及び家族）、平衡機能障害5級（本人及び家族）に対して、減免対象とする都道府県が少ない中で京都府では減免対象としている。

京都府で手厚く対象としている減免対象の、令和3年度の減免実績は次のとおりである。

	聴覚障害4級		平衡機能障害5級	
	件数	減免額	件数	減免額
本人運転	184件	6,639千円	12件	459千円
家族運転	59件	2,255千円	8件	320千円

イ. 肢体不自由（上肢・下肢）

	障害名	肢体不自由													
		上肢機能障害							下肢機能障害						
	等級	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
京都府	本人	○	○	○					○	○	○	○	○	○	
	家族	○	○	○					○	○	○	○	○	○	
減免対象とする都道府県数	本人	47	47	6	2	2	2	0	47	47	47	47	47	47	4
	家族	47	47	5	0	0	0	0	47	47	47	12	11	11	2

他の都道府県では、上肢機能障害 3 級、下肢機能障害 4 級から 6 級の家族までを減免対象とする都道府県は少ない中で、京都府は減免対象としている。

京都府で手厚く減免対象としている対象の、令和 3 年度の減免実績は次のとおりである。

	上肢機能障害 3 級		下肢機能障害 4, 5, 6 級	
	件数	減免額	件数	減免額
本人運転	301 件	11,374 千円	—	—
家族運転	78 件	3,076 千円	1,271 件	49,414 千円

ウ. 肢体不自由（体幹機能障害・運動機能障害[乳幼児脳病変]）

他の都道府県と比較して大きな差は認められなかった。

エ. 内臓機能等・精神障害

	障害名	内臓機能障害			HIV による免疫機能障害				肝臓機能障害				精神障害		
		1	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
京都府	本人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	家族	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
減免対象とする都道府県数	本人	47	47	16	47	47	47	9	47	47	47	13	40	1	1
	家族	47	47	12	47	47	47	6	47	47	47	10	47	1	1

他の都道府県では、内臓機能障害 4 級、HIV による免疫機能障害 4 級、肝

臓機能障害 4 級までを減免対象とする都道府県は少ない中で、京都府は減免対象としている。

③ 障害者減免の実績

京都府が実施した障害者減免の件数と金額の実績は以下のとおり。障害者減免等の 9 割超が本人及び家族が所有する自動車に対する減免である。

< 障害者減免実績件数 >

事由	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
障害者減免					
本人運転	17,204	16,750	16,196	15,692	15,402
家族運転	16,287	15,624	15,109	14,369	13,878
常時介護	424	399	393	379	357
合計	33,915	32,773	31,698	30,440	29,637
趨勢比	100.0	96.6	93.5	89.8	87.4

※ 趨勢比は平成 29 年度を 100.0 とした数値

京都府における自動車登録台数（近畿運輸局公表「府県別自動車保有台数」）は横ばいから微減で推移している一方、自動車登録台数での減免割合は全体で 4.4%から 3.9%まで低下している。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
京都府における 自動車登録車両数	768,093	765,616	761,832	759,374	755,044
趨勢比	100.0	99.7	99.2	98.9	98.3
障害者減免件数合計 ／自動車登録車両数	4.4%	4.3%	4.2%	4.0%	3.9%

※ 趨勢比は平成 29 年度を 100.0 とした数値

平成 17 年度の前回の監査結果と比較すると、平成 16 年度の 4.1%（減免台数 36,597 台／総台数 891,856 台）と同水準であり、車両登録台数と連動して減免台数も減少している状況も伺える。

また、京都府における障害者手帳の交付数（厚生労働省「福祉行政報告例」、
「衛生行政報告例」）を見ると下表のとおりとなる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
身体障害者手帳	143,829	143,636	143,357	141,836	未公表
療育手帳	26,977	27,784	28,418	28,768	未公表
精神障害者保健福祉手帳（1 級）	1,969	1,946	2,013	2,378	未公表
計	172,775	173,366	173,788	172,982	
趨勢比	100.0	100.3	100.6	100.1	

京都府における障害者手帳の登載者数は、年齢層が低めの療育手帳で増加傾向にあるものの、年齢層が広く最多の身体障害者手帳でやや減少傾向にある。しかし、障害者減免実績はそれ以上に減少しており、連動している状況は伺えない。

当該状況からは、障害者及びその家族による自動車の取得が控えられているものと推察できるが、一方で障害者に対する減免のアナウンスが不足している可能性も伺える。

< 障害者減免実績金額 >

単位：千円

事由	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
障害者減免					
本人運転	652,973	639,988	615,740	594,579	579,297
家族運転	621,323	603,957	579,830	550,129	529,158
常時介護	16,463	15,651	15,327	14,810	13,908
合計	1,290,759	1,259,596	1,210,897	1,159,518	1,122,363
趨勢比	100.0	97.6	93.8	89.8	87.0

②で集計した京都府で手厚く対象としている対象の、令和 3 年度の減免実績は次のとおりである。

	内臓機能障害 4 級		HIV による免疫機能障害 4 級		肝臓機能障害 4 級	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
本人運転	2,732 件	101,658 千円	14 件	469 千円	2 件	75 千円
家族運転	360 件	13,898 千円	0 件	0 円	1 件	30 千円

京都府で手厚く対象としている減免対象の、令和 3 年度の影響を合計する

と 189,667 千円（5,022 件）となる。他の都道府県と比較して手厚く減免対象を設定している点について、京都府として特にアピールはしていない。

身体障害者等が所有する自動車に対して、自動車税の一部が減免されているが、京都府は他の都道府県と比較すると対象とする範囲を広く設定している。他の都道府県の状況から推察すると、家族が運転する自動車に対して特に手厚い状況が認識される。

④ 減免の限度額・減免額について

平成 17 年度包括外部監査で重要度 A として意見された自動車税減免額の上限設定については、自動車税（種別割）（旧法自動車税）は平成 26 年度定期課税分から、自動車税（環境性能割）（旧法自動車取得税）は平成 26 年 4 月 1 日取得分から、それぞれ減免額の上限が設けられ改善済みである。

< 減免限度額 >

自動車税（種別割）……年額 45,000 円 環境性能割……課税標準額 300 万円 に環境性能割の税率を乗じて得た額



上限を超える場合には上限との差額分を納付する。

近年の自動車販売価額は顕著に上昇している。身体障害者用の運転補助機能を追加した場合、総額が 300 万円を超過する例も考えられるが、課税標準額は通常の購入価額で判断され、運転支援機能にかかる追加費用は別途減免されている。

(2) 徴収取扱費

自動車税を専門的に取り扱う自動車税管理事務所が京都市伏見区に設置されており、京都府内の納税者が車両登録申請に関する手続を効率的に進めるための一環として、基本的に京都府内の車両に関する税務は自動車税管理事務所の 1 拠点で処理されている。

軽自動車税（環境性能割）は市町村税であるが、当分の間、都道府県が自動車税と同様に賦課徴収を行うこととされている。京都府は自動車税管理事務所

所で徴収した軽自動車税(環境性能割)の全額を定置場所在市町村に払い込み、軽自動車税(環境性能割)徴収に関する法定の事務取扱費用を市町村から受領している。

① 徴収取扱費の請求

京都府へ4月から3月の間に納入された軽自動車税(環境性能割)は、納入の翌々月(6月から5月)に市町村へ払い出される。

京都府は毎年翌年度の6月30日までに、軽自動車税(環境性能割)の徴収取扱費に関する通知(交付請求)書により、徴収取扱費を市町村に通知する(地方税法附則第29条の16第1項、地方税法施行令附則第15条の2の4第3項)。

徴収取扱費に計上するもの【地方税法附則第29条の16第1項】

- ア 払込金額に100分の5を乗じた額【地方税法施行令附則第15条の2の4第1項】
- イ 歳出予算から還付し又は充当した場合における当該徴収金にかかる過誤納金に相当する額
- ウ イに係る還付加算金

市町村は、京都府が徴収取扱費の通知をした日から30日以内に京都府へ徴収取扱費を交付しなければならない。

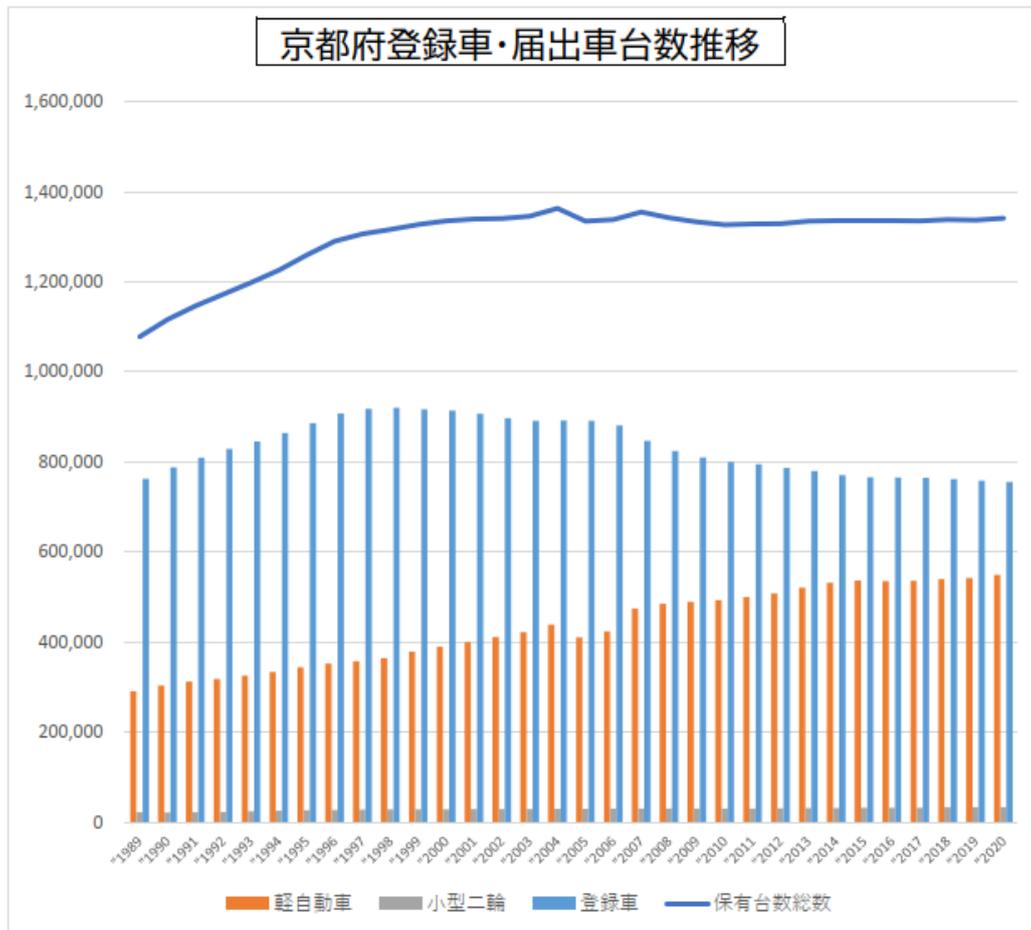
② 実績

軽自動車税(環境性能割)の徴収取扱費の実績は以下のとおり。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
4,968千円	10,683千円	12,670千円

※ 軽自動車税(環境性能割)の創設が令和元年10月1日のため、令和元年度実績の算定期間は6箇月であった。

裏付けとなる京都府内の自動車保有台数推移は下図のとおりで、この10年間は著増減なく推移しているものの、内訳では軽自動車の割合が伸びている。



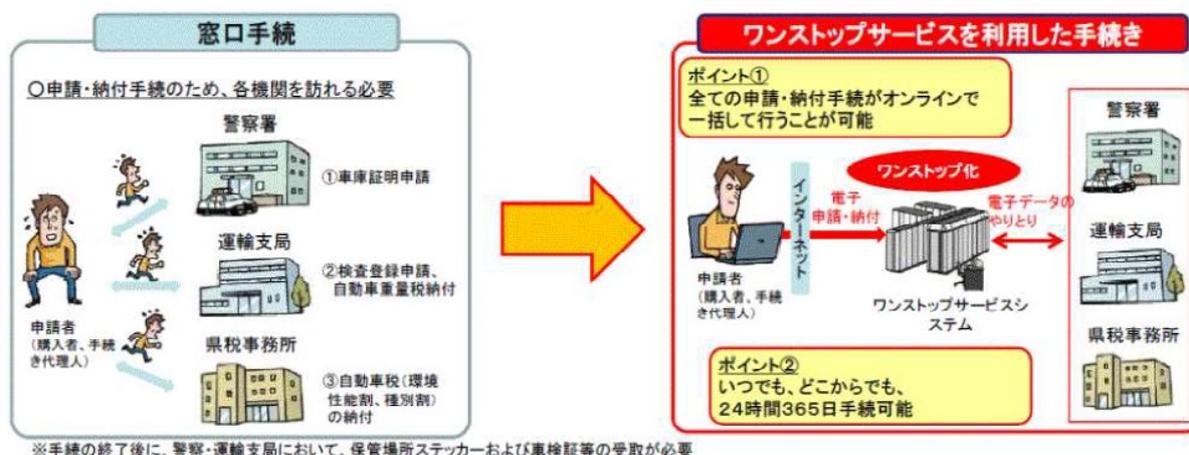
軽自動車台数の増加は、軽自動車税(環境性能割)の徴収取扱費の増加傾向と整合している。この傾向は、府税の対象となる登録車の割合が低下していることも示しており、京都府の税収が減少する一因となっている。

(3) 自動車保有関係ワンストップサービスの開始

① OSSの概要

国土交通省主導の下、自動車保有に伴い必要となる手続をオンラインで一括して行うことを可能とし、申請者の負担軽減及び行政の効率化を図る目的で自動車保有関係ワンストップサービス(OSS)の取組が始まっている。

○自動車(登録車)の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明(警察)、自動車諸税の納税(県税))を、OSSによりオンライン一括で行うことが可能。



※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカーおよび車検証等の受取が必要

OSSは、早くは平成17年度から導入されている都府県があり、OSS普及のために車検の際の法定検査手数料の見直しや、申請手続の簡略化がなされ、申請者及び行政の負担が軽減されていた。

京都府においては、システム構築に多額の費用が発生するため、導入による費用対効果が不明として導入が見送られてきたが、先行導入されている近隣府県において、6割を超える利用率が確認されるようになるなど、一定の利用が見込まれ、導入による申請手続簡略化の効果が認められた。この状況を受け、京都府では令和2年度からシステム構築・基本設計、令和3年度にシステム整備・テスト及び府税条例の改正を行い、令和4年4月からの運用開始に至っている。

② 全国のOSS利用状況

全国における令和4年4月及び5月のOSSの利用状況は下表のとおりであり、大阪府・埼玉県・静岡県では利用率が75%を超えている。

都道府県	稼働年月	令和4年4月			令和4年5月		
		OSS申請件数	総申請件数	利用率	OSS申請件数	総申請件数	利用率
北海道	H30.1	2,478	8,944	27.71%	2,140	6,973	30.69%
青森	H30.5	972	2,101	46.26%	893	1,566	57.02%
岩手	H19.19	799	1,532	52.15%	899	1,388	64.77%
宮城	H30.2	2,319	3,383	68.55%	2,106	3,103	67.87%
秋田	H30.1	387	1,104	35.05%	441	1,053	41.88%
山形	R2.1	851	1,597	53.29%	901	1,513	59.55%
福島	H30.1	1,348	2,364	57.02%	1,422	2,169	65.56%
茨城	H19.1	2,798	4,011	69.76%	2,580	3,700	69.73%

栃木	H30.2	1,499	2,922	51.30%	1,305	2,832	46.08%
群馬	H19.1	2,133	3,267	65.29%	2,143	3,023	70.89%
埼玉	H18.4	5,853	8,512	68.76%	5,851	7,734	75.65%
千葉	H30.3	4,245	7,246	58.58%	4,036	6,570	61.43%
東京	H17.12	7,107	12,058	58.94%	7,556	11,401	66.27%
神奈川	H17.12	6,760	11,247	60.10%	7,501	10,082	74.40%
山梨	R1.10	474	1,061	44.67%	462	986	46.86%
新潟	H30.1	248	2,733	9.07%	372	2,444	15.22%
富山	H30.10	486	1,453	33.45%	529	1,429	37.02%
石川	R1.10	364	1,794	20.29%	364	1,709	21.30%
長野	R2.1	790	3,055	25.86%	813	2,526	32.19%
福井	H30.4	542	1,114	48.65%	539	1,079	49.95%
岐阜	H29.10	1,371	3,143	43.62%	1,370	3,087	44.38%
静岡	H18.4	3,582	5,117	70.00%	3,692	4,749	77.74%
愛知	H17.12	6,874	13,424	51.21%	7,715	13,046	59.14%
三重	R1.10	407	3,146	12.94%	460	2,812	16.36%
滋賀	H30.4	1,183	2,156	54.87%	1,249	1,883	66.33%
京都	R4.4	45	3,120	1.44%	79	2,703	2.92%
大阪	H17.12	6,757	10,213	66.16%	6,860	9,061	75.71%
奈良	H25.7	1,126	1,686	66.79%	915	1,348	67.88%
和歌山	H30.2	567	1,065	53.24%	539	975	55.28%
兵庫	H19.1	4,036	6,540	61.71%	3,693	6,097	60.57%
鳥取	H31.1	216	770	28.05%	193	639	30.20%
島根	H30.1	228	879	25.94%	246	867	28.37%
岡山	H30.2	519	2,538	20.45%	544	2,454	22.17%
広島	H29.4	2,005	3,850	52.08%	1,976	3,444	57.38%
山口	H30.1	748	2,184	34.25%	632	1,820	34.73%
徳島	R4.1	3	939	0.32%	5	808	0.62%
香川	R1.10	200	1,232	16.23%	177	1,093	16.19%
愛媛	H31.1	255	1,461	17.45%	221	1,330	16.62%
高知	未導入						
福岡	H30.2	2,641	6,796	38.86%	2,353	5,663	41.55%
佐賀	H30.1	75	862	8.70%	102	788	12.94%
長崎	H30.12	137	1,307	10.48%	167	1,180	14.15%
熊本	H30.7	566	2,131	26.56%	520	1,874	27.75%
大分	H30.3	537	1,497	35.87%	451	1,208	37.33%
宮崎	H30.5	92	1,206	7.63%	126	1,138	11.07%
鹿児島	H30.3	884	1,657	53.35%	813	1,454	55.91%
沖縄	H29.10	86	1,823	4.72%	130	803	16.19%
全国計		77,593	163,000	47.60%	78,081	172,734	45.20%
※1 OSS 申請件数は、登録件数ではなく申請件数を示す。							
※2 総申請件数は、2 輪車を除く型式指定車の申請件数の合計値を示す。							
※3 高知県も令和 5 年 1 月より運用を開始している。							

京都府では OSS が運用導入されて間もないため利用率が低く、利用率の向上に向けた周知徹底が望まれる。

(4) 事務の未電子化

前述の OSS 導入に関連して、現在、自動車諸税に関して使用されている様式は以下のとおりである。このうち、令和 5 年 1 月末時点で電子化されているのは「自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）」、「軽自動車税（環境性能割）申告書（報告書）」及び「自動車税（種別割）住所変更届」のみである。

区分	名称	電子化の有無
申告	所有権留保付自動車の第二次納税義務納付義務免除申告書	
申告	自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）	○
申告	軽自動車税（環境性能割）申告書（報告書）	R5.1～
申告	自動車税の環境性能割の修正申告書	
申告	譲渡担保財産の取得に係る納税義務免除申告書	
申告	譲渡担保財産の取得に係る規定の適用があるべき旨の申告書	
還付	譲渡担保財産の移転に係る還付申請書	
還付	自動車を返還した場合の還付・納付義務免除申請書	
還付	自動車税過誤納金還付金受領委任状	
還付	自動車税（種別割）支払通知書	
還付	過誤納金等還付（充当）通知書兼支払通知書	
減免	自動車税の環境性能割・種別割減免申請書	
減免	自動車税の環境性能割災害減免申請書	
減免	一般貸切用バスの自動車税の環境性能割減免申請書	
減免	一般乗合用バスの自動車税の種別割減免申請書	
減免	一般貸切用バスの自動車税の種別割減免申請書	
減免	教習用自動車の自動車税の種別割減免申請書	
減免	商品中古自動車の自動車税の種別割減免申請書	
減免	自動車税（種別割）継続減免照会書	
減免	自動車税（種別割）課税免除届出書	
納税	自動車を所有していないことに関する申立書	
納税	解体証明書	
納税	事故自動車の事由消滅に関する申立書	
納税	口座振替納付申込（変更・取消）依頼書兼自動払込利用申込書（兼廃止届書）	
納税	自動車税の環境性能割に係る更正、決定及び加算金の決定の通知書	
納税	領収確認書（自動車税）	
納税	納税証明書（一括納付用）	
納税	納税証明書（口座振替用）	
納税	自動車税（種別割）納税通知書	
納税	自動車税（種別割）督促状	
納税	自動車税（種別割）引継通知書	
納税	自動車税（種別割）賦課額変更通知書	
納税	自動車税（種別割）納付書	
納税	自動車税（種別割）納税証明書	
その他	自動車税（種別割）住所変更届	○
その他	自動車税（種別割）納税証明書交付請求書	
その他	自動車税の種別割証紙	

前述 3.3.4(2)で記載したように、現在はまだ自動車の登録に関する年間 20 万件超の紙の申告書は、OCR で読み取ることでデータ入力されている。OSS の利用が進めば紙の割合は低下するが、5 割以下に低下するまでには時間を必要とするであろう。

OCR を利用する以上、読取りエラーなどが一定数生じる問題は避けられない。この問題にマンパワーで対応するには相当な時間を要し、印字した申告書を使用するだけでも、読取りミスが大きく減少して事務を効率化できるとのことであるが、現在は普通紙に印刷した内容を自動車税管理事務所の OCR 機器で読み取ることができない。自動車税管理事務所にパソコンを設置して来訪者にパソコンで申告書を作成してもらうことは事務所内での滞留を招くおそれもあり、費用対効果を検証した上での対策が望まれる。

OSS の普及や、軽自動車税が対象となっている地方税税務システム等標準化の流れを見据える必要はあるが、紙ベースの申告書が完全になくなる訳ではない。使用枚数の多いものから電子化を検討していることと思われるが、費用対効果を見据えつつ、業務の効率化に資する効果的な電子化の導入が望まれる。

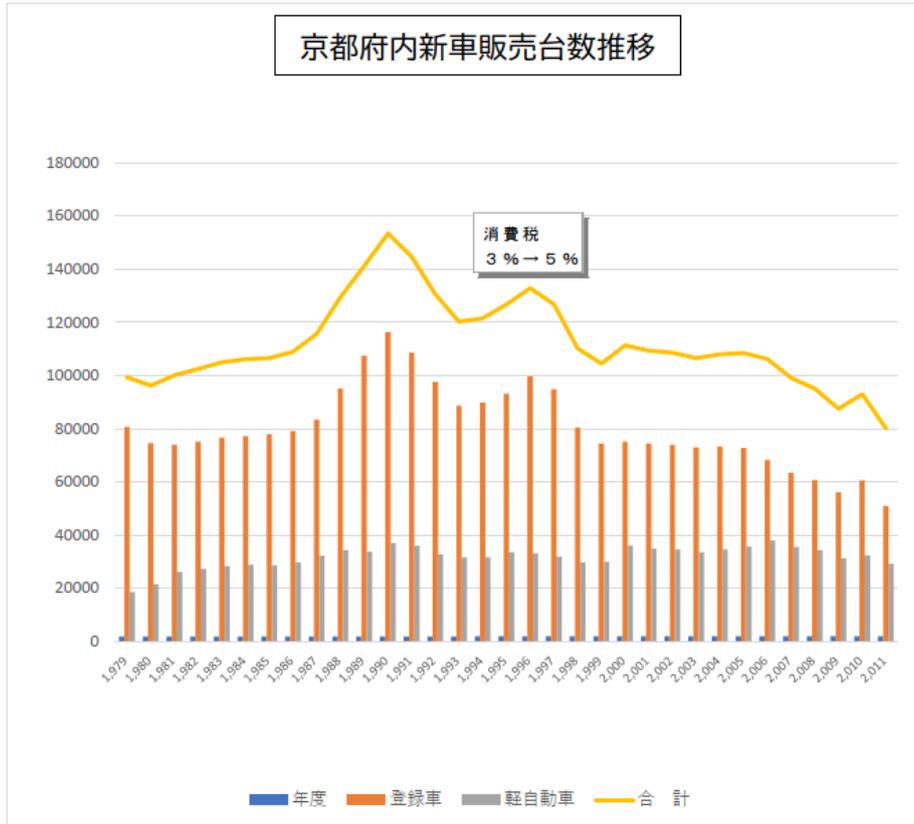
【意見 9】自動車税事務の更なる電子化の推進

自動車税の事務処理において使用又は発行する書類 37 種類のうち、現在電子化されているものは 3 種類しかない。紙ベースの事務は OCR で読み取ることで事務作業を軽減しているが、OSS の普及や税務システム等標準化の流れと費用対効果を見据えつつ、効果的な電子化によって、更なる業務の効率化を検討されたい。

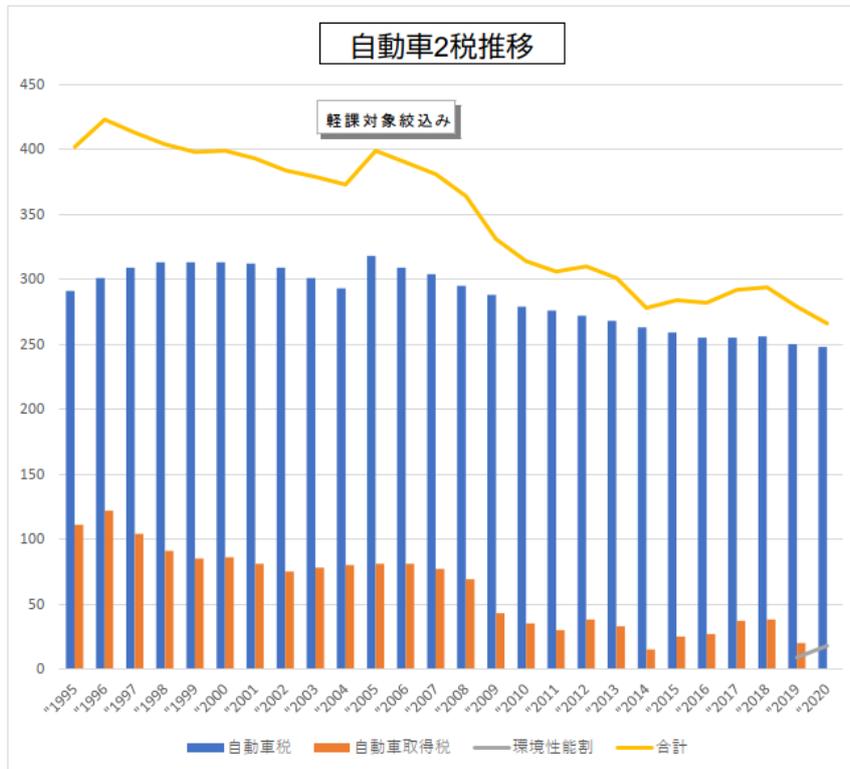
3.3.6 税収の状況

(1) 概要

京都府内の新車販売台数は、下図のように 2000 年以後減少傾向にあり、特に府税の対象となる登録車の販売台数が減少している。



以下の自動車2税の推移を見ても、販売台数同様に自動車税が全体的に減少していることが認識できる。



(2) 事務所別推移

自動車税全体の金額は減少傾向にある中で、自動車税の府税事務所別の収入額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区分		収入額			
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
京都東 府税事務所	自動車税-種別割	—	—	113	116
	旧法自動車税	174	159	14	2
京都西 府税事務所	自動車税-種別割	—	—	159	182
	旧法自動車税	266	247	28	7
京都南 府税事務所	自動車税-種別割	—	—	147	153
	旧法自動車税	232	214	25	4
自動車税 管理事務所	自動車税-環境性能割		911	1,856	1,873
	自動車税-種別割	—	208	23,929	23,740
	旧法自動車取得税	3,837	2,032	0	1
	旧法自動車税	23,979	23,660	6	1
広域振興局 合計	自動車税-種別割	—	—	300	369
	旧法自動車税	548	520	93	28
合計	自動車税-環境性能割	—	911	1,856	1,873
	自動車税-種別割	—	208	24,648	24,560
	旧法自動車取得税	3,837	2,032	0	1
	旧法自動車税	25,199	24,800	166	42

自動車税(環境性能割)は、自動車税管理事務所で一括して収入している。各府税事務所で収入している自動車税(種別割)は、督促状の発付後、自動車税管理事務所から各府税事務所に徴収に係る所管を引き継いだ後に収入したものである。

なお、旧法の二税は滞納及び調査により更正したものが納付されたものである。

3.3.7 徴収率等の状況

(1) 事務所別4年推移

自動車税の府税事務所別の徴収率は以下のとおりである。

(単位：%)

区分		徴収率			
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
京都東 府税事務所	自動車税-種別割	—	—	90.2	85.7
	旧法自動車税	80.0	80.2	43.1	13.9
京都西 府税事務所	自動車税-種別割	—	—	86.9	85.9
	旧法自動車税	78.1	78.6	46.5	23.1
京都南 府税事務所	自動車税-種別割	—	—	89.0	86.1
	旧法自動車税	77.0	77.5	44.3	19.1
自動車税 管理事務所	自動車税-環境性能割	—	100	100	100
	自動車税-種別割	—	100	100	100
	旧法自動車取得税	100	100	90.8	100
	旧法自動車税	100	100	100	100
広域振興局 合計	自動車税-種別割	—	—	79.6	79.9
	旧法自動車税	68.6	69.3	43.9	27.2
合計	自動車税-環境性能割	—	100	100	100
	自動車税-種別割	—	100	99.5	99.3
	旧法自動車取得税	100	100	90.8	100
	旧法自動車税	98.3	98.4	45.2	24.8

自動車税(環境性能割)は運輸支局での自動車登録申請手続の中で申告納付する仕組となっており、徴収率は基本的に100%となる。自動車税(種別割)の一部が滞納となっているが、特に広域振興局の徴収率が低くなっている。

なお、旧法自動車税は前述のとおり滞納によるものであり、徴収率は低い傾向がある。

(2) 全国比較

我が国における都道府県別の自動車税の徴収率は下表のとおりである。

< 自動車税徴収率全国比較表 >

(単位：%)

都道府県	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
北海道	96.4	97.1	97.4	97.8	98.1	98.5	98.7	98.8	99.0	99.1
青森	98.2	98.4	98.6	98.8	99.1	99.2	99.3	99.3	99.3	99.4
岩手	98.7	99.0	99.2	99.3	99.4	99.5	99.5	99.6	99.6	99.6
宮城	97.9	98.4	98.7	98.9	99.1	99.2	99.3	99.3	99.8	99.4
秋田	98.4	98.6	98.7	99.0	99.2	99.4	99.6	99.7	99.8	99.9

山形	98.4	98.7	98.9	99.1	99.3	99.4	99.5	99.6	99.9	99.9
福島	97.8	97.9	98.1	98.4	98.4	98.3	98.3	98.3	98.5	98.7
茨城	95.5	96.2	96.7	97.2	97.8	98.3	98.7	98.9	99.1	99.2
栃木	98.0	98.3	98.7	99.0	99.3	99.5	99.6	99.7	99.7	99.7
群馬	98.0	98.2	98.5	98.8	99.1	99.2	99.4	99.5	99.6	99.6
埼玉	97.1	97.6	98.0	98.4	98.8	99.0	99.2	99.3	99.5	99.5
千葉	95.4	96.0	96.5	97.0	97.6	98.1	98.4	98.6	98.8	99.1
東京	98.5	98.7	98.9	99.0	99.1	99.1	99.2	99.2	99.1	99.3
神奈川	98.1	98.4	98.6	98.8	98.9	99.1	99.2	99.1	99.2	99.3
新潟	99.6	99.6	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9
富山	98.2	98.5	98.8	99.0	99.2	99.3	99.5	99.6	99.5	99.6
石川	97.6	97.9	98.1	98.3	98.4	98.6	98.7	98.7	98.9	99.0
福井	97.3	98.1	98.4	98.6	98.8	99.1	99.2	99.2	99.2	99.3
山梨	97.7	97.9	98.2	98.5	98.8	98.9	99.1	99.2	99.4	99.5
長野	97.9	98.2	98.5	98.8	99.1	99.2	99.4	99.4	99.5	99.6
岐阜	97.3	97.5	97.6	97.9	98.1	98.2	98.5	98.7	99.5	99.0
静岡	97.2	97.7	98.1	98.5	98.7	99.0	99.2	99.3	99.4	99.5
愛知	97.9	98.2	98.5	98.8	98.9	99.1	99.2	99.2	99.4	99.5
三重	98.2	98.5	98.8	99.1	99.3	99.4	99.5	99.5	99.5	99.7
滋賀	97.9	98.2	98.4	98.5	98.6	98.7	98.9	99.0	99.2	99.3
京都	96.5	96.8	97.0	97.4	97.7	98.1	98.3	98.4	98.7	98.9
大阪	95.8	96.2	97.3	97.8	98.2	98.5	98.8	99.0	99.1	99.3
兵庫	96.6	97.1	97.6	98.0	98.3	98.5	98.7	98.9	99.0	99.2
奈良	95.9	96.3	96.7	97.2	97.6	97.9	98.3	98.6	98.9	99.2
和歌山	97.7	98.3	98.7	99.0	99.3	99.5	99.6	99.6	99.7	99.7
鳥取	99.4	99.5	99.6	99.6	99.6	99.6	99.7	99.7	99.8	99.8
島根	98.5	98.8	99.0	99.1	99.3	99.4	99.5	99.6	99.6	99.6
岡山	97.4	97.7	98.3	98.8	99.1	99.2	99.3	99.4	99.5	99.6
広島	97.9	98.2	98.6	98.9	99.1	99.3	99.4	99.5	99.4	99.6
山口	98.3	98.6	98.9	99.2	99.4	99.6	99.7	99.7	99.8	99.8
徳島	98.4	98.6	98.8	98.9	99.0	99.2	99.3	99.3	99.4	99.4
香川	97.7	97.9	98.1	98.3	98.4	98.6	99.0	99.1	99.2	99.3
愛媛	96.9	97.5	98.0	98.4	98.6	98.8	98.9	99.1	99.3	99.4
高知	96.6	96.9	97.2	97.4	97.8	98.4	99.1	99.4	99.6	99.7
福岡	97.3	97.9	98.3	98.6	98.8	99.1	99.3	99.4	99.8	99.6
佐賀	98.2	98.5	98.8	99.1	99.3	99.5	99.6	99.6	99.7	99.8
長崎	98.4	98.6	98.9	99.1	99.4	99.5	99.6	99.6	99.7	99.7
熊本	98.3	98.6	98.9	99.0	98.9	99.2	99.3	99.4	99.5	99.6
大分	97.8	98.1	98.5	98.7	98.9	99.2	99.3	99.4	99.5	99.6
宮崎	98.2	98.6	99.0	99.2	99.4	99.5	99.7	99.7	99.8	99.8
鹿児島	96.3	97.0	97.5	97.9	98.4	98.7	98.9	99.0	99.2	99.3
沖縄	96.6	97.4	97.9	98.4	98.6	98.9	99.2	99.3	99.3	99.4
全国平均	97.4	97.8	98.1	98.4	98.7	98.9	99.1	99.2	99.3	99.4
京都府の 順位	41位	43位	44位	43位	45位	46位	47位	46位	46位	46位

※ 令和元年度以後は自動車税(種別割)と旧法自動車税を合算している。

京都府の直近 10 年間の自動車税徴収率は、年々向上してはいるものの、全国と比較して下位で推移している。京都府では自動車税(種別割)の納付に関するポスターの掲示等による啓発や、キャッシュレス納税の導入による納付方法の拡大などに取り組んでいるが、実際の徴収率は低く、徴収率改善に向けた更なる取組が必要となる。

(3) 現年・滞繰別徴収率

令和 3 年度における自動車税の徴収率を、税目別に現年課税・滞納繰越に区分して見ると下表のとおりであり、滞納繰越分に係る徴収率が特に低い。

(単位：千円)

		調定額	収入額	徴収率
自動車取得税 (旧法)	現年課税	632	632	100.00%
	滞納繰越	-	-	
自動車税 (旧法)	現年課税	1,143	1,143	100.00%
	滞納繰越	171,595	41,633	24.26%
自動車税 (環境性能割)	現年課税	1,873,169	1,873,169	100.00%
	滞納繰越	33	33	100.00%
自動車税 (種別割)	現年課税	24,597,110	24,472,741	99.49%
	滞納繰越	131,566	87,662	66.63%
合計	現年課税	26,472,054	26,347,685	99.53%
	滞納繰越	303,194	129,328	42.66%
	総計	26,775,248	26,477,013	98.89%

資力があるにもかかわらず納期限内に納付されなかった滞納者に対して、車両の差押え等を徹底する等、滞納処分を前提とした滞納整理の徹底が必要である。

京都府の徴収率が全国平均に比して低い理由は、自動車税(種別割)の納付が、納期限ではなく車検の時期までに納付するものとして、一定数の納税者が誤った認識をしているためと分析されている。納期限を経過しても車検時には納付される傾向があるとのことであるが、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納している分は把握されていない。

実際に車検証の有効期間を過ぎてなお滞納している分は、将来的にも滞納が継続する可能性が高いと考えられるため、車検に向けて収納される額と車検証の有効期間を過ぎてなお滞納している額を分類し、前者には納期限内の納

付を促す対応、後者には重点的に実態調査をする等の対応が必要と考えられる。

いずれにせよ、京都府と京都地方税機構との協力によって、滞納している原因を調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。

【指摘事項 1】自動車税(種別割)の徴収率向上

京都府の自動車税(種別割)の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。

(4) 課税保留

納税者の所有する車両が盗難被害にあった場合や、標板返納、解体等、納税者の申立てにより、自動車税(種別割)の課税が保留される場合がある。

① 課税保留の状況

直近 5 年間における京都府内の課税保留の状況は以下のとおりである。

<自動車税(種別割) 課税保留台数>

(単位：件)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	台数	台数	台数	台数	台数
営業用	584	570	558	563	545
自家用	23,813	24,054	24,022	23,786	23,080
計	24,397	24,624	24,580	24,349	23,625

盗難車両については、盗難にかかった旨を届け出た日の属する月の翌月から課税を取り消し、またその理由がなくなった日(発見等)の属する月の翌月以降に係る部分を課するものとしている(事故自動車に係る自動車税の取扱いについて 昭和 54 年 12 月 25 日付け 4 税第 591 号総務部長通達)。

上記扱いは京都府ホームページの Q&A 等に掲載することが望ましい。

② 運用状況のサンプルチェック

課税保留に関する「自動車を所有していないことに関する申立書」の中で長期間課税保留されているものから、以下の 5 件をサンプルとして閲覧した。

No.	申立年月	課税保留理由
1	平成 24 年 4 月	車両盗難
2	平成 24 年 4 月	ナンバープレートの返納
3	平成 24 年 6 月	ナンバープレートの返納
4	平成 24 年 8 月	ナンバープレートの返納
5	平成 24 年 9 月	ナンバープレートの返納

全件で、複数人での内容チェックがなされている証跡を確かめた。

なお、車両盗難に際して警察への届出の有無が確認されていた (No. 1)。サンプルチェックの結果、業務の運用に特段の問題は識別されなかった。

(5) 徴収率向上に向けた取組

① 納付方法の多様化

京都府の自動車税(種別割)は納付手続が口座振替、金融機関、コンビニエンスストア又は府税の窓口での納付に限られていたところ、納付方法に多様性を設けて収納率の向上を図るべく、令和元年度からクレジットカード、スマートフォン決済アプリ、ネットバンキングでの納付方法が追加されている。

過去 5 年間の納付方法別の収納状況は下表のとおりである。

		H29	H30	R元	R2	R3
金融機関・窓口納付	件数	351,692	342,691	345,057	317,191	308,953
	金額(千円)	11,771,167	11,539,120	11,573,642	10,549,523	10,185,637
口座振替	件数	9,373	9,206	9,056	8,911	8,766
	金額(千円)	360,854	353,291	346,220	339,880	332,431
コンビニ	件数	343,393	338,028	319,797	343,504	316,334
	金額(千円)	12,415,313	12,497,793	11,769,544	12,619,016	11,522,202
クレジットカード	件数			12,135	14,420	15,024
	金額(千円)			477,206	565,445	585,911
スマートフォン決済アプリ	件数			2,329	4,902	38,175
	金額(千円)			88,696	182,569	1,430,667
ネットバンキング	件数			456	999	1,000
	金額(千円)			18,138	39,451	38,420

京都地方税機構の納付は含まない。

新しく納付手段が導入された令和元年度前後で、上表の件数及び金額ともに大きな変化は認められないが、徴収率では3.3.7(2)表のように毎年向上しており、納付手段が追加されたことによる納税者の利便性向上は、収納率の改善に一定の効果があると認められる。

② OSSによる納税

OSS を利用した場合の納税方法は以下のように変化している。

	OSS 導入前		OSS 導入後
環境性能割	証紙又は証紙代金収納計器に表示された税額を現金納付	➡	地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して申告書を提出した場合は、インターネットバンキング又はATMで納付が可能
種別割	現金納付(年度中に納税義務が発生した場合は証紙納付)	➡	

OSS が導入されたことで、従前では警察署や自動車税管理事務所を訪問して行っていた自動車保有関係手続を、納税者は窓口へ行くことなくオンラインで一括して行えるようになった。

これは、納税者の利便性が向上するものであるとともに、府税収の効率的な確保という点で評価すべきものと考えられる。

3.3.8 小括

京都府における自動車税の収入額は令和3年度で264億円であり、府税全体2,914億円の9.1%を占め、京都府の収入として重要な役割を担っている。

3.3.6 税収の状況に記載したとおり、新車販売台数は減少傾向にあり、いわゆる自動車離れが進むことで自動車税の収入も減少している。加えて2030年代半ばまでにガソリン車の新車販売をゼロにするという政府の方針がある中で、電動車への転換を促進すべく電動車の税率が低く設定されているため、ガソリン車から電動車への移行に伴って自動車税の収入は更なる減少が見込まれる。一部では走行距離課税の導入なども報道されているが、先細る自動車税収に対する税収の確保は大きな課題と言える。

しかし、京都府の自動車税の徴収率は近年全国46位と低迷しており、税収確保のためにも自動車税の徴収率を改善する必要がある。

紙ベースの業務の電子化を進める等、業務効率性を高めた上で、徴収率改善に実効性のある対応を進めることが期待される。

3.4 不動産取得税

3.4.1 制度概要

(1) 納税義務者

不動産取得税は土地や家屋を取得したときに課税されるものである。

土地を売買、贈与、交換等によって取得した者及び家屋を建築（新築、増築、改築）、売買、贈与、交換等によって取得した者が納税義務者となる。

(2) 税率

課税標準は不動産の価格（固定資産課税台帳に登録されている価格）であり、平成20年4月1日から令和6年3月31日に取得した際の税率は以下のとおりである。

取得不動産の種類		税率
土地		3%
家屋	住宅	3%
	住宅以外	4%

また、以下のような免税点・非課税及び軽減措置が設けられている。

免税点	
取得した不動産の価格が次の額に満たない場合には課税されない。	
土地	10万円
家屋新築・増築・改築	23万円
家屋売買・贈与・交換	12万円
非課税	
次のような場合には課税されない。	
相続（包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を含む。）による不動産の取得	
法人の合併又は一定の分割による不動産の取得など	
軽減措置	
住宅や住宅用土地を取得した場合など、不動産取得税が軽減される場合があり、軽減措置を受けるためには申告が必要である。	

(3) 申告と納税

不動産を取得した場合には、「不動産取得に関する申告書」を提出（非課税や軽減措置を受ける場合には、そのことを証明する書類の提出が必要）することにより申告を行う。また、京都府から送付される納税通知書により、納期限までに納税を行う必要がある。

3.4.2 事務の流れ

納税義務者の把握や不動産の評価における事務の流れは、所有権の移転による「承継取得」と、新たな建築等による「原始取得」とで分かれる。

(1) 納税義務者の把握

① 承継取得

承継取得分については、所有権移転登記の完了後、法務局から市町村に対して当該所有権移転情報が記載された登記済通知書が通知されるため、その写しを府税事務所等が市町村から入手することで把握している。

② 原始取得

原始取得については、京都府が自ら評価する大規模非木造家屋は市町村

からの評価依頼で把握し、それ以外の家屋については市町村から市町村評価分が京都府に通知されることで把握する。

(2) 不動産の評価

① 承継取得

承継取得の場合は既に不動産評価が行われているため、市町村を通じて入手した登記済通知書を基にして、月に3日程度職員数人（事務所規模により異なる。）が法務局へ赴いて登記申請書を閲覧し、価格等の必要事項を書き写して課税のための情報を得ている。

② 原始取得

原始取得の場合は不動産を評価する必要があるため、家屋の取得者から見積書や図面等の資料を借用し、当該家屋に係る施工量や使用資材を把握の上、これを総務大臣が定める固定資産評価基準に基づき評価を行う。

しかし、不動産取得税における課税標準となるべき価格は、市町村税である固定資産税のそれと同一となるべきことから、各公所単位で管内市町村と分担して評価事務を行っている。評価担当の分担については、事前に申し合わせている基準（家屋の構造、 m^2 数等）を基に、市町村から京都府で評価すべき家屋について依頼がある。

なお、市町村が評価を行った結果を受け入れる場合は「丈量^{じょうりょう}」と呼ばれる。

いずれの場合も、物件確認のための現地調査も必要に応じて行っている。

(3) 評価額決定から納税通知書送付まで

評価額の決定から納税通知書送付までの流れは概ね以下のとおりである。

① 評価資料の借用依頼

評価依頼対象資産の所有者・取得者に評価資料の借用依頼を行う。

② 借用した評価資料の返却

家屋評価に必要な図面、見積書等を借用し、コピー後、訪問又は郵送により返却する。

③ 評価計算作業

コピーした資料を基に評価計算作業を行う。また、現地調査も行い、現地調査で確認した内容を評価に反映させ、評価調書を完成させる。

④ 決裁、決定

評価調書の決裁を受け、決裁完了により評価資産の評価額が決定される。

⑤ 評価額・税額通知及び賦課

所有者へ評価完了の旨と、評価額や税額等を電話で伝え、文書でも評価額や税額等をお知らせする。

3.4.3 事務の特徴

(1) 手作業による書写

令和4年度税制改正により、これまで法務局から市町村に対してのみ通知されていた登記情報について、直接法務局から都道府県に対して電子で提供される（令和5年4月1日施行）ことになったが、不動産の価格（固定資産課税台帳に登録されている価格）については引き続き提供されず、価格等の必要事項を手で書き写す手間が発生している。法務局へは月に3日程度、1日当たり3~4人で出張し、一日がかりの調査となるため、職員の大きな負担となっている。

(2) 複雑な評価項目

新規建築物の評価額は構造や用途などによって大きく上下する。このため適切な評価を行うためには、建築物の仕様書を的確に読み解く能力が必要となる。しかし、建築仕様書は地方税の評価用に作成されている訳ではなく、建築技術や設備仕様も年々高度化・多様化していくため、税務職員はそうした知識を維持しつつ、根気を持って評価業務に臨まなければならない。

評価について一定の方法は固定資産評価基準などに定められているが、細かい部分の判断等は職員の経験に依存する部分が少なくない。ノウハウの蓄積が必要であるところ、若手職員の減少や異動サイクル等の中で、ベテラン職員のノウハウの継承が難しい状況となっている。

また、地理的に離れた事務所ごとに評価が行われることも、細かな判断が属人的とならざるを得ない要因であり、各事務所においてノウハウを統一することが難しくなっている。

【意見 10】 複雑な家屋評価への対応

不動産取得税の家屋評価には建築や設備に関する専門知識が必要だが、経験年数の浅い職員が増えて、知識・ノウハウの蓄積が行われにくい状況にある。家屋評価の算定方法はルール化されているものの、細かな判断は経験による部分があるところ、地理的に離れた事務所ごとに評価が行われるため、各事務所においてノウハウや知識の集約がされにくい状況である。

人事異動の全庁的な方針はあろうが、例えば、人事課に対して過年度経験者の再着任や嘱託職員の増員を要請するほか、京都府全域を統括する家屋評価の専門部署を立ち上げるなどにより、評価方法の統一やノウハウの蓄積を行える体制構築を検討されたい。

(3) 市町村から提供される丈量データの様式

京都市内の家屋については、京都市から送られてくる評価データを直接システムに取り込んでいる一方、京都市以外の家屋については、各事務所が市町村から Excel 等で送られてくる評価データを手動でシステムに登録している。

これは、市町村ごとに使用している固定資産税のシステムが異なっており、提供されるデータの形態(CSV, PDF など)や項目(順)が相違するためである。

【意見 11】 市町村提供データへの対応

不動産取得税の算定と課税に当たり、市町村から提供される固定資産データの形態や項目が様々であるため、各事務所での府税システムへの入力方法が統一されていない。

現在、令和 7 年度にかけて市町村のシステムの標準化が進められているが、それまで何もしないというわけではなく、例えば、市町村から CSV 形式での資料提供を受け、Excel の数式で組み替えるなど、所要の変換を経て業務負担を軽くした上で府税システムへ取り込むべきと考える。

(4) 評価額への審査請求等

不動産取得税に関し、課税の内容について不服がある納税者は、京都府に対して課税内容についての開示請求や審査請求、最終的には訴訟を行うことができる。

過去 10 年間（平成 24 年～令和 3 年）の実績件数は以下のとおりである。

年度	開示請求	審査請求	訴訟	
H24	実績なし	東 1	南 1	
H25		西 2	—	
H26		西 2	西 1	
H27		東 1、西 2	—	
H28		東 1、山城 1	西 1、中丹 1	
H29		西 1、丹後 1	—	
H30		東 1、中丹 1	—	
R1		東 1	東 1	
R2		—	—	
R3		西 1、丹後 1	—	
合計			17 件	5 件

令和 4 年 10 月時点で進行中の案件は、審査請求 2 件のみである。

過去に還付ビジネスが蔓延っていた状況を知る者としては、近年の審査請求の件数は非常に少ないと感じた。実際、過去には審査請求が乱発され、課税事務に支障が出るレベルであったとのことである。

なお、審査請求の前段となるべき開示請求の実績がゼロであるのはやや疑問を覚える。

還付ビジネスのメインターゲットは主に毎年課税される固定資産税であるが、審査請求がなされるような案件の多くは大規模な建築物であり、京都府の守備範囲に該当する。安易な判断で課税ミスがあると、審査請求等への対応に膨大な労力を要する上、府内市町村にも少なくない還付を依頼せねばならず、行政への悪影響は計り知れない。

京都府は建築や設備の技術が日進月歩であること等を踏まえ、全ての地方公共団体を会員としその共有の調査研究並びに研修機関として業務を推進するために設立された(一財)資産評価システム研究センターによる研修等を活用したり、都道府県間で情報共有したりすることで、複雑な案件や論点に備えてきた。同研修の中には、不動産鑑定士協会による講義等も含まれている。近年の審査請求件数の減少は、京都府が評価の要点を押さえて適切な課税を行ってきた効果であると評価できる。

3.4.4 税収の状況

事務所別の不動産取得税調定額の推移は下表のとおりである。

<事務所別 不動産取得税調定額推移> (単位：百万円)

	H29	H30	R元	R2	R3
京都東府税事務所	2,506	2,828	2,552	2,314	2,635
京都西府税事務所	2,137	2,005	2,134	1,983	2,081
京都南府税事務所	2,401	2,241	2,782	2,959	3,572
広域振興局	1,781	2,236	2,422	2,026	1,814
合計	8,825	9,310	9,890	9,282	10,102

年度によって多少の波はあるものの、京都市域の土地価格はコロナ禍でも順調に上昇しており、ホテルやマンションの建築が好況であったため、京都府の不動産取得税は増加傾向にある。不動産取得税の約8割は京都市域で調定されている。

3.4.5 徴収率等の状況

(1) 事務所別5年推移

事務所別の不動産取得税の徴収率の推移は下表のとおりである。

<事務所別徴収率推移>

	H29	H30	R元	R2	R3
京都東府税事務所	95.1%	95.6%	95.2%	91.2%	93.6%
京都西府税事務所	93.1%	91.9%	91.4%	89.1%	93.0%
京都南府税事務所	97.3%	97.6%	97.7%	94.9%	97.3%
広域振興局	90.7%	93.4%	95.3%	94.1%	94.7%
京都府全体	94.3%	94.8%	95.1%	92.6%	95.0%

※ 徴収率は、収入額に還付未済額を含めずに算出している。

従来は広域振興局の徴収率が低かったが、近年は顕著に改善されている。南府税の徴収率が高く、西府税の徴収率がやや低い傾向にある。

(2) 全国比較

不動産取得税の徴収率における、京都府と全国平均の比較(現年・滞繰計)は下表のとおりである。

<不動産取得税 徴収率 5年推移>

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
京都府	94.4%	94.8%	95.1%	92.6%	95.0%
全国平均	96.3%	96.5%	96.8%	95.7%	97.0%
順位	39位	40位	39位	44位	41位

※ 徴収率は、収入額に還付未済額を含めて算出している。

京都府の不動産取得税の徴収率は、全国47都道府県で40位前後の水準であり、全国的にはやや低い状況である。

(3) 調定保留・徴収猶予

① 調定保留

土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に特例適用住宅が新築される場合など、軽減措置が適用されることにより課税額がゼロとなることがほぼ確実に見込める場合は、取得者からの申告により調定を保留扱いとし、最終的な申請に基づき課税省略などの決定を行っている。

この制度に関して適切な運用がなされているか確認すべく、調定保留となっている案件の一覧から、最多金額案件と課税年度が2019年度以前の案件をサンプルとして検討を行った。

No.	課税年度	事務所	調定保留額(千円)
1	2019	山城	4,397
2	2019	京都東	189
3	2019	京都東	8
4	2022	京都東	74,120

課税に関する資料を確認したところ、各案件は土地取得と併せマンションや住宅の建設工事が計画中又は進行中の状況にあり、課税保留の要件を

満たしていることが確認された。また、3年を経過している案件はなかった。

② 徴収猶予

軽減措置の適用により課税額がゼロとならない場合でも、住宅用土地の減額相当額の税の徴収が猶予される。この制度の適用を受けようとする場合は、必要な書類とともに申請を行う必要がある。

この制度に関して適切な運用がなされているか確認すべく、徴収猶予となっている案件の一覧から、最多金額案件と課税年度が2000年度以前の案件をサンプルとして検討を行った。

No.	課税年度	事務所	徴収猶予額(千円)
1	1980	南丹	14
2	1989	南丹	66
3	1990	丹後	39
4	1992	南丹	25
5	1992	南丹	23
6	1993	南丹	34
7	1998	南丹	44
8	2000	南丹	31
9	2021	京都南	11,009

課税に関する資料を確認したところ、課税年度が古い案件は全て農地の生前一括贈与によるものであった。金額の大きな案件はマンション等の大規模な工事に関するものであるが、一部土地で軽減措置が適用されないため、調定保留ではなく徴収猶予を適用していた。

上記案件に関する資料を閲覧した結果、いずれの案件も適切に手続が行われており、問題がないことを確認した。

3.4.6 小括

工場やホテルなどの大規模建築物の評価は非常に難しく、不動産の評価者には高度な知識と経験の双方が求められる。仮に課税を誤れば審査請求等への対応に膨大な労力を要し、京都府だけでなく府内市町村にも多大な迷惑を

掛けてしまう可能性がある。

京都府における不動産取得税の課税事務は、人的制約や法務局・市町村との連携に制約を抱えながら、還付ビジネスの波を乗り越えてきた経緯が窺い知れる。

一方で、市町村との評価分担や情報連携については、改善の余地があるように思えた。不動産取得税と固定資産税の違いはあれ、不動産評価という事務は全く共通するものであるから、京都府と市町村が同様の業務を別々に行っている点には若干疑問が感じられ、法人二税と同様に共同化を検討する余地が多分にある。

市町村において固定資産税は基幹税目であるため、課税事務を共同化することには否定的な自治体があるかもしれないが、これまで積み上げてきた府内市町村との信頼関係により、実現可能性は相当あると思われる。

【意見 12】 不動産評価の共同化

京都府の不動産取得税における不動産評価は、府内市町村の固定資産税における不動産評価と協議分担することで事務の重複を回避しているが、基本的に同一の事務であるため、共同化することができれば事務のレベルアップや効率化が期待できる。

仮に評価の共同化が実現すれば、丈量における情報連携の問題も一気に解決する。全国を見ても先進的な取組を実現させてきた京都府に、税システム標準化の流れを契機として、更なる歴史的な改革を期待したい。

3.5 軽油引取税

3.5.1 制度概要

(1) 納税義務者

軽油引取税は、地方税法第 144 条以下に規定されている税目であり、バスやトラック等の燃料に使用される軽油の引取りに対して課税される。昭和 31 年に創設され、当初は道路の新設や維持管理等の費用に充てる「目的税」だったが、平成 21 年 4 月から、税収の用途を限定しない「普通税」となっている。

納税義務者は、特約業者又は元売業者から軽油を引き取った者であるが、特約業者又は元売業者を通じて納税を行うことになる。ここでいう元売業者

とは、軽油を製造・輸入・販売することを業とする者で、総務大臣が指定したものであり、特約業者とは、元売業者と契約して軽油の供給を受け、販売することを業とする者で、都道府県知事が指定したものである。

(2) 税率

税率については昭和 31 年の創設当時は軽油 1 キロリットルにつき 6,000 円であったが、順次改正となり平成 5 年以降は暫定的に軽油 1 キロリットルにつき 32,100 円である（地方税法上の本則税率は 15,000 円/k1）。

(3) 申告と納税

軽油引取税は、精油所から出荷され消費者に渡るまでの流通過程において、一定の関所を設け、原則としてその関所を通過するときに軽油引取税を特別徴収させる。軽油が消費者に届くまでには必ず軽油引取税が課せられ、その税額分が取引価格に上乗せされることにより、実質的には軽油の消費者が税負担をすることになるように制度設計がされており、消費税的な性格を有する税となっている。

3.5.2 事務の流れ

軽油引取税の業務フローは下図のとおりである。

等について、対象業種を限定し「免税制度」が設けられていた。しかし、普通税となったため、免税制度存続の明確な理由を得にくいことを背景として、基本的に政策免税と位置付け、3年間の期限付きの免税制度を継続している。対象業種は船舶、農業等 19 業種に限定されている。

免税軽油使用申請の受付は随時行っているため、その数は変動しているが、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 27 日の間に免税証を交付した京都府内における免税軽油使用者の総数は下表のとおりである。

＜免税軽油使用者数＞		(単位：者)
所管	対象者数	
京都南府税事務所	128	
山城広域振興局	79	
山城南府税出張所	27	
南丹広域振興局	289	
中丹広域振興局	228	
中丹西府税出張所	169	
丹後広域振興局	188	
	合計	1,108

免税制度を利用して免税軽油を引き取るためには、前述の事務フロー図のとおり、まず「免税軽油使用者証」の交付申請を行い、その後「免税証」の交付申請を行う。この結果、申請者の「事業内容」及び軽油を使用する機械の「種類」、「使用用途」、「使用場所」が特定されることによって、認められた免税軽油の使用方法以外の場合は、例え免税軽油使用者が使用する場合であっても、免税軽油が使用できないという仕組となっている。

免税証は、チケット綴りのようになっており、有効期限や販売業者の所在地、氏名又は名称が記載され、連番管理がなされ、使用者は給油量に応じて必要な枚数を販売業者に提出することになっている。

また、年間の引取り実績に関して、納品書（領収書）を添付した実績報告が求められており、不使用となった免税証の数量が、交付数量－使用数量と一致しているかどうかを確認している。加えて免税証の継続時には、申請数量が実績等から算出した数量から乖離していないのかも確認している。

申請時の審査や実績確認を通じて、免税軽油の不正利用は行えないような設計となっている。

(2) 不正軽油の防止・摘発

軽油引取税は脱税が多い税目といわれる。概略は後述するが、軽油を燃料とする機械や車両・船舶は、法が定める軽油以外の燃料を使用することが物理的に可能であること、また軽油そのものを作り出すことが可能であるために、脱税が行われやすいという事情がある。

① 類似油種について

原油から各石油製品の精製段階において、石油ガス、ガソリン、ジェット燃料、灯油、軽油、重油などに大別されるが、中でも「灯油」、「軽油」、「A重油」の3油種はその性質が非常に似通っている。

上記3油種の本体価格(税金課税前の価格)は、ほぼ同一水準であるが、軽油以外の2油種には軽油引取税は課せられないことから、結果として消費者の購入価格は「軽油」のみ軽油引取税分(32.1円/リットル)が高額となっている。

ディーゼルエンジンについては、軽油以外に灯油・A重油を燃料とすることも可能であるため、灯油及びA重油を自動車用燃料として販売・消費するケースがあるが、これは脱税行為である。

② 混和軽油について

①で述べたように「灯油」、「軽油」、「A重油」の3油種はその性質が非常に似通っていることから、「軽油に灯油又はA重油」「灯油とA重油」を混和すると混和軽油と呼ばれる「軽油」によく似た油種の製造が可能となる。工程的にも特別な施設設備を必要とせず、タンク内で混和するだけで「軽油」を製造することが可能であるが、これも脱税行為である。

混和軽油の脱税行為を防止するために、元売業者から出荷される灯油及びA重油には識別剤として「クマリン」が添加されている。

このように製造された混和軽油等については、税務当局が調査を行い、当該軽油等を販売した石油製品販売業者等に対して申告指導又は決定が行われる(3.5.5(2)にて詳細追記)。

3.5.4 税収の状況

(1) 事務所別 5 年推移

事務所別、年度別の軽油引取税の調定額・収入額は下表のとおりである。

(単位：百万円)

		南府税事務所		広域振興局		京都府合計	
		調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
平成29年度	現年課税分	8,370	8,273	5,412	5,277	13,781	13,551
	滞納繰越分	97	97	163	152	260	250
	計	8,467	8,371	5,574	5,430	14,041	13,800
平成30年度	現年課税分	8,668	8,550	5,280	5,143	13,948	13,692
	滞納繰越分	96	96	145	135	241	231
	計	8,764	8,646	5,425	5,277	14,189	13,923
令和元年度	現年課税分	8,503	8,402	5,627	5,482	14,130	13,884
	滞納繰越分	118	118	148	138	266	256
	計	8,621	8,520	5,774	5,620	14,396	14,140
令和2年度	現年課税分	8,126	7,918	5,468	5,329	13,595	13,247
	滞納繰越分	101	101	155	146	256	247
	計	8,227	8,019	5,623	5,475	13,850	13,493
令和3年度	現年課税分	8,888	8,747	5,448	5,323	14,335	14,070
	滞納繰越分	208	197	148	140	357	337
	計	9,096	8,944	5,596	5,463	14,692	14,407

京都府における令和3年度の軽油引取税の収入金額は 14,407 百万円となっており、平成29年度から令和3年度の5年間の推移を見ても概ね140億円前後で推移している。

京都府においては、京都南府税事務所が集中税目として京都市全域及び向日市、長岡京市、大山崎町を所管しており、京都南府税事務所と広域振興局で府内全域をカバーしている。収入額でみると京都南府税事務所と広域振興局との比率は約3：2である。

申告納入を行う特別徴収義務者は広域振興局も一定数を所管しているため、他の税収が多くない広域振興局においては、税収全体に占める割合が相対的に高い税目である。

(2) 徴収率の全国比較

都道府県別の徴収率について、過去5年間の推移は下表のとおりである。

< 軽油引取税：徴収率全国比較 >

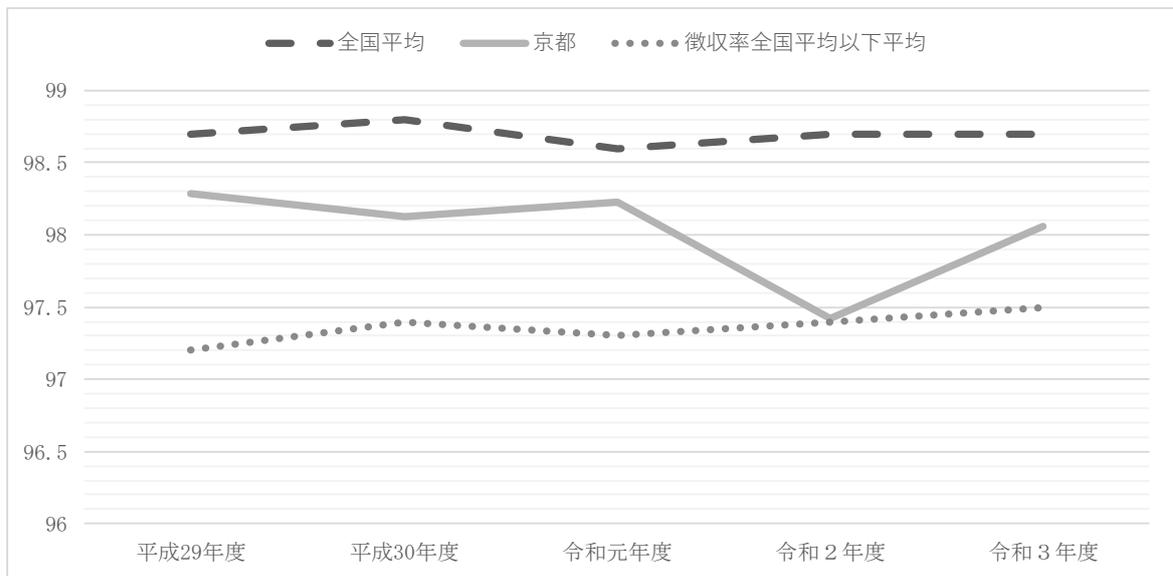
					(単位：%)
都道府県名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
北海道	97.9	98.8	98.0	96.5	96.4
青森	99.7	99.7	99.7	100.0	100.0
岩手	98.1	98.2	98.1	98.2	98.2
宮城	100.0	100.0	99.5	100.0	100.0
秋田	100.0	100.0	99.9	99.9	99.9
山形	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0
福島	99.7	99.6	99.6	100.0	100.0
茨城	99.8	99.7	99.5	99.5	99.6
栃木	99.9	99.9	99.9	100.0	99.9
群馬	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
埼玉	99.5	99.6	99.5	99.6	99.5
千葉	99.2	98.4	98.5	100.0	100.0
東京	96.8	96.8	96.6	96.7	96.7
神奈川	96.0	96.1	96.0	96.1	96.2
新潟	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
富山	96.5	97.4	96.6	96.8	96.3
石川	99.5	99.4	99.3	99.0	99.2
福井	100.0	100.0	99.8	100.0	100.0
山梨	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
長野	99.9	100.0	99.2	100.0	100.0
岐阜	98.9	97.4	98.9	97.4	97.7
静岡	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
愛知	97.9	98.2	97.2	97.8	97.9
三重	98.8	99.2	98.8	98.3	98.2
滋賀	96.6	96.8	96.8	96.7	96.9
京都	98.3	98.1	98.2	97.4	98.1
(順位)	(34位)	(37位)	(34位)	(41位)	(37位)
大阪	98.4	98.8	98.9	98.9	99.0
兵庫	99.7	99.7	98.7	99.7	99.7
奈良	95.1	95.5	95.3	95.2	96.1
和歌山	93.1	93.3	93.5	99.1	99.1
鳥取	99.2	99.6	99.4	100.0	100.0
島根	100.0	100.0	98.9	100.0	100.0
岡山	98.3	98.4	98.4	98.4	98.4
広島	97.8	97.8	97.7	97.6	97.5
山口	97.8	98.1	98.2	98.0	98.1
徳島	99.9	99.9	100.0	100.0	99.9
香川	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0
愛媛	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高知	99.2	99.2	99.5	99.5	99.6
福岡	98.1	98.3	98.2	98.3	98.4
佐賀	97.4	97.9	98.0	97.8	97.9
長崎	100.0	99.1	99.2	99.1	100.0
熊本	99.8	100.0	99.2	100.0	100.0
大分	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
宮崎	98.3	98.3	98.6	98.5	98.4
鹿児島	100.0	100.0	99.5	99.6	100.0
沖縄	99.6	99.8	99.4	99.5	99.5
全国平均	98.7	98.8	98.6	98.7	98.7

ここで、全国平均と京都府、全国平均を下回る徴収率の都道府県の数と、その平均徴収率をまとめたものが下表である。

<軽油引取税 徴収率比較表>

(単位：%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全国平均	98.7	98.8	98.6	98.7	98.7
京都	98.3	98.1	98.2	97.4	98.1
全国平均以下都道府県数	17	18	17	17	17
徴収率全国平均以下平均	97.2	97.4	97.3	97.4	97.5



京都府の徴収率は全国平均を下回る水準で推移しているが、これは掛売代金の回収サイト等の事情がある場合に地方税法第144条の29が認める徴収猶予の額が、毎年250百万円程度存在するためである。

(軽油引取税の徴収猶予)

地方税法第144条の29

道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を<略>納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限つてその徴収を猶予するものとする。<以下、略>

この徴収猶予分は、集計上は滞納額として集計されており、令和3年度の

京都府では 250 百万円/14,692 百万円≒1.7%が徴収率低下に影響している。それ以外の滞納額は、不正軽油の調査等による軽油引取税の申告指導や決定によって調定された金額であり、通常の申告納入による徴収率はほぼ 100%となっている。

すなわち京都府は取引業者の商慣行に配慮した税制度に基づいて徴収を行っており、実質的には徴収面での問題はないと言える。

3.5.5 不正軽油対策

(1) 不正軽油に対する啓発

不正軽油撲滅のために、京都府は通報窓口として「京都府不正軽油 110 番」を設置して、広く府民から情報を提供してもらえようアナウンスしている。具体的には、「市価に比べて異常に価格が安い」「廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする」「夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い」「不審な業者から、燃料の売り込みがある」といった情報を府民から提供してもらい、不正軽油の調査に結びつけるといった取組を行っている。不正軽油 110 番には年間数件の通報があり、実際に調査に繋がる成果を挙げている。併せて不正軽油の撲滅を伝えるポスターやチラシを作成し掲示・配布する活動も行っている。

(2) 不正軽油に対する調査

まず、不正軽油が発見された場合には、嫌疑について調査を行う。対象者が府内の事業者の場合は、所管する事務所に対し初動調査を依頼し、抜取調査や帳簿調査、面談等の通常調査を実施する。必要な場合には監視や追尾を行う内定調査を行い、嫌疑について結論付けることになる。

また、対象者が他府県の場合には、該当する府県に調査内容を通知して対応を促している。

① インタンク調査

運送業者等が保有する地下タンク等から軽油を抜取る調査をインタンク調査と呼んでいる。各事務所等では所管エリアにある軽油の貯蔵施設の状況をリスト化している。事務所等によって多少の方針の違いはあるが、主要な対象について、数年間で 1 回程度は抜取調査を行っている。10 月末

時点での所管別のインタンク調査対象は下表のとおりである。

<インタンク調査対象箇所数>

所管事務所	箇所数
京都南府税事務所	1,956
山城広域振興局	188
山城南府税出張所	83
南丹広域振興局	175
中丹広域振興局	190
中丹西府税出張所	166
丹後広域振興局	238
合計	2,996

インタンク調査の対象は施設の開設や閉鎖によって増減するため、継続的なモニタリングが重要になる。各事務所等は対象者の中から軽油の抜取調査を行うインタンクを選定し、年間計画に基づき軽油の抜取調査を行う。抜き取った軽油は分析調査を行い、灯油やA重油に添加されるクマリンの混入検査や、比重、ガスクロマトグラフ検査等を行い、不正軽油か否かを検討する。

② 路上抜取調査

別の調査として、道路を走行するトラック等の燃料タンクから直接軽油を抜き取る路上抜取調査がある。路上抜取調査は、毎年10月を近畿2府4県共同で「不正軽油追放強調月間」、全国統一で「全国不正軽油撲滅強化月間」とし、月間における取組の一環として全国47都道府県が連携し、主要幹線道路等で一斉に実施される調査が主なものである。調査に当たっては、税務職員だけでなく、警察の協力も得て実施している。

インタンク調査と同様に、トラック等の燃料タンクから軽油を抜き取り、分析調査に回され、不正軽油か否かを検討する。

③ 京都府不正軽油110番

「京都府不正軽油110番」は府民からの通報窓口であるが、寄せられる情報内容によっては、インタンク調査の実施や、不正軽油の嫌疑調査を行

う契機となるため、調査形態の1つと考えることができる。

④ 申告書等の精査・帳簿調査

軽油引取税は、申告により毎月納税させる税目であるため、元売業者や特約業者の特別徴収義務者から毎月提出される申告書を精査している。これ以外にも特別徴収義務者の中からサンプルを抽出し、帳簿調査を実施している。その過程で不正軽油の嫌疑が発見されることがある。

帳簿調査は、特別徴収義務者の本社や施設で行われ、申告内容と保管されている帳簿との整合性や申告データの作成フロー等の確認が行われる。

⑤ 他の都道府県との情報交換・協力体制

軽油の流通は、京都府内にとどまらず、全国規模で流通することはいうまでもない。このため、軽油引取税については、全国規模の「全国担当者会議」や近畿2府4県の「近畿ブロック会議」、近畿2府4県に福井県と岡山県を加えた「広域調査連絡会議」の3つの他府県との情報交換・協力体制を引いている。

これらの会議で構築されたネットワークを通じて、他都道府県での取組事例の共有や、税務職員に対する軽油引取税の講習会の開催、参加府県からの提案事項や情報提供事項の共有が行われている。共有される情報は詳細な記述は避けるが、不正軽油に関わった事業者の名称やその手口といった個別具体的な内容となっており、実際の業務に直結する点は他の税目とは一線を画すものと考えられる。

3.5.6 小括

元売業者の工場で製造された軽油は、タンクローリー等でガソリンスタンドに運ばれ、一般の消費者に販売される。しかし、一部のトラック等では燃料として不正軽油を使用することで、上乘せされた税額分だけコストを削減する不正が横行しているのも事実である。

不正軽油の製造には大規模な設備は必要とせず、灯油やA重油と軽油を混ぜることで製造が可能であるが、このように製造された不正軽油は直接、運送会社やトラックに供給され、一連の行為が同一府県の中で完結する方が珍しい。このような事情を鑑みて、軽油引取税に関しては他府県との緊密な連

携が見られる。

それぞれの都道府県で個別の事情を抱えていることと思われるが、問題解決に必要な情報の入手チャネルや入手ルートは多岐にわたる方がよく、軽油引取税における協力体制の仕組は、他の税目でも積極的に活用すべきと感じられた。他の税目において論じてきた事務の問題点を解決する一助となるのは、機能している仕組を他の用途に転用するという柔軟な発想を持つことであろう。軽油引取税の取組が、他税目にも転用・横展開されることを期待する。

3.6 その他諸税

3.6.1 ゴルフ場利用税

(1) 制度概要

① 納税義務者・税率

ゴルフ場の利用に対して課税されるものであり、ゴルフ場利用者が負担するものである。利用者1人1日につきゴルフ場の利用料金に応じて600円から1,200円の間で負担する。

② 非課税措置

次の要件に該当する場合に、所定の書類を利用するゴルフ場へ提出又は提示された場合に非課税となる。

- 年齢18歳未満の者
- 年齢70歳以上の者
- 地方税法が定める要件に該当する障害者
- 国民スポーツ大会の本大会、その公式の練習若しくは京都府最終予選会、その公式の練習として選手が利用する場合
- 「学校の教育活動」のうち次の場合
 - ・ 体育の授業その他法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業
 - ・ 学校の教育活動としてゴルフを実施する団体（学長等が設立を承認し、当該学校の教員が顧問として置かれているものに限る。）が、年度ごとに作成する教育活動に関する計画（当該学長等があらかじめ承認したものに限る。）に基づき実施する課外活動

③ 申告と納税

ゴルフ場の経営者が、利用者から料金とゴルフ場利用税を併せて受け取

り、毎月分を翌月の15日までに申告し納入する。

(2) 施設数の推移

ゴルフ場施設数の推移は以下のとおりである。

	H17	・・・	H28	H29	H30	R元	R2
18ホール未満	3	・・・	0	0	0	0	0
18ホール	24	・・・	22	23	23	23	23
18ホール超	9	・・・	10	9	9	9	9
合計	36	・・・	32	32	32	32	32

平成17年と比較すると、18ホール未満の施設(いわゆるショートコース)がなくなっているが、それ以外は大きな増減はない。

(3) 税収の状況

事務所別のゴルフ場利用税の徴収額推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H29	H30	R元	R2	R3
京都東府税事務所	41,804	40,846	44,382	45,245	47,325
京都西府税事務所	-	-	-	-	-
京都南府税事務所	-	-	-	-	-
広域振興局	712,919	676,373	696,877	662,272	706,714
合計	754,723	717,219	741,259	707,518	754,039

令和3年度はコロナ禍の中、三密を回避できるスポーツとしてゴルフが注目された影響がある。

(4) 徴収率等の状況

事務所別のゴルフ場利用税の徴収率の推移は以下のとおりである。

	H29	H30	R元	R2	R3
京都東府税事務所	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
京都西府税事務所	-	-	-	-	-
京都南府税事務所	-	-	-	-	-
広域振興局合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

ゴルフ場利用の都度徴収し、まとめて納入する形であり、徴収及び納入の漏れが非常に少なく、各事務所とも徴収率は100%である。

なお、毎年度ゴルフ場を1場ずつ訪問して、利用者数や非課税要件の資料等に問題がないか現地調査しているが、特段の問題は生じていないとのことである。

3.6.2 産業廃棄物税

(1) 制度概要

産業廃棄物税は、地方税法第4条第6項及び京都府産業廃棄物税条例(平成16年京都府条例第6号)によって規定されている法定外目的税である。産業廃棄物税は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から循環型社会への転換が社会的要請となり、産業廃棄物の最終処分量を削減することを目的に、平成17年4月1日から導入された。

産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税することにより、排出事業者や中間処理業者が産業廃棄物の排出抑制行動をとることを期待するとともに、産業廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用その他適切な処理を促進するものである。

① 納税義務者・税率

納税義務者は、府内に所在する産業廃棄物最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出業者又は中間処理業者である。

税率は、搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円である。

② 申告と納税

京都府内の最終処分業者が、以下の期間において徴収した(又は納付すべき)税額につき、期限までに申告し納入する。

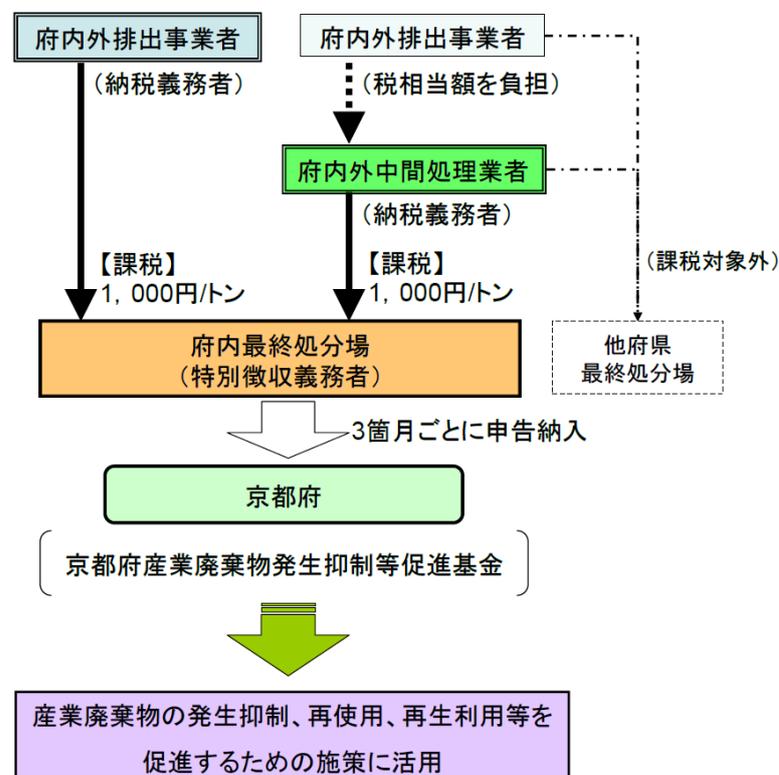
期間	期限
1月1日から3月末日まで	4月末日
4月1日から6月末日まで	7月末日
7月1日から9月末日まで	10月末日
10月1日から12月末日まで	翌年1月末日

都道府県で産業廃棄物税を導入しているのは、令和元年度で 27 道府県である。税の徴収方法としては、申告納付方式と特別徴収方式の 2 つが採用されているが、申告納付方式を採用しているのは三重県と滋賀県となっており、京都府を含めて、それ以外の道府県では特別徴収方式となっている。

申告納付方式は税負担を実感することで、産業廃棄物の排出削減を誘導する効果面に優れると考えられるものの、全ての産業廃棄物排出事業者を対象とすることは現実的に不可能であり、免税点の設置やそれによる徴収コストの肥大化という問題が懸念された。このため、最終処分場への搬入量に対して課税をする特別徴収方式によることとした。中間処理業者等からは直接的な税の徴収がなくなり、排出削減効果も間接的なものとならざるを得ないという課題がある一方で、課税客体の捕捉が容易であること、税負担の公平性の観点から、税相当額が排出事業者へ適正に転嫁されることを前提に特別徴収方式を採用したものである。

(2) 事務の流れ

具体的な事務の流れは下図のとおりである。



京都府では、最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者を対象にした「最終処分業者特別徴収方式」を採用することで、シンプルな制度となっている。申告された産業廃棄物重量と京都府に報告される京都府内最終処分場における産業廃棄物重量をチェックすることで、申告の誤謬・脱漏の有無の確認を容易に行うことができる特徴がある。

(3) 事務の特徴

産業廃棄物税の税収は、賦課徴収に必要な経費である徴税費用を控除した額を産業廃棄物発生抑制等促進基金に積み立て、その基金を取り崩して毎年度、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等（以下「3R」という。）を促進するための費用に充てることとしている。

産業廃棄物の3Rを促進するための事業は、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター（以下「3R支援センター」という。）を中心に実施されている。

3R支援センターは、「京都府産業廃棄物税制度の施行状況等について」（平成23年3月 京都府文化環境部循環型社会推進課）において、「産業廃棄物税の税収を活用した施策展開の方向として、排出業者と処理業者、大学等研究機関等を結びつけることにより、事業者に対し、より効果的なりサイクルの一貫した支援が行える機能を有する『産業廃棄物減量リサイクル支援センター（仮称）』を設置し、ワンストップサービスでの総合支援を展開する」という一定の方向性が示されたことにより、開設されたものである。

この3R支援センターでは、以下のような補助事業を展開している。

① ゼロエミッションアドバイザー派遣事業

NPO法人KES環境機構と協力して、廃棄物の削減や適正処理を支援するため、廃棄物管理や環境マネジメントに精通した専門家であるゼロエミアドバイザーの派遣を実施している。

② 3R技術開発等支援補助事業

産業廃棄物の3Rの促進を図るため、技術開発、施設整備、販路開拓等に対し、費用の一部を補助するもの

③ 産業廃棄物 3 R 普及・啓発補助金

・給水機設置支援事業

マイボトルを持参する府民が無料で利用できる府内の施設（観光施設、その他事業所）にマイボトル専用型で水道直結型の給水機を設置する経費の一部を補助するもの

・京都府リユース食器導入支援補助金事業

プラスチック等のごみの削減のため、イベント会場等で使用するリユース食器の導入を支援するため、費用の一部を補助するもの

・冷媒フロン漏えい検知器導入支援事業

京都府内の中小企業者等が、別置型の冷凍冷蔵機器に冷媒フロン漏えい検知器を設置する場合、経費の一部を補助するもの

(4) 税収の状況

産業廃棄物税の収入額の推移は下図のとおりであり、徴収率はいずれも100%である。

(単位：百万円)

税目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
産業廃棄物税	91	198	190	156	153

産業廃棄物税は、京都府内の最終処分場に搬入された産業廃棄物量に対して課税されるため、3 R の推進により最終処分場に搬入される産業廃棄物が減少すれば税収額が減少する。また、税収は3 R の推進に活用されることから、環境省が提唱するサーキュラー・エコノミー（循環経済）に取り組むことで、税収がゼロに近づく性格を有していることになる。

平成 17 年に産業廃棄物税が導入されてから、年度による収入額は多少の増減はあるものの、近年の税収自体は概ね横ばいの推移となっていることから、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の量も減少していないことになる。

(5) 小括

令和 4 年 3 月、京都府は循環型社会形成計画（第 3 期）を策定した。これ

は、「循環型社会形成推進基本法」に基づく計画であるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として位置付けられる。令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間として、京都府における廃棄物処理に関する方向性を示している計画であり、この中で産業廃棄物の 3 R の推進に関する検討がなされ、3 R 支援センターとの連携や産業廃棄物税の効果検証が行われている。

産業廃棄物税の効果検証の記述を引用すると「産業廃棄物税は平成 17 年度の創設以降、15 年以上にわたり、税導入の効果により、最終処分量が抑制されてきたが、近年は横ばい状態であることから、学識経験者や業界団体で構成する協議会を開催して、税効果と施策の定期的な検証を行っている」と書かれている。

近年、その検討は循環型社会形成計画へ引き継がれ、補助事業や各種施策の実施を所管する府民環境部循環型社会推進課を中心に行われており、産業廃棄物税制度の検討は京都府循環型社会形成計画に内包された形である。これにより検討の主眼が税制度のあり方から、3 R や循環経済の推進へと移り、税制度のあり方に関する検討・広報が薄れているようにも見受けられる。産業廃棄物税は、制度設計自体が究極的には税収がなくなっても良いという特殊な税目であるということを念頭に、徴収と使用目的を平行に俯瞰した立場から検討がなされることを期待したい。

4 京都地方税機構に移管した税目

4.1 法人府民税・事業税

京都府内に拠点を持つ法人は生産や販売の活動を行う上で、様々な行政サービスを享受していることから、所得等を基準として算定された法人府民税及び法人事業税の負担が求められる。なお、現在は偏在是正措置として、法人事業税と合わせて国税である特別法人事業税が課せられている（令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度については地方法人特別税）。

これらを総称して法人二税と呼称する。法人二税の制度の概要は以下のとおりである（出典「令和 3 年度版 府税のしおり」）。

4.2 制度概要

4.2.1 法人府民税

(1) 納税義務者

主な納税義務者は以下のとおりである。

納税義務者	種類	
	均等割	法人税割
京都府内に事務所・事業所がある法人（注）	○	○
京都府内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブ等がある法人（注）	○	-

（注）法人でない社団又は財団で収益事業を行うものは、法人とみなされる。

(2) 税率

均等割及び法人税割が課税される。税率は以下のとおりである。

	区分	納税額
均等割	資本金等の額が 1,000 万円以下の法人等（※）	年額 2 万円
	資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	年額 5 万円
	資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 13 万円
	資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 54 万円
	資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 80 万円

※ 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び地方税法第 24 条第 5 項に規定する公益法人等のうち、地方税法第 25 条第 1 項の規定により均等割を課することができない法人以外の法人（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く）、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの等を含む。

法人税割は法人税（国税）の法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として、以下の税率を乗じて算出される。

	区分	※1	※2	
法人税割	資本金の額又は出資金の額が 3 億円を超える法人 保険業法に規定する相互会社	4%	1.8%	
	資本金の額又は出資金の額が 3 億円以下の法人	法人税額が年 1,600 万円超	3.2%	1%
		法人税額が年 1,600 万円以下		
	中小企業団体の組織に関する法律第 3 条に掲げる法人（事業協同組合、企業組合、商工組合など）			

※1 平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度

※2 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度

(3) 申告と納税

申告の種類により、以下のように分類される。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
1 中間申告 (法人税の中間申告 が必要な法人)	(1) 届定申告	前事業年度の法人税割額× 6/前事業年度の月数+均等 割額(6月分)	事業年度開始の日以後6月を経過した日か ら2月以内
	(2) 仮決算に基づく中 間申告	法人税額×税率+均等割額 (6月分)	
2 確定申告		(法人税額×税率+均等割 額) - 中間申告額	事業年度終了の日から2月以内(定款等の 定めにより決算が確定しない法人にあつて は3月以内。連結法人は4月以内。(会計監 査人を置いている場合は最大6月以内))
3 修正申告	(1) 申告した府民税額 に不足額があったとき	(法人税額×税率+均等割 額) - 既確定税額	速やかに
	(2) 法人税について修 正申告をしたとき又は 更正を受けたとき		法人税額を納付すべき日
4 公共法人・公益法人等で均等割のみ課され るもの		均等割額	4月30日

(注) 1. 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納めます。
2. 法人税で連結納税を行っている法人は、個々の法人ごとに中間申告義務の判定が必要です。

4.2.2 法人事業税

(1) 納税義務者

京都府内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人のほか、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行っているものが主な納税義務者となる。

(2) 税率

所得金額課税法人(外形標準課税法人を除く。)には所得割、収入金額課税法人(電気供給業、一部の中小企業者を除くガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人)には収入割等、外形標準課税法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く資本金1億円超の普通法人)には所得割・付加価値割・資本割が課される。

所得金額課税法人、収入金額課税法人、外形標準課税法人のそれぞれの税率は以下のとおりである(表内の単位:%)。

課税方式			資本金の額 又は出資金 の額	分割県数 (事業年度 終了日 現在)	年所得	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度		
						所得年400万 円以下の金 額	所得年400万 円を超え800 万円以下の 金額	所得年800万 円を超える 金額
所得金額課税法人	普通法人等	所得割	1千万円未満	—	4千万円超	3.75	5.665	7.48
					4千万円以下	3.5	5.3	7
			1千万円以上 3億円以下	3県以上	4千万円超	7.48		
					4千万円以下	7		
		3億円超	3県未満	4千万円超	3.75	5.665	7.48	
				4千万円以下	3.5	5.3	7	
		3億円超	3県以上	7.48				
			3県未満	—	3.75	5.665	7.48	
	特別法人	所得割	1千万円未満	—	4千万円超	3.75	5.23	
					4千万円以下	3.5	4.9	
			1千万円以上 3億円以下	3県以上	4千万円超	5.23		
					4千万円以下	4.9		
			3億円超	3県未満	4千万円超	3.75	5.23	
					4千万円以下	3.5	4.9	
3億円超	3県以上	5.23						
	3県未満	—	3.75	5.23				

○ 特別法人とは、医療法人、農業・消費生活・漁業協同組合、信用金庫、中小企業等協同組合（企業組合は除く。）等をいう。

課税方式			資本金の額又は出資金の額	年収金額等	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度	令和2年4月1日以後に 開始する事業年度
収入金額	電気供給業（令和2年4月1日以後に開始する事業年度に係る下記の事業を除く）、ガス供給業、保険業又は貿易保険業	収入割	3億円以下	収入金額の年額が3億2千万円超	1.065	1.065
				収入金額の年額が3億2千万円以下	1	1
			3億円超	—	1.065	1.065
			保険業法に規定する相互会社	—	1.065	1.065
	下記以外の法人	収入割	3億円以下	収入金額の年額が3億2千万円超	—	0.8025
				収入金額の年額が3億2千万円以下	—	0.75
			3億円超	—	—	0.8025
		所得割	3億円以下	所得の年額が4千万円超	—	1.9425
				所得の年額が4千万円以下	—	1.85
			3億円超	—	—	1.9425

課税法人等	小売電気事業 又は 発電事業等 (令和2年4月1日 以後に開始する事 業年度から 適用分)	1 億 円 を 超 え る 普 通 法 人 (※)	収入割	1億円超 3億円以下	収入金額の年額が 3億2千万円超	—	0.8025
					収入金額の年額が 3億2千万円以下	—	0.75
				3億円超	—	—	0.8025
			付加価値割	1億円超 3億円以下	付加価値額の年額が 1億4千万円超	—	0.3885
					付加価値額の年額が 1億4千万円以下	—	0.37
				3億円超	—	—	0.3885
			資本割	1億円超 3億円以下	算定期末の資本金等の 額が1億6千万円超	—	0.1575
					算定期末の資本金等の 額が1億6千万円以下	—	0.15
				3億円超	—	—	0.1575

※特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く

- 収入金額課税法人とは、電気供給業、ガス供給業（一部のガス中小事業者を除く。）、保険業、貿易保険業を行う法人をいう。
- 小売電気事業等又は発電事業等を行う法人については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団法人及び一般社団法人を除く。）にあっては収入割、付加価値割及び資本割の合算額により、それ以外の法人にあっては収入割及び所得割の合算額により税額を算出する。□

課税方式	資本金の額 又は出資金 の額	分割県数 (事業年度 終了日現在)	年所得	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度		
				所得年400万円 以下の金額	所得年400万円 を超え800万円 以下の金額	所得年800万円 を超える金額
外形標準課税法人	1億円超 3億円以下	3県以上	4千万円超	1.18		
			4千万円以下	1		
		3県未満	4千万円超	0.495	0.835	1.18
			4千万円以下	0.4	0.7	1
	3億円超	3県以上	—	1.18		
		3県未満	—	0.495	0.835	1.18
	付加価値割	1億円超 3億円以下	付加価値額の年額が 1億4千万円超	1.26		
			付加価値額の年額が 1億4千万円以下	1.2		
3億円超		—	1.26			
資本割	1億円超 3億円以下	算定期末の資本金等の額が 1億6千万円超	0.525			
		算定期末の資本金等の額が 1億6千万円以下	0.5			
	3億円超	—	0.525			

1. 上表の各下段の税率（不均一課税）は、中小企業等に適用される税率でその範囲は次のとおり

- ・ 資本金の額又は出資金の額が3億円以下の法人で、かつ下表の要件に該当（割ごとに判定）
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人

所得割	所得の年額が4,000万円以下
付加価値割	付加価値額の年額が1億4,000万円以下
資本割	算定期末の資本金等の額が1億6,000万円以下
収入割	収入金額の年額が3億2,000万円以下

※ 分割基準法人にあっては、分割前の所得金額（収入金額、付加価値額、資本金等の額）の総額で判定する。

2. 分割県数は、当該事業年度の終了の日現在において、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行っているかどうかで判定する。
3. 当該事業年度の終了の日現在において、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行い、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人には、所得金額の3段階区分による軽減税率の適用はない。
4. 平成27年4月1日以後に開始する事業年度は、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合、資本金と資本準備金の合算額を資本金等の額とする。

(3) 地方法人特別税・特別法人事業税（国税）

これらは地方税ではないが、地域間の税源偏在を是正するため、従前の法人事業税の一部を国税（地方法人特別税）として徴収し、国が都道府県に財源を再分配した経緯がある。平成31年度税制改正によって地方法人特別税が廃止され、地域間の財政力格差の拡大等を踏まえ、地方法人課税における税源の偏在を是正するため、新たに特別法人事業税が創設されている。

課税標準	法人の種類		地方法人特別税	特別法人事業税	
			平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人		414.2%	260%	
	外形標準課税適用法人以外の法人	普通法人	43.2%	37%	
		特別法人	43.2%	34.5%	
基準法人収入割額	電気供給業（※）、ガス供給業、保険業又は貿易保険業		43.2%	30%	
	小売電気事業等又は発電事業等		—	40%	

※ 小売電気事業等又は発電事業等を行う法人の令和2年4月1日以後に開始する事業年度については、基準法人収入割額に対して40%の税率が適用されます。

(4) 申告と納税

申告の種類により、以下のように分類される。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
1 中間申告 (外形標準課税適用法人、収入金額課税法人及び法人税の中間申告が必要な法人。ただし、特別法人を除く。)	(1) 田定申告	前事業年度の税額/前事業年度の月数×6	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	仮決算の所得等の金額×税率	
2 確定申告		所得等の金額×税率－中間申告額	事業年度終了の日から2月以内（定款等の定めにより決算が確定しない法人にあっては3月以内。連結法人は4月以内。（会計監査人を置いている場合は最大6月以内））
3 修正申告	(1) 申告した所得等の金額に不足額があったとき	所得等の金額×税率－既確定税額	速やかに
	(2) 申告した後に税務署の更正を受けたとき		税務署が更正の通知をした日から1月以内

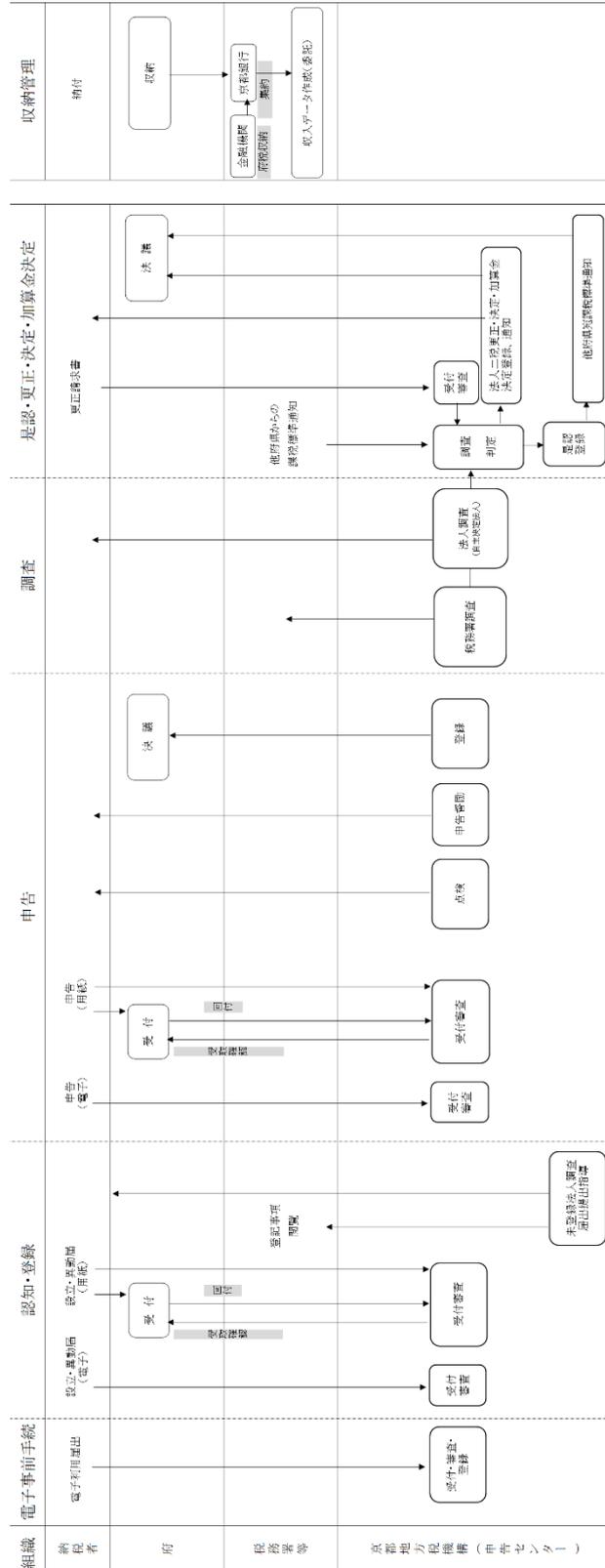
- (注)
1. 各特定信託の計算期間の所得に係る申告については、上記に準じた取扱いをします。
 2. 申告と納税等は、全て法人府民税と一緒に行うことになっています。
 3. 法人税で連結納税を行っている法人は、個々の法人ごとに中間申告義務の判定が必要です。

4.3 事務の流れ

法人二税の課税事務は、平成 24 年 4 月より本庁税務課から京都地方税機構法人税務課に移管されている。

現在、本庁税務課では、申告書等の調定に関する決議及び更正・加算金決定等の決議処理を行うのみであり、申告書の受付、税額の算定、税務調査等は、全て京都地方税機構法人税務課に移管されている。

本庁税務課及び京都地方税機構法人税務課における法人二税に関する現在の事務のフローは以下のとおりである。



4.4 事務の特徴

地方税電子申告 (eLTAX) の普及や、国税電子申告データの府税電算システ

ムへの連携が可能となったことで、課税事務の在り方が大きく変わっており、特徴的な事務としては以下4点が挙げられる。

この点を踏まえ、法人二税においては、過去から現在に至るまでの税収の状況や徴収率の状況を俯瞰した上で、本庁税務課及び京都地方税機構法人税務課へのヒアリングと資料調査を行い、これら事務の執行状況を確認した。

(1) 京都府税務支援システムへの入力について

法人二税の課税に当たり必要となる法人税（国税）の申告情報について、一部は税務署からデータとして提供され、京都府税務支援システムと連携されるものの、一部は税務署への紙ベースでの個別収集が必要となっている。京都地方税機構法人税務課の職員はこの非連携となっている申告情報のほか、データ連携される申告情報のうち府税データを突合して不一致となったもの等を含めて、その内容の確認のために京都府内の13税務署に度々訪問し、法人税申告書等の閲覧を行い、転記した資料を持ち帰って利用していることから、これら資料調査の状況を確認した。

(2) 税務調査の実施状況について

資料調査のほか、京都地方税機構法人税務課は未申告法人について独自に把握し課税を行っている。また、法人事業税の外形標準課税法人について税務調査を実施していることから、これら税務調査の状況を確認した。

(3) 収入割の申告について

太陽光発電を行い、電力会社に売電して収入を得ている京都府内の法人については、原則として収入割による申告が必要となる。電力の固定価格買取制度の開始に伴い、売電事業が普及したことで増加している収入金額課税法人の申告の状況について、取扱いの現況を確認した。

(4) 業務マニュアルについて

京都府の税務行政全体の課題として、税分野に携わる人員の不足・ノウハウの承継が挙げられる。ベテラン職員が実施してきた税実務について、新任職員の経験不足を補い、培ってきたノウハウを継承して課税の公平を確保するためには、業務手順を定めたマニュアルや、過去の経験から積み上げられ

たチェックリストの整備・運用が不可欠であろう。そのため、業務マニュアルである課税事務処理要領の整備運用の状況を確認した。

4.5 税収の状況

4.5.1 税収の年度推移

(1) 法人府民税

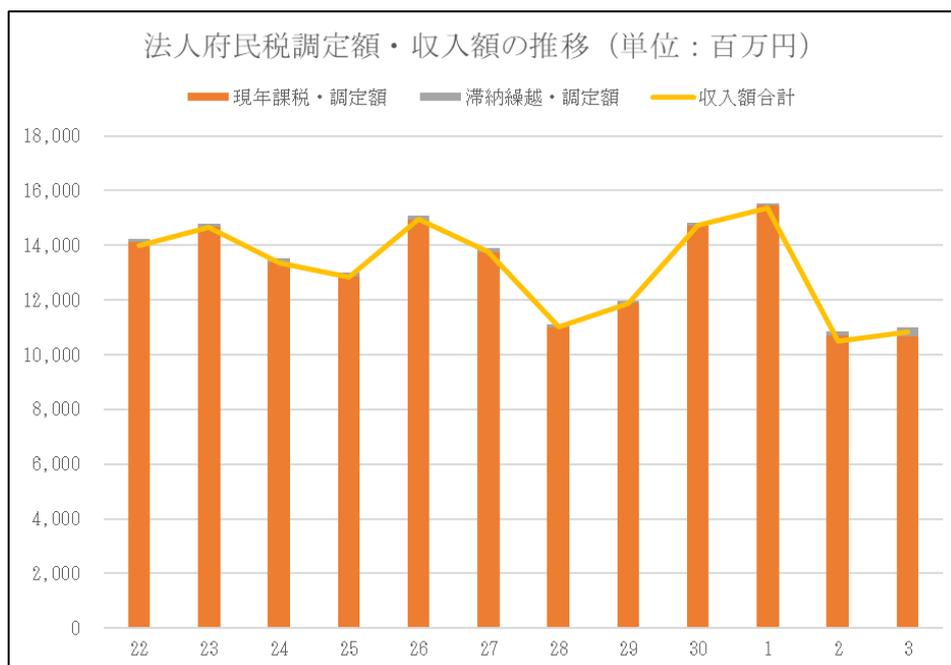
平成 22 年度から令和 3 年度までの法人府民税の調定額・収入額の状況は以下のとおりである。

< 法人府民税の調定額・収入額 >

(単位：百万円)

年度	現年課税		滞納繰越		合計	
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
H22	14,120	13,975	131	36	14,251	14,011
H23	14,678	14,610	129	37	14,808	14,647
H24	13,384	13,325	147	52	13,531	13,377
H25	12,865	12,807	139	40	13,003	12,847
H26	14,956	14,917	140	38	15,096	14,955
H27	13,759	13,733	125	30	13,884	13,763
H28	11,017	10,980	108	24	11,125	11,004
H29	11,879	11,846	99	19	11,978	11,865
H30	14,728	14,703	90	20	14,818	14,723
R1	15,460	15,350	78	22	15,538	15,371
R2	10,711	10,458	156	31	10,867	10,489
R3	10,653	10,621	343	208	10,996	10,828

※ 「収入額」には、還付未済額は含まない。



過去 12 年を俯瞰すると、平成 22 年度には 14,251 百万円であった調定額について、平成 26 年度には 15,096 百万円まで増加したのち、平成 28 年度には 11,125 百万円まで減少していることがわかる。これは、税源の偏在是正措置として国税である地方法人税が創設され、地方交付税の原資とされたことに伴い、法人税割の税率の引下げ（超過税率ベースで 5.8%→4.0%）が行われたことによる。

その後、堅調な企業業績を背景に、令和元年度には 15,538 百万円まで増加したものの、令和 2 年度においては減少に転じ、令和 3 年度は 10,996 百万円となっている。これは、令和元年 10 月 1 日開始事業年度以降、地方法人税がさらに引き上げられたことに伴い、法人税割の税率の引下げ（超過税率ベースで 4.0%→1.8%）が行われたほか、新型コロナウイルス感染症の蔓延による企業業績への打撃が影響したものと見える。

平成 22 年度には 131 百万円となっていた滞納繰越の調定額については、平成 24 年度において 147 百万円まで増加をしたものの、以降は減少し、令和元年度には 78 百万円となっていた。しかし、令和 2 年度には 156 百万円、令和 3 年度には 343 百万円と大幅に増加し、過去 12 年間で最多となっている。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により滞納が増加した影響によるほか、令和 2 年度において多額の滞納を生じる法人の大口滞納処理事案が生じたことによる。

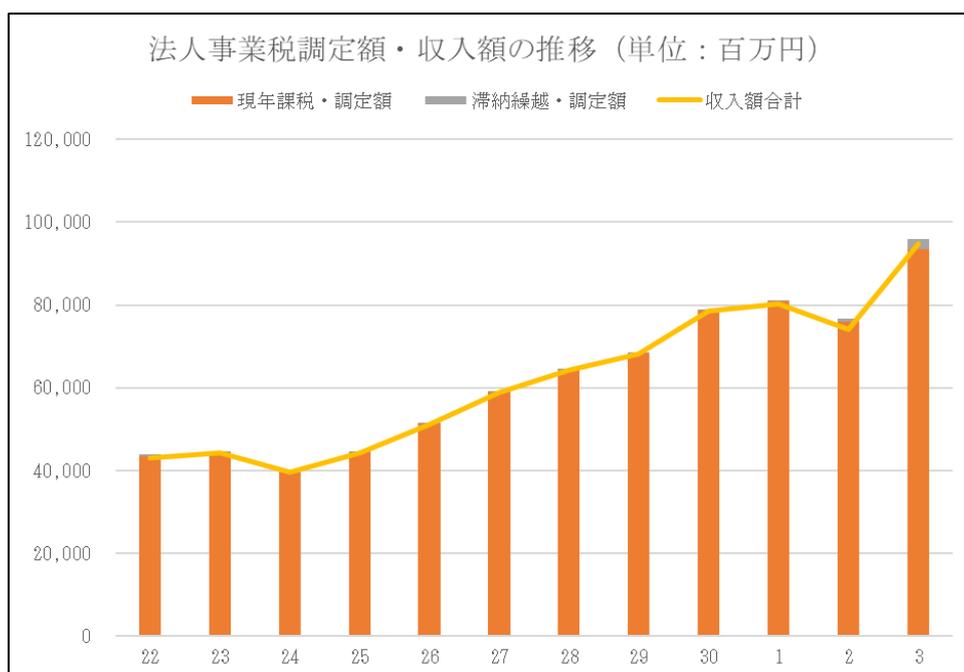
(2) 法人事業税

続いて、平成 22 年度から令和 3 年度までの法人事業税の調定額・収入額の状況は以下のとおりである。

< 法人事業税の調定額・収入額 > (単位：百万円)

年度	現年課税		滞納繰越		合計	
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
H22	43,437	42,836	392	104	43,829	42,940
H23	44,363	44,260	245	64	44,608	44,324
H24	39,543	39,460	250	100	39,793	39,560
H25	44,435	44,340	191	53	44,626	44,393
H26	51,242	51,183	193	34	51,435	51,217
H27	58,953	58,922	198	23	59,151	58,946
H28	64,310	64,216	194	37	64,503	64,254
H29	68,290	68,229	187	25	68,477	68,254
H30	78,602	78,538	152	28	78,754	78,566
R1	80,971	80,329	144	52	81,116	80,381
R2	75,944	73,997	848	76	76,791	74,073
R3	93,477	93,332	2,342	1,419	95,818	94,752

※ 「収入額」には、還付未済額は含まない。



過去 12 年を俯瞰すると、平成 22 年度には 43,829 百万円であった法人事業税の調定額は以後順調に増加し、令和元年度には 81,116 百万円となっている。これは、平成 26 年 10 月 1 日以後開始事業年度以降、地方法人特別税の一部が法人事業税に復元した要因によるほか、京都府内法人の好調な業績を背景としたものである。

一方で、令和 2 年度については 76,791 百万円と大きく減少している。これは新型コロナウイルス感染症の蔓延による企業業績への打撃が影響したものである。令和 3 年度は企業業績が急回復して大きく増収となった。

平成 22 年度には 392 百万円となっていた滞納繰越額の調定額については、令和元年度にかけて 144 百万円まで順調に減少していたところ、令和 2 年度には 848 百万円、令和 3 年度には 2,342 百万円に増加しており、過去 12 年間で最多となっている。これは、法人府民税と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたほか、令和 2 年度において多額の滞納を生じる法人の大口滞納処理事案が生じたことによるものである。

(3) 全国比較

全国の令和 3 年度の法人二税の調定額について、降順に整理したものは以下のとおりである。

京都府の令和 3 年度の法人二税調定額は 1,068 億 14 百万円となっており、都道府県別で 11 番目の水準にある。なお、全国の法人二税調定額の合計額は 5 兆 2,752 億 99 百万円であり、このうち京都府はおよそ 2.0%を占めている。

<全都道府県の法人二税の調定額>

(単位：百万円)

順位	都道府県	調定額	シェア	順位	都道府県	調定額	シェア
1	東京都	1,501,622	28.5%	25	山口県	44,127	0.8%
2	大阪府	457,201	8.7%	26	愛媛県	43,509	0.8%
3	愛知県	357,821	6.8%	27	石川県	40,780	0.8%
4	神奈川県	288,753	5.5%	28	鹿児島県	38,685	0.7%
5	福岡県	181,112	3.4%	29	富山県	38,318	0.7%
6	埼玉県	176,759	3.4%	30	沖縄県	35,747	0.7%
7	兵庫県	170,022	3.2%	31	福井県	35,612	0.7%
8	千葉県	166,779	3.2%	32	香川県	34,070	0.6%
9	北海道	146,575	2.8%	33	岩手県	31,875	0.6%
10	静岡県	139,730	2.6%	34	大分県	30,928	0.6%

11	京都府	106,814	2.0%	35	青森県	30,190	0.6%
12	茨城県	98,497	1.9%	36	長崎県	28,875	0.5%
13	広島県	97,486	1.8%	37	山梨県	28,279	0.5%
14	宮城県	89,703	1.7%	38	山形県	27,416	0.5%
15	新潟県	68,417	1.3%	39	宮崎県	26,587	0.5%
16	福島県	67,651	1.3%	40	奈良県	24,061	0.5%
17	群馬県	67,124	1.3%	41	徳島県	23,702	0.4%
18	長野県	65,722	1.2%	42	秋田県	23,654	0.4%
19	栃木県	64,888	1.2%	43	和歌山県	22,593	0.4%
20	三重県	64,291	1.2%	44	佐賀県	22,585	0.4%
21	岡山県	60,774	1.2%	45	島根県	18,468	0.4%
22	岐阜県	60,058	1.1%	46	高知県	16,689	0.3%
23	滋賀県	51,213	1.0%	47	鳥取県	14,830	0.3%
24	熊本県	44,707	0.8%		全国合計	5,275,299	100.0%

(4) 課税客体数（法人数）

令和2年度の京都府の資本金別法人数は以下のとおりである。法人76,738社のうち、資本金1億円以下の普通法人が68,834社となっており、全体の89.7%を占めている。

<京都府の資本金別法人数>

区分		法人数	構成比	前年増減
普通法人	1,000万円未満	40,093	52.25%	1,417
	1,000万円以上 5,000万円未満	25,772	33.58%	-243
	5,000万円以上 1億円未満	2,969	3.87%	21
	1億円以上 10億円未満	1,894	2.47%	-28
	10億円以上 50億円未満	508	0.66%	-14
	50億円以上	563	0.73%	-23
特別法人		2,070	2.70%	-6
公益法人		2,470	3.22%	53
人格なき社団		399	0.52%	-1
合計		76,738	100.00%	1,176

(注1) 法人数は、令和3年3月31日現在の数値である。

(注2) 令和2年度の法人府民税・事業税の課税資料に基づき、不申告法人・休業法人・清算法人・所在不明法人も含めて計上した。

4.5.2 徴収率等の状況

(1) 徴収率の推移

平成 22 年度から令和 3 年度までの法人二税の徴収率の状況は以下のとおりである。

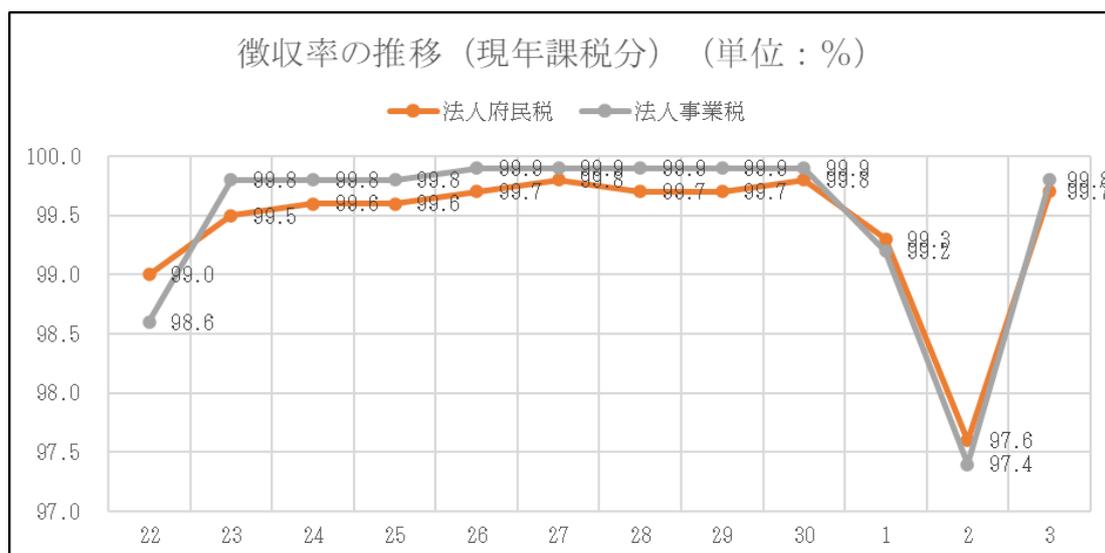
< 法人二税の徴収率の状況 >

(単位：%)

年度	法人府民税			法人事業税		
	現年課税	滞納繰越	計	現年課税	滞納繰越	計
22	99.0	27.8	98.3	98.6	26.6	98.0
23	99.5	28.7	98.9	99.8	26.2	99.4
24	99.6	35.1	98.9	99.8	40.1	99.4
25	99.6	28.5	98.8	99.8	27.6	99.5
26	99.7	27.4	99.1	99.9	17.5	99.6
27	99.8	23.8	99.1	99.9	11.8	99.7
28	99.7	22.4	98.9	99.9	19.3	99.6
29	99.7	18.7	99.1	99.9	13.3	99.7
30	99.8	22.6	99.4	99.9	18.5	99.8
1	99.3	27.9	98.9	99.2	36.2	99.1
2	97.6	19.6	96.5	97.4	9.0	96.5
3	99.7	60.6	98.5	99.8	60.6	98.9

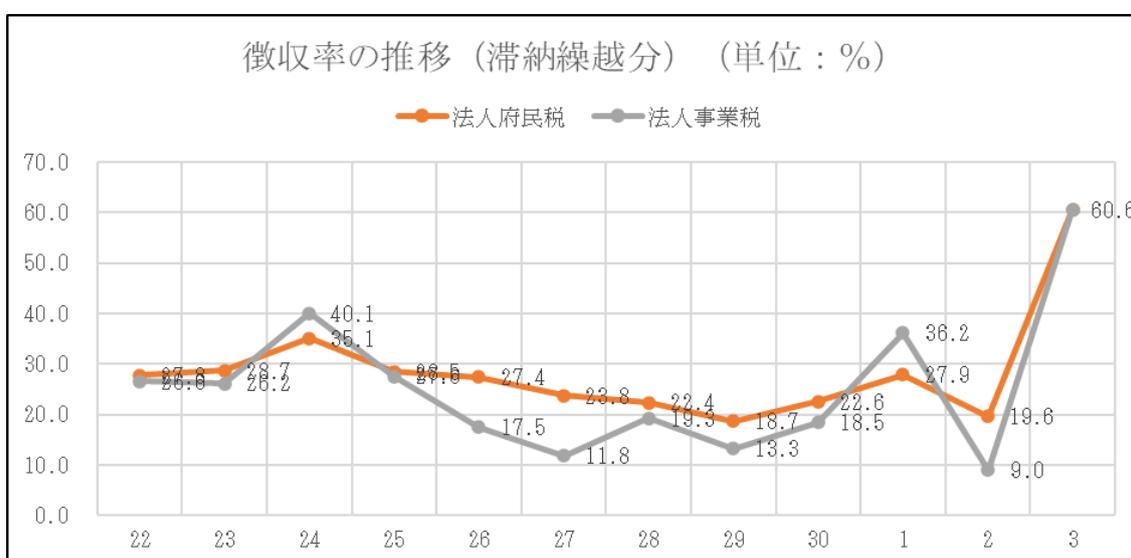
※ 徴収率は、収入額に還付未済額を含めずに算出している。

現年課税分の徴収率の推移を確認したものが以下である。



これをみると、現年課税分の徴収率は、京都地方税機構に移管された平成 24 年度以降は平成 30 年度まで、法人府民税は 99.6%以上、法人事業税は 99.8%以上で推移していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた令和元年度に法人府民税は 99.3%、法人事業税は 99.2%に低下したことがわかる。更に令和 2 年度には法人府民税について 97.6%、法人事業税について 97.4%にまで大幅に下落しているが、これは前述の大口滞納処理事案が生じたことによる。

続いて、滞納繰越分の徴収率の推移を確認したものが以下である。



年度毎のばらつきが大きいものの、平成 22 年度にはそれぞれ 27.8%、26.6%であった法人府民税と法人事業税の徴収率は、令和元年度にはそれぞれ 27.9% (+0.1%)、36.2% (+9.6%)まで改善していた。

しかし、令和 2 年度には法人府民税について 19.6%、法人事業税については 9.0%にまで低下した。この原因も前述の大口滞納処理事案によるものである。

(2) 全国比較

令和 3 年度における全国の法人府民税・法人事業税合計の徴収率（収入歩合）を比較した表は以下のとおりである。これをみると、京都府の徴収率は全国平均である 99.6%を下回る 99.5%となっており、全国順位で 40 番目と下位に位置している。

なお、現年課税分については特段の問題がないものの、滞納繰越分について60.6%と、全国でも低い水準であることがわかる。

＜全都道府県の法人二税に関する収入歩合＞

順位	都道府県	現年課税	滞納繰越	合計	順位	都道府県	現年課税	滞納繰越	合計
1	愛知県	100.2%	88.5%	100.1%	25	兵庫県	99.9%	81.0%	99.7%
2	和歌山県	100.0%	95.5%	99.9%	26	鹿児島県	99.9%	60.1%	99.7%
3	長崎県	100.0%	88.2%	99.9%	27	宮城県	99.9%	72.4%	99.7%
4	鳥取県	100.0%	95.6%	99.9%	28	山梨県	99.9%	85.4%	99.7%
5	山形県	100.0%	94.2%	99.9%	29	岩手県	99.9%	73.9%	99.7%
6	神奈川県	100.1%	83.2%	99.9%	30	石川県	100.0%	88.1%	99.7%
7	静岡県	99.9%	96.8%	99.9%	31	徳島県	99.8%	72.2%	99.6%
8	秋田県	99.9%	94.7%	99.9%	32	福井県	99.8%	76.9%	99.6%
9	新潟県	99.9%	89.9%	99.9%	33	高知県	100.0%	62.9%	99.6%
10	三重県	99.9%	95.7%	99.9%	34	茨城県	99.9%	63.3%	99.6%
11	栃木県	99.9%	94.3%	99.9%	35	広島県	99.8%	81.9%	99.6%
12	大阪府	100.3%	66.4%	99.8%	36	香川県	99.8%	64.6%	99.5%
13	滋賀県	100.0%	91.8%	99.8%	37	沖縄県	99.8%	84.5%	99.5%
14	佐賀県	100.0%	82.3%	99.8%	38	千葉県	99.8%	88.0%	99.5%
15	青森県	99.9%	82.1%	99.8%	39	熊本県	99.9%	56.8%	99.5%
16	埼玉県	99.9%	88.2%	99.8%	40	京都府	100.5%	60.6%	99.5%
17	長野県	99.9%	91.8%	99.8%	41	北海道	99.8%	66.0%	99.4%
18	群馬県	99.9%	84.0%	99.8%	42	宮崎県	100.0%	35.6%	99.4%
19	富山県	99.9%	92.2%	99.8%	43	東京都	99.8%	70.4%	99.3%
20	島根県	99.9%	87.6%	99.8%	44	福岡県	99.5%	79.9%	99.3%
21	山口県	99.9%	90.5%	99.8%	45	大分県	99.8%	50.7%	99.2%
22	愛媛県	99.9%	73.2%	99.8%	46	福島県	99.9%	48.6%	99.1%
23	岡山県	99.9%	86.9%	99.8%	47	奈良県	99.6%	56.0%	99.0%
24	岐阜県	99.9%	94.1%	99.7%		全国	99.9%	77.4%	99.6%

※ 徴収率は、収入額に還付未済額を含めて算出している。

続いて、京都府の法人府民税・法人事業税の徴収状況について、過去5年における収入歩合及びその全国順位について確認した表は以下のとおりである。これをみると、平成30年度の100.4%（全国2位）から令和元年度には99.6%（同36位）へと転落しており、こちらも前述の大口滞納処理事案が影響している。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
現年課税	100.5%	100.6%	99.8%	98.3%	100.5%
滞納繰越	15.2%	20.0%	33.3%	10.7%	60.6%
合計	100.2%	100.4%	99.6%	97.3%	99.5%
全国順位	3	2	36	39	40

※ 徴収率は、収入額に還付未済額を含めて算出している。

(3) 滞納繰越額・不納欠損額

法人府民税・法人事業税の過去 3 年間ににおける滞納繰越額・不納欠損額の状況は以下のとおりである。

< 法人二税滞納繰越額・不納欠損額 >

(単位：千円)

法人府民税	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	比率 (R3)
調定額	15,538,079	10,867,207	10,995,758	100.00%
収入額	15,371,353	10,488,758	10,828,191	98.48%
滞納繰越額	157,216	367,717	157,793	1.44%
不納欠損額	9,511	10,732	9,774	0.09%
不納欠損額の内訳				
滞納処分の停止に係るもの	9,315	10,550	9,636	0.09%
即時消滅	3,354	1,786	4,207	0.04%
期間満了	3,597	6,732	3,762	0.03%
時効完成	2,364	2,032	1,667	0.02%
時効完成に係るもの	195	182	138	0.00%

法人事業税	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	比率 (R3)
調定額	81,115,789	76,791,219	95,818,358	100.00%
収入額	80,381,051	74,043,200	94,751,683	98.89%
滞納繰越額	715,200	2,696,534	1,047,214	1.09%
不納欠損額	19,538	21,485	19,461	0.02%
不納欠損額の内訳				
滞納処分の停止に係るもの	19,537	21,477	19,390	0.02%
即時消滅	9,037	6,887	17,353	0.02%
期間満了	9,177	14,098	1,585	0.00%
時効完成	1,323	492	452	0.00%
時効完成に係るもの	1	8	71	0.00%

※ いずれも「収入額」には、還付未済額は含まない。

(4) 徴収猶予・換価猶予

法人府民税及び法人事業税について、平成 29 年度から令和 3 年度における徴収猶予額・換価猶予額の実績は以下のとおりである。

< 法人二税徴収猶予・換価猶予実績 >

法人府民税					
年度	手続 件数	徴収猶予		換価猶予	
		金額 (円)	件数	金額 (円)	件数
平成 29 年度	0	0	4	3,972,600	
平成 30 年度	0	0	7	4,023,600	
令和元年度	8	1,167,500	1	424,500	
令和 2 年度	387	226,701,430	12	2,386,700	
令和 3 年度	50	10,286,730	16	1,468,500	

法人事業税					
年度	手続 件数	徴収猶予		換価猶予	
		金額 (円)	件数	金額 (円)	件数
平成 29 年度	0	0	5	8,847,471	
平成 30 年度	0	0	7	13,830,505	
令和元年度	6	7,266,921	0	0	
令和 2 年度	268	1,871,572,359	5	19,888,217	
令和 3 年度	31	94,620,222	10	13,892,179	

令和 2 年度において、徴収猶予の件数及び金額が顕著に増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症拡大にかかる徴収猶予の特例制度が設けられ、同制度の利用者が含まれることによる。なお、同制度は令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する府税への適用をもって終了しており、適用件数も減少している。

4.6 事務の状況

4.6.1 府税務支援システムへの入力について

(1) 紙申告の件数と対応状況

申告情報の府税電算システムへの連携が可能であることから、納税者の地方税電子申告の利用率の向上は課税事務の効率化に直結する。京都府の全申

告件数と電子申告利用率の推移は以下のとおりである。

< 法人二税電子申告利用数・利用率 >

年度	全申告件数	電子申告	利用率	全国平均	全国順位
令和元年度	83,685	64,581	77.2%	73.7%	19位
令和2年度	82,105	65,588	79.9%	77.2%	17位
令和3年度	83,514	69,753	83.5%	81.7%	16位

法人二税に関する地方税電子申告利用率については年々上昇しており、令和3年度の電子申告利用率は83.5%である。これは全国平均81.7%を1.8ポイント上回るほか、全国の都道府県で16番目の水準である。

なお、近年の近畿2府4県の電子申告の利用率は以下のとおりであり、京都府は滋賀県（86.9%、全国2位）、和歌山県（84.7%、全国13位）に次ぐ利用率となっていることから、相対的に高いといえる。

< 近畿2府4県の電子申告利用率の推移 >

府県	令和元年度	令和2年度	令和3年度	全国順位 (令和3年度)
京都府	77.2%	79.9%	83.5%	16位
大阪府	71.7%	75.3%	79.5%	38位
兵庫県	71.2%	75.6%	79.8%	36位
奈良県	76.4%	79.4%	78.8%	40位
滋賀県	76.9%	84.0%	86.9%	2位
和歌山県	77.9%	80.5%	84.7%	13位
全国平均	73.7%	77.2%	81.7%	-

他方、令和3年度における法人二税の紙申告件数の状況を調べたものは以下のとおりである。令和3年度における法人二税紙申告件数の全国総数758,576件のうち、京都府は13,761件となっている。

<法人二税の申告数・電子申告数・紙申告数>

順位 (紙申告)	都道府県	申告数	電子申告	紙申告	順位 (紙申告)	都道府県	申告数	電子申告	紙申告
1	東京都	783,026	636,100	146,926	25	岩手県	31,306	23,813	7,493
2	大阪府	340,029	270,421	69,608	26	沖縄県	41,737	34,310	7,427
3	神奈川県	244,839	203,141	41,698	27	愛媛県	41,924	34,877	7,047
4	愛知県	234,664	193,774	40,890	28	熊本県	53,844	46,961	6,883
5	埼玉県	188,972	152,079	36,893	29	福井県	27,143	20,543	6,600
6	千葉県	156,208	123,753	32,455	30	石川県	40,779	34,415	6,364
7	北海道	159,063	128,569	30,494	31	奈良県	30,061	23,702	6,359
8	福岡県	160,431	130,196	30,235	32	山口県	36,918	30,629	6,289
9	兵庫県	141,693	113,017	28,676	33	宮崎県	32,665	26,526	6,139
10	茨城県	82,187	64,186	18,001	34	長崎県	35,400	29,333	6,067
11	広島県	90,947	75,600	15,347	35	秋田県	26,273	20,352	5,921
12	静岡県	110,264	95,031	15,233	36	大分県	35,930	30,276	5,654
13	福島県	60,122	45,200	14,922	37	山梨県	28,511	22,898	5,613
14	宮城県	74,750	59,974	14,776	38	高知県	19,630	14,326	5,304
15	京都府	83,514	69,753	13,761	39	佐賀県	24,458	19,559	4,899
16	栃木県	60,261	48,802	11,459	40	滋賀県	35,649	30,973	4,676
17	新潟県	63,829	52,962	10,867	41	青森県	32,299	27,673	4,626
18	鹿児島県	46,056	36,643	9,413	42	富山県	32,383	27,915	4,468
19	長野県	65,922	56,804	9,118	43	徳島県	23,697	19,256	4,441
20	岡山県	60,108	51,428	8,680	44	山形県	28,946	24,797	4,149
21	岐阜県	61,118	52,605	8,513	45	和歌山県	25,212	21,359	3,853
22	香川県	36,540	28,096	8,444	46	島根県	19,600	16,777	2,823
23	群馬県	64,001	55,646	8,355	47	鳥取県	16,789	14,259	2,530
24	三重県	48,714	40,527	8,187		全国合計	4,138,412	3,379,836	758,576

以下に京都府における過去3年間の申告書の提出件数を示した。電子申告の件数が順調に増加しているものの、未だ1.3万社以上の法人が紙申告を行っており、その件数に相当する京都府税務システムへの手入力処理が必要な状況となっている。

<過去3年間の申告書の提出状況>

年度	全申告件数	電子申告件数	紙申告件数
令和元年度	83,685	64,581	19,104
令和2年度	82,105	65,588	16,517
令和3年度	83,514	69,753	13,761

(2) 資料調査への対応状況

法人二税の課税に当たり、京都府(京都地方税機構)は提出された法人府民税・事業税申告書のほか、所轄税務署から別途、課税に必要な情報を収集し、確認している。このうち一部の情報は、国税申告情報と京都府税務支援システムとが連携されており、府税において申告情報の取得・閲覧が可能となっているが、税務署へ訪問しなければ収集できない情報も多く存在する。

令和4年10月時点において、連携する情報と個別収集する情報の区分は以下のとおりである。

<連携情報と非連携情報>

税務署とシステム連携される情報	連携情報では不足するため個別収集する情報
各申告及び更正決定における ・申告日 ・処理日 ・資本金 ・連結有無 ・事業年度期間 ・所得金額 ・繰越欠損額 ・法人税額 ・税額控除 ・加算税額 ・休業 等	・左記情報の項目や額の内訳(法人税別表) ・青色申告か白色申告か ・自主修正か否か ・申告期限延長の有無及び対象年度 ・加算税の対象税額 ・所得の内容・算出方法等 ・公益法人等の収益事業開始日 ・決算書及び勘定科目明細 等

このうち個別収集する資料については、原則的には府内の13税務署に対して京都地方税機構職員が訪問し、法人税申告書又は決算書等を閲覧している。

この資料の閲覧件数について確認したところ、以下のとおりであった。年度別にばらつきがあるものの、近年の資料調査数は2,300件程度で推移していることがわかる。

<年度別資料調査数の状況>

年度	資料調査数	増減
平成24年度	2,456	-
平成25年度	2,025	△431
平成26年度	2,024	△1
平成27年度	2,565	+541

平成 28 年度	2,343	△222
平成 29 年度	2,451	+108
平成 30 年度	2,153	△298
令和元年度	2,844	+691
令和 2 年度	2,247	△597
令和 3 年度	2,376	+129

なお、税務署への訪問については京都市以南 8 税務署にそれぞれ毎月 1 回程度、北部 5 税務署はそれぞれ年 3～6 回程度実施し、所要日数は各回につき 1 日、人員体制は 1～2 人体制にて実施しているとのことである。

(3) 入力事務効率化の検討状況

1.3 万件超にも及ぶ紙の申告書に係る情報や、税務署にて閲覧・調査された年間 2,300 件超にもわたる情報については、京都地方税機構において京都府税務支援システムに対し、必要に応じて担当者や外部委託先の職員が手入力しており、これには相応の労働時間が投下されているものと思料する。

近年ではこういった定型かつ大量の紙資料のデータ化に際し、手動で行うのではなく、AI-OCR や RPA などデジタル技術を活用した省力化・自動化に積極的に取り組む先進的な自治体も多数存在しているところである。

この点について、とりわけ紙の申告書に係る情報のシステムへの手入力作業に係る所要時間について本庁税務課に問い合わせたところ、この手入力作業の多くは委託業者が行っているため、所要時間を把握していないとの回答であった。

また、これら法人二税分野に関するデジタル活用については現在までのところ検討していない、との回答があった。

【意見 13】 手入力作業合理化の検討

法人二税の紙の申告書のデータ手入力作業に係る時間は外部委託業者へ支払う委託料に影響を及ぼす事柄である。

デジタル技術を活用することにより、現在委託している手入力作業を省力化・自動化することができれば、外部委託業務の削減につながり、結果として委託業者へ支払う委託料の削減にも貢献することとなる。

課税に必要な資料調査をこれまでどおり実施しつつ、かつ、合理化する

ために、大量かつ定型的な業務に対する投下時間の把握及びデジタル技術の活用による省力化・自動化の検討を期待したい。

4.6.2 申告督促・未申告法人・外形標準課税の調査について

(1) 申告督促と未申告法人の調査状況

京都地方税機構法人税務課では課税適正化のため、申告督促及び未申告法人等に対する調査を行っている。具体的には、京都府内に主たる事業所を有しているにもかかわらず国税のみを申告し、京都府又は市町村に申告書を提出していない未申告法人等に対して、国税データと府税データの不一致に基づき申告督促を実施している。

また、京都府又は市町村に従たる事務所を有していながら申告書を提出していない未申告法人等に対して、未申告法人調査を実施している。概要は以下のとおりである。

項目	対象
申告督促	京都府内に主たる事業所を有していながら、京都府又は市町村に申告書を提出していない法人に対して申告の督促を実施。
未申告法人調査	京都府内に従たる事務所を有していながら京都府又は市町村に申告書を提出していない法人に対して税務調査を実施。

申告督促及び未申告法人に対する調査の選定は、以下の2種類の手法にて実施され、調査対象に上がった法人に対して実施される。

項目	内容
国税との不一致確認による調査	国税申告データと府税務支援システムの申告データを突合し、府側に当該事業年度の申告がない場合その旨の不一致エラーが出力される。その不一致データを基に接触する。
各地方事務所での調査	各地方事務所において広告や求人情報誌等で新設事業所を把握し、事業を行う法人及び当該法人の府税務支援システムへの登録の有無を確認し、登録がない場合に接触する。

調査実績は以下のとおりである。なお、申告督促の事務については長年実施されているが、件数の集計については令和元年度から開始したとのことである。

< 申告督促の実施件数と申告税額 >

年度	法人数	増減	申告税額 (千円)	増減 (千円)
令和 2 年度	183	-	10,388	-
令和 3 年度	418	+235	36,724	+26,336
令和 4 年度	444	+26	37,992	+1,268

同様に、未申告法人への調査件数は以下のとおりである。

< 未申告法人の調査件数と申告税額 >

年度	調査法人数	申告法人数	増減	申告税額(千円)	増減(千円)
平成 24 年度	(集計無し)	21	-	20,170	-
平成 25 年度	72	12	△ 9	29,212	9,042
平成 26 年度	101	14	2	22,748	△ 6,464
平成 27 年度	151	43	29	9,624	△ 13,124
平成 28 年度	184	78	35	48,405	38,781
平成 29 年度	887	23	△ 55	30,145	△ 18,260
平成 30 年度	958	16	△ 7	37,056	6,911
令和元年度	732	21	5	7,373	△ 29,683
令和 2 年度	436	16	△ 5	7,652	279
令和 3 年度	635	10	△ 6	6,556	△ 1,096

平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、未申告法人に対する調査件数が 184 件から 887 件へと急増している。これは、従来は法人税務課のみ実施していた求人情報や広告等からの情報収集について、平成 29 年度から各地方事務所においても実施したことで、調査能力が強化され件数の増加に寄与したものである。

(2) 外形標準課税法人の調査状況

資本金 1 億円超の外形標準課税法人については、地方税機構法人税務課で法人事業税に関する調査を行っている。対象法人数及び調査の状況は以下の

とおりである。

< 法人事業税外形標準課税法人の調査件数 >

年度	外形法人数	調査法人数	調査割合
平成 24 年度	388	36	9.3%
平成 25 年度	381	60	15.7%
平成 26 年度	342	60	17.5%
平成 27 年度	332	60	18.1%
平成 28 年度	336	60	17.9%
平成 29 年度	322	60	18.6%
平成 30 年度	330	60	18.2%
令和元年度	330	30	9.1%
令和 2 年度	316	20	6.3%
令和 3 年度	310	30	9.7%

令和 3 年度の修正内容は以下のとおりで、調査件数 30 件のうち、是認件数は 10 件（33.3%）、非違事項が存在した件数は 20 件（66.7%）となっており、およそ 7 割の法人に非違事項が発見されている。

調査件数	内訳				
	是認	非違事項あり			
		修正申告	更正		非違事項有 増差税額無
			増額	減額	
30 件	10 件	7 件	0 件	9 件	4 件
	33.3%	23.3%	0%	30%	13.3%

また、調査において発見された非違事項の内訳は以下のとおりである。非違事項件数 79 件のうち、純支払賃借料の取扱いに関する非違が 37 件（46.8%）と最も多くなっている。

非違事項	内訳				
	報酬給与	純支払利子	純支払賃借料	資本割	分割基準
79 件	33 件	9 件	37 件	0 件	0 件
	41.8%	11.4%	46.8%	0%	0%

【意見 14】 外形標準課税法人の調査件数の確保

外形標準課税法人について、令和 3 年度の調査法人 30 社のうち、20 社 (66.7%) が、何らかの非違事項を指摘される状況となっている。

その一方で、平成 29 年には年間 60 社 (対象法人数の 18.2%) となっていた調査法人数については、令和元年度には調査件数が年間 30 社 (同 9.1%) と半減しており、以降も令和 2 年度は年間 20 社、令和 3 年度は年間 30 社にとどまっている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない事情があるものの、非違割合が高い状況となっている点、外形標準課税法人については法人の事業規模が大きく増差税額についても多額となり得る点及び地方税法第 17 条の 5 により、地方税の賦課権が原則として法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって除斥期間により消滅する点を鑑みると、実効性のある調査のあり方を検討しつつ、対象法人数の 2 割程度、年間 60 社程度の調査件数を確保する必要があると考える。

4.6.3 収入金額課税法人の捕捉について

(1) 収入金額課税法人の申告の状況

電気供給業を行う法人は、収入金額を課税標準とする収入割の申告が必要となる。この場合の「電気供給業」については、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、電気を供給している実態があることを指すため、太陽光発電に係る固定価格買取制度を利用した売電事業を行う法人については、全てその対象になる。

収入割の課税標準は以下で示される額となる。収入金額を課税標準とするため、事業年度の所得が赤字であっても、収入金額がある限り納税が発生する点に特徴がある。

$$\text{収入金額(課税標準)} = \text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除すべき金額}$$

①収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいう。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入(電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入)であり、

電気供給業の事業収入に係る全ての収入を含む。 注1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除する。 注2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めない。 注3) 料金と併せて収入する消費税の金額は含めない。

②控除すべき金額

<input type="checkbox"/> 国又は地方団体から受ける補助金
<input type="checkbox"/> 不用品の売却による収入金額
<input type="checkbox"/> 固定資産の売却による収入金額
<input type="checkbox"/> 受取利息及び受取配当金
<input type="checkbox"/> 保険金、有価証券の売却による収入金額
<input type="checkbox"/> 需要者等から収納する工事負担金等
<input type="checkbox"/> 電気事業法第 28 条の 40 第 2 項第 1 号の交付金(※)令和 3 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用
<input type="checkbox"/> 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
<input type="checkbox"/> 電気供給業を行う他の法人から非化石証書を購入し、又は卸電力取引所を介して自らが販売を行った非化石証書を購入し、これらの非化石証書を利用して非化石エネルギー源に由来する電気として供給を行う場合における当該非化石証書購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額
<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条の賦課金
<input type="checkbox"/> 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等
<input type="checkbox"/> 託送供給に係る料金として他の電気供給業を行う法人に支払うべき金額に相当する収入金額(平成 12 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
<input type="checkbox"/> 廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する収入金額(平成 29 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
<input type="checkbox"/> 日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額(平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限り適用)
<input type="checkbox"/> 旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額(平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
<input type="checkbox"/> 一般送配電事業者が発電事業者に交付する若しくは配電事業者が一般送配電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額(令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用)

平成 29 年度以降の電気供給業（発電以外の小売電気事業等を含む）の申告数は以下のとおりである。なお、各年度の確定申告に対する修正申告や、過去の事業年度の修正申告等は含まない申告数となっている。

< 電気供給業の申告数 >

	申告数	増加数	前年増加率
平成 29 年度	81	-	-
平成 30 年度	113	+32	39.5%
令和元年度	145	+32	28.3%
令和 2 年度	166	+21	14.5%
令和 3 年度	303	+137	82.5%

太陽光発電に係る売電事業の普及に伴い、申告数は増加の一途をたどっている。令和 3 年度の申告数は 303 件となっており、これは平成 29 年度の申告数 81 の 3.7 倍の水準であることがわかる。とりわけ令和 2 年度の 166 件から令和 3 年度には 303 件へと申告数が急増しているが、これは発電・小売事業者が送配電網を公平に利用できるよう、令和 2 年度に送配電部門の法的分離がなされたことと、令和 2 年度税制改正において、全面自由化された発電・小売部門の法人事業税に所得金課税方式が一部導入されたことを受け、売電事業への新規参入が増加した影響であると思われる。

令和 2 年度税制改正における課税方式の変更は以下のとおりである。

なお、税率は 4.2.2(2)を参照されたい。

		令和2年3月31日以前 開始事業年度	令和2年4月1日以後 開始事業年度
下記以外の電気供給業		収入割	
小売電気事業等(※2) 発電事業等(※3) 特定卸供給事業(※4)	下記以外の法人	収入割	収入割+所得割
	資本金1億円超(※1)		収入割+付加価値割+資本割

※1 特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く

※2 小売電気事業等とは以下の事業をいいます。

①電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業

②上記※2①に準ずるものとして総務省令で定める事業(他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。ただし、一般送配電事業、特定送配電事業、発電事業及び発電事業に準ずる事業(以下の※3②)に該当する部分を除きます。

※3 発電事業等とは以下の事業をいいます。

①電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業

②上記※3①に準ずるものとして総務省令で定める事業(自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業(小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除きます。)を含みます。

※4 特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用です。

既に京都府において所得課税事業を営む法人が、新規事業として売電事業を開始した場合、既存事業と売電事業において課税方式が異なるため、原則としてそれぞれの事業部門ごとに課税標準額及び税額を計算し、所得割と収入割を納めることになる。その場合の取扱いは以下のとおりである。

取扱い	申告納付の方法
原則	課税方式が異なる事業(例えば小売電気事業等と所得金課税事業)を併せて行っている場合は、それぞれの事業部門ごとに区分計算したそれぞれの課税標準額及び税額を算定し、それらの税額の合算額により申告納付する。
例外	従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の付帯事業として行われると認められる場合は、従たる事業を主たる事業の課税方式によって課税標準額、税額を算出することができる。 ※従たる事業の「軽微なもの」の判定とは、事業の実態に即して行うべきであるが、一般に次の要件に全てあてはまる場合は、これに該当するものとみなして差し支えないとされている。 ・当該事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の1割程度以下であること ・売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないもの

(2) 収入割申告の確認

この売電事業に係る収入割の申告状況について、適正に実施されているかどうかの確認方法を問い合わせたところ、新規設立法人が太陽光発電を開始した場合について、開業届に記載された事業目的等から売電事業開始の事実を把握し、確認しているとの回答があった。

その一方で、京都府において事業を営む既設法人について、新規事業として太陽光発電を開始した場合については、京都府ホームページの「申告書の記載の手引き」中に「電気供給業を行う法人の事業税について」という資料を掲載する、京都地方税機構から全法人に送付するプレ申告の案内に同封するリーフレット「直近の税制改正の概要について」に記載する、など全ての法人に向けた画一的な案内は実施しているものの、京都府内法人の売電事業の開始を個別に捕捉する手段がなく、適正に申告されているかどうかの確認はできていないとの回答があった。

【意見 15】 収入課税法人の調査方法の開発

売電事業に係る収入割の申告が必要な場合、課税所得が赤字であっても納税が発生する。そのため、既設法人が大規模な売電事業を開始し、かつ、赤字決算に至っている場合において、当該法人が誤って所得割課税のみで申告しているときは、本来、納められるべき法人事業税が脱漏してしまうことになる。

太陽光発電に係る売電事業の普及に伴い、収入割にて申告すべき法人数は確実に増加している状況にあるので、既存法人の売電事業の開始を個別に捕捉する方法を開発し、適正な課税事務の執行を担保する必要がある。

経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイトには、京都府内において売電できる事業者一覧として 21 社が登録・公表されている。慎重な対応が必要となるであろうが、例えばこれらの法人から売電事業者に関する情報提供を受ける方法を検討するなど、適正な課税の実現に向け新たな調査方法を開発されたい。

4.6.4 業務マニュアルの運用について

(1) 人材育成面での課題

京都府は、税務行政において解決すべき課題として人材の育成を掲げている。具体的には、平成 28 年 12 月に本庁税務課が作成した「京都府税収確保プラン - 組織・人事の視点から - 」において、人材育成面での課題として以下のとおり掲載している。

□人材育成面での課題

ベテラン職員が多いため、個々の専門知識やスキルにより今は組織が機能しているが、中堅層の職員がいないことから、段階的な知識の継承ができず、初任者等への指導的役割を果たす職員が不足するとともに、今後、ベテラン職員の退職に伴い、スキルの継承不足は加速度的に進み、正確な税業務の遂行や安定的な税収確保が困難となるおそれがある。

指導的役割を担う職員が不足する中、正確な税実務を遂行するための施策としては、研修の実施などの教育訓練施策と合わせて、業務マニュアルやチェックリストをベテラン職員が在職する間に充実させ、彼らが蓄積してきた暗黙知を可視化・文書化し、京都府内において継承することが求められるところである。そのため、業務マニュアルの作成と運用状況を確認した。

(2) 業務マニュアルの運用状況

法人二税の課税事務においては、本庁税務課及び京都地方税機構において、それぞれ課税事務処理要領が作成されている。課税事務処理要領の種類及び作成（改訂）年度は以下のとおりである。

部局	業務マニュアル	作成（改訂）
本庁税務課	法人二税課税事務処理要領	平成 24 年 4 月
京都地方税機構	法人府民税・事業税法人市町村民税 課税事務処理要領	平成 28 年 3 月

本庁税務課及び京都地方税機構にこれらの改訂履歴を確認したところ、以下の状況が判明した。

① 法人二税課税事務処理要領（本庁税務課）

法人二税課税事務処理要領については、平成 24 年 3 月に制定後、一度も更新されていない状態であることが判明した。また、参照すべき条項として「第 15 章 文書が返戻された場合の事務 第 1 節 文書の返戻」内に示されている「第 2 章第 2 節」が、当該事務処理要領内にそもそも存在していないなど、明らかな不備が確認された。

第 15 章 第 1 節 文書の返戻

各種の文書は確実に当該法人に到達することが期待されるが、郵送による場合には「あて先に尋ねあたりません。」などとして返戻される場合がある。

次の文書が返戻となった場合には当該法人が移転しているか、あるいは所在地の登録が不完全である可能性があるため、機構において第 2 章第 2 節の所在地確認調査に準じた調査を行う。

② 法人府民税・事業税法人市町村民税課税事務処理要領（京都地方税機構法人税務課）

法人府民税・事業税法人市町村民税課税事務処理要領については、京都地方税機構に法人二税に関する課税業務が移管された平成 25 年 3 月に作成され、平成 28 年 3 月に改訂されたものの、その後は手を入れられていない。

③ 処理要領の改訂予定

法人二税課税事務処理要領については作成から一度も改訂されないまま 10 年以上経過し、法人府民税・事業税法人市町村民税課税事務処理要領についても前回改訂から 7 年が経過しようとしている。

そのため、これら課税事務処理要領に定められた手続と、最新の事務手続において相違点がないか問い合わせたところ、多くの税制改正等による条文の条項ズレ、様式番号ズレ、用語変更等に対応していない箇所が複数発生しているとの回答があった。

これまで見直してこなかった理由について、毎年の税制改正があったものの、結果的に事務手順自体の見直しが必要な改正ではなく、運用との乖離は発生しないため、毎年度に事務コストをかけてまで改訂してこなかった、とのことである。また、今後の更新・改訂についてのスケジュール確認したところ、法人府民税・事業税・法人市町村民税事務処理要領の更新には着手しているものの、完成までのスケジュールは未定であるとの回答があった。

【指摘事項 2】 法人課税事務処理要領の不備

本庁税務課自身が京都府税収確保プランにおいて、人材育成面で課題を抱えており、今後ベテラン職員の個々の専門知識やスキルの継承不足が加速度的に進むことで正確な税業務の遂行が困難となるおそれがある、とまで言及している一方で、職員が正確な税業務を遂行するための拠り所となるべき事務処理要領に不備があり、長期間にわたり改訂されていない。

課税事務については毎年実施される税制改正に的確かつ均一に対応する必要がある点を踏まえると、都度の研修だけではなく、事務処理要領の見直し作業は必須と言える。法人課税事務処理要領については定期的なスケジュールを立てて改訂し、適正な課税実務の執行及びベテラン職員の専門知識やスキルの継承にも役立つものとするべきである。

4.6.5 小括

法人二税に関する事務の課題を俯瞰すると、これらの根本的な要因として、京都地方税機構を軌道に乗せ本格稼働させることを最優先とし、現下の変化への対応が後回しになった面が否めない。

課税実務に携わる職員の高齢化は十分に予測可能な変化であったにもかかわらず、対応が遅れた結果、外形標準課税の調査や、増加する収入課税法人への対応など、法人二税特有の論点を含めた若手職員への課税・徴収のノウハウの承継が、喫緊の課題となってしまった。また、官公庁においても進展し始めたデジタル技術の導入（自治体 DX）についても、本庁税務課は既に遅れをとっていると言わざるを得ない。

限られた予算と人員の中でノウハウの承継を実現するためには、現在の職員が保有する各種のノウハウを適切に文書化するとともに、継続的かつ大量に発生する事務作業については、AI-OCR や RPA などのデジタル技術を駆使し、省力化に努める必要がある。

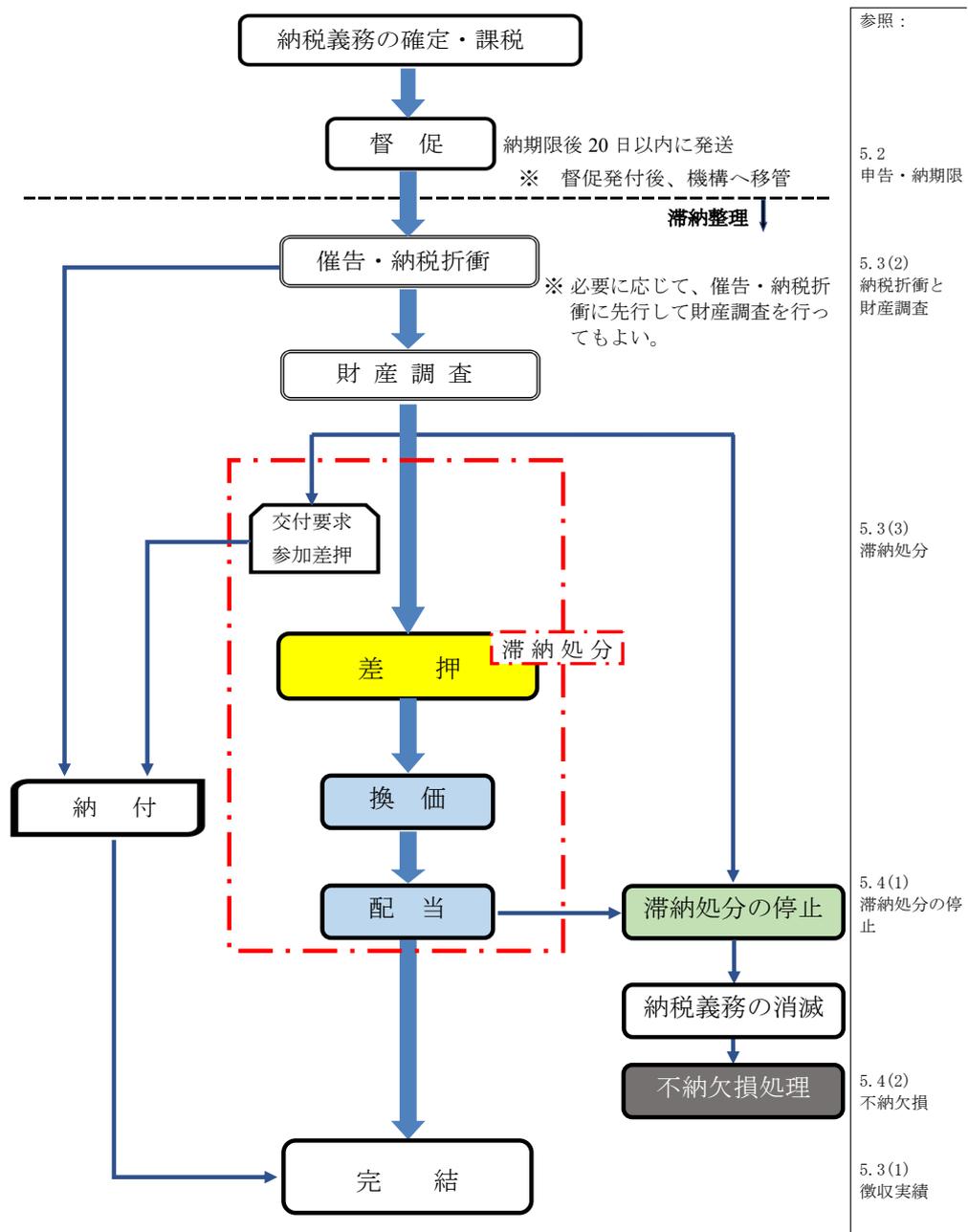
「自治体における RPA 導入ガイドブック（令和 3 年 1 月総務省）」、「自治体における AI 活用・導入ガイドブック（令和 4 年 6 月総務省）」など、総務省から先行事例が積極的に発信されている。自治体 DX の推進を契機に、変化への対応力の向上を求めたい。

5 徴収・滞納整理

5.1 概要

国や地方公共団体が納税者に対して確定した納税義務の履行を求めることを税の徴収という。

府税は原則として納期限内に納められなければならない。しかし、実際には様々な理由により納期限までに納付されず滞納となる額が少なからず発生する。このような滞納が発生した場合には、下図のような流れで解決することになる。これら滞納を解決するための一連の事務手続を滞納整理という。



納期限経過後に督促状が送付されるが、これによっても納税者が任意に納税をしない場合には、地方公共団体は差押え等の強制的手段を行使することができる。この強制的手段を滞納処分という。

5.2 申告・納期限

納期限は税目別に設けられており、税目別の納期限は下表のとおりである。
(一部抜粋)

税金の種類		申告期限	納期限	納める方法
個人府民税	均等割 所得割	給与所得者：給与支払者が1月末日までに給与支払い報告書を市町村長に提出	徴収した月の翌月の10日 (特例あり)	給与支払者が毎月徴収して市町村へ納める
		4月1日現在65歳以上の公的年金等所得者：年金保険者が1月末日までに公的年金等支払報告書を市町村長に提出	偶数月の翌月の10日	年金保険者が年金支払月(偶数月)に徴収して市町村へ納める
		上記以外の所得者：3月15日 (所得税の確定申告をされた方は不要)	市町村民税の納期と同じ	市町村から送付される納税通知書により納める
法人府民税		確定申告は事業年度が終了した日から原則として2月以内	申告と同じ	納税者が納める税額を申告の上、納める
個人事業税		3月15日 (確定申告により申告)	8月末と11月末 (税額が1万円以下の場合8月のみ)	納税通知書により納める
法人事業税		法人府民税と同じ	申告と同じ	納税者が納める税額を申告の上、納める
不動産取得税		取得した日から10日以内	納税通知書で定める日	納税通知書により納める
軽油引取税		毎月分を翌月末日	申告と同じ	特約業者・元売業者が軽油の購入者から徴収し、納める
自動車税	環境性能割	登録・新規検査及び届出のとき	申告と同じ	登録の際に、納める税額を申告の上、納める
	種別割	取得・消滅又は変更のつど	5月末日	納税通知書により納める
新規登録のとき			登録の際に、納める税額を申告の上、納める	

納期限は納税者別に税システムで管理されており、納付期限を経過すると税システムから自動で「督促状」が出力され、納期限後に納税者へ送付され

る。督促状が発付されると滞納整理案件となり、滞納に関する事務は府税事務所から京都地方税機構へ移管される。

(京都地方税機構の概要は 2.2 京都地方税機構に記載のとおり。)

5.3 京都地方税機構の事務

(1) 徴収実績

京都地方税機構は令和 3 年度に移管を受けた滞納額約 150 億円(現年 75.9 億円、滞納繰越 74.6 億円)[内、府税 36.9 億円]に対して徴収業務を進め、約 78 億円[内、府税 16.5 億円]を収納し、収納率は 51.9%[府税分 44.8%]であった。

前年対比では、移管額が 8.4 億円の減少、収納額は 2.8 億円の減収となり、収納率は 1.0 ポイント上昇となっている。

(単位：百万円、%)

	移管額 a			収納額 b			収納率 b/a		
	現年課税	滞納繰越	計	現年課税	滞納繰越	計	現年課税	滞納繰越	計
R2/5	10,360	6,793	17,153	6,462	2,379	8,840	62.4	35.0	51.5
R3/5	7,745	8,134	15,879	5,637	2,450	8,087	72.8	30.1	50.9
R4/5	7,586	7,455	15,041	5,632	2,174	7,806	74.2	29.2	51.9
増減	▲159	▲679	▲838	▲5	▲276	▲281	+1.4	▲0.9	+1.0

(注) 移管額：現年課税は、構成団体において当年度に課税し移管した額
滞納繰越は、構成団体において前年度以前に課税し移管した額であり、移管額から収納額を控除した額に、特定の事情により事前申請された納税猶予期間が経過した額を加算した額となる。

収納額：現年課税は 4 月～翌年 5 月に収納した額
滞納繰越は 4 月～翌年 3 月に収納した額

(2) 納税折衝と財産調査

京都地方税機構は京都府及び府内各市町村（京都市を除く。）から移管された滞納税額の徴収業務を担っており、年度初めに担当者別に滞納繰越案件ごとの取組を協議し、個別の滞納整理方針を策定する。

年度中に京都地方税機構へ移管された滞納案件については、一律に「催告文書」を送付して差押えの事前通知を行っている。

① 財産調査

個人と法人の場合ごとに、それぞれ生活の原資や取引先、蓄財の状況、不動産・動産などを調査する。個人の勤務先を特定し、生活費を除く給与に差押えを行うこともあり、滞納者以外の親族や財産占有者に対して質問・検査・搜索などの手法により財産調査を行っている。

② 分割納付等の相談

税金・国保料は納期限まで一括納付することが原則であるが、納税者に納税のための資力に懸念がある場合、相談の結果、分割納付となるケースがある。なお、法律上、分割納付制度は定められておらず、あくまで例外的な取扱いとされている。

③ 少額滞納案件

少額滞納案件については、早期解決、各地方事務所における事務負担の軽減等を図るため、催告センターにて催告文書の発付を実施している。

催告センターでは、現年課税分（30万円以下の滞納）に対する催告書を作成して一括送付し、滞納繰越分については各地方事務所が選定した案件の催告書を作成し送付している。

<文書催告実績>

現年課税分 103,326 通（前年 99,197 通）

滞納繰越分 33,478 通（前年 33,578 通）

④ 高額滞納案件

一方、滞納額 500 万円以上の高額案件については、令和元年度まで京都地方税機構の業務課において専門チームを組織し、滞納整理を行ってきた。

（高額案件を減少させたことで、専門チームは終了）

(3) 滞納処分

価値のある財産が発見された場合、差押えから換価・配当に至る滞納処分を実施することになる。

① 差押えの状況

直近 3 年間における滞納税額に対する差押えの状況は以下のとおりで

ある。

(単位：百万円)

処分の 内容	対 象 財 産	R 元年度	R2 年度	R3 年度	増 減	
差 押 え	不動産	389	299	238	▲ 61	
	動 産	65	43	56	+ 13	
	債 権	預貯金	4,330	3,408	4,291	+ 883
		給料	689	530	570	+ 40
		生命保険	1,282	965	936	▲ 29
		その他	716	558	613	+ 55
	小計	7,017	5,461	6,410	+ 949	
計	7,471	5,803	6,704	+ 901		
参加差押え 二重差押え	不動産	432	357	247	▲ 110	
	動 産	3	3	5	+ 2	
	債 権	70	87	94	+ 7	
	計	505	447	346	▲ 101	
交 付 要 求		866	824	684	▲ 140	
滞納処分合計		8,842	7,074	7,734	+ 660	

表中の交付要求とは、滞納者の財産に対して先行差押えをしている処分庁がある場合に、同庁に対し滞納府税への交付（配当）を要求するものである。

令和2年度の差押え対応は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を勘案して抑制的な実施となったため、差押え件数は、ほぼ全ての対象財産において前年度実績より減少となった。

令和3年度の差押え件数は、預貯金が増加して前年対比 660 件の増加（+9.3%）となった。

② 換価の状況

換価とは、差し押さえた不動産や動産などの公売（入札による売却等）や、給与支払者及び金融機関等第三債務者などへ差し押さえた債権（給与・預貯金など）を取立て、差押財産を金銭に換えることをいう。

(単位：千円)

区 分		R 元年度	R2 年度	R3 年度	増 減
公売代金受入金		33,445	5,651	23,939	+18,288
債権差押 受入金	預貯金	249,296	237,492	260,003	+22,511
	給料	112,069	103,749	95,415	▲8,334
	生命保険	93,800	56,937	56,741	▲196
	その他	121,784	101,794	94,207	▲7,587
	小計	576,949	499,972	506,366	+6,394
差押現金		10	0	84	+84
交付要求受入金		39,508	24,249	29,366	+5,117
計		649,912	529,873	559,755	+29,882

令和2年度はコロナ禍における納税者の窮境状況にも鑑みたことで特に差押えが減少し、滞納処分により収入した金額は前年対比1億2,000万円の減少(-18.5%)となっている。

一方で令和3年度は特に高額不動産の公売がなされたことで、滞納処分により収入した金額は、前年対比2,988万円増加(+5.6%)となっている。

③ 公売の実施状況

換価手続の一つとして、京都地方税機構が実施した公売の実施状況は以下のとおりである。公売による買受代金額は機構徴収金以外の他の優先債権等への配当が含まれるため、②に記載した公売代金受入金より金額が大きい。

(金額単位：千円)

換価財産		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減
不動産	売却件数 (公告件数)	7 (77)	7 (36)	7 (11)	±0 (▲25)
	買受代金額	50,804	16,003	45,413	+29,410
自動車	売却件数 (公告件数)	1 (2)	0 (0)	3 (3)	+3 (+3)
	買受代金額	15	0	1,089	+1,089
動産	売却件数 (公告件数)	40 (75)	22 (48)	10 (16)	▲12 (▲32)
	買受代金額	786	986	44	▲942
計	売却件数 (公告件数)	48 (154)	29 (84)	20 (30)	▲9 (▲54)
	買受代金額	51,605	16,989	46,546	+29,557

令和2年度はインターネット公売を5回、会場公売を4回実施し、令和3年度はインターネット公売を3回、会場公売を3回実施した。令和3年度の公売収入額は、コロナ禍での処分抑制が緩和され、前年対比で2,956万円(174.0%)の増加となった。

滞納者の中には、日常的な生活を営むための資金力が乏しい者が少なからず存在するため、差し押さえた資産の生活への影響度を確認した上で公売を実施している。したがって差し押さえた資産を全て公売にかけている訳ではなく、また、公売を実施したとしても、直ちに買手が見つからない場合も多く、この点も公売の売却件数が少なくなる要因となっている。

④ 搜索

滞納処分において必要があるときは、滞納者の住居・事務所等の建物や使用している金庫・かばん等に対して、国税徴収法に基づく「搜索」も実施している。令和3年度においては6地方事務所で24回の搜索が執行され、自動車のタイヤロック、動産の差押え等を実施している。

(4) 未納額の状況

令和3年度末現在の未納額は72.36億円と、2年度末に比べ5.56億円減少した。

未納額に対する措置の状況は、換価徴収猶予・差押え・交付要求を行っているものは、12.83億円(17.7%)、滞納処分停止及び不納欠損としたものは、25.57億円(35.3%)である。

(単位：百万円)

年度	未納額 (A)	未納額の措置状況						繰越額 (A-B)
		換価 徴収 猶予	差押え	交付 要求 (参加差押 え含む。)	滞納 処分 執行 停止	不納 欠損 (B)	その他	
元年度末	8,312	41	1,900	359	1,045	512	4,454	7,800
2年度末	7,792	130	1,767	410	989	606	3,891	7,186
3年度末	7,236	76	816	390	1,861	697	3,396	6,539
増減	▲556	▲54	▲950	▲20	+872	+91	▲496	▲648

※ 前年の繰越額を翌年度開始残高として、翌年度中の現年移行分を加え、滞納処分を実行した結果が、翌年度末の未納額となる。

表中の「その他」33.96 億円(46.9%)は、催告の実施や財産調査を実施したものの、徴収に向けた具体的なアクションを実行できていない金額であり、徴収率改善に向けて減らすべき対象となる。

この結果、令和4年度への繰越額は65.39 億円となった。

(5) 延滞金収入額

京都地方税機構では、延滞金として令和3年度は京都府・府内市町村（京都市を除く。）合わせて5.33 億円を徴収した。

(単位：千円)

年度	京都府	府内市町村	合計
H22	423,553	194,486	618,039
H23	410,893	317,030	727,923
H24	432,954	351,155	784,109
H25	415,957	388,548	804,505
H26	361,644	343,756	705,400
H27	328,515	508,570	837,085
H28	312,261	333,749	646,010
H29	267,917	336,155	604,072
H30	260,281	392,324	652,605
R1	234,604	412,427	647,031
R2	190,384	353,417	543,801
R3	186,629	346,307	532,936
前年度比	▲3,755	▲7,110	▲10,865

延滞金収入は各年度の滞納税金の回収額の多寡及び回収税金の滞納期間の長さによって増減する。京都府の延滞金収入が年々減少しているのは、京都地方税機構の稼働により滞納整理が進み、長期滞留していた滞納残高が減少した影響が大きい。

一方、府内市町村については、平成27年度にピークを迎えた後も、高水準の延滞金収入が計上されている。これは構成団体である府内市町村で、国民健康保険料(税)の滞納整理を徐々に京都地方税機構へ移管する事例が増えたためである。

(6) 滞納整理のサンプル検証

滞納整理について、徴収に向けた事務の状況を、任意の税目ごとに高額滞納案件上位のうち2件（令和3年度末時点）をサンプルとして確認した。

No	税目	発生年度	滞納税額※
1	個人事業税	令和3年度	約5,800千円
2	個人事業税	令和2年度	約1,800千円
3	法人二税	令和元年度	約980,000千円
4	法人二税	令和3年度	約90,000千円
5	不動産取得税	令和3年度	約9,300千円
6	不動産取得税	令和2年度	約9,300千円
7	自動車税	令和3年度	170千円
8	自動車税	平成30年度他	550千円
9	軽油引取税	令和2年度他	約11,400千円
10	軽油引取税	平成27年度	約8,500千円

※ 滞納税額には加算金を含まない。

各案件に対して財産調査がなされており、差押え可能な資産に対しては差押えが実行（No. 3, 4, 9, 10）されていることを確認した。

分割納付は、あくまでも財産、収入（支出）等の状況から、一括納付が困難と認められる場合に認められている。分割納付に関する「納税誓約申立書」の受領確認（No. 1, 5, 6, 9, 10）は、手続の都合上、質問による確認のみである。

なお、No. 2, 8は財産調査を実施するも換価可能財産がなく、滞納処分が停止されている。また、No. 7は同様に換価可能財産がなかったものの、新たな換価可能財産の発見に向けて財産調査が継続されている。

いずれの案件も財産調査がなされ、換価可能財産の有無に応じて財産の差押え又は相談に応じた分割納付又は滞納処分の停止が実施されており、徴収に向けた手続上の明らかな問題点は見受けられなかった。

5.4 滞納処分の停止・不納欠損

滞納処分を進める中では、何らかの理由により徴収の実行可能性が見込ま

れない場合も少なからず発生する。徴収に係るリソースは限られており、徴収の実行可能性が見込まれない場合に、滞納処分を継続するか否かが以下の要領で検討されている。

(1) 滞納処分の停止

納税者に財産がない等、法に定める一定の要件に該当する場合、滞納処分の執行を停止する。最終的には納税義務の消滅に繋がる手続であり、納税の猶予措置とともに納税緩和措置の一環をなしている。

① 要件

滞納者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分を停止する（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）。

- ア. 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- イ. 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- ウ. その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

② 手続

滞納処分の停止は、滞納者の申請によらず職権で行われる。したがって、滞納者は、滞納処分の停止を受けないことについて不服申立て又は訴えを提起することはできない。

③ 効果

ア. 差押えの解除等

滞納処分の停止をした場合において、既に差し押さえしている財産があるときは、その差押えが解除される。また、滞納処分の執行停止期間中に新たな差押えをすることはできない。しかし、滞納者が自発的に納付した金銭を収納し、又は還付金や交付要求の受入金を滞納税に充当することはできる。

イ. 納税義務の消滅

滞納処分の停止が取り消されることなく 3 年間継続したときには、消滅時効完成前でも停止した税の納税義務は消滅する。

ウ. 延滞金の免除

滞納処分の停止をした滞納税に係る延滞金のうち、停止した期間に対する部分は免除される（地方税法第 15 条の 9 第 1 項）。

延滞金についても他の税目同様に時効の対象となるが、収納の都度、当該収納額につき調定を行うこととされているため、未納額、件数は集計されていない。

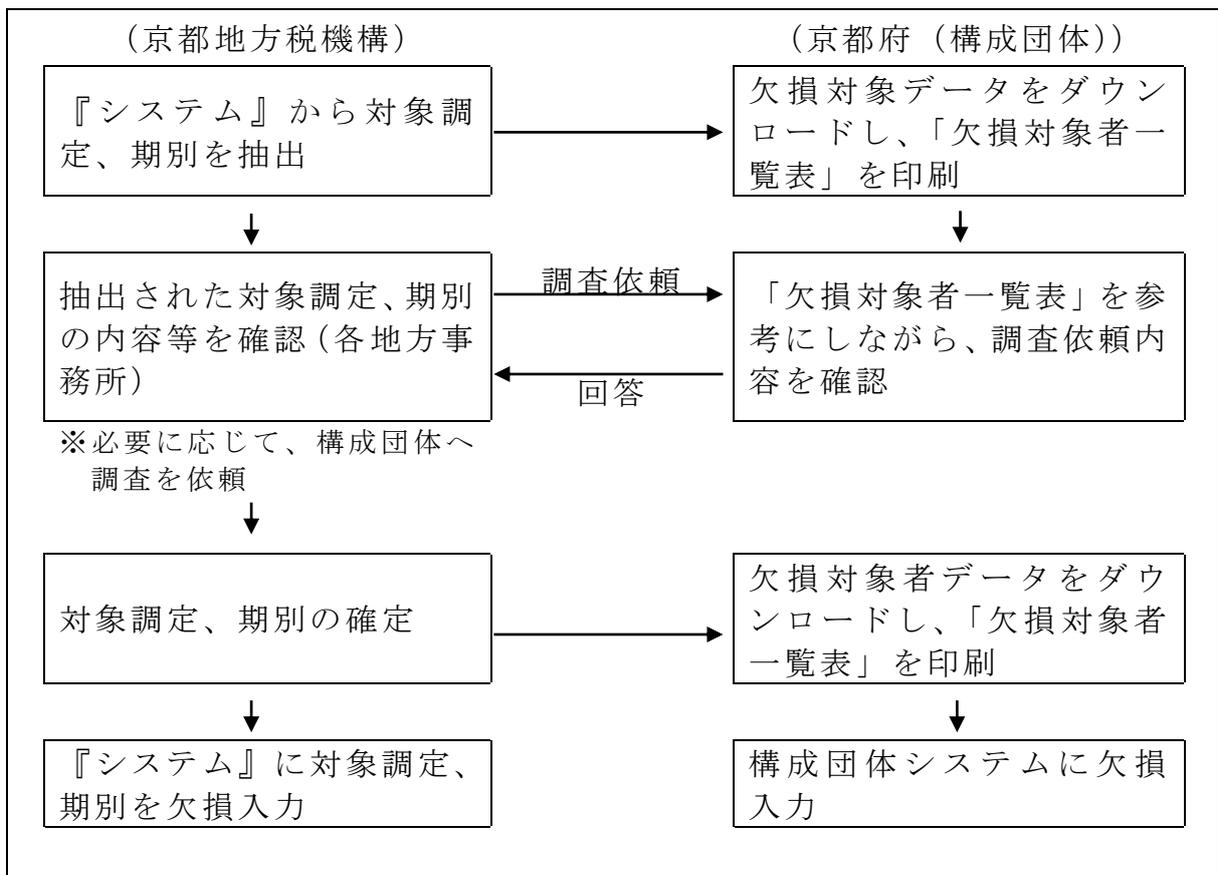
なお、未納延滞金については、調定処理を行っていないため、不納欠損処分は行わず、延滞金の減免処理が行われる。

④ 停止の取消

滞納処分の停止後3年以内において、停止した滞納者について、停止の理由に該当する事実がないと認められる場合は、その停止が取り消される。

(2) 不納欠損

前述の納税義務の消滅を受けて、その滞納額を調定から差し引く会計上の処理のことを「不納欠損」という。府税の不納欠損処理の決定権限は、当初調定を行った京都府にあり、事務フローは下図のとおりである。



※『システム』：新共同徴収支援システム

滞納案件に対する徴収業務は京都地方税機構へ移管されるが、納税者の資産状況から納付が見込めない場合、最終的に京都府の権限で不納欠損処理が決定される。

なお、本庁税務課では、京都地方税機構から抽出された不納欠損の対象に対して、不納欠損に至るまでの経過は一部を除き報告されていない。

【意見 16】 不納欠損処理に至る経緯の確認

府税の徴収が不能となった不納欠損処理の決定権限は京都府にあるというものの、不納欠損に至るまでの滞納処分の執行停止等業務は、京都地方税機構に移管されている。京都地方税機構は単なる委託先ではなく、京都府の事務の一部を規約により当然に執行する機関であり、構成団体である京都府としては京都地方税機構の監査委員を通じた監査による監視・監督で足りると思われるが、府税の回収を全て京都地方税機構に委ねてよい訳ではない。

債権回収は基本的には早期対応が有効であり、機を逸したが故に十分な回収ができなくなることも起こり得る。京都地方税機構への移管前に取るべき方策を学ぶため、不納欠損に至る経緯を確認するべきと考えられる。

(3) 不納欠損処理のサンプル検証

令和3年度中に不納欠損処理された案件から金額上位3件をサンプルとして抽出し、不納欠損に至るまでの過程を確認した。

No	税目	納期限 金額(本税)	督促状発布 (滞納起算日)	滞納停止 開始日	欠損処理日 処理額
1	法人二税	平成30年8月 31,763千円	令和3年3月	令和4年2月	令和4年3月 26,270千円
2	法人二税	平成30年3月 1,684千円	平成30年5月	平成31年3月	令和4年3月 1,684千円
3	不動産 取得税	平成28年1月 747千円	平成28年3月	平成30年12月	令和4年3月 735千円

No.1の例は、令和3年11月に交付要求による一部の納付がなされ、その後は徴収可能性を鑑みてこれ以上の徴収はできないものと判断され、令和3年度末に不納欠損処理したものである。

No.2の例は、差し押さえるべき資産もなく、納期限翌年には滞納処分が停止され、時効を迎えた令和3年度末に不納欠損処理されていた。

No.3の例は、平成30年9月に一部納付がなされた後、同年12月に滞納処分が停止され、時効を迎えた令和3年度末に不納欠損処理されていた。

いずれの滞納案件も、財産調査がなされた後に滞納処分が停止され、3年の時効経過又は回収可能性がないものと判断の上で、不納欠損処分がなされており、手続上の明らかな問題点は見受けられなかった。

ただし、該当の資料を閲覧する限りでは財産調査の手法までは識別できず、財産調査の適切性を深く判断しうる結果には至っていない。

5.5 府税の徴収率

京都地方税機構による滞納整理の結果、過去10年間における全都道府県別の徴収率推移[現年・滞繰計]は以下のとおりである（政令指定都市所在地と近畿府県を抜粋）。

都道府県	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
北海道	95.8	96.0	96.4	97.0	97.5	97.9	98.2	98.4	98.5	98.2
宮城	95.9	96.8	97.3	97.9	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6
埼玉	94.4	94.9	95.5	96.1	96.9	97.4	97.8	98.2	98.4	98.4
千葉	95.1	95.3	95.8	96.6	97.4	97.7	98.1	98.3	98.4	98.2
東京	96.4	96.8	97.3	97.7	98.5	98.7	98.9	99.1	99.1	98.7
神奈川	96.3	96.6	97.1	97.5	98.0	98.3	98.6	98.7	98.7	98.6
新潟	97.6	98.0	98.1	98.4	98.8	98.9	99.0	99.1	99.2	98.9
静岡	95.3	96.0	96.6	97.3	97.9	98.2	98.5	98.7	98.8	97.8
愛知	96.2	96.6	97.1	97.8	98.3	98.6	98.7	98.9	98.9	98.4
滋賀	96.4	96.5	96.8	97.1	97.4	97.6	97.9	98.1	98.2	97.3
京都	97.2	97.3	97.5	98.0	98.5	98.6	98.8	99.0	98.8	98.0
大阪	96.0	96.3	96.8	97.4	98.2	98.4	99.0	99.0	99.1	98.8
兵庫	96.4	96.6	97.0	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	98.7	98.6
奈良	95.5	95.6	96.1	96.5	97.0	97.4	97.8	98.0	98.2	97.9
和歌山	96.9	97.2	97.6	97.9	98.3	98.0	98.3	98.5	98.5	98.5
岡山	96.7	96.9	97.2	97.7	98.1	98.3	98.6	98.7	99.0	98.6
広島	96.6	96.7	97.1	97.5	98.0	98.2	98.3	98.4	98.5	98.2
福岡	96.3	96.6	96.8	97.3	97.9	98.2	98.5	98.6	98.7	98.5
熊本	96.1	96.4	96.8	97.3	97.9	98.0	98.6	98.5	98.6	98.5
全国平均	96.2	96.5	96.9	97.4	98.1	98.3	98.6	98.7	98.8	98.5
府の順位	8位	9位	11位	9位	5位	8位	8位	10位	18位	41位

※ 徴収率は、収入額に還付未済額を含めて算出している。

平成 30 年度まで京都府の徴収率は上昇を続け、全国上位で推移していたが、令和 2 年度は全国平均 98.5% に対して京都府は 98.0% と大きく下回り、全国で 41 位の徴収率となった。

これは、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症拡大下における徴収猶予の制度に加え、令和元年度に法人二税の大口滞納処理事案（1 社：約 7 億円）が発生したためである。令和 3 年度は徴収猶予の制度が終了して京都府の徴収率は 98.9% まで上昇したが、前述の大口滞納処理事案が残ったため全国で 35 位の徴収率に留まった。

この事案は巨額の債務免除益が生じ、通常であれば過去の欠損金額を充当する対応で課税を回避できるケースであるが、当該法人の機能不全により担税力のない債務免除益がそのまま課税所得となったもので、滞納税額の回収が進まないことに対して、京都府や京都地方税機構に何ら責がある訳ではない。

京都府は税収に占める法人二税の割合が令和 3 年度で 36.5% と全国で最も高いこともあり（全国平均 26.4%）、法人二税の大口滞納処理事案が滞納税額として残る限り、京都府の徴収率は上位となり難しい状況となっている。

5.6 小括

滞納府税の徴収に関しては、平成 22 年に徴収業務が京都地方税機構へ移管され、府内 25 市町村（京都市を除く。）の滞納税と併せて対応することで、効率的かつ有効性の高い徴収を実現した。京都地方税機構は府税の滞納額を大きく圧縮したが、実は他の構成団体である京都府以外の府内市町村税・国民健康保険料の滞納額削減により大きく貢献した。京都地方税機構の努力と、それを可能にした本庁税務課の政策は、大いに評価されるべきものである。この京都地方税機構の取組は他の都道府県からも注目されている。

また、副次的な効果として、京都府をはじめとする構成団体から京都地方税機構に派遣された職員は、時効管理や差押え処分などの分野でノウハウを高め、派遣期間が終了した後も構成団体にノウハウを持ち帰るという好循環をもたらしている。

徴収・滞納整理は、困窮に陥った府民から根気強く回収の道筋を探らねばならず、府民から不満やクレームを浴びせかけられる場面もある。ストレス

の掛かる事務であり、ともすれば職員が敬遠しがちであるが、大局的な視点で組織一丸となって取り組めば、大事を成しうる好例と評したい。

更に大きな視点としては、京都府と京都地方税機構は京都市の機構加入を促して、より効率的・効果的な徴収・滞納整理を目指すことができよう。将来的には京都府域における滞納国税の徴収代行も果たし得るかもしれない。監査人として更なるチャレンジを期待したい。

6 徴税に要する費用

6.1 概要

税収は多いに越したことはないが、徴収のための費用をいたずらに投じることは非効率的であり、厳に慎まなければならない。京都府としては、いかに効率よく徴税コストを抑えて税金を徴収するかが重要である。

そこで京都府の徴税費用に関し、様々な切り口から他府県との比較も交えつつ考察を行う。

6.2 徴税费全国比較

(1) 都道府県別徴税コスト

令和2年度の徴税コストに関する全国比較資料は下表のとおりである。

なお、表中の「徴税费／収入額」欄の数値は、税収額100円当たりの徴税コストの額（円）である。

都道府県	収入額 (千円)	徴税費 (千円)	徴税費 /収入額	徴税吏員 数(人)	徴税費 /徴税吏員数
北海道	591,591,771	16,859,403	2.85	743	22,691
青森県	146,191,197	3,586,559	2.45	166	21,606
岩手県	127,966,675	4,213,342	3.29	182	23,150
宮城県	292,886,140	7,650,019	2.61	332	23,042
秋田県	91,917,441	3,073,279	3.34	122	25,191
山形県	110,338,973	3,617,536	3.28	183	19,768
福島県	239,802,670	5,910,597	2.46	263	22,474
茨城県	381,277,781	8,726,197	2.29	396	22,036
栃木県	242,551,486	6,637,541	2.74	303	21,906
群馬県	244,596,451	7,195,150	2.94	322	22,345
埼玉県	775,831,682	20,727,769	2.67	692	29,953
千葉県	1,019,078,917	18,617,559	1.83	688	27,060
東京都	5,349,831,313	73,343,452	1.37	3,223	22,756
神奈川県	1,163,850,001	27,513,735	2.36	729	37,742
新潟県	258,145,146	7,409,460	2.87	322	23,011
富山県	148,146,665	3,543,625	2.39	142	24,955
石川県	151,833,919	3,509,851	2.31	122	28,769
福井県	116,287,233	2,547,666	2.19	107	23,810
山梨県	92,201,673	2,793,278	3.03	108	25,864
長野県	228,778,612	6,466,440	2.83	262	24,681
岐阜県	242,400,801	6,321,222	2.61	315	20,067
静岡県	456,851,693	12,093,042	2.65	492	24,579
愛知県	1,155,264,927	23,194,140	2.01	851	27,255
三重県	251,687,212	6,283,511	2.5	282	22,282
滋賀県	165,451,071	4,358,762	2.63	173	25,195
京都府	263,519,520	9,494,510	3.6	352	26,973
大阪府	1,476,523,949	26,447,198	1.79	952	27,781
兵庫県	722,269,089	16,064,973	2.22	586	27,415
奈良県	121,173,798	3,752,281	3.1	118	31,799
和歌山県	94,671,975	3,190,175	3.37	150	21,268
鳥取県	53,580,627	1,972,645	3.68	95	20,765
島根県	69,909,369	2,417,955	3.46	134	18,044
岡山県	231,105,574	5,555,308	2.4	214	25,959
広島県	327,652,177	8,789,257	2.68	361	24,347
山口県	173,965,040	4,523,052	2.6	209	21,641
徳島県	77,732,449	2,767,160	3.56	129	21,451
香川県	124,755,311	3,210,183	2.57	130	24,694
愛媛県	149,550,366	4,208,871	2.81	187	22,507
高知県	64,242,478	2,535,089	3.95	138	18,370
福岡県	632,200,974	15,645,557	2.47	726	21,550
佐賀県	88,916,827	3,016,567	3.39	147	20,521
長崎県	118,547,394	4,273,139	3.6	216	19,783
熊本県	154,442,441	5,640,935	3.65	256	22,035
大分県	120,380,516	3,818,201	3.17	195	19,581
宮崎県	100,610,223	3,572,093	3.55	181	19,735
鹿児島県	148,438,053	4,569,284	3.08	219	20,864
沖縄県	132,940,504	4,370,086	3.29	184	23,750
全 国	19,491,890,104	426,027,654	2.19	17,399	24,486

この徴税費／収入額についてワースト順に並べ替えた資料が下表である。

ワースト 順位	都道府県	税込 100 円の 徴税コスト(円)
1	高知県	3.95
2	鳥取県	3.68
3	熊本県	3.65
4	長崎県	3.6
5	京都府	3.6
6	徳島県	3.56
7	宮崎県	3.55
8	島根県	3.46
9	佐賀県	3.39
10	和歌山県	3.37
11	秋田県	3.34
12	岩手県	3.29
13	沖縄県	3.29
14	山形県	3.28
15	大分県	3.17
16	奈良県	3.1
17	鹿児島県	3.08
18	山梨県	3.03
19	群馬県	2.94
20	新潟県	2.87
21	北海道	2.85
22	長野県	2.83
23	愛媛県	2.81
24	栃木県	2.74

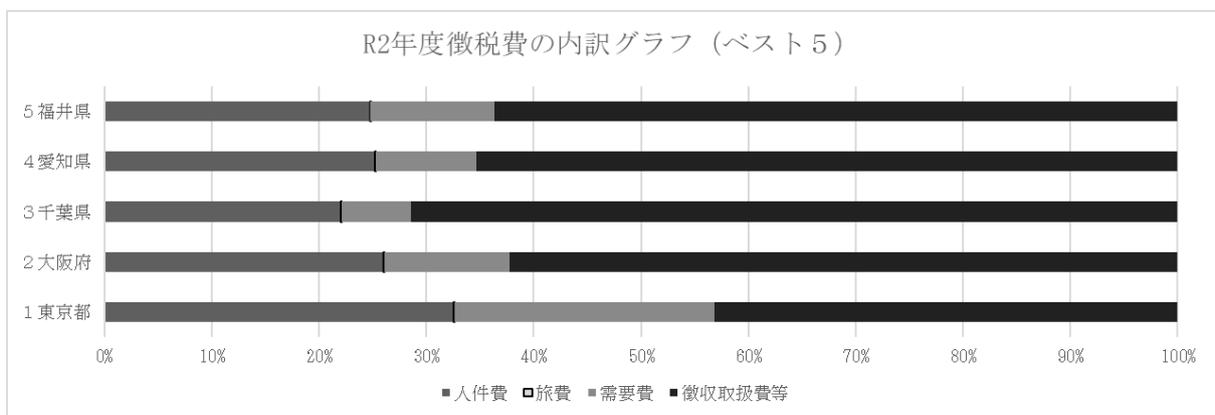
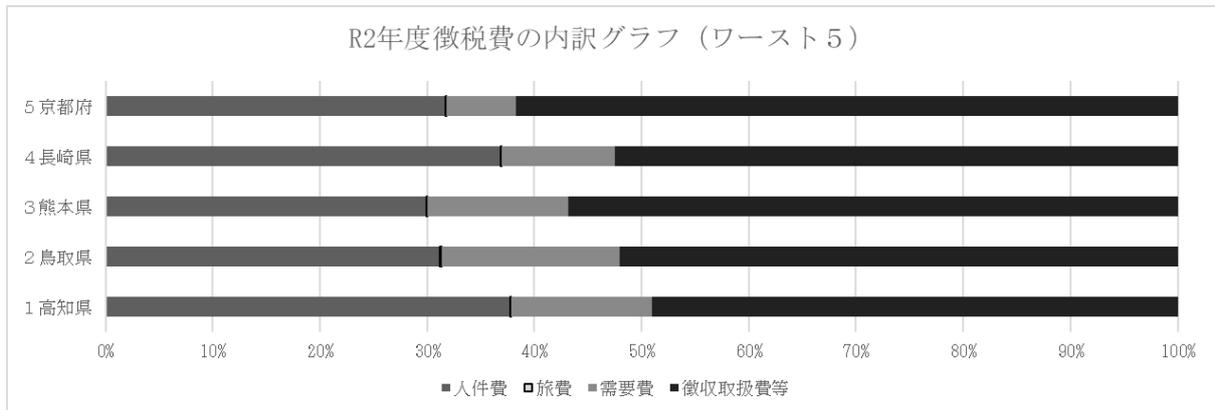
ワースト 順位	都道府県	税込 100 円の 徴税コスト(円)
25	広島県	2.68
26	埼玉県	2.67
27	静岡県	2.65
28	滋賀県	2.63
29	宮城県	2.61
30	岐阜県	2.61
31	山口県	2.6
32	香川県	2.57
33	三重県	2.5
34	福岡県	2.47
35	福島県	2.46
36	青森県	2.45
37	岡山県	2.4
38	富山県	2.39
39	神奈川県	2.36
40	石川県	2.31
41	茨城県	2.29
42	兵庫県	2.22
43	福井県	2.19
—	平均	2.19
44	愛知県	2.01
45	千葉県	1.83
46	大阪府	1.79
47	東京都	1.37

これによるとワースト1位は高知県の3.95円であり、京都府は3.6円で5位となっており、中間値(24位)の2.74円と比較しても著しく徴税コストが高い。逆に徴税コストの低い順では1位が東京都の1.37円で、大阪府、千葉県、愛知県が続いている。

徴税費用の中にはシステム関係や事務所賃借料など、固定的な費用が含まれるため、一般的に人口が多く税収が多い都道府県の徴税コストは低く、そうでない道府県の徴税コストは高くなる傾向がある。人口も税収も上位の京都府がワースト5位であるのは異常な状況である。

(2) 徴税費の内訳

徴税コストワースト5の府県と、同ベスト5の都府県の徴税費の内訳構成比をグラフで示したものが、下図のグラフである。



徴税コストが高い府県と低い都府県を比較すると、徴税コストが高い府県は人件費の比率が高い傾向にある。京都府はワースト5の中で突出して人件費率が大きくはないが、ベスト5の都府県に比較すると、人件費率32%は顕著に高くなっている（東京都を除く。）。

6.3 徴税にかかる人件費

(1) 一人当たり人件費

職員数は各地方公共団体の組織形態などによって異なる。そこで、徴税にかかる人件費を徴税吏員数で除して一人当たりの人件費を算出し、高い都道府県から並べた資料が下表である。

< 令和 2 年度 一人当たり人件費 >

順位	都道府県	人件費 (千円)	徴税 吏員数 (人)	一人当たり 人件費 (千円)
1	神奈川県	6,409,157	729	8,792
2	京都府	3,010,350	352	8,552
3	沖縄県	1,431,369	184	7,779
4	奈良県	895,592	118	7,590
5	広島県	2,732,817	361	7,570
6	山口県	1,570,511	209	7,514
7	静岡県	3,648,232	492	7,415
8	和歌山県	1,112,231	150	7,415
9	東京都	23,878,920	3,223	7,409
10	栃木県	2,232,267	303	7,367
11	石川県	893,215	122	7,321
12	長崎県	1,573,504	216	7,285
13	岩手県	1,323,662	182	7,273
14	岡山県	1,553,394	214	7,259
15	福岡県	5,250,830	726	7,233
16	大阪府	6,878,074	952	7,225
17	秋田県	879,648	122	7,210
18	兵庫県	4,185,778	586	7,143
19	北海道	5,276,898	743	7,102
20	徳島県	914,003	129	7,085
-	平均	2,619,764	370	7,077
21	香川県	913,185	130	7,025
22	滋賀県	1,213,221	173	7,013
23	三重県	1,964,818	282	6,967

順位	都道府県	人件費 (千円)	徴税 吏員数 (人)	一人当たり 人件費 (千円)
24	高知県	956,978	138	6,935
25	埼玉県	4,793,025	692	6,926
26	愛知県	5,854,244	851	6,879
27	群馬県	2,207,679	322	6,856
28	大分県	1,330,871	195	6,825
29	福島県	1,786,906	263	6,794
30	宮城県	2,254,483	332	6,791
31	新潟県	2,183,413	322	6,781
32	山梨県	727,798	108	6,739
33	青森県	1,113,816	166	6,710
34	富山県	950,282	142	6,692
35	宮崎県	1,208,444	181	6,676
36	山形県	1,219,455	183	6,664
37	熊本県	1,688,253	256	6,595
38	長野県	1,724,587	262	6,582
39	鳥取県	614,763	95	6,471
40	愛媛県	1,201,451	187	6,425
41	鹿児島県	1,402,995	219	6,406
42	千葉県	4,100,555	688	5,960
43	福井県	631,382	107	5,901
44	岐阜県	1,804,581	315	5,729
45	島根県	741,249	134	5,532
46	茨城県	2,166,214	396	5,470
47	佐賀県	723,797	147	4,924

京都府は、神奈川に次いで 2 番目に徴税に要する一人当たりの人件費が高く、全国平均の 7,077 千円をはるかに上回る 8,552 千円となっている。

この一因は税務職員の高齢化にあると想定される。後述 9.2 で記載のとおり、税務職員全体の平均年齢は 48.4 歳(令和 4 年 5 月 1 日時点)と、全府行政職職員平均 41.3 歳(令和 3 年 4 月 1 日時点)と比べて顕著に高くなっている。

(2) 近畿圏における比較

次に、令和 2 年度の近畿 2 府 4 県の税務職員数と調定額及び税収額を比較したものを以下に示す。

順位	都道府県	調定額 (億円)	収入額 (億円)	徴収率	職員数(人)			調定額/人 (百万円)	収入額/人 (百万円)	調定10億 円当たり 職員数	税収10億 円当たり 職員数
					計	内課税関係	内徴収関係				
1	大阪府	14,947	14,765	98.8%	952	453	373	3,300	3,959	0.30	0.25
2	兵庫県	7,326	7,223	98.6%	586	302	208	2,426	3,472	0.41	0.29
3	奈良県	1,238	1,212	97.9%	118	52	43	2,381	2,818	0.42	0.35
4	滋賀県	1,701	1,655	97.3%	173	85	66	2,001	2,507	0.50	0.40
5	京都府	2,690	2,635	98.0%	352	160	153	1,681	1,722	0.59	0.58
6	和歌山県	961	947	98.5%	150	79	52	1,216	1,821	0.82	0.55

平均	4,811	4,739	98.5%	389	189	149	2,552	3,177	0.39	0.31
----	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-------	-------	------	------

この表において「調定額／課税関係職員数」、「収入額／徴収関係職員数」のいずれも京都府の順位が低いことがわかる。

(3) 政令指定都市所在道府県での比較

以下の表は、政令指定都市を有する道府県に関して、課税関係職員1人当たりの調定額を基準に順位付けをしたものである。

順位	都道府県	調定額 (億円)	収入額 (億円)	徴収率	職員数(人)			調定額/人 (百万円)	収入額/人 (百万円)	調定10億 円当たり 職員数	税収10億 円当たり 職員数
					計	内課税関係	内徴収関係				
1	千葉県	10,382	10,191	98.2%	688	250	361	4,153	2,823	0.24	0.35
2	神奈川県	11,805	11,639	98.6%	729	288	319	4,099	3,648	0.24	0.27
3	大阪府	14,947	14,765	98.8%	952	453	373	3,300	3,959	0.30	0.25
4	宮城県	2,970	2,929	98.6%	332	111	182	2,676	1,609	0.37	0.62
5	埼玉県	7,887	7,758	98.4%	692	298	298	2,647	2,603	0.38	0.38
6	愛知県	11,744	11,553	98.4%	851	451	315	2,604	3,668	0.38	0.27
7	福岡県	6,419	6,322	98.5%	726	263	351	2,441	1,801	0.41	0.56
8	兵庫県	7,326	7,223	98.6%	586	302	208	2,426	3,472	0.41	0.29
9	岡山県	2,345	2,311	98.6%	214	105	83	2,233	2,784	0.45	0.36
10	静岡県	4,673	4,569	97.8%	492	224	136	2,086	3,359	0.48	0.30
11	北海道	6,024	5,916	98.2%	743	302	380	1,995	1,557	0.50	0.64
12	広島県	3,336	3,277	98.2%	361	180	142	1,853	2,307	0.54	0.43
13	京都府	2,690	2,635	98.0%	352	160	153	1,681	1,722	0.59	0.58
14	新潟県	2,610	2,581	98.9%	322	159	137	1,642	1,884	0.61	0.53
15	熊本県	1,567	1,544	98.5%	256	118	108	1,328	1,430	0.75	0.70

平均	6,448	6,347	98.4%	553	244	236	2,640	2,685	0.38	0.37
----	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-------	-------	------	------

この表からも、京都府は下位に位置づけられており、京都府の徴税人件費の効率性が低いことがわかる。

【指摘事項3】徴税人件費の見直し

京都府は他の都道府県と比較して徴税コストが高く、その中でも徴税に

要する1人当たりの人件費が非常に高い。徴収関係職員1人当たり税収入額で見ると、京都府は政令指定都市を有する府県の中でも下位である。

京都府の徴税人件費の削減及び効率化は、道半ばであると言わざるを得ない。府税事務所統合の議論も踏まえ、あらゆる面から改善の余地・可能性について検討していくべきである。

なお、人件費が高い原因として税務職員の高齢化があると想定され、知識と経験が求められる税務職員ではやむを得ない面もある。京都地方税機構との関係と併せ検討されたい。

6.4 委託の状況

(1) 大口委託の状況

令和3年度において本庁税務課及び各府税事務所等で支払金額10,000千円以上の業務委託の状況は以下のとおりである。

委託事業の名称	委託先	委託の内容	契約方法	契約金額(円)	契約期間	支払金額(千円)
税務支援システム運用等業務	日本電気㈱京都支社	税務支援システムの安定稼働のため、運営・維持・管理を行う。	随意契約	105,707,580	R3.4.1～ R4.3.31	105,707
自動車OSS共同利用化システム及び税務システム改修業務(令和3年度分)	日本電気㈱京都支社	自動車OSS(one stop service)導入に向けて、システム構築及び税務支援システムの改修を行う。	随意契約	74,576,000	R3.4.1～ R4.3.31	74,576
税務支援システム帳票出力等業務	㈱ケーケーシー情報システム	出力帳票作成業務及び帳票出力システム開発業務を行う。	随意契約	単価契約	R3.4.1～ R4.3.31	42,416
令和3年度自動車税種別割共通納税、QR対応に伴う税務支援システム改修業務	日本電気㈱京都支社	令和3年度税制改正等に基づき、自動車税種別割について税務支援システムを改修する。	随意契約	28,283,475	R4.2.10～ R4.3.31	28,283
京都府府税徴収金のコンビニエンスストア及び決済アプリによる収納事務委託	㈱電算システム	コンビニ及び決済アプリで収納された府税のデータ及び資金の取りまとめ並びに収納情報の提供を行う。	随意契約	単価契約	R1.9.1～ R4.8.31	22,840
令和2年度税制改正(金融所得割共通納税)に伴う税務支援システム改修	日本電気㈱京都支社	令和2年度税制改正に基づき、金融所得課税(利子割、配当割、株式譲渡割)について税務支援システムを改修する。	随意契約	19,995,000	R3.4.1～ R3.9.30	19,995
令和2年度税制改正等(法人関係税)に伴う税務支援システム改修業務(令和3年度分)	日本電気㈱京都支社	令和2年度税制改正に基づき、法人関係税について税務支援システムを改修する。	随意契約	16,999,950	R3.4.1～ R3.9.30	16,999
京都府税務支援システム用端末のLTSC化対応業務	㈱大塚商会京都支店	京都府税務支援システム用端末のLTSC化を行う。	随意契約	16,005,000	R4.2.14～ R4.3.31	16,005
法人税情報連携に係る税務支援システム改修	日本電気㈱京都支社	法人税情報が国税局からeLTAXを介して情報連携されることに伴う法人税情報の様式変更への対応のため、税務支援システムを改修する。	随意契約	10,809,000	R3.7.26～ R4.3.31	10,809

また、上記業務それぞれにつき、平成 29 年度から令和 3 年度までの契約の相手方及び金額の推移は以下のとおりである。

年度	H29		H30		R1		R2		R3	
委託事業の名称	相手方	金額								
税務支援システム運用等業務	日本電気(株)京都支社	103,785	日本電気(株)京都支社	103,785	日本電気(株)京都支社	104,746	日本電気(株)京都支社	105,707	日本電気(株)京都支社	105,707
税務支援システム帳票出力等業務	(株)ケーケーシー情報システム	45,410	(株)ケーケーシー情報システム	53,274	(株)ケーケーシー情報システム	46,758	(株)ケーケーシー情報システム	42,159	(株)ケーケーシー情報システム	42,416
京都府府税徴収金のコンビニエンスストア及び決済アプリによる収納事務委託	(株)電算システム	20,508	(株)電算システム	21,167	(株)電算システム	20,278	(株)電算システム	22,335	(株)電算システム	22,840
自動車OSS共同利用化システム及び税務システム改修業務(令和3年度分)	-	-	-	-	-	-	日本電気(株)京都支社	24,848	日本電気(株)京都支社	74,576
令和2年度税制改正等(法人関係税)に伴う税務支援システム改修業務(令和3年度分)	-	-	-	-	-	-	日本電気(株)京都支社	67,800	日本電気(株)京都支社	16,999
令和2年度税制改正(金融所得割共通納税)に伴う税務支援システム改修	-	-	-	-	-	-	-	-	日本電気(株)京都支社	19,995
法人税情報連携に係る税務支援システム改修	-	-	-	-	-	-	-	-	日本電気(株)京都支社	10,809
令和3年度自動車税種別割共通納税、QR対応に伴う税務支援システム改修業務	-	-	-	-	-	-	-	-	日本電気(株)京都支社	28,283
京都府税務支援システム用端末のLTSC化対応業務	-	-	-	-	-	-	-	-	(株)大塚商会京都支店	16,005

上記のとおり、改修業務などを除いて每期継続的に発生する業務委託に関しては、5年以上同一の相手先が受注を行っている。これらは業務を遂行できる業者が特定の1社に限られるため、単独随意契約による契約が行われている。

【意見 17】 複数事業者からの参考見積書徴求

改修業務などを除く每期継続的に発生する業務委託に関しては、5年以上同一の相手先が受注を行っている。これらは業務を遂行できる業者が特定の1社に限られるため、単独随意契約による契約が行われているものである。しかし、上記契約を締結するに当たって徴求した参考見積の提出を求めたところ、当該随意契約を行っている1社からの見積書を入手しているのみであった。

確かに運用するシステムを有していない業者から参考となる見積書を徴求することは困難と推察できるが、業務の内容によっては他社が見積可能な場合もあり得る。複数事業者からの参考見積入手を試み、契約金額の妥当性検討を諦めずに努められたい。

(2) 窓口業務の委託可能性

各府税事務所において来所者への対応窓口が設置されていることを視察において確認したが、現在のところ窓口業務の委託は行わず、全て京都府職員が対応を行っているとのことであった。

他の都道府県で税務窓口業務の委託実施状況は以下のとおりである。

都道府県	委託の有無	都道府県	委託の有無	都道府県	委託の有無
北海道	-	石川県	有	岡山県	有
青森県	有	福井県	有	広島県	有
岩手県	有	山梨県	有	山口県	有
宮城県	-	長野県	有	徳島県	有
秋田県	有	岐阜県	有	香川県	有
山形県	-	静岡県	-	愛媛県	有
福島県	有	愛知県	有	高知県	-
茨城県	-	三重県	有	福岡県	有
栃木県	有	滋賀県	-	佐賀県	有
群馬県	-	京都府	-	長崎県	有
埼玉県	有	大阪府	有	熊本県	-
千葉県	有	兵庫県	有	大分県	有
東京都	有	奈良県	有	宮崎県	-
神奈川県	有	和歌山県	有	鹿児島県	有
新潟県	有	鳥取県	有	沖縄県	-
富山県	有	島根県	-		

有 34 無 13

上記のように税務の窓口業務については、7割を超える都道府県が委託を行っている。この窓口業務の委託につき、1年当たりの委託料、積算人員、年間一人当たり委託料（概数）は以下のとおりである。

なお、積算人員が判明している業務の情報のみ掲載している。

(単位：千円)

都道府県	年間委託料	積算人員	委託料/人(概数)	都道府県	年間委託料	積算人員	委託料/人(概数)
青森	21,675	6	3,613	愛知	43,340	10	4,334
岩手	23,503	4	5,876	三重	34,936	8	4,367
秋田	5,954	3	1,985	奈良	85,280	20	4,264
福島	21,627	7	3,090	和歌山	5,192	2	2,596
千葉	11,418	4	2,855	鳥取	11,312	5	2,262
東京	579,084	130	4,454	岡山	52,067	17.5	2,975
新潟	2,451	1	2,451	広島	43,384	15	2,892
富山	7,800	2.5	3,120	山口	29,476	9.19	3,207
石川	8,811	3	2,937	香川	12,101	3	4,034
福井	9,638	3	3,213	愛媛	1,000	1	1,000
山梨	6,039	4	1,510	福岡	199,177	38	5,242
長野	34,413	14	2,458	鹿児島	3,446	3	1,149
岐阜	55,425	10.5	5,279	平均			3,246

規模の大小はあれど、平均して年間一人当たり委託料は 3,246 千円となっている。

ここで、京都府の以下の各事務所において、窓口業務を担当している人数(専任でない場合は概算従事割合で算出)を質問したところ、以下のとおり回答を得た。

京都東府税事務所	5.8 人
京都西府税事務所	4.0 人
京都南府税事務所	2.8 人
自動車税管理事務所	4.9 人
合計	17.5 人

専門的な内容の相談もあるため、京都府の職員が全く従事しないことは現実的でないが、仮に 7 割相当の業務を委託した場合、約 12 人分の人件費が委託に置き換わることになる。

最新データである令和 2 年度分「京都府の人事行政の運営等の状況」によると、京都府職員一人当たり給与費は 6,926 千円(手当、共済等を含む。)

(会計年度任用職員除く。)である。税務職員に限れば 6.3(1)で述べたように、年齢層が高いため、より高額となっているが、平均給与額の低い会計年度任用職員が窓口業務を担当していることが多い。会計年度任用職員の処遇については議論されているところであり、一概に論じることは困難であるが、外部委託や会計年度任用職員を有効活用することで、徴税コストを抑制しつつ、税務職員がより専門性ある業務に従事することが可能となろう。

【指摘事項 4】 窓口業務の委託可能性

税務の窓口業務はやや定型的な内容が多く、専門的な知識を必要とする内容を除けば、委託に適している業務であると考えられ、現実に窓口業務の委託が導入されている都道府県もある。

費用対効果を勘案し、削減効果が見込めるのであれば、窓口業務に関しては積極的に委託することを検討すべきである。

6.5 府税事務所の賃借料

京都地方税機構を含む、府税事務所の面積及び賃借・所有状況の一覧は下表のとおりである。

		面積 (㎡)	賃借／所有
府税	京都東府税事務所	565	全部賃借
	京都西府税事務所	759	全部賃借
	京都南府税事務所	741	全部賃借
	自動車税管理事務所	696	土地は賃借
機構	京都東地方事務所	161	全部賃借
	京都西地方事務所	219	全部賃借
	京都南地方事務所	143	全部賃借
	自動車税申告センター	81	土地は賃借
	本部 (西別館：法人税)	289	所有
	本部 (旧本館：庶務)	284	
合計		3,938	

これらの賃借に関して単年で 139,000 千円の賃借料が発生しており、うち 137,000 千円が京都東府税事務所(+ [機構]京都東地方事務所)、京都西府税事務所(+ [機構]京都西地方事務所)、京都南府税事務所(+ [機構]京都南地

方事務所)で発生している。

賃借料の削減可能性については、組織のあり方と密接に関連するため、終章の第4 府税事務所のあり方において検討することとする。

6.6 京都地方税機構を含めた検討

京都府における徴税コストの検討に当たって、京都地方税機構を含めない分析では不十分な検討となってしまう、正しい結論にはたどり着けない。以下では、京都地方税機構を含めたコスト推移の分析を行う。

(1) 京都地方税機構発足後の実績

徴税費を検討する前に、京都地方税機構の稼働による実績を先に記す。

京都地方税機構が管轄する税の滞納繰越に関して、京都市を除く府内全域の徴収率の状況は下表のとおりである。

<京都市を除く府内全域の徴収率(%)>

年度	府内市町村			京 都 府			計		
	現年課税	滞納繰越	計	現年課税	滞納繰越	計	現年課税	滞納繰越	計
H22	98.4	19.4	93.3	98.7	35.0	96.8	98.6	25.9	95.4
H23	98.6	23.6	94.1	99.0	34.3	97.2	98.8	28.0	95.9
H24	98.7	26.5	94.8	99.0	36.4	97.3	98.9	30.8	96.3
H25	98.9	28.2	95.5	99.0	39.9	97.5	99.0	33.6	96.7
H26	99.0	29.6	96.1	99.3	39.6	98.0	99.2	34.3	97.3
H27	99.1	29.0	96.6	99.5	43.1	98.5	99.4	35.7	97.8
H28	99.2	29.3	97.0	99.4	46.6	98.6	99.3	37.4	98.0
H29	99.2	32.7	97.4	99.5	47.2	98.8	99.4	39.5	98.3
H30	99.3	33.6	97.8	99.6	50.2	99.0	99.5	41.5	98.5
R1	99.3	34.0	98.0	99.4	52.7	98.8	99.3	43.2	98.5
R2	98.4	34.9	97.2	98.7	43.4	98.0	98.6	39.5	97.7

発足した翌年の平成 22 年度以降、特に滞納繰越分の徴収率が改善している。近年は府内市町村における滞納繰越分の徴収率が継続して改善している点が特筆される。

(2) 税務経費と徴税職員数

一方、京都地方税機構と京都府及び京都市を除く府内市町村の税務経費の

推移と、徴税職員数の推移は以下のとおりである。

＜税務経費(人件費を含まない)＞ (単位：千円)

		H20(発足前)	H21(発足時)	R2(現在)
機構決算	機構	—	210,421	606,463
税務統計	14市計	774,007	874,688	573,363
	町村計	83,055	118,820	100,913
	京都府	1,071,466	873,026	619,982
府・市町村・機構計		1,928,528	2,076,955	1,900,721
機構発足前比較		100%	108%	99%

(税務経費は需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、備品購入費などの合計)

他の構成団体である市町村での単年度の歳出多寡による影響を受けるが、令和2年度の税務経費合計は京都地方税機構発足前の99%で、ほぼ増減していない。

＜徴税職員数＞ (単位：人)

		H20(発足前)	H21(発足時)	R2(現在)
税務統計	14市計	428	436	388
	町村計	94	91	94
	京都府	413	397	352
府・市町村・機構計		935	924	834
機構発足前比較		100%	99%	89%

(京都地方税機構派遣者は派遣元の自治体にて集計)

京都地方税機構発足前の平成20年度と令和2年度を比べると、徴税職員数は89%となって11%減少できており、効率化が図られていると評価できる。

【意見18】 京都府域全体の税務経費効率化

京都地方税機構の構成団体である、京都府と京都市を除く府内市町村の徴税職員数合計は、令和2年度において京都地方税機構発足前と比べて11%減少しているが、税務経費に関しては京都地方税機構発足前と比べてほぼ増減していない。

一般的に組織を統合することで、人件費だけに限らず、例えば賃料、システム運営費、リース代、水道光熱費、消耗品等の経費も節減されるはずだが、現状はそのような効果が見受けられない。

京都地方税機構の発足によって滞納徴収率は劇的に改善し、徴税職員数も圧縮できているため、機構発足によって大きな効果があることは事実だが、もう一步踏み込んで人件費以外の経費にも目を向け改善を行うべきである。京都府だけの問題ではないため改善は容易ではないが、府内市町村と問題意識を共有して検討されたい。

6.7 京都地方税機構の負担金

(1) 徴収実績

京都地方税機構が移管を受けた税額（現年・滞繰合計）について、徴収実績額の構成団体別の内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

構成団体	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
福知山市	519,463	5.9%	510,993	6.3%	470,206	6.0%
舞鶴市	477,420	5.4%	425,569	5.3%	426,347	5.5%
綾部市	130,837	1.5%	127,425	1.6%	118,481	1.5%
宇治市	727,145	8.2%	918,970	11.4%	759,367	9.7%
宮津市	100,774	1.1%	97,697	1.2%	101,183	1.3%
亀岡市	650,707	7.4%	570,043	7.0%	538,126	6.9%
城陽市	530,148	6.0%	499,876	6.2%	481,231	6.2%
向日市	281,046	3.2%	264,717	3.3%	224,233	2.9%
長岡京市	388,999	4.4%	361,023	4.5%	403,863	5.2%
八幡市	590,557	6.7%	549,831	6.8%	549,700	7.0%
京田辺市	456,312	5.2%	421,300	5.2%	414,937	5.3%
京丹後市	327,468	3.7%	296,421	3.7%	292,194	3.7%
南丹市	240,331	2.7%	206,827	2.6%	194,473	2.5%
木津川市	441,310	5.0%	421,962	5.2%	394,844	5.1%
大山崎町	109,241	1.2%	94,249	1.2%	88,716	1.1%
久御山町	183,683	2.1%	204,841	2.5%	158,854	2.0%
井手町	69,313	0.8%	68,033	0.8%	59,339	0.8%
宇治田原町	74,835	0.8%	76,512	0.9%	74,150	0.9%
笠置町	12,602	0.1%	9,724	0.1%	13,600	0.2%
和束町	36,170	0.4%	31,992	0.4%	28,872	0.4%
精華町	223,484	2.5%	219,040	2.7%	179,723	2.3%
南山城村	21,959	0.2%	12,315	0.2%	12,419	0.2%
京丹波町	94,794	1.1%	83,609	1.0%	73,710	0.9%
伊根町	8,092	0.1%	6,931	0.1%	4,776	0.1%
与謝野町	125,256	1.4%	116,078	1.4%	89,230	1.1%
市町村計	6,821,945	77.2%	6,595,977	81.6%	6,152,573	78.8%
京都府	2,018,318	22.8%	1,490,839	18.4%	1,653,210	21.2%
合計	8,840,263	100.0%	8,086,816	100.0%	7,805,783	100.0%

上表によれば京都地方税機構の徴収金額のうち、府下市町村税の割合が約8割を占め、京都府税の割合は約2割である。

徴収金額の現年・滞繰別区分は公表されていないため、監査人によって税目別徴収額と一部滞納税収入額から推定した現年・滞繰別区分は以下のとおりである。

<機構徴収額の税目別区分による現年・滞繰推定>

(単位：千円)

	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	府現年	市町村 現年	府滞繰	市町村 滞繰	府現年	市町村 現年	府滞繰	市町村 滞繰	府現年	市町村 現年	府滞繰	市町村 滞繰
法人事業税	278,942				147,821				296,926			
法人府民税 法人市町村民税	90,365	90,584			64,847	66,101			72,634	65,530		
個人府民税 個人市町村民税			1,007,004	1,510,507			930,037	1,395,056			852,130	1,278,196
自動車税 自動車税(種別割)	912,352		168,501		815,955		160,233		663,558		130,437	
軽自動車税 軽自動車税(種別割)		199,031		36,759	177,364			43,341	171,379			33,688
固定資産税 都市計画税				2,617,656				2,493,732				2,274,100
国民健康 保険税(料)				1,359,408				1,490,137				1,477,280
その他			568,158	997			462,216	211			489,656	270
計	1,281,659	289,615	1,743,663	5,525,326	1,028,624	243,465	1,552,486	5,422,475	1,033,118	236,909	1,472,223	5,063,534
現年・滞繰計	1,571,274		7,268,989		1,272,089		6,974,961		1,270,027		6,535,757	
滞納徴収額の府/市町村割合			24.0%	76.0%			22.3%	77.7%			22.5%	77.5%

※ 法人二税は全て現年と、個人府民税/市町村民税は全て滞繰と仮定。自動車税は実績値で、軽自動車税は自動車税の現/滞比で按分。
 ※ 固定資産税等と国民健康保険税(料)は全て滞繰と、その他も全て滞繰と仮定。

(2) 構成団体負担金

一方、京都地方税機構における構成団体別の負担金は以下のとおりである。

(単位：千円)

構成団体	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
福知山市	75,301	3.0%	72,587	2.9%	71,456	2.9%
舞鶴市	71,553	2.8%	72,173	2.8%	69,662	2.8%
綾部市	26,497	1.0%	28,283	1.1%	27,083	1.1%
宇治市	148,266	5.9%	178,974	7.0%	172,371	6.9%
宮津市	20,584	0.8%	21,966	0.9%	21,739	0.9%
亀岡市	72,089	2.8%	73,283	2.9%	68,899	2.8%
城陽市	63,212	2.5%	64,390	2.5%	62,189	2.5%
向日市	41,131	1.6%	38,889	1.5%	43,013	1.7%
長岡京市	52,310	2.1%	62,381	2.5%	70,751	2.8%
八幡市	61,891	2.4%	63,922	2.5%	59,402	2.4%
京田辺市	61,172	2.4%	63,834	2.5%	58,570	2.4%
京丹後市	41,660	1.6%	44,264	1.7%	42,466	1.7%
南丹市	28,504	1.1%	30,769	1.2%	29,420	1.2%

木津川市	67,553	2.7%	64,056	2.5%	64,041	2.6%
大山崎町	12,863	0.5%	13,707	0.5%	15,825	0.6%
久御山町	21,076	0.8%	21,468	0.8%	17,149	0.7%
井手町	14,460	0.6%	14,332	0.6%	13,190	0.5%
宇治田原町	9,056	0.4%	9,751	0.4%	8,933	0.4%
笠置町	2,035	0.1%	2,159	0.1%	1,359	0.1%
和束町	4,946	0.2%	5,174	0.2%	3,717	0.1%
精華町	29,725	1.2%	32,965	1.3%	34,283	1.4%
南山城村	5,294	0.2%	5,580	0.2%	5,141	0.2%
京丹波町	13,671	0.5%	11,266	0.4%	6,124	0.2%
伊根町	2,301	0.1%	2,765	0.1%	4,110	0.2%
与謝野町	16,117	0.6%	17,612	0.7%	18,741	0.8%
市町村計	963,277	38.0%	1,016,559	39.9%	989,646	39.8%
京都府	1,568,952	62.0%	1,529,350	60.1%	1,496,131	60.2%
合計	2,532,230	100.0%	2,545,910	100.0%	2,485,777	100.0%

上記負担金には、滞納債権だけでなく、滞納されていない現年の法人二税及び自動車関係税の事務に関する負担金も含まれている。そこで、公表されている京都地方税機構負担金内訳表を元に、滞納税額に対応するコストを試算すると、市町村と京都府の負担金合計は、以下のとおりとなる。

(単位：千円)

構成団体	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
市町村計	962,419	48.1%	931,548	47.9%	904,234	47.8%
京都府	1,039,394	51.9%	1,012,795	52.1%	989,320	52.2%
合計	2,001,814	100.0%	1,944,344	100.0%	1,893,555	100.0%

※ 上記金額は、下記金額の合計である。

- ・ 一般財源分合計（繰越金差引後）
- ・ 個別の構成団体に起因する経費等の合計（ただし、派遣職員人件費調整額は一般財源分合計金額を基準に按分）

上記のとおり、負担金額のうち約5割が京都府の負担となっており、徴収額の割合（約2割）と比べて、著しく負担金の割合が高くなっている。

法人二税以外の徴収額（滞繰徴収額＋自動車税・軽自動車税）と、上記負担金との比較は以下のとおりであり、徴収額に見合う負担金とはなっていない。

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	府滞繰	市町村滞繰	府滞繰	市町村滞繰	府滞繰	市町村滞繰
徴収額	2,656,015	5,724,357	2,368,441	5,599,839	2,135,781	5,234,912
負担金	1,039,394	962,419	1,012,795	931,548	989,320	904,234
倍率	2.6	5.9	2.3	6.0	2.2	5.8

【指摘事項5】 京都地方税機構負担金の負担割合

京都地方税機構が徴収している金額の各構成団体の割合につき、京都府は約2割となっている一方、京都地方税機構に支出している構成団体別の負担金では、負担金額のうち約5割が京都府の負担となっている。

徴収額の割合と比べて、京都府の負担金の割合が著しく高いのは、発足前に府内市町村で滞納税整理が進まなかった状況を、広域自治体である京都府が支援した意味合いが強い。しかし、現在は京都府の滞納税整理がある程度進捗し、構成団体の市町村からは国民健康保険料(税)の滞納分が更に移管されつつある状況である。発足当時では適切な分担割合であったとしても、発足から10余年が経過して、状況が変化した現在に即した負担関係を検討すべき時期ではないだろうか。

京都地方税機構の規約に関わる内容であるため、構成団体である市町村との慎重な協議が必要であるが、例えば標準化システム導入費用のような京都府が一定の責務を負う部分と、応益原則に基づく費用負担部分を区分するなど、健全かつ適切な負担関係のあり方につき検討されたい。

7 府税関連の情報システム

7.1 概要

地方行政のデジタル化は目覚ましいが、特に地方税業務においては国税のデジタル化進展(e-Tax)に伴い、総務省主導でデジタル化の共通基盤が整備されつつある。京都府が府税業務に使用する主なシステムは以下のとおりである。

システム	所管	概要
①税務支援システム	本庁税務課	納税者の管理、申告内容のチェック、調定決議処理、各種統計資料の作成等、府税業務全般に係る基幹業務システム
②eLTAX	本庁税務課	地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムであり、京都府で使用するサブシステムは以下のとおり a 共通納税システム 支払われた納税情報を審査システムから取得し、税務支援システムに連携する b 電子申告等システム 地方税の申告、申請、届出を受け付ける c 国税連携システム 税務署に提出された申告書をデータ化し、ネットワークを通じ各地方公共団体へ送信する(平成 23 年 1 月から稼働)
③共同徴収システム	京都地方税機構	各構成団体から移管を受けた滞納案件の情報を一括して管理するシステム

京都府の情報システムは平成 24 年度の包括外部監査で監査対象とされており、税務業務の上記システムも対象に含まれていた。このため、本監査においては、平成 24 年度指摘事項の措置状況を確認するところから監査を開始した。

7.2 措置状況の検討

上記の府税業務に係るシステムのうち、①税務支援システムについては本庁税務課が所管部門となり、システムに関する業務の一環として管理を行っている為、その措置状況を監査の対象とした。

②eLTAX についても、本庁税務課が所管であるものの、京都府としては提供されたシステムを使用するだけであるため、セキュリティ管理についての

み、税務支援システムに合わせて検証を行った。

③共同徴収システムについても府税業務にとって重要なシステムではあるものの、本庁税務課ではなく別個の地方公共団体である京都地方税機構の所管であるため検証の対象外とした。

平成 24 年度の包括外部監査結果と、その措置内容及び今回の確認結果の一覧は以下のとおりである(税務支援システムに係る部分を抜粋、項番は平成 24 年度報告書のまま)。

監 査 の 結 果	措置済とされた際の措置の内容	措置の状況の確認結果
<p>4 情報システムの運用管理 (2) 契約書の記載項目の見直し システム改修委託契約書や軽微なシステム改修を含む保守管理契約が存在する。これらについては、修正したプログラムの権利が誰に帰属するかについて、契約書に明記しておくべきである(8システム共通)。なぜなら、契約書に明記していないその権利が誰に帰属するか判然とせず、万が一、契約先の企業が倒産した場合などに、その権利の帰属が問題になることがあるからである。</p>	<p>(税務課) 平成 26 年度から、修正したプログラムが本府に帰属することを契約書に明記した。 <平成 27 年 7 月公表></p>	<p>結論：改善済み 委託契約書(令和 3 年 4 月 1 日締結分)を閲覧し、第 2 条の 4 に、成果物が京都府に帰属する旨の記載があることについて確かめた。</p>
<p>5 情報システムのセキュリティ管理 (2) 情報セキュリティ訓練の実施 情報システム管理者が訓練を行っていない(8システム及び全システム共通)。そもそも「不測の事態」が明確になっていないため、まずは「不測の事態」(大規模災害発生、ウイルス感染、不正アクセス等)を定義し、これに沿った訓練を行う必要がある。</p>	<p>(総務課) 総務省が提示する自治体情報セキュリティ強靱化に則ったネットワーク分離に着手するに際し、平成 29 年 2 月に現状のネットワーク構成の把握、ウイルス感染や不正アクセス等の不測の事態が発生した際の対応方法の確認、SE(システムエンジニア)との連携及びデータ復旧の訓練を実施した。 ネットワーク分離後においても、ウイルス感染等不測の事態が発生する可能性を視野に入れつつ、SE との定例会議(月 1 回)を活用して、ネットワークの安全性を把握する。 <平成 29 年 7 月公表></p>	<p>結論：措置状況を確認できなかった 平成 29 年 2 月に他府県の事例を参考にセキュリティ訓練を実施したとのことであるが、その実施記録が残されていなかった。 実施から 5 年以上経過しているため、文書が廃棄された可能性があるが、実施時に記録が作成されたのかについても不明である。 SE との定例会議については、月に 1 回実施されているとのことであり、議事録(令和 4 年 11 月 9 日開催分)を閲覧し、課題の管理・ハードの変更状況・新たな課題や改善点の確認が行われていることを確かめた。</p>

<p>(6) 特権 ID の使用状況の管理 特権 ID の使用状況を管理していない（新人事給与、人事、教職員人事電算、税務支援、行政事務支援、総務事務、衛星通信系防災情報）。特権 ID は管理に特に注意を要するものであることから、定期的にログ履歴を確認し、不正使用が行われていないか、確認する必要がある。</p>	<p>（税務課） 平成 26 年 4 月から、特権 ID の利用履歴の提出を義務付けることとした。 <平成 26 年 7 月公表></p>	<p>結論：措置状況を確認できなかった</p> <p>税務支援システムに係る「委託契約書」(令和 4 年 4 月 1 日付け)の「別紙 1：京都府税務支援システム運用保守業務内容」の中に「アクセス記録等のセキュリティに関するログ情報の分析及び報告(本番機への特権 ID によるアクセス記録の情報を含む)」と記載され、契約上は特権 ID の利用履歴の提出が義務付けられていることを確かめた。</p> <p>しかし、実際には提出されていないとのことであった。</p>
<p>(7) パスワードポリシーの整理 類似のパスワードポリシーが散見され、必要性が不明確である（教職員人事電算、税務支援、行政事務支援、統合財務）。パスワードポリシーを定めた規程は、「京都府情報セキュリティ対策基準」「京都府教職員人事電算システムに関する情報セキュリティ実施手順」「税務電算トータルシステムセキュリティ対策実施手順」「行政事務支援システム運用管理要領」「統合財務システム管理運営要領」の 5 つである。このうち、「京都府情報セキュリティ対策基準」は他の 4 つの上位に位置するパスワードポリシーを示していると考えられる。しかし、類似のパスワードポリシーが散見されるのが実情であり、各所管部署が統一感なくパスワードポリシーを策定しているように見受けられる。実質的に必要性のないパスワードポリシーは、「京都府情報セキュリティ対策基準」のパスワードポリシーに統一することを検討すべきである。</p>	<p>（税務課） 税務支援システムについて、システム改修を行いパスワードポリシーを「京都府情報セキュリティ対策基準」に基づいた運用に改め、個別のセキュリティ実施手順からは削除し、平成 31 年 2 月 26 日付け税務課長通知により周知した。 <令和元年 7 月公表></p>	<p>結論：措置済み</p> <p>「京都府情報セキュリティ対策基準」を確認し、統一的なパスワードポリシーが策定されていることを確かめた。</p>
<p>(8) パスワードポリシーを遵守するためのシステム上制限の設定 パスワードポリシーを遵守するためのシステム上の制約がない（新人事給与、人事、税務支援、統合財務、衛星通信系防災情報）。パスワードポリシーを定めた以上は、このパスワードポリシーに沿わないパ</p>	<p>（税務課） 税務支援システムについては、平成 29 年 3 月にパスワードポリシーに反するパスワードの設定ができないよう（設定桁以上のパスワード設定厳守）システム改修を行った。 <平成 29 年 7 月公表></p>	<p>結論：措置済み</p> <p>税務課執務室内の実機にて、税務支援システムのパスワードを、パスワードポリシーで特定個人情報を取扱うシステムに求められる桁数</p>

<p>パスワードについては、システム上認めないように設定すべきである。それができなければ、実質的にはパスワードポリシーは機能しなくなるからである。システム改修が必要になるため、費用対効果を考慮しながら、パスワードポリシーに反するパスワードが設定できないようなシステム変更を検討すべきである。パスワードポリシーを全庁的なパスワードポリシーである「京都府情報セキュリティ対策基準」に集約した上で、職員のポータルサイトである行政事務支援システムでの一元管理（シングルサインオン）とすることを検討すべきである。</p>		<p>未満に変更しようとする、文字数以下であるとのエラーが表示され、変更できないことを確かめた。</p> <p>ただし、eLTAX についてはパスワードが上記桁数未満で設定されていた。京都府では eLTAX のシステムの設定を変更できないため、eLTAX の制限である桁数で使用しているとのことであった。</p>
<p>(10)USB 等の未承認使用の防止 USB 未使用時の接続口封印や接続ログの事後確認などにより、未承認使用防止の対策を講じる必要がある（8システム共通）。</p>	<p>（税務課） 未使用の接続口について、平成 26 年 7 月に封印措置を施し、未承認の機器・媒体が接続されないよう対策を講じた。 <平成 27 年 7 月公表></p>	<p>結論：措置済み</p> <p>税務課執務室内の実機に USB を挿入したところ、セキュリティソフトにて使用制限されている旨のメッセージが表示され、実際に USB に接続できないことを確かめた。</p>
<p>6 災害対策・業務継続計画 (5) 定期的なリストアテストの実施 リストアテストは、開発当初に実施したのみで、それ以降は実施していないシステムがある（人事、教職員人事電算、税務支援、衛星通信系防災情報）。また、衛星通信系防災情報システムはプログラム変更の都度、リストアテストを実施しているのみである。少なくとも、復旧を優先すべきシステム及びデータについては定期的にリストアテストを行い、いつ大規模災害が発生しても適時に復旧できるよう備える必要がある。</p>	<p>（税務課） 平成 24 年度の機器更新時に、リストアテストを実施し、問題なく復旧できることを確認するとともに、手順を確立した。平成 25 年度にも実施し、今後も定期的に行うこととしている。 <平成 26 年 7 月公表></p>	<p>結論：措置状況を確認できなかった</p> <p>直近では、平成 29 年 2 月の機器更新のタイミングで実施したとのことであるが、その記録は残されていない。</p>
<p>7 外部委託事業者の管理 (1) 委託事業者による京都府規程の確認 外部委託事業者が京都府の規程を確認していない（8システム共通）。外部委託事業者に、府の情報セキュリティに関する事項を確実に遵守させるためには、外部委託事業者に関連規程を十分に説明する必要がある。また、その説明時</p>	<p>（税務課） 平成 26 年度の委託契約において、管理状況について報告を受ける旨追記し、外部委託業者に本府の規程を説明するとともに、外部委託事業者の規程を確認した。 <平成 26 年 7 月公表></p>	<p>結論：措置状況を確認できなかった</p> <p>「京都府税務支援システム運用等業務仕様書」3の（8）イに、管理状況について報告を受け、承認を受けることについて規定されていることを確かめた。ただし、確認が行わ</p>

<p>には、外部委託事業者からも管理状況について、府が要求する管理水準を保持しているか報告させるとともに、外部委託事業者の規程等を確認することが必要である。</p>		<p>れ承認が得られた記録は残されていないとのことであった。</p>
<p>(2) 委託契約書への京都府監査受入の明記 京都府による監査を受け入れることを明記していない(8システム共通)。京都府が要求する管理水準を外部委託事業者に確保させるために、状況に応じて、京都府が外部委託事業者に対して監査を行うことを契約書に明記する必要がある。</p>	<p>(税務課) 平成26年度の委託契約において、契約期間内に監査を行うことを追記し、同規定により実施することとする。 <平成26年7月公表></p>	<p>結論：措置済み 「委託契約書」(令和3年4月1日締結分)第3条に、京都府が委託先に対して監査を実施することが出来る旨が規定されていることを確かめた。</p>
<p>(3) 委託事業者の作業場所の特定 委託契約書において、外部委託事業者の作業場所を特定していない(人事、教職員人事電算、税務支援、統合財務)。作業場所を特定しない場合、情報資産の紛失の可能性が高まるため、作業場所を特定して情報資産の適切な管理等を外部委託事業者に実施させる必要がある。</p>	<p>(税務課) 平成26年度の委託契約において、作業場所は京都府が指定する場所としか規定していなかったため、作業場所一覧を作成した。 <平成26年7月公表></p>	<p>結論：措置済み 「京都府税務支援システム運用等業務仕様書」3の(2)に、作業場所が限定されており、他にデータを持ち出さないことが規定されていることを確かめた。</p>
<p>(4) 委託事業者の従業員であることの確認 対策基準の「外部委託事業者の責任者や業務に携わる社員の名簿の提出」に関する事項が契約書に明記されておらず、実際に外部委託事業者から正規の名簿(委託契約書において、外部委託事業者を代表する者から提出された名簿)の提出を受けていない(8システム共通)。そのため、外部委託事業者の従業員であることを対策基準に従って適切に確認できていない状況にある。</p>	<p>(税務課) 平成26年度契約から、外部委託業者から名簿の提出を受け、従業員の確認を行うこととした。 <平成26年7月公表></p>	<p>結論：措置済み 委託先から入手された「従業員名簿」(令和4年8月12日現在)を閲覧した。また、従業員が変更する度に入手しているとのことであった。</p>
<p>(9) 委託事業者に対する京都府監査の実施 そもそも契約書に明記されていないためではあるが、外部委託事業者に対する監査が実施されておらず、定期的な実施する必要がある(8システム共通)。特に府庁に常駐していない外部委託事業者に対しては、優先的に監査を行い、外部委託事業者の管理状況を確認する必要がある。 (報告書P182からP183まで、公報P96)</p>	<p>(税務課) 平成26年度から、外部委託事業者に対して監査を行うことについて、税務支援システム運用等業務の委託契約書に明記し、平成29年2月に監査を実施した。 <平成29年7月公表></p>	<p>結論：措置状況を確認できなかった 税務支援システム運用委託業者に対する監査報告書(実施日：平成29年2月8日)が作成されていることを確かめた。 しかしその監査の内容は、9項目のヒアリングのみを実施したもので、全て順守しているという回答を得たという結論のみが記載された</p>

		ものであり、必要十分な監査が実施されたと言えるものではなかった。 また、平成 29 年 2 月以降は監査は実施されていなかった。
8 契約の状況 (5) 委託業務の経費積算の検討 (税務支援システム) 運用業務について、企画提案においては 5 年間の運用経費の提案となっていることから、6 年目以降となる今後の更新に当たっては、新たに詳細な人員別工数の見積を求めるとともに、その設定単価についても提示を求め、経費積算の妥当性を検討する必要がある。	(税務課) 監査後、早急に開発ベンダーと調整し、これまでの 5 年間の実績を踏まえ、工数の要不要の検討を行った結果、前年度の経費から 14%削減することができた。併せて、作業実績の明細を求めるとした。 <平成 26 年 7 月公表>	結論：措置済み 左記の 26 年度の見直しのほか、平成 28 年度(マイナンバー制度開始時に合わせて)にも業務の見直しを行うなど、必要に応じて行っていることである。

7.3 措置内容の問題点

京都府として措置済みと公表したものについて、措置状況を確認できなかったものが 5 項目発見された。それらの原因は以下の 2 種類に集約される。

- ① 実施済であるとの回答であったが措置を行ったことを示した資料を確認できない

該当項目	残されるべき資料の例
5(2)情報セキュリティ訓練の実施	セキュリティ訓練の実施記録
6(5)定期的なリストアテストの実施	リストアテストの実施結果
7(1)委託事業者による京都府規程の確認	外部委託事業者の規程を確認し、承認した記録

措置したことを何らかの記録等で確認できなければ、当事者以外が措置の状況をする事ができず、措置が行われていたかどうかを確認することができない。保管期間を過ぎたため破棄された可能性もあるが、そもそもこれらの中には定期的に実施すべき項目も含まれており、一度実施してそれ以降は実施しなくてもよいという認識であれば、措置状況としては不十分と言わざるを得ない。また、実際に長期間実施しなくとも問題ないと判断されたのであれば、少なくともその間は文書が確認できるように保存期間を見直すべ

きである。

② 実施資料は残されているが実施内容が不十分である

(a) 委託事業者に対する監査

該当項目と措置内容	現在の状況
7(9) 委託事業者に対する京都府監査の実施 平成 26 年度から、外部委託事業者に対して監査を行うことについて、税務支援システム運用等業務の委託契約書に明記し、平成 29 年 2 月に監査を実施した。	平成 29 年 2 月に実施した、税務支援システム運用委託業者に対する監査報告書が存在する。

京都府が要求する管理水準を外部委託事業者に確保させるために、京都府が外部委託事業者に対して監査を行うべき、との指摘事項に対し、措置として実施・作成された監査報告書に記載された監査内容は以下のとおりである。

契約書等に記載のある以下の項目について、遵守されているか否かを運用委託業者へヒアリングにより監査を行い、すべて遵守している旨回答を得ました。

- (1) 運用作業は京都府が指定した場所でのみ行い、外部へのデータの持ち出し等は行っていない。
- (2) 本委託業務履行のための連絡、確認を行う推進体制を定め、書面により要員の名簿を提出し、変更があった場合はその都度提出をしている。
- (3) 業務完了後は、その都度業務完了報告書を提出している。
- (4) 本委託業務によって生じる権利又は義務を、京都府の承諾なしに、第三者譲渡し、又は引き受けさせていない。
- (5) 本委託業務の全部又は一部の処理を、京都府の承諾なしに、第三者に委託し、又は請け負わせていない。
- (6) 本委託業務により知ることのできた個人情報情報を他に漏らしていない。
- (7) 本委託業務処理のため京都府から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報情報が記録された資料を、京都府の承諾なしに第三者へ複写又は複製・提供していない。
- (8) 本委託業務処理のため京都府から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報情報の滅失及び毀損の防止に関する措置を講じている。
- (9) 本委託契約従事者(退職者含む)が本委託業務に関して知り得た個人情報情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用していない。

➤ 手続の不十分性

通常、監査手続のうちヒアリング（質問）のみの実施では十分な監査証拠が得られないとされ、閲覧、観察等の監査手続を組み合わせて実施する必要がある。

上記監査報告書からは、委託事業者に対するヒアリングしか実施していないということとなっており、必要十分な監査が実施されたとはみなされない。少なくとも関連する資料の閲覧や現地調査等の監査手続を合わせて実施し、追加の裏付けを入手する必要がある。

委託管理に係る監査手続については、システム監査基準にも例示があるため、参考にされたい。

＜システム監査基準（経済産業省 平成 30 年 4 月 20 日）＞

IV. システム監査実施に係る基準＜解釈指針＞より抜粋

- (2) 例えば、委託管理の適切性を監査目的とした場合の監査手続の組み合わせは、以下のようになる。
- ・委託先選定基準や委託先決定にあたっての承認記録のドキュメントレビュー
 - ・委託契約の条項（機密保持、監査権、再委託条項など）のドキュメントレビュー
 - ・委託先における情報セキュリティ管理状況に関するチェックリストに対する回答の入手と検討
 - ・委託先からの業務報告書のドキュメントレビューを通じた業務内容と委託契約の条項との突合・照合、外部委託業者へのインタビュー
 - ・（必要に応じて）外部委託業務実施拠点に対する現地調査

➤ 結論等の欠如

前述の監査報告書には、回答を得た事実のみが記載されている。監査報告書の記載事項はその監査の目的や提出先により一様ではないが、少なくともその結果を評価して得られた結論や問題点の有無等についても記載しないと、監査報告書としても意味をなさないものになってしまう。

➤ 単発的な実施

また、この外部委託事業者に対する監査は、平成 29 年 2 月に一度実施されて以降実施されておらず、今後も実施の予定はされていない。当該監査は一度実施したから完了となるものではなく、継続的に行われる必要のあるも

のである。この点からでも措置済みとすることに問題がある。

➤ 措置済み判断への疑義

監査の指摘事項に対応する文書（「監査報告書」等）が作成されていたとしても、その内容が不十分であれば措置済みとすべきではない。それを措置済みとするのであれば、監査自体が形骸化してしまう。書類があるか否かではなく、その内容が措置として十分なものであるかについて確認する必要がある。

(b) 特権 ID の使用状況

該当項目と措置内容	現在の状況
5(6) 特権 ID の使用状況の管理 平成 26 年 4 月から、特権 ID の利用履歴の提出を義務付けることとした。	税務支援システムに係る「委託契約書」（令和 4 年 4 月 1 日付け）の「別紙 1：京都府税務支援システム運用保守業務内容」の中に「アクセス記録等のセキュリティに関するログ情報の分析及び報告（本番機への特権 ID によるアクセス記録の情報を含む）」と記載され、契約上は特権 ID の利用履歴の提出が義務付けられていることを確かめた。 しかし、実際には提出されていなかった。

当該項目については、契約書に特権 ID のアクセス記録の報告が明記されているにも関わらず、実際は提出されていなかったことは、重要な問題であると考えられる。また、これが特権 ID に係る項目であることについても非常に問題である。特権 ID はシステム上の強力な権限を持つことから不正に利用される可能性がある。そのため定期的にログ履歴を確認する必要がある。

現在、特権 ID は委託先が管理しており、委託先において特に異常を認識していないためログの提出を省略している可能性があるが、当該手続は委託先の不正な利用が無いことを本庁税務課が確認することにより、不正の発見

だけでなく不適切な使用をけん制するという目的で行われるものである。そのため異常がないことを理由に、その確認作業を省略することはできないはずである。

【指摘事項 6】 委託事業者に対する監査等の強化

委託事業者に対する監査は、平成 29 年 2 月に一度実施されているが、その際の具体的手続は京都府職員によるヒアリングのみであった。しかし、ヒアリングのみでは通常、必要十分な監査とはならず、例えば関連する資料の閲覧や現地調査等の監査手続を組み合わせて実施する必要がある。また、特権 ID の利用履歴に関しては、平成 26 年度から契約書の仕様書別紙で提出を義務付けたにも関わらず、委託事業者から提出された利用履歴は確認できなかった。

委託事業者に対する監査に係る監査報告書や契約書の仕様書別紙などの文書のみを整えるのではなく、監査方法や特権 ID の管理方法についても十分検証するべきである。

【指摘事項 7】 定期的な内容が含まれる事項への対応

平成 24 年度包括外部監査の指摘事項であった、情報セキュリティ訓練の実施、定期的なリストアテストの実施、委託事業者による京都府規程の確認及び外部委託事業者に対する監査については、定期的を実施すべき項目であるにもかかわらず、措置済となって以降の再実施が確認できなかった。

当該指摘事項については、措置を一度実施したのみで終了とするのではなく、定期的を実施する項目は再実施する際に効率的に行えるよう、過去実施時の資料を少なくとも再実施までは保管するべきである。

7.4 過年度指摘事項以外の問題点

① パスワードの設定

eLTAX については、パスワードがパスワードポリシーで特定個人情報を取り扱うシステムに求められる桁数未満で設定されていた。京都府では eLTAX の設定を変更できないため、eLTAX の最小桁数で使用しているとのことであった。

また、税務支援システム、eLTAX とともにパスワードポリシーで規定されている文字種別の組み合わせとなっていないパスワードが設定されていることもあるとのことであった。

【指摘事項 8】 京都府パスワードポリシーの遵守

eLTAX へのログイン時のパスワードがパスワードポリシーで特定個人情報を取り扱うシステムに求められる桁数未満で設定されていた。確かに「地方税共同機構情報セキュリティポリシー」ではパスワードの桁数はその設定されていた桁数が規定されているが、京都府では包括的な「京都府情報セキュリティ対策基準」を策定しており、特定個人情報を取り扱うシステムについては、別途それよりも多い桁数を求めている(同基準 5 (2) (ウ))。eLTAX も特定個人情報を取り扱うシステムである以上、パスワードポリシーに基づいた桁数以上で設定すべきである。

また、税務支援システム、eLTAX とともにパスワードの文字種別が、「京都府情報セキュリティ対策基準」(5 (2) (ウ))に規定されているとおりになっていないことから望ましい状況ではない。

可能な限りシステムで制限をかけるべきであるが、システムでの制限が不可能な場合であっても、当該パスワードポリシーを周知徹底することが必要である。

京都府情報セキュリティ対策基準

5 人的セキュリティ対策

(2) パスワード及び IC カードの管理

- (ウ) パスワードは○桁以上とし、文字列は■■■■■■を混在させるなど容易に推定できないものとする。ただし、特定個人情報を取り扱うシステムについては、●桁以上とすること。

地方税共同機構情報セキュリティポリシー

4. 人的セキュリティ

4.3. ID 及びパスワード等の管理

4.3.3. パスワード管理

- (4) パスワードは、原則として○文字以上としなければならない。
(5) パスワードは、■■■■■■が混在し、かつ、辞書単語又は単純な文字列を使用しないものを設定しなければならない。

なお、○と●はいずれも数値で、○<●という関係である。

② ID 登録・削除・権限変更

平成 24 年度の意見には反映されていないが、平成 24 年度包括外部監査報告書の中では、税務支援システムの ID 登録・削除・権限変更についても言及されていたため、今回も調査を行った。

平成 24 年度包括外部監査報告書より

非効率な ID 登録・削除・権限変更（税務支援）

（中略）異動時期になると、税務課は東府税事務所、西府税事務所、南府税事務所、自動車税管理事務所、山城広域振興局企画総務部税務室、山城南府税出張所、南丹広域申告局企画総務部税務室、中丹広域振興局企画総務部税務室、中丹西府税出張所、丹後広域振興局企画総務部税務室に、どの職員がどの部署に移動したかをそれぞれ問い合わせている。そのうえで、ID の登録・削除・権限変更を行っている。

実務的には、この問い合わせ業務が非常に煩雑であるという、各部署に問い合わせるのに時間がかかるうえ、その内容を迅速に ID 登録・削除・権限変更には反映しなければ業務に支障が出る。

そもそも人事異動については、人事システムから出力できるはずであるから、それを何故活用していないかを聞いたところ、人事システムから出力されるデータには、異動情報以外の個人情報が多く含まれているから使用できないとのことであった。

人事システムから出力されるデータの形式を変更することは、比較的容易であると考えられるので、データ出力形式の変更による業務効率化を検討されたい。

現時点でも、基本的には業務に大きな変更はなく、例えば 4 月の定期人事異動の場合なら、ID 登録に必要な情報等を 3 月 25 日頃に府税事務所（副所長）や広域振興局（課長）から本庁税務課が報告を受け、正式な辞令発表後すぐに 4 月 1 日から使えるようにシステムに仮登録を行い、4 月末までに本登録を行う。辞令発表までは辞令の内容は原則非公開であるため、本庁税務課の中でも最低限の人員のみで作業を行うことになる。またそれは管理職員に偏る為、結果的に必要な承認が得られているとの認識である。

共同徴収システムについても同様に本庁税務課でとりまとめ、京都地方税機構に提出することにより変更を依頼する。

現在も人事異動データからは必要な情報が取り出せず ID 権限変更等に使えるものではないとのことであるが、平成 24 年度包括外部監査でも記載されているように、人事異動のデータと連動を検討し、効率的な業務の構築を目指すことが望まれる。

また、ID 登録等の情報はメールで送信されるため、メールの履歴を承認証

跡と考えることもできるが、統一的な承認証跡を残すためワークフローの活用も検討すべきであろう。

7.5 外部からのデータ取得について

7.5.1 データ連携できていない情報等

府税業務のために必要な情報のうち、大量のデータであるにもかかわらずデータでの入手ができないために、大きな事務負担がかかっているものがある。

税目	入手元	取得情報
不動産取得税 (承継取得)	法務局	不動産価格（固定資産課税台帳登録価格）等
不動産取得税 (原始取得)	市町村	新築等の家屋の一覧
個人事業税	税務署	決算書、収支内訳書等

7.5.2 データで入手できていない状況等と今後の方向性

① 法務局（不動産価格（固定資産課税台帳登録価格）等）

市町村から紙で入手した登記済通知書を基にして、法務局において登記申請書を閲覧し、価格等の必要事項を書き写す作業を実施している。

この点については、令和4年度税制改正（令和5年4月1日施行）により、これまで法務局から市町村に対してのみ通知されていた登記情報について、直接法務局から都道府県に対して電子で提供されるようになる。この時点ではまだ、不動産価格（固定資産課税台帳登録価格）については引き続き提供されないが、税務システム標準仕様書【第2.0版】（令和4年8月31日）において、「不動産取得税のために市町村から都道府県へ、不動産の取得の事実及びその価格を通知するための帳票」は機能要件上に、CSV形式で出力できる機能として定義されているとおおり、「固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等」が対象データとされている。同【第1.0版】では、実装すべき帳票として定義されていたものが、原則、紙ではなく電子データにて提供を行うこととされ、帳票要件から削除された。

このことから今後は、データにて入手可能な情報は確実に増えていくと予想される。依然として法務局から入手すべき情報は残る可能性はあるが、

上記動向を踏まえた対応を検討することが望まれる。

② 市町村（新築等の家屋の一覧）

データで入手している市町村もあれば、紙での提出しか許容されない市町村もある。データで入手している市町村の中でも、京都市から受領したデータのみ税務支援システムにインポートすることができているが、その他の市町村はデータで入手しても手入力している。

現時点では具体的な方向性は見えていないが、国は標準仕様に適合した地方公共団体情報システムの利用を促進しており、いずれは統一的な形式によるデータでの入手が実現するものと思われる。ただし、系統的に可能であっても各市町村が必ずしもデータで提供してくれるとは限らないため、上記の国としての流れを把握しつつ、京都府としても機を逃さないように交渉することが重要である。

③ 税務署（決算書、収支内訳書等）

国税連携システムにより所得税申告書等データのみ連携されるが、紙申告の確定申告書第2表、添付資料（決算書、収支内訳書、不動産の収入内訳書等）は連携されない。

複写機を税務署に持ち込んでの複写事務と、それを入力するという膨大な作業が発生しているものの、解決の目途はたっていない。全データが連携されるように、各都道府県から国に要請されているところであるとのことで、今後も継続的に要請するしかないものと思われる。

8 課税客体の捕捉

8.1 概要

府税業務は税制の広報・周知徹底から、課税・賦課徴収そして税務調査までを含み、これら一連の業務を通じて租税の公平性を維持しつつ税収（行政サービスの財源）を確保することを目的とする。しかし、この大前提としては課税客体の捕捉が不可欠である。仮に税金逃れが横行するような自治体では、まず租税の公平性が失われ、当然に住民の納税意識の低下を招き、ひいては税収確保という目的も果たせなくなる。

しかし、京都府が納税義務者を網羅的に把握していない場合でも、上記一

連の業務に表面上は支障がなく、場合によってはより円滑に進めることができてしまう。その結果、ともすれば積極的に課税客体の捕捉に努めようとする意欲が不足しがちになる懸念がある。

そのため京都府としては、把握した納税義務者に対する対応はもちろんのこと、未だ把握していない納税義務者を捕捉するための手続を常に検討し、確実に実施し続ける必要がある。

8.2 捕捉状況の検討

各税目について、課税客体の捕捉のために、どのような手続を実施しているかヒアリングし、実際にどのような結果となっているかデータを確認した。また、対策をどのように行っているかについての追加質問をし、その実施状況について確かめた(後述)。

なお、軽油引取税については3.5.5(2)にて記載した不正軽油対策が課税客体捕捉の手続であるため本項では取り扱わず、法人府民税及び法人事業税については4.6.2及び4.6.3で検討済みであるため、データの取扱いのみ検討を加えた。

また、以下の税目については課税の仕組上、課税客体が漏れる可能性は低いと見做され、検討対象から除外した。

- ・個人府民税
- ・自動車税[種別割・環境性能割]
- ・その他諸税(ゴルフ場利用税、産業廃棄物税)

8.3 法人府民税及び法人事業税

(1) 課税客体情報の収集方法

法人二税の業務は全て京都地方税機構にて実施される。法人二税は申告納付制度であることから、課税客体の捕捉は国税の申告データを基にして、府税のみ未申告のデータを抽出し確認しているとのことである。

具体的には税務署が法人税の申告受理又は決定を処理した翌々月にeLTAXで配信されるので、このデータと府税支援システムの申告データを突合せ、京都府に未申告の場合、当該事業年度の申告データがない旨のエラーが表示される。

このエラーとなったものについて、地方税の申告を促して納税まで導く申

告督励を実施している。

(2) 申告督励の実績

申告督励の実績等は 4.6.2(1)にて記載済みであるため割愛する。

(3) 監査結果

法人二税の事務は京都地方税機構にて実施しているため、国税申告データと府税務支援システムの不一致エラーのリストを閲覧することができず、運用状況を確認することはできなかった。

しかし、本来は府税に関する一義的な説明責任は本庁税務課が担っているため、本庁税務課として府税の状況は一定程度把握しておかなければならないだろう。

【意見 19】 京都地方税機構が行う府税事務の把握

法人二税の事務は京都地方税機構が処理するため、本庁税務課は法人二税の事務処理にはほとんど関知していない。事務処理を含む府税に関する一義的な説明責任は本庁税務課が担うため、一定の事務の状況は税務課に報告される、又は閲覧可能な体制であることが望ましい。

ただし、京都地方税機構の業務負担をむやみに重くさせないように、本庁税務課として把握しておくべき内容を予め調整する必要がある。仮に規約の修正が必要となれば、構成団体である府内市町村の同意も必要となるため、十分な配慮を要することを付言する。

8.4 個人事業税

(1) 課税客体情報の収集方法

個人事業税は行政が税額を確定する賦課課税であり、京都府が国税データより課税対象となる可能性のある事業者を抽出している。

具体的には国税から配信されたデータのうち、税務支援システム上で一定の条件（事業所得、不動産所得の有無等）を満たすデータが全て保留状態になる。そのデータを1件ずつ確認し、課税対象又は課税対象外として確定させる。その際の判断根拠資料は、①国税決算書等、②本人への文書照会、③

その他（各種地図サイト、不動産取得税の課税状況等）となる。それでも判断できない場合に、④現場調査を行う。不動産貸付業等の把握においては、近年は各種地図サイトの活用により貸室数やガレージ台数などの情報を把握できていることが多いとのことである。

また、税務支援システムでは、前年度まで課税があるにもかかわらず、今年度課税されない者についてのリスト「課税漏れ参考リスト」を出力することが出来るため、リストアップされた事業者を個別に確認している。

(2) リスト抽出と調査の実績

「課税漏れ参考リスト」は、対象年度と所得金額を設定することにより、対象年度に課税されておらず、それ以前の3か年のうちに設定した金額以上の課税標準額が発生している事業者がリストアップされる帳票である。

設定所得の金額については、特に決まりがあるわけではなく、各府税事務所等にて検証可能な件数となる所得金額をそれぞれで設定しているとのことであるが、特に業務として決まっているわけではなく、その実施結果が保存されることもなく、実施後のチェックも行われていない。

仮に令和4年10月5日時点で、所得(課税標準)を0に設定して新規に抽出した場合の課税漏れ参考件数は以下のように出力された。

『課税漏れ参考リスト』の件数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
京都東	1,512	1,548	2,025
京都西	1,958	1,751	1,970
京都南	1,275	1,280	1,515
山城	974	1,020	1,030
山城南	235	220	238
南丹	287	280	356
中丹	177	159	168
中丹西	238	216	228
丹後	234	212	222
合計	6,890	6,686	7,752

確認作業の後、課税となった場合、他の案件と区別なく取り扱うため、正

確な記録は残っていない。ヒアリングベースでは、「課税漏れ参考リスト」により課税となった件数は以下のとおり令和3年度の2件のみであった。

『課税漏れ参考リスト』をきっかけに課税となった件数

課税年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
京都東	0	0	0
京都西	0	0	0
京都南	0	0	0
山城	0	0	2
山城南	0	0	0
南丹	0	0	0
中丹	0	0	0
中丹西	0	0	0
丹後	0	0	0
合計	0	0	2

現地調査を行った件数は以下のとおりであり、前述のとおり各種地図サイトなどの活用によって、近年現地調査の件数は減少している。なお、現地調査の結果で課税となった件数は、過去3年間では令和元年度の2件のみである。

不動産貸付業、駐車場業の現地調査を行った件数

課税年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
京都東	0	0	0
京都西	3(1)	1	0
京都南	5	3	2
山城	1(1)	0	0
山城南	0	1	1
南丹	0	0	0
中丹	0	0	0
中丹西	0	0	0
丹後	0	0	0
合計	9(2)	5	3

() : 調査の結果課税となった件数

現地調査の記録は、税務支援システムの納税者の画面の備考欄に記載される。

上記の令和2年度、京都西の納税者について、基本登録情報管理画面を確認し、備考欄に「R2年2月現地調査（ガレージ10台確認）」と記載されていることを画面コピーにて確認した。

【意見20】 個人事業税の課税客体捕捉

個人事業税の課税漏れ捕捉については、システムで業種等の条件設定後、可能性のある事業者を全てリストアップし、担当者が手作業で振り分ける方法に拠っている。大量のリストを手作業で振り分ける以上、誤る可能性もある為、過年度の課税状況と比較できる「課税漏れ参考リスト」を出力し、再度課税漏れが無いかの再チェックを行うことへは網羅性を確保するために非常に有効な手続であると考えられる。

しかし、「課税漏れ参考リスト」の活用方法及び設定金額については各府税事務所等に任されており、どの程度の粒度で使用されているか、そもそも活用されているかどうかについても、不明な状況である。

各府税事務所等ごとに事情が違っても、例えば各府税事務所等ごとに最低所得金額を定めるなどして、レベルを統一するべきである。また活用自体も運用ルールとして定め、各府税事務所等で確実に実施されたい。

(3) 監査結果

「課税漏れ参考リスト」が重要なリストであるため、その正確性を以下のように確かめた。

「課税漏れ参考リスト」中丹広域振興局（令和2年所得分、令和4年11月7日作成分）で抽出した168件のうち、任意の3件について「課税照会総括」画面コピーにて、課税標準額が「課税漏れ参考リスト」と一致していることを確かめた。

上記の結果、問題となる事項は発見されなかった。

8.5 不動産取得税

(1) 課税客体情報の収集方法と実績

不動産取得税は、建築等（新築・増築・改築）の原始取得のほか、移転などの承継取得の際に発生する。

原始取得の場合は、市町村からの情報提供により把握することになる。京都府においても新築や増築を把握した場合には、課税対象となっているかの確認を行うことはあるが、基本的には固定資産課税台帳の整備の責任を持つ市町村の調査に依拠することになる。そのため京都府としては、建築等に係る情報を市町村より入手し、網羅的に把握できているかを確認するほかない。

承継取得については、市町村から移転登記にかかる「登記済通知書」を事前入手し、その情報を基に職員が法務局に調査に出向き、登記申請書等から課税に必要な情報を収集する。こちらは登記済通知書が網羅的であることを前提に漏れなく情報を収集把握することになるので、手間はかかるが網羅性に問題は生じない。

(2) 監査結果

不動産取得税については、原始取得の際に市町村が正しく情報を把握できているかが重要となる。そこで、令和4年度に市町村から取得した下記データを確認し、新築・増築・改築等の区分が明確に分類されているかについて確かめた。

市町村	データタイトル	分類是非
京都市	家屋評価調書	○
長岡京市	タイトルなし	○
大山崎町	木造専用住宅新築／木造共同住宅新築／ 非木専用増築など	○
宇治市	タイトルなし	○
八幡市	タイトルなし	○
京田辺市	新築家屋一覧	○
久御山町	タイトルなし	○
井手町	タイトルなし	○
宇治田原町	新・増築分家屋一覧	○
木津川市	タイトルなし	○
笠置町	家屋の新築又は増築に係る再建築費評点 数等調	○

上記の結果、問題となる事項は発見されなかった。

8.6 小括

課税客体の捕捉は、課税漏れがないか探し続ける手続であるため、完遂したと言い切ることは難しく、人員も減少傾向の中、本庁税務課として実施可能な手法の中に決定的な効果を上げることができるものは少ないと感じた。

しかし、8.1 概要にて記載したように、課税客体の捕捉は税の公平性など府税全般の根幹に影響するものであるため、手続をないがしろにすることがあってはならない。課税漏れが発生していないか常に健全な猜疑心の下、新たな工夫を施したり、国や府内市町村と連携を取りつつ、適切な手法を検討し続ける必要がある。

9 人事の状況

9.1 概要

京都府職員の年齢構成は、行財政改革プラン（2019年度～2023年度）においても「今後府政の中核を担うべき30歳代～40歳代前半の職員が少ないという年齢構成を踏まえ、組織体制と副課長の役割を見直し、マネジメント力の強化等に取り組む。」と記載されているように、30代～40代前半の人員構成が極端に少ない年齢構成となっている。また、ただでさえ複雑な税制度に関する知識や経験が必要な上、年々制度自体も改正されていくことから、税務職員には相当な知識と経験が求められることとなる。

このような状況の中で、税務職員の年齢構成はどうなっているのか、税務職員の知識と経験を積むためにどのような取組を実施しているか、また、極端な超過勤務が発生していないかどうか、について調査を実施した。

9.2 税務職員の平均年齢等

京都府の税務職員の平均年齢等について、令和4年5月1日現在の状況は以下のとおりである。

平均年齢		
税 務 職 員 合 計	48.4歳	51歳以上の者が全体の60.7%
本 庁 税 務 課 職 員 合 計	35.6歳	51歳以上の者が全体の23.3%
府 税 事 務 所 職 員 合 計	49.8歳	51歳以上の者が全体の68.3%
振 興 局 税 務 課 職 員 合 計	45.6歳	51歳以上の者が全体の51.4%
京都地方税機構派遣職員合計	51.3歳	51歳以上の者が全体の66.7%
全 府 行 政 職 職 員 平 均	41.3歳	51歳以上の者が全体の32.8%
平均税務経験年数		
税 務 職 員 合 計	11.7年	11年以上の者が全体の47.1%
本 庁 税 務 課 職 員 合 計	5.7年	11年以上の者が全体の16.7%
府 税 事 務 所 職 員 合 計	14.2年	11年以上の者が全体の58.5%
振 興 局 税 務 課 職 員 合 計	7.1年	11年以上の者が全体の27.1%
京都地方税機構派遣職員合計	12.9年	11年以上の者が全体の53.6%

※ 「全府行政職」に関するデータは、「職員の給与等に関する報告及び勧告」令和3年9月中の行政職給料表適用職員（令和3年4月1日現在）による。

上記のとおり、全府行政職職員平均である 41.3 歳と比較して、税務職員合計の平均年齢は 48.4 歳と年齢が高くなっている。

平成 17 年度に実施された包括外部監査実施時の全府行政職職員平均年齢 43.1 歳に対して、今回のそれは 41.3 歳と全庁では若干の若返りが計られている一方で、税務職員合計の平均年齢は、平成 17 年度の 46.7 歳に対して今回は 48.4 歳であり、さらに高齢化が進んでいる状況である。

9.3 年齢構成、人数について

令和 4 年 5 月 1 日時点における、税務職員の区分別の年齢構成・人数は以下のとおりである。

年齢	合計		税務課		府税事務所		振興局税務課		地方税機構	
	人数	構成比	計	構成比	計	構成比	計	構成比	計	構成比
18～20	5	1.4%	1	3.3%	2	1.6%	2	2.9%	0	0.0%
累計	5	1.4%	1	3.3%	2	1.6%	2	2.9%	0	0.0%
21～25	40	11.1%	7	23.3%	15	12.2%	14	20.0%	4	2.9%
累計	45	12.5%	8	26.7%	17	13.8%	16	22.9%	4	2.9%
26～30	14	3.9%	4	13.3%	2	1.6%	1	1.4%	7	5.1%
累計	59	16.3%	12	40.0%	19	15.4%	17	24.3%	11	8.0%
31～35	21	5.8%	6	20.0%	5	4.1%	3	4.3%	7	5.1%
累計	80	22.2%	18	60.0%	24	19.5%	20	28.6%	18	13.0%
36～40	12	3.3%	3	10.0%	3	2.4%	2	2.9%	4	2.9%
累計	92	25.5%	21	70.0%	27	22.0%	22	31.4%	22	15.9%
41～45	15	4.2%	1	3.3%	5	4.1%	4	5.7%	5	3.6%
累計	107	29.6%	22	73.3%	32	26.0%	26	37.1%	27	19.6%
46～50	35	9.7%	1	3.3%	7	5.7%	8	11.4%	19	13.8%
累計	142	39.3%	23	76.7%	39	31.7%	34	48.6%	46	33.3%
51～55	70	19.4%	4	13.3%	27	22.0%	12	17.1%	27	19.6%
累計	212	58.7%	27	90.0%	66	53.7%	46	65.7%	73	52.9%
56～60	99	27.4%	3	10.0%	33	26.8%	15	21.4%	48	34.8%
累計	311	86.1%	30	100.0%	99	80.5%	61	87.1%	121	87.7%
61～65	50	13.9%	0	0.0%	24	19.5%	9	12.9%	17	12.3%
累計	361	100.0%	30	100.0%	123	100.0%	70	100.0%	138	100.0%

平均	48.4	35.6	49.8	45.6	51.3
----	------	------	------	------	------

※ 再任用職員を含み、会計年度任用職員を除く。

① 職員数

平成 17 年度の監査時点の税務職員合計は 455 人であったのに対して、今回は 361 人であり、およそ 21% 減少している。これは主として以下の施策を実施してきたことによるものであり、税務職員数の減少については、事務が効率化されていると評価できる。

- ・ 京都地方税機構設立に伴う事務移管
(H22 設立、H24 法人関係税課税共同化、H29 自動車関係税受付共同化)
- ・ 京都地方税機構設立に伴う税務課税務執行体制改革担当及び特別機動担当の廃止 (H22)
- ・ デジタル化、業務の外部委託を踏まえた人員配置の見直し (随時)
- ・ 業務の見直しに伴う課の統合、集約 (随時)

② 年齢構成

また、税務職員合計の年齢構成としては、18歳～50歳までの構成比が39.3%であり、51歳～65歳が60.7%と半分以上を占めている状況である。これは、京都府全体の職員の年齢構成が30歳代～40歳代前半の職員が少ないのに加え、知識と経験を有する職員の多くが税務公所間で異動してきた結果、職員の固定化、高齢化が進み、知識継承の受け皿となる中堅職員が極端に不足しているためと考えられる。そのため、課税から徴収までの幅広い分野で知識と経験を積める体制を整備し、長期にわたり持続可能な体制を早期に構築する必要がある。

この点、税務に従事する若手職員を増やすための京都府の取組として実施している活動について確認したところ、「本府の税務職員は50代以上の職員が大半を占めており、ここ数年は、若手職員の積極的な配置を人事当局に要望したり、広く庁内から職員を公募したりするなど、職場の若返りを図っているところ。また、税務職場での日々の取組については、業務の専門性もあり、職員全体の関心を引くことは少なく、税務職員の固定化、税務職場の硬直化が進行していることから、税業務や税務職場に関する様々な情報を庁内に積極的に発信し、税務職場の存在感を示していくため、平成30年度から若手職員が企画・執筆・編集した“税務だより”「NO TAX, NO LIFE」を年に2、3号発行している。」との回答であった。

なお、会計年度任用職員と短時間再任用職員の人数は以下のとおりである。人数については、本庁税務課・府税事務所・振興局税務課は令和4年4月1日時点、京都地方税機構は令和4年5月1日時点の人数を記載している。

(会計年度任用職員と短時間再任用職員の活用状況)

区分	合計	税務課	府税事務所	振興局税務課	地方税機構
会計年度任用職員	63	3	14	8	38
短時間再任用職員	49	1	42	2	4

【意見21】 税務職員の年齢構成について

税務職員全体の平均年齢は48.4歳であり、全府行政職職員平均である41.3歳と比較して高くなっている。この点に関しては、税務職員には相当

な知識と経験が求められることとなることから、ある程度はやむを得ない状況と考えられる。しかし、平成 17 年度の全府行政職職員平均年齢は 43.1 歳に対して、今回は 41.3 歳であり若干の若返りが計られているのに対し、税務職員合計の平均年齢は、平成 17 年度は 46.7 歳に対して今回は 48.4 歳であり、高齢化が進んでいる状況といえる。

そのような状況の中、税務職員全体の 60.7% が 51 歳以上であり、今後 15 年で、税務職員の約 60% が交代を迫られるという状況であるため、これまでに培われた課税から徴収までの幅広い分野で知識と経験が適切に引き継がれていくように、税務職員全体の年齢構成・割合について、将来 15 年間の目標値を設定しながら、計画的に若返りを図っていくことで、長期にわたり持続可能な体制を構築していくことが求められる。

9.4 税務職員の税務経験年数

令和 4 年 5 月 1 日時点における、税務職員の区分別の税務経験年数は、以下のとおりである。

経験年数	合計		税務課		府税事務所		振興局税務課		地方税機構	
	人数	構成比	計	構成比	計	構成比	計	構成比	計	構成比
1～5	146	40.4%	19	63.3%	39	31.7%	42	60.0%	46	33.3%
累計	146	40.4%	19	63.3%	39	31.7%	42	60.0%	46	33.3%
6～10	45	12.5%	6	20.0%	12	9.8%	9	12.9%	18	13.0%
累計	191	52.9%	25	83.3%	51	41.5%	51	72.9%	64	46.4%
11～15	43	11.9%	3	10.0%	10	8.1%	8	11.4%	22	15.9%
累計	234	64.8%	28	93.3%	61	49.6%	59	84.3%	86	62.3%
16～20	42	11.6%	0	0.0%	21	17.1%	5	7.1%	16	11.6%
累計	276	76.5%	28	93.3%	82	66.7%	64	91.4%	102	73.9%
21～25	39	10.8%	1	3.3%	19	15.4%	4	5.7%	15	10.9%
累計	315	87.3%	29	96.7%	101	82.1%	68	97.1%	117	84.8%
26～30	28	7.8%	0	0.0%	14	11.4%	0	0.0%	14	10.1%
累計	343	95.0%	29	96.7%	115	93.5%	68	97.1%	131	94.9%
31～35	17	4.7%	1	3.3%	7	5.7%	2	2.9%	7	5.1%
累計	360	99.7%	30	100.0%	122	99.2%	70	100.0%	138	100.0%
36～40	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
累計	360	99.7%	30	100.0%	122	99.2%	70	100.0%	138	100.0%
41～47	1	0.3%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
累計	361	100.0%	30	100.0%	123	100.0%	70	100.0%	138	100.0%

平均	11.7	5.7	14.2	7.1	12.9
----	------	-----	------	-----	------

※ 再任用職員を含み、会計年度任用職員を除く。

平均経験年数は、本庁税務課で 5.7 年、府税事務所で 14.2 年、振興局税務課で 7.1 年、京都地方税機構で 12.9 年となっており、全体としては 11.7 年となっている。平成 17 年当時の全体の平均経験年数は 10.7 年であったことから、そこから 1 年増加しており、一定の経験年数を維持できていると考えられる。

ただし、本庁税務課の平均経験年数の短さ(5.7 年)は平均年齢の低さ(35.6 歳)と整合するが、振興局税務課の平均経験年数の短さ(7.1 年)は平均年齢の高さ(45.6 歳)に比べると長くない。このことは、税務経験の少ない中高年齢職員が振興局税務課に配属される傾向があることを意味している。

なお、税務関連業務に関しては、一定程度の専門的な知識や経験が必要となるため、他の部署と比較して次の異動までの期間を長くするとか、専任職員として異動を行わない等、長期にわたり税務関連業務に従事するような仕組・方針があるかを確認したところ、「税務行政を担う職員を育成するため、本人の希望と適性を鑑み、本庁、府税事務所間で人事異動を行い、長期にわたり税務行政を担う職員として能力を発揮する場を設けている。なお、明文化された文書はない。」との回答であった。

9.5 教育訓練制度

税務職員に対する専門知識の習得を図るための教育プログラム・カリキュラムとしては、平成 28 年 12 月に策定した「京都府税収確保プラン」に基づき、公平・公正な税務行政の推進による府民の信頼の獲得と、将来にわたる税組織の安定的な機能を目的に、正確な知識を有し、規範意識と説明能力の高い職員育成に向けた取組を計画に推進するため、税務職員実行プログラムを作成しており、直近では令和 2 年度に改訂を行っている。

具体的な取組としては、税務職員の「業務遂行能力」、府民(納税者)に対する「対話・説明能力」、職員の育成や業務進捗管理、組織運営のための「業務管理能力」の向上を目的に、以下の研修を実施している。

(税務職員 育成実行プログラム)

研 修 名		概 要	実 施 期	実 施 体	備 考		
業 務 遂 行	基 本	新規税務職員等基礎研修	税務業務全般の基礎知識の習得	4月	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの実施時期、内容について、事前に実施主体内/間で十分な調整を行う。 ・特に実施時期については、アンケート結果や業務スケジュール等を考慮して適切な時期を設定すること。 ・研修実施方法としてテレビ会議システム利用を検討するなど効率的な運用に留意すること。 ・地方税共同機構や資産評価システム研究センター等の外部団体開催の研修を十分に活用すること。 	
		新規採用職員合同研修	税周辺の基本知識の習得とネットワーク醸成	4～5月	所長連絡会等		
		税業務基礎研修	「地方税総則」や「情報セキュリティ管理」など業務のベースとなる知識の習得	適宜	税務課等		
	税 目 別 研 修 等	個 人 事 業 税		<ul style="list-style-type: none"> ・税目ごとの研修を基礎、専門研修とに分けて開催 ・対象者は、税目担当者に限定せず、全職員が幅広い税知識を習得できる機会を提供 	上半期（基礎） 下半期（専門）		税務課等
		取 不 得 動 産	一 般		上半期（基礎） 下半期（専門）		
			評 価		上半期（基礎） 下半期（専門）		
		軽 油 引 取 税			上半期（基礎等）		
		自 動 車 税（減免含）			適宜（基礎等）		
	収 納 業 務		適宜（基礎等）				
	府税事務担当者ミーティング		税目（業務）ごとの担当者による情報交換・交流	適宜 (研修開催時等)	税務課等		
対 話 説 明	スキルアップ研修		府税窓口や職場内において、ストレスなく、意欲をもって業務を進められる対人能力をアップ (内容は年度ごとに選定)	10～11月	所長連絡会等	<ul style="list-style-type: none"> ・所属での積極的受講を推奨 	
	クレーム対応能力向上研修 コミュニケーション研修 等		実務支援、能力開発に位置付けられるセンター主催の研修	例年策定の計画を参照	研修センター		
人 材 育 成	指導担当・育成総括 (新規マネージャー含む) 研修		新規税務職員等に対する指導に係る情報交換等	適宜	税務課		
そ の 他	テ ー マ 研 修	制度改正等に係る研修	税制改正等の制度改正に係る研修や各業務に共通するテーマ、課題を選び必要に応じて開催	適宜	税務課		
		そ の 他					
	租税教室等講師派遣		研修講師実践による能力向上 講師実践機会の確保	随時	税務課等		

上記のとおり研修制度を充実させるとともに、下記を指針として継続的に取り組んでいくことにより、正確な知識を有し、規範意識と説明能力の高い職員育成に向けた取組を計画的に推進していく方針である。

若年層職員の積極的な受入れ

特にジョブローテーション職員を最優先に受入れ

- ・府民対応の第一線として、また、自治体財源の根幹をなす税を確保する職場として、その経験を通じた若年職員のキャリア形成を支援
- ・若年、中堅層が脆弱な税務職場の職員構成の是正

税業務のスペシャリスト育成

税業務の幅広い分野の経験を促す職員配置

- ・税業務の「課税から徴収まで」という幅広い分野で知識と経験を積み、それぞれの業務で培った能力を総合的に活かせる税業務全般に精通した職員を育成

再任用職員の能力活用

知識・ノウハウの承継・活用のための柔軟な職員配置

- ・再任用職員が培ってきた豊富な知識・ノウハウは、税務職場共通の財産であり、これを多くの職場へ承継し、活用を図るため、退職時の職場に固定せず、多くの職場で活かせるような柔軟な配置換え

9.6 超過勤務の状況

時間外勤務の縮減に向けた京都府の取組として、京都府では、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、業務執行の効率化や応援体制の構築等により時間外勤務の縮減を進めてきており、令和元年5月1日からは、職員の時間外勤務時間の上限規制を開始するなど、全庁的に取組を進めている。

令和3年度における、年間1人当たりの平均残業時間数及び月間1人当たり平均残業時間数は、以下のとおりである。

<平均残業時間数>

区分	全体	本庁 税務課	府税 事務所	振興局 税務課	地方税 機構
年間1人当たり平均残業時間数（時間）	28.9	157.5	4.9	25.9	23.1
月間1人当たり平均残業時間（時間）	2.4	13.1	0.4	2.2	1.9

税務関連部局全体の月当たりの平均残業時間数は2.4時間であり、ほとんど残業は発生していない。ただ、その中では、府税事務所等と比較して、本庁税務課の平均残業時間数が13.1時間と、比較的長くなっている。この点、

府税事務所、振興局税務課、京都地方税機構の残業時間と比較して、本庁税務課の残業時間が突出して長くなっているが、その主な要因としては、府民の利便性向上のため、昨今のデジタル化の進展やコロナ禍等の情勢を踏まえたクレジットカード・決済アプリ等による納税手段の拡充、納税証明書のオンライン申請、自動車 OSS 対応等に伴う新たなシステム改修等への対応により、時間外勤務が多く発生したと考えられる。この点、京都府においては、1人当たりの時間外勤務の平均は13時間/月であり、全庁的に見れば、本庁税務課の残業時間が突出して長くはないが、デジタル化の推進・税務手続環境の整備等により業務が増えている状況にあるため、関連部局内における業務の平準化や業務増に応じた定数増の要求等の働きかけを行っているとのことであった。

【意見 22】 本庁税務課以外税務関連部局の定数削減の検討

本庁税務課以外では、府税事務所は月当たり平均0.4時間、振興局税務課では2.2時間、京都地方税機構では1.9時間と、ほとんど残業が発生しておらず、残業が発生していた場合も、多くは新型コロナウイルス感染症対策のスポット対応によるものであった。府税事務所等の残業時間と比較して本庁税務課の残業時間が突出して長くなっている点を踏まえると、更なる業務の平準化及び人員削減の余地・可能性があるのではないだろうか。

確かに、府税事務所等については、税務支援システムの稼働時間や窓口対応時間が限られていることから、時間外勤務が発生しにくい傾向にあることは理解できるが、業務の外部委託やデジタル化の推進による来所不要環境の整備等により、また、今回の府税統合の議論を踏まえ、あらゆる面から、人員削減の余地・可能性について検討していくことが求められる。

第4 府税事務所のあり方

ここまでは府税を巡る現状について検討を行ってきた。本章では、そうした流れを受けての府税事務所のあり方につき、検討を行う。

1 平成 17 年度包括外部監査の指摘

1.1 指摘内容の整理

府税事務所のあり方については、第 2 章「過年度の包括外部監査の状況」にて述べたとおり、平成 17 年度の包括外部監査において指摘された「3 府税事務所の統合」が未措置のままとなっている。まず指摘内容を以下に再掲する。

3 府税事務所は、僅か 2 km 四方の範囲に近接して設置されており、かつ民間の賃借物件に入居しているため、年間約 170 百万円の賃借料を負担している。そこで、これを 1 ヶ所に集約して賃借料を削減するとともに、移転先の選定にあたっては、京都府が所有している遊休資産の最有効利活用を検討すべきである。

今後、電子申告や電子納税、コンビニ納税や口座振替等の普及によって、申告書の提出や納税といった業務における府税事務所の立地条件の重要性は低くなることが予想される。また、府民との対話が必要となるフロントオフィスについては、小規模のサテライト施設で対応可能である。さらに、納税相談や質問に対する回答といった業務もホームページ上で Q&A などのコンテンツを充実させる方策を進めていけば、所在場所の問題は早晚解消される。他方、総務部門や調査要員等を擁するバックオフィスについては、立地条件を議論する必要はない。

いずれにしても、僅か 2 km 四方の範囲に巨額の賃借料を負担して複数の府税事務所を設置しておく必要性は乏しいと言わざるを得ず、行政のコストパフォーマンスの観点から早急に見直すべき課題であるといえる。

前段では、3 府税事務所の距離的近接性と、少なくない年間賃借料の発生が経済的・効率的でなく、府有財産の活用を検討すべきと指摘し、中段では、近い将来における府税事務所の事務の変化可能性や、フロントオフィスとバックオフィスの考え方を整理していた。

16 年後の現時点において、平成 17 年度に言及されていた上記の予想は悉く現実化している。先見の明ある的確な指摘事項であったと評されよう。

1.2 同指摘事項に対する京都府の考え方

当該指摘事項につき、京都府が16年間も未措置とした理由を確認したところ、指摘事項の合理性については十分納得できるものの、京都府としては納税者の利便性向上や公平・公正かつ効果的・効率的な税務行政の推進等を図るために、京都地方税機構の設立及び市町村との税業務共同化の拡大を優先したという事情であった。

本庁税務課としては、税業務におけるデジタル化の進展と京都府の厳しい財政状況等を踏まえ、あらゆる税務手続が府税事務所に行かずにできる環境を整備しつつ、府税事務所を統合して、効率的な税執行体制を確立することは喫緊の課題である、と考えている。

本庁税務課は、神戸市内に2箇所あった県税事務所を近年統合した兵庫県に現地視察したり、府税事務所と同一場所に設置されている京都地方税機構と協議するなど検討を継続しており、府税事務所の統合可能性を継続的に探っている状況である。

2 府税事務所の状況

2.1 3府税事務所の事務の現状

府税事務所の概要をまず再掲する。京都府は平成13年に京都市域の9事務所を3事務所に再編統合している（自動車税管理事務所は除く。）。

事務所名	京都東府税事務所	京都西府税事務所	京都南府税事務所	自動車税管理事務所	合計
所在地	中京区烏丸通六角下る七観音町634 カラスマプラザ21 3階	右京区西院平町25 ライフプラザ西大路四条 4,5階	南区東九条下殿田町13 九条CIDビル 2～5階	伏見区竹田向代町51-7 (近畿運輸局京都運輸支局構内)	
延床面積	564.75㎡	759.52㎡	741.16㎡	841.59㎡	2,907.02㎡
土地建物	民間ビル	民間ビル	民間ビル	土地:京都自動車会館所有 京都府自動車整備振興会所有 建物:府(S47竣工等)	
所管区域	左京区、中京区 東山区、山科区	北区、上京区、右京区、西京区 向日市、長岡京市、大山崎町	下京区、南区、伏見区	府全域	
面積	290.36k㎡	486.08k㎡	84.25k㎡		
世帯数等	230,967世帯 441,800人	332,655世帯 699,018人	231,089世帯 457,219人		
税務署	中京、左京、東山	上京、右京	下京、伏見		
集中税目 (京都市・乙訓地域)	ゴルフ場利用税 鉦区税、狩猟税	不動産取得税 (新築家屋の評価)	軽油引取税	自動車税(府全域)	
R3決算 (努力3税目) 百万円	個人事業税:1,093 不動産取得税:2,467 自動車税:118	個人事業税:1,253 不動産取得税:1,935 自動車税:189	個人事業税:898 不動産取得税:3,475 自動車税:158		個人事業税:3,244 不動産取得税:7,877 自動車税:465
納税証明 R3 件	4,433	3,231	2,989	6,823	17,476
窓口収納 R3	766件 32百万円	1,976件 81百万円	1,057件 137百万円	6,892件 185百万円	10,691件 436百万円
		3,799件 251百万円			

(1) 納税証明書の交付

3府税事務所等への来庁者の主たる目的の一つは納税証明書の交付申請である。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策関連の交付金等申請のために申請件数が33,128件となったが、令和3年度は17,476件へと落ち着いた。3府税事務所に限れば平時は11,000件程度で推移している。

基本的に納税証明書の交付は定型的な単純業務である。

(2) 窓口での収納

京都府の収納全体に占める窓口収納の割合は、キャッシュレス納税などのデジタル化の進展等により、下表のとおり2.5%に留まる。

京都市内4事務所における窓口収納件数は、平成23年度の25千件から令和3年度は11千件にまで減少し、金額も同年度での1,197百万円から437百万円へと減少した。

(単位：件、千円、%)

令和3年度 収納機関別	全税目計			
			構成比	
	件数	金額	件数	金額
銀行	312,947	233,453,206	36.4	81.2
郵便局	95,010	5,285,571	11.1	1.8
コンビニ	338,097	12,719,582	39.3	4.4
クレジット	16,176	713,229	1.9	0.2
ネットバンク	1,243	65,322	0.1	0.0
LINE Pay	1,867	75,735	0.2	0.0
au PAY	4,400	170,954	0.5	0.1
PayPay	34,046	1,340,061	4.0	0.5
共通納税	13,212	30,478,406	1.5	10.6
口座振替	20,993	2,015,028	2.4	0.7
出納員扱分	21,241	1,046,157	2.5	0.4
合計	859,232	287,363,251	100.0	100.0

※ 構成比は合計に占める金融機関等の割合

☆ 京都市内の4事務所

(単位：件、千円、%)

	出納員取扱分計			
			構成比	
	件数	金額	件数	金額
☆ 京都東	766	32,792	3.6	3.1
☆ 京都西	1,976	81,629	9.3	7.8
☆ 京都南	1,057	137,005	5.0	13.1
府税計	3,799	251,426	17.9	24.0
乙訓地総	450	14,126	2.1	1.4
山城	2,022	113,245	9.5	10.8
田辺地総	666	22,219	3.1	2.1
山城南	653	152,741	3.1	14.6
南丹	1,240	66,359	5.8	6.3
園部地総	235	8,700	1.1	0.8
綾部地総	481	17,428	2.3	1.7
中丹	1,855	109,141	8.7	10.4
中丹西	1,529	55,024	7.2	5.3
宮津地総	275	10,018	1.3	1.0
丹後	1,138	38,448	5.4	3.7
振興局計	10,544	607,449	49.6	58.1
☆ 自動車管	6,892	185,186	32.4	17.7
本庁	6	2,096	0.0	0.2
府計	21,241	1,046,157	100.0	100.0

3府税事務所における窓口収納取扱件数は3,799件で、収納金額は251百

万円となっている。法人関係の納税は銀行又は共通納税によって収納されることが多いため、金額ベースではこの2つで91.8%を占めている。件数ベースでは個人が多いため、コンビニ収納がよく利用されており、総件数の約4割にまで達して金融機関に匹敵している。

府税事務所等での窓口収納は件数ベースで2.5%、金額ベースで0.4%に留まるが、更にその件数の3分の1は自動車税管理事務所に集中している。3府税事務所での窓口収納は、代替手段の充実により、重要性が低くなっている。

(3) 現状まとめ

元々、道府県税は申告形式ではなく賦課決定方式が多いが、申告書の提出も電子申告(eLTAX)の普及により、来庁しての書面提出が激減した。コンビニ決済や電子決済の進展により、窓口収納件数も激減した。

変わらず残っているのは、納税証明書の発行等の窓口事務であるが、これらは定型的な事務であるため、京都府の税務職員でなくても外部委託により実施することが可能である。現在はコンビニ等でも発行可能な時代となっている。

逆に近年増加傾向にあるのは外国人納税者件数であり、グローバル化や経済取引の複雑化によって、困難な事案が増加していくものと思われる。デジタル化が急速に進展する流れの中で、府税事務の性質も変化が求められていると言えよう。

2.2 政令指定都市を有する他道府県の状況

政令指定都市を有する他道府県における、当該市域に存する道府県税事務所の設置(再編統合)の状況は下表のとおりである。

道府県名	京都府	大阪府		兵庫県	北海道	広島県
政令市域所管事務所所在地	京都市内	大阪市内	堺市内	神戸市内	札幌市内	広島市内
人口(千人)	1,475	2,691	839(1,175)※2	1,537	1,975	1,201
面積(k㎡)	828	225	150(264)※2	557	1,121	907
事務所数 ※1	3	3	1	1	1	1
再編統合の経過	平成13年に市内9事務所を3事務所 に再編統合	平成25年に市内5事務所を3事務所 に再編統合 【人員7%減】	平成18年の指定 都市移行前から1 事務所であった	平成21年に市内4 事務所を2事務所 に、さらに令和 元年に1事務所 に再編統合 【人員削減なし】	平成19年に市内2 事務所を1事務所 に再編統合 【人員12%減】	昭和55年の指定 都市移行前から1 事務所であった

※1 事務所数は全て自動車税管理事務所を除く。

※2 ()内は泉北府税務所区域(堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町)の人口、面積

個別に見ていくと、人口・面積規模が近似している兵庫県神戸市域と北海道札幌市域と広島県広島市域は現在1事務所で運営されている。広島市域は従来から1事務所に対応していたが、札幌市域は平成19年(2→1)、神戸市域は平成21年(4→2)と令和元年(2→1)に事務所を集約統合した。

なお、大阪市は平成25年に5事務所を3事務所に統合しており、堺市は従来から泉北地域を含むエリアを1事務所で所管している。

京都府における京都市への人口集中割合は、令和2年の国勢調査で56.8%と全国トップ¹²となっている特徴がある。京都府は平成21年度に京都地方税機構を設立し業務の移管を順次進め、3府税事務所の組織を3所6室32課から幾たびかの組織改正を経て現在の3所2室11課に集約した。ちょうどその時期に、他道府県では道府県税事務所の更なる統合が行われていた状況である。

2.3 統合の方向性の提案

(1) 大枠の方向性

府税を取り巻く状況を総合的に検討した結果、統合の方向性としては、3府税事務所及び自動車税管理事務所を1組織・1事務所に統合することが合理的であると考えられる。

¹² 東京都を除く。

統合案に関しては、実現にあたり京都地方税機構の構成団体及び京都地方税機構議会の了解が必要となる。京都地方税機構との調整によって、機構事務所の集約化も併せて検討する必要がある。

3 統合試案

3.1 全体像

まず最初に、税務課にヒアリングを行った上での、監査人が考えた府税事務所の統合試案を示す。

現状			必要面積（縮小後）			
	職員(人)	面積(m ²)		職員(人)	面積(m ²)	
府税			2,065	統合府税事務所（3府税+自管（窓口以外））		
東府税	36	565		職員125人×9m ²	125	1,125
西府税	49	759		課税部門・管理部門		
南府税	43	741				
機構			523	統合機構（3機構+2機構本部）		
機構東	20	161		職員113人×9m ² 、アウトソーサー204m ²	113	1,221
機構西	19	219		機構本部・徴収部門		
機構南	28	143		うち機構本部 52人 672m ²		
機構本部（西別館）	25	289		うち機構地方事務所 61人 549m ²		
機構本部（旧本館）	34	284				
府税			777	自管（窓口）+機構（自ゼ）		
自動車税管理事務所	27	696		職員34人×9m ²	34	306
機構						
機構（自動車税申告センター）	20	81	窓口(部門)			
合計	301	3,938		合計	272	2,652

(1) 職員数と必要面積

デジタル化の推進と併せた徴税コストの削減策として、職員数の削減も考えるべきではあるものの、監査人において削減数の精査は困難であるため、ここでは他府県の事例も参考に職員数は暫定的に10%削減と想定する（301→272人）。

現状の3府税事務所の使用面積合計2,065m²を現職員数128名で除すると16m²強であり、同所にある機構3地方事務所の面積合計523m²を現職員数67名で除すると7.8m²である。合計ベースでは現在1人当たり13.2m²を使用している計算である。

ところで労働安全衛生法の規定に基づく事務所衛生基準規則では、下記のとおり定められており、仮に天井高を2.5mと仮定すると、法律で定められている最低面積は4m²となり、天井高2mでは最低面積は5m²となる。この数値には、設備等が含まれるので、実質的には法律上の最低限の面積は3.3

m²（1坪）程度と考えられる。

第2条 事業者は、労働者を常時就業させる室（以下「室」という。）の気積を、設備の占める容積及び床面から四メートルをこえる高さにある空間を除き、労働者一人について、十立方メートル以上としなければならない。

しかし、快適に働きやすい環境としての1人当たりのオフィス面積の目安は、一般的に6.6 m²（2坪）から13.2 m²（4坪）といわれている。統合後は来庁者対応スペースや会議室が集約されるため、1人当たりの必要面積を9 m²（書類の保管等のスペースを含む。）と仮定し、それに職員数を乗じて必要面積を算出した。

(2) 自動車税の対応窓口

自動車税管理事務所の窓口と自動車関係税申告受付センターを、現在地の運輸支局敷地内に残す必要がある。当該業務に必要な人員は、現状の体制や業務を踏まえて34名、必要面積は306 m²と想定して計算した。

設置候補地は隣接する自動車会館等の敷地内にある建物を確保することを想定した。

なお、空きスペースとなる現状の自動車税管理事務所に関しては、建物（昭和47年竣工）の老朽化が進んでおり、除却を含めて別途検討が必要である。

(3) アウトソーサー用スペース

京都地方税機構本部において申告書受付・チェック等の業務（外部委託）に従事しているスペース204 m²を現状どおり加算した。

3.2 集約場所の検討

この積算された面積をもとに、統合府税事務所（125人、1,125 m²）と統合機構（113人、1,221 m²）の設置場所を検討する。

(1) 未利用の府有財産

次の表は令和4年9月時点での京都府が所有する未利用資産から、処分予定のもの、京都市域から遠方にあるものを除外した一覧である。

No	カテゴリー	名称	所在地	地積(㎡)	建物有無	建築年次	その他規制
24	暫定利用	元菊屋町公舎【倉庫等】	上京区	3,764.52	有	昭和37年	15m第二種高度地区準防火地域 旧市街地美観地区 近景デザイン保全区域 埋蔵文化財包蔵地
25	暫定利用	元婦人相談所【倉庫等】				昭和45年	
26	暫定利用	元京都児童相談所【倉庫等】				昭和46年	
27	暫定利用	元知的障害者更生相談所【倉庫等】				昭和57年	
28	暫定利用	京都林務事務所【事務所】				昭和46年	
29	暫定利用	元近衛寮【倉庫等】	左京区	984.31	有	昭和47年	15m第一種高度地区準防火地域 山並み美観地区
30	暫定利用	川端警察署【警察署】	左京区	3,272.31	有	昭和42年	15m第二種高度地区 準防火地域 旧市街地美観地区
31	暫定利用	元消費生活科学センター【倉庫等】	中京区	537.42	有	昭和55年	20m第三種高度地区 準防火地域 市街地型美観形成地区
32	暫定利用	元埋蔵文化財収蔵庫【倉庫等】 ①本館、②③書庫、④⑤自転車置場	右京区	968.06	有	昭和45年	準防火地域 町並み型建造物修景地区 屋外広告物既成区域第6種 遠景デザイン保全区域
33	暫定利用	元向日町競輪場駐車場小畑川車庫 【河川工事仮置場】	西京区	3,265.00	-		10m高度地区 敷地面積の最低限度100㎡ 山並み背景型建造物修景地区 屋外広告物第2種地域 遠景デザイン保全区域
36	方向性検討	元東山技能センター	東山区	949.97	有	昭和34年	12m第二種高度地区 歴史遺産型美観地区 宅地造成工事規制区域
38	方向性検討	京都府立ゼミナールハウス隣接地	右京区	12,268.00	-		京北区域内における建築物の 制限に関する条例が適用 隣地斜線制限あり 埋蔵文化財包蔵地 他
39	方向性検討	①元桃山職員第1住宅	伏見区	6,249.49	有	昭和42年	15m第二種高度地区 風致地区第5種地域 屋外広告物第2種地域 宅地造成工事規制区域 土砂災害警戒区域（一部）
		②同第2住宅				昭和48年	
		③元桃山婦人寮				平成7年	
40	方向性検討	元府営住宅伏見呉竹団地	伏見区	1,431.03	-		20m第三種高度地区 町並み型建造物修景地区 準防火地域 伏見土地区画整理事業
41	方向性検討	元職員住宅亀岡河原町寮	亀岡市	3,615.93	有	昭和60年	-

No. 24 から No. 33 は暫定的に利用している物件、No. 36 から No. 41 は方向性を検討している物件である。

暫定的に利用している物件では、No. 28「京都林務事務所」、No. 30「川端警察署」、No. 33「元向日町競輪場駐車場小畑川車庫」以外は倉庫等として利用されているが、既存建物はいずれも古く、そのまま利用することは困難であ

る。建替えを行うにも、No. 28、No. 30、No. 33 を含め、府税事務所の集約先としては、やや北に位置していたり、面積が狭かったり、駅から遠かったり、住宅地の中で道路が細いなど、立地条件が適していない。

なお、民間資金を活用して新しく建物を建設する案もあるが、最近の社会情勢をみると、建築資材の高騰、円安、建築に係る人件費や重機の高騰等、建築コストを押し上げる事象が散見され、資材調達の困難性から工期が長くなり、総合的なコストが更に増加している状況である。現状で新築ビルを建設すると高コスト体質となり、賃料が高くなる可能性が高い。

府税事務所の統合先として、京都府の未利用資産を活用することは現時点では難しいと考える。

(2) 賃貸物件とコスト

現実的な案としては、課税事務の共同化の検討が継続していること等も踏まえると、民間のテナントビルに集約する方法が実現可能性が高い。府税事務所の統合に際しては、窓口利用者の利便性を考慮することが求められるが、京都市域はもともと大規模な賃貸物件数が少なく、電車駅から徒歩圏内に限定すると、統合府税事務所(125人、1,125㎡)と統合機構事務所(113人、1,221㎡)の入居が可能な賃貸物件は限られる。

このため、最終的には2.3の統合の方向性に示したとおり、1組織・1事務所として府税事務所を1箇所に統合することと併せて市内機構地方事務所も集約することが合理的であるが、これらが集約できる賃借物件が限定される現状を踏まえ、現在の賃借物件を活用し、3府税事務所、機構3地方事務所の別に、段階的に統合を行うケースについても検討する。

① 3府税事務所の集約先

統合府税事務所については、一例を挙げると、現在の京都南府税事務所の場所に集約することが考えられる。

京都南府税事務所と[機構]京都南地方事務所が入居しているテナントビルは自動車税管理事務所の窓口等に距離も近く5階建てで、一定数の駐車場も有しており、満車の場合は徒歩5分程度の距離にある京都府民総合交流プラザ(京都テルサ)の駐車場も案内できるだろう。

なお、京都西府税事務所と[機構]京都西地方事務所が入居しているテナ

ントビルは9階建てであるが、十分な駐車スペースがない。

また、京都東府税事務所と[機構]京都東地方事務所が入居しているテナントビルは8階建てで、賃料が高額である。

② [機構]3地方事務所の集約先

上記の府税事務所の集約に伴う[機構]3地方事務所の集約先についても参考までに検討しておく。[機構]3地方事務所については、賃料等も踏まえると、一例として現在の京都西府税事務所の場所に集約することが考えられる。

上記①②の案が、機能集約後も場所としての移転が少なく、段階的とは言え最小限の調整で統合が可能であり、納税者等の利便性も高いと考える。

③ 賃料

現在、府税事務所と京都地方税機構が支払っている賃料は全体平均で4,411円/㎡になるが、京都東府税事務所(及び[機構]京都東地方事務所)が入居するビルの賃料が高いため、平均賃料が高くなっているものと思われる。

大規模賃貸物件に関しては、その募集条件も個別案件毎に相違するケースが多く、賃料が画一的に決まるものではないが、公表されている賃料等¹³から総合的に判断して、例えば京都西府税事務所や京都南府税事務所の周辺では、平米単価4,000～4,250円(坪単価13～14千円)程度と推測される。

京都東府税事務所が入居するビルの賃借面積を圧縮すれば、前述の下限4,000円/㎡に近付くことも可能であるが、現段階では平均4,200円/㎡と見込むのが相当であろう。

(3) 段階的な統合効果まとめ

賃料と面積の前提に基づき、統合の効果を試算した表が以下である。ただし、賃料は現在入居しているテナントビルの賃料をベースにしており、面積

¹³ 公開情報で京都市役所前駅直上4,500円/㎡、西大路五条下る3,940円/㎡など。

は 3.1 にて示した必要面積のとおりである。

(単位：千円)

	現状	【賃貸】 京都南府税事務所等へ集約 (民間：JR京都駅南)
統合する機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内3府税 + 3 機構：2,588㎡ ◆自管事務所 + 機構(自動車税申告センター)：777㎡ ◆機構本部 (本庁)：573㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆3 府税 + 自管 (窓口以外) →京都南府税事務所に集約：1,125㎡ ◆3 機構 →京都西府税事務所賃貸ビルに機構事務所を 集約：549㎡ ◆自管 (窓口) + 機構 (自セ) →存置：306㎡ ◆機構本部と法人税務課は存置：672㎡
< 単年コスト比較 >		
賃貸料・建築費	139,000	91,208
うち 3 府税と機構	137,000	79,237
うち自管(窓口)	2,000	11,971
増減 (統合効果)		△ 47,792
< 10年コスト比較 >		
賃貸料・建築費	1,390,000	910,968
うち 3 府税と機構	1,370,000	792,370
うち自管(窓口)	20,000	118,598
増減 (統合効果)		△ 479,032

※ 共通で要するもの (引越費、配線工事、光熱水費等) や保守、修繕費は除く。

上表のとおり、統合試算は単年度で年間 48 百万円のコスト削減効果があると計算された。

3.3 統合試算の強化策

統合試算として述べた通常の方角性に加え、京都府が以下の点に対応できれば更なるコスト削減の可能性があるので、以下に追記することとする。

(1) 必要面積の圧縮

3.1(1)にて仮定した必要面積「1人当たり 9 ㎡」については、9 ㎡の中に文書等の保管スペースも含まれている。この必要面積は、ワークスペース、収納・保管スペース、ミーティングスペースというように機能別に細分化して検討することができよう。

ワークスペースとしては一般的なオフィス用の机は 1 ㎡程度、ミーティングスペースとして同様に 1～2 ㎡、収納スペースを 1～2 ㎡と細分化し、若干の来庁者対応スペースを考慮すると、書類の保管スペースを考えなければ、

全部で5～6㎡程度が1人当たりの必要面積となる。ただし、上記のほか、軽油分析業務など、府税業務の執行上特有のスペースも加味する必要がある。

残りの3～4㎡は主に書類の保管スペースとなるが、デジタル化を推進してペーパーレス化を進めれば、収納・保管スペースのコンパクト化はもちろん、紙やインクの使用量の削減となりコスト削減にも役立つ。税務業務という特性からペーパーレス化への取組はハードルが高いが、神奈川県などICT化先進自治体の取組も参考にされたい。

案件資料の保管に関しては、年数が経過して閲覧可能性が低下した案件について、高額な賃料がかかる事務所内に保管しておくことは経済的でない。例えば収納後1年を経過した案件については、前述した未利用不動産を活用するなどして、事務所外に保管すれば賃借面積を圧縮することができる。詳細資料の確認には数日を要するとしても、必要な時に参照しうる体制と言える。情報漏洩防止への配慮があれば、書類の外部保管は十分可能と考える。

【意見 23】 書類の外部保管の検討

事務所統合の検討においては、賃借面積を小さくすることができれば、賃料も安くなる。完了案件資料の外部保管により、賃借面積の抑制を検討すべきである。ICT化の推進によるペーパーレス化と併せ、税務コスト削減の可能性を追求されたい。

(2) 書類の保管先

税務業務では提出された申告書等の申請書類や交渉記録等の保管が必要な書類が多くあり、「京都府文書の保管、保存等に関する規程」（昭和63年訓令第5号）に従って保管が義務付けられている。

第2条 文書は、この訓令に基づき整理し、迅速な検索ができるように一定の場所において、その所在を明らかにして保管し、又は保存しなければならない。

2 <略>

3 文書は、必要があるときは記録媒体の変換をすることができる。

同規程第2条第1項で「文書は、この訓令に基づき整理し、迅速な検索ができるように一定の場所において、その所在を明らかにして保管し、又は保存しなければならない」と記載されている。「迅速な検索」が求められるが「一定の場所」は事務所と同一の場所とは限定されていない。

また、第3項で「文書は、必要があるときは記録媒体の変換をすることができる」とあり、書類をPDF等の電磁データに変換して保管することも可能となっている。例えば過去のデータをPDFで保管し、原本は京都府の未利用資産に簡易型のユニットハウス等を設置して、そこで一元管理を行えば、省スペースでの集約化が実現し、検討可能な賃貸物件の選択の幅も広がると考えられる。

具体的な候補地は特に記載しないが、府有地の敷地内が望ましい。

(3) サテライト施設の設置

平成17年度の包括外部監査における「府民との対話が必要となるフロントオフィスについては、小規模のサテライト施設で対応可能」の見解については監査人も同意見である。

納税証明書発行センター等を京都市域の各所に配置すれば、更なる集約化も見込めよう。納税者視点から見れば、京都市が市内主要5駅に配している証明書発行コーナーに委託できれば利便性が高い。今はコンビニエンスストアでも証明書が発行できるようになった時代である。事務の共同化は双方にとってプラスとなるため、委託可能性につき前向きに検討されたい。

(4) 修正試算

上記の強化策によった修正試算のコストを以下に示す。書類の外部保管とサテライト施設の稼働により、1人当たりの必要スペースを6.5㎡まで圧縮することが、まず課題となる。これを実現できれば、3府税事務所の必要面積は、統合後人数125人×6.5㎡=813㎡となる。

統合後の機能	人員数 (人)	1人当たり 必要面積(㎡)	必要面積 (㎡)	賃料単価 (円/㎡)	月額 (千円)	年間 (千円)
3府税+自管(窓口以外)	125	6.5	813	4,200	3,413	40,950
機構地方事務所	61	9.0	549	4,200	2,306	27,670
機構本部+申告書受付センター <不変>	52	9.0	672	—	—	—
自動車税事務所等 (窓口業務)	34		306			11,971
					小計	80,591

書類の外部保管によって、保管スペースとしては $1,125 \text{ m}^2 - 813 \text{ m}^2 = 312 \text{ m}^2$ (約 95 坪) が必要となる。施錠が可能なユニットハウスであれば、床面積 66 m^2 (20 坪程度) が 5,500 千円で販売されており、 1 m^2 当たり 84 千円 + 運搬・設置諸費用で建築可能である。

耐用年数は 19～27 年と考えられるため、耐用年数 20 年として計算する。これを基準に考えると必要な費用は次のとおりである。

機能	必要面積 (m^2)	建設コスト (円/ m^2)	試算コスト (円)	年間償却費 (千円)
文書保管 (20年で償却計算)	312	87,000	27,144,000	1,357
建物管理費用 (年間償却費の10%相当)				136
小計				1,493

結果、修正試算の年間コストは $80,591 \text{ 千円} + 1,493 \text{ 千円} = 82,084 \text{ 千円}$ となる。現状と統合試算と修正試算を比較すると以下のとおりである。

	現状	統合試算	修正試算
単年コスト (千円)	139,000	91,208	82,084

統合試算でも単年度で 47,792 千円を節減できるが、修正試算では 56,916 千円までの節減が可能と試算した。修正試算ではサテライト施設の委託料が発生するコスト増があるが、対応する業務の減少により職員人件費の削減が可能であろう。

言うは易く行うは難し。

京都府が長年懸案としてきた問題をいよいよ動かすのであるから、統合の効果を最大限発揮するために、基本的には 2.3 の統合の方向性の提案をベースとされたい。しかし、面積の制限等から、統合試算のような検討も考えられるだろう。その検討過程で、更にコスト削減効果をもたらさう修正試算が実現できそうであれば、前向きに導入を検討されたい。

【指摘事項 9】 統合案の迅速な実行に向けた検討の開始

府税事務所の統合は、3 府税事務所と自動車税管理事務所の体制を大き

く変え得るものであり、京都地方税機構とも調整協力することで、大きなコスト削減効果をもたらすことが可能と見込まれるため、統合案の検討を急がれたい。

統合案のコスト削減効果を高めるためには、業務の ICT 化推進、資料の外部保管、サテライト施設の運用開始、機構の集約化、など様々な方策が考えられる。地方税システムの標準化など環境激変の時期こそ、税務コスト削減の可能性を追求されたい。

3.4 更なる可能性への提言

(1) 固定資産評価と窓口業務

京都府の府税事務所及び広域振興局の職員が従事する主な課税事務のうち、不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定については、固定資産課税台帳に価格が登録されていない新築家屋等の場合、不動産取得税を課する京都府と固定資産税を課する市町村とが固定資産評価基準という同じ基準に基づいて家屋を評価することから、家屋の規模等を基準として市町村と評価事務を分担している。

そうして市町村が評価した結果や丈量データを受け取る際の様式は、使用システムの違いから府内市町村で統一されていないため、京都府での課税事務に不必要に時間を要している。これは逆に京都府のデータを受け取る市町村でも同様の状況であると推察できる。

京都府が発足させた京都地方税機構は、府内市町村との事務共同化により、公平・公正かつ効果的・効率的な税務行政を実現することを目標としている。滞納案件の整理に一定の目途が付いた現在においては、更なる事務の共同化として、固定資産評価の共同化を目指されたい(第3章3.4.6にて意見済)。

また、府税事務所の窓口業務は、他の都道府県でも民間委託が導入されており、京都地方税機構では既に委託が実施されている状況でもあることから、府税事務所においても積極的に委託化を推進すべきである(第3章6.4(2)にて指摘済)。

(2) 京都市との共同化

京都地方税機構における法人課税の共同化は、書類の送付や提出事務が一

元化されるなど、納税義務者や税理士業界でもその有用性を高く評価している。しかし、京都府の人口の過半を占める京都市が京都地方税機構に加入していないため、京都市域の方が不便を感じるような状況となっている。

観光都市である京都市はコロナ禍の影響を大きく受けており、新聞記事によれば現在は各種行政サービスを厳しく見直しつつあり、身を切る財政再建に臨んでいる状況である。

政令指定都市である京都市と事務を共同化することは、我々の想像以上に高いハードルがあるのかもしれないが、税制という点では他の市町村とそれほど大きく変わるものではない。互いの課税権を侵さない京都地方税機構への参画は、府税事務所の配置にも大きな影響を及ぼし得る。双方にとって効用が高いと思われるため、京都市への参画を呼び掛けを再び試みられ、強化されるべきと考える。

【意見 24】 京都市との事務共同化に向けた呼び掛け

京都地方税機構の稼働と共同化範囲の拡大によって、京都市を除く府内市町村では課税事務の効率化が図られたが、府民の過半が居住する京都市域においては従前のままであることから、京都市域に居住する府民にとっては行政サービス効率化の恩恵が享受できていない。

政令指定都市である京都市との事務共同化は、これまでの府内市町村より更に高いハードルが想定されるが、京都府が稼働させた京都地方税機構の理念や意義は京都市にも通ずると期待する。加盟済みの市町村や納税者の声も参考にされ、引き続き、あらゆる機会を捉えて呼びかけを行い、更なる歴史的な変革を実現されたい。

必要とあらばオブザーバーとしての参加や選択加入方式、トップ外交の可能性も含め、京都府民の将来のため、双方がこれまでの柵や躊躇を乗り越えて共に歩む姿を見たく思う。

(3) 最後に

一般のビジネスにおいて、資金を使うことはたやすく、資金を稼ぐことは容易ではない。そのため、収入を獲得し利益を計上する部門は、会社において高く評価されるのが一般的である。

地方公共団体においては、税は強制的で権力的で一方的ではあるが、誰もが自発的に税金を納める訳ではない。住民の協力なき地域の民意は低く、そのような地域の行政や公共サービスに支障が生じる事態は想像に難くない。税務課は収入の確保だけでなく、公正・公平な課税を通じて、地域の自治意識を高く維持できるかどうかという、社会的意義の高い役割も担っていると言える。生きている限り全く税金を納めていない住民はいない訳であり、その意味で税務課は我々京都府民に最も広く接している部課である。地域住民の納税は義務であるが、納税者にとっては貴重な血税であるといった考え方が浸透できている自治体は、安易な補助金や扶助費への支出も控えられよう。議員各位や自治体職員の高い見識も期待する次第である。

京都府は、日本中を見ても例を見ない規模での税務事務の共同化を果たし、広域自治体として府内市町村における将来の地方行政に希望を灯したと言っても過言ではない。京都地方税機構のもとで滞納整理が顕著に進んだ主な原因は、現場職員や幹部職員の努力によって、府税・市町村税・国保料の情報が一元化され、最適な対応を発見しやすいワンストップサービスを実現できたことにあると考える。地方税はデジタル化が急激に進展しつつあるが、デジタル化はワンストップサービスを果たす際に最大の武器になるものであり、デジタル技術を駆使すれば、広く京都府民の意見を直接的に収集する仕組みも可能となろう。監査人は京都府こそ産官学連携が最も成功している自治体ではないかと思料しており、税務の分野でも産官学連携によって地域住民の納税意識を高めることで、参政意欲の高い地域となるのではないかと期待する。公共システムの標準化という大波に備え、最大限に事務の効率化が果たせる状況を実現すべく、本庁税務課と京都地方税機構は前例なく幅広い事前調整に邁進されたい。

最後に対象部局の方々をはじめ、人事課企画係の方々には円滑な監査の実施に大変ご協力をいただいた。この場を借りて感謝の意を表し、以て結びの言葉と致します。

以上

< 指摘事項・意見一覧 >

指摘事項	意見
------	----

第3府税の状況

3.1個人府民税			1	3.1.6(2)特別徴収率の更なる向上
			2	3.1.7(3)現年課税徴収率の向上に向けた取組
3.2個人事業税			3	3.2.2(5)納税通知書の返戻管理
			4	3.2.2(6)過去の誤謬事例等の共有
			5	3.2.3(2)税理士会との連携
			6	3.2.3(3)開廃業届の閲覧に向けた要望
			7	3.2.6個人事業税の判定について
3.3自動車税	1	3.3.7(3)自動車税(種別割)の徴収率向上	8	3.3.4(3)府税の納税地情報と車両登録情報の連携
			9	3.3.5(4)自動車税事務の更なる電子化の推進
3.4不動産取得税			10	3.4.3(2)複雑な家屋評価への対応
			11	3.4.3(3)市町村提供データへの対応
			12	3.4.6不動産評価の共同化
4法人二税	2	4.6.4(2)法人課税事務処理要領の不備	13	4.6.1(3)手入力作業合理化の検討
			14	4.6.2(2)外形標準課税法人の調査件数の確保
			15	4.6.3(2)収入課税法人の調査方法の開発
5徴収滞納			16	5.4(2)不納欠損処理に至る経緯の確認
6徴税費用			3	6.3(3)徴税人件費の見直し
			4	6.4(2)窓口業務の委託可能性
			5	6.7(2)京都地方税機構負担金の負担割合
7情報システム			6	7.3委託事業者に対する監査等の強化
			7	7.3定期的な内容が含まれる事項への対応
			8	7.4京都府パスワードポリシーの遵守
8課税客体			19	8.3(3)京都地方税機構が行う府税事務の把握
			20	8.4(2)個人事業税の課税客体捕捉
9人事			21	9.3税務職員の年齢構成について
			22	9.6本庁税務課以外税務関連部局の定数削減の検討

第4府税事務所のあり方

監査人の見解	9	3.3(4)統合案の迅速な実行に向けた検討の開始	23	3.3(1)書類の外部保管の検討
			24	3.4(2)京都市との事務共同化に向けた呼び掛け

9

24